

博士論文

米国における「人身取引」問題
—「実態」をめぐる語りの変遷—

佐々木 綾子

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程
SD052004

“TRAFFICKING IN PERSONS” IN THE UNITED STATES:
TRACING CHANGES IN THE NARRATIVE REALITY

SASAKI, Ayako

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

目次

目次	1
序章 「人身取引」問題の構築	5
1. 本研究の背景と目的	5
2. 本研究の位置付け	9
1) 米国の「人身取引」問題に関する先行研究	10
2) 認識と語りについて：社会問題フレームと発言者のポジショナリティ	11
3. 構築主義アプローチと筆者の立場	12
1) 構築主義アプローチとは何か	13
2) 筆者の立場	14
3) 問題経験の語りと社会問題が「構築されない」過程	15
4. 「人身取引」の語りの登場人物について	17
5. 分析資料、方法と用語について	19
1) 分析資料	19
2) 研究方法と分析手法	21
3) 用語及び記号の説明	22
6. 本論文の構成	24
第1章 「白人奴隷制」から「現代奴隷制」へ	26
1. 「人身取引」問題とは何か	26
1) 問題の概要と米国の取組み姿勢	26
2) 国際社会における動向	28
3) 「女性の強制売春」を問題化する歴史的背景	29
2. 「白人奴隷制」という現象	31
1) 「白人奴隷制」の変遷	31
2) 「白人奴隷制」をめぐる語りの浸透	32
3) 「白人奴隷制」の「加害者」について	33
4) 「白人奴隷制」が残したもの	34
3. 「白人奴隷制」と「現代奴隷制」の類似点	36
1) 語りの内容と「被害者」をめぐる境界	36
2) 外部から持ち込まれた「奴隷制」	37
3) 「新移民」の増大	38
4) 「黒人奴隷制」との比較	38
4. 陰なる複数の語り	39

第2章 TVPA 成立過程における「人身取引」をめぐる語り	41
1. 問題の表出期 (1993～1995年): 「ミャンマー人女性と少女の強制売春」への懸念	41
2. 問題の発展期 (1997～1998年): 「若く、純真な女性の人生」に対する懸念	44
1) 問題分類の変化: 「対外問題」から「女性問題」へ	44
2) 「人身取引」問題構築のレトリック	45
(1) 「人身取引」問題の前提	45
(2) 論拠	52
(3) 結論	53
3. 問題の論争期 (1999～2000年上期): 被害と「被害者」の範囲をめぐる	54
1) 新たなクレーム申し立て人の登場	54
2) 被害と「被害者」の範囲: 取引の対象と被害の内容	59
(1) 取引の対象をめぐる議論: 性の取引か、労力の取引か	59
(2) 強制性の在り処: 移動か仕事内容か、「自由」の放棄か	62
3) 争いの帰結: 「奴隷制」からの解放	67
(1) 米国建国の理念とアイデンティティー: 「救済者」の役割	67
(2) 米国の主導方法をめぐって: 制裁か、協調か	70
4. 問題の成熟期: TVPA の成立	71
1) 年間 5000 件のビザ支給上限: 5,001 人目以降の「自由」の行方	71
2) クレーム申し立ての「成果」	73
第3章 「人身取引」問題への取組みとその「成果」	75
1. 「人身取引」問題に関する取組みと TVPA	76
1) 取組みの基本方針と前提	76
2) 「深刻な形態の人身取引 sever forms of trafficking in persons」の定義	77
3) 合法的な滞在資格の創設	77
4) 支援の流れとサービスの内容	78
5) 帰国を希望する「被害者」に対する支援	79
6) 各国への対応	79
(1) 経済的支援	79
(2) ランク付けと制裁	80
7) 自国の取組みに対する評価	82
2. 取組みの「成果」と提言の提示	83
1) 予算の増額	83
2) 「成果」を示す統計資料	84
(1) 「加害者」訴追に関する「成果」	84
(2) 「被害者」の保護支援に関する「成果」	88
3) 取組みの改善へ向けた提言	92

第4章 米国という「救済者」：「奴隷制」からの解放と救済	95
1. 米国＝「救済者」の構図	95
1) 米国史と「救済者」言説	96
2) 奴隷を解放する「われわれ」の語り	97
2. テロ後の「人身取引」をめぐる語り	99
1) 内部の「敵」と外部の「味方」の選定	99
2) 「被害者」像の構築：「被害者」のイノセンス	101
3) 「加害者」像の構築	103
(1) 暴力的男性性と紳士の男性性	103
(2) 「加害者」の人種的マイノリティ性	104
3. 米国社会の再建へ向けて	109
1) ゼロ・トレランスの採用	109
2) 福祉対象者の拡大：「かれら」の包摂	112
3) 「性の領域」における「野蛮人」と「救済者」	112
4. 「人身取引」問題の範囲	113
第5章 問題解釈の変更を求めて：「支援者」の語り	116
1. 支援活動とアドボカシー活動	117
2. 「反売春の誓約 Anti-prostitution pledge」と支援活動	118
1) 「支援者」間の多様性	118
2) 売春をめぐる4つの立場	118
(1) 廃止派の主張	119
(2) 権利派の主張	121
(3) 規制派の主張	122
(4) 沈黙派の主張	124
3. 支援現場における「実態」の語り	124
1) 支援上の序列化	124
2) 被害の一般化と普遍化	126
3) 支援現場における「人身取引被害者」の生成	128
4. 問題解釈をめぐる2つの場面におけるレトリック	130
1) 解釈が「変更されない」過程のレトリック	130
2) 「被害者」が生成される過程のレトリック	131

第6章 「人身取引」をめぐる発言者のポジショナリティ	133
1. クレーム申し立ての主体と内容の連続性	133
1) 対抗クレーム申し立ての前提	133
2) 成員性カテゴリーと社会的カテゴリー	134
3) 「被害者」のトラウマ症状と「元被害者」への期待	135
2. 環状島モデルと発言者のポジショナリティ	138
1) 「人身取引」の環状島	138
(1) 「救済者」の位置	140
(2) 「元被害者」の位置	140
2) 環状島モデルの応用	142
(1) 斜面の傾斜と尾根の標高の違い	142
(2) 複数の環状島	144
(3) 被害の重さ比べと「重篤者」の判定	145
3. 多様な「実態」の行方	146
1) 曖昧な主体と曖昧な問題経験の語り	146
2) 第三者によるカテゴリーの押し付け	147
3) 社会問題フレームの結合	148
終章 「現代奴隷制」を越えて	150
1. 本論文の到達点	150
1) 「人身取引」問題の構築過程を振り返って	150
2) 見えにくい「実態」について	151
(1) 男性の被害	151
(2) 女性の労働搾取の被害	154
(3) リスクの重さ比べ	155
3) 本研究の成果と限界	155
(1) 考察と分析の成果	155
(2) 本研究の限界	156
2. 日本における「人身取引」問題の考察にむけて	158
1) 日本の社会歴史的背景	158
(1) trafficking の日本語訳をめぐって	158
(2) 「外国人女性の強制売春」の問題化	160
(3) 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) の設立	161
2) 「社会福祉」の解釈枠組み	162
3) おわりに	164
あとがき	165
調査用紙	167
文献一覧	169

序章 「人身取引」問題の構築

人身取引とは、人間の尊厳を冒し、多くは10代の若者や幼い子どもたちが、暴力的な犯罪者によって連行され、売り飛ばされ、性的に虐待されるという犯罪行為であります。我が国はこの現代奴隷制と戦い、廃絶していくことを堅く決意致しました。

George W. Bush 元大統領、2006年1月¹

1. 本研究の背景と目的

「現代奴隷制 Modern-Day Slavery」という別称を持つ「人身取引 Trafficking in Persons」という社会問題に対し、米国は 2000 年人身取引被害者保護法 Trafficking Victims Protection Act of 2000 (以下 TVPA) (P.L. 106-386)²を制定し、「加害者」訴追と「被害者」の保護支援を実施するための包括的な枠組みを整備した。1996年に福祉改革が実施されて以来、移民に対する社会保障や福祉サービスの受給要件が厳格化されたこともあり、「不法移民」とも解されてきた「人身取引被害者」が福祉サービスを利用するには障壁が大きかった。しかし TVPA 施行後は、「被害者」及びその家族は滞在資格及び就労資格を得ることが可能になったとともに、難民と同等の社会サービス享受する権利を与えられ、米国において自立するために必要な支援を提供されている。

2000年以降、米国は政府が取り組むべき様々な政策課題のなかでも「人身取引」問題を優先的に取り組むべき課題として取り扱い³、国際社会を主導する役割を担ってきた。こうした対応を米国が取るようになった背景には何があるのだろうか。そもそも、米国において「人身取引」問題は、誰によって語られ、何を資料とし、社会のどのような「常識」や価値観に照らし合わせて社会問題であると認識されるようになったのか。

「人身取引」の定義や原因をめぐるには様々な解釈があり、「被害者」認定の難しさについても議論がある。そうしたなかで、ある特定の解釈が「人身取引」の「実態」として受け入れられ、その「実態」に即した法制度が整備され、ある基準に沿って「被害者」と見

¹ U.S. Department of Justice 2008 Attorney General's Annual Report to Congress and Assessment of the U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons Fiscal Year 2007, p.1.

² この法律は、「人身取引及び暴力被害者保護法 Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000 (以下、VTVPA)」の中の1部として成立している。VTVPAはA,B,C3つの部分から構成されており、Aにおいて「人身取引被害者」の保護を、Bではドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に対する暴力の被害者保護を、Cではその他関連の被害者保護について扱っている。Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000 (P.L. 106-386-Oct. 28, 2000), Available at: <http://www.state.gov/documents/organization/10492.pdf> [2008/08/11]

³ 例えば、2001年3月に行われた当時の国務長官の John Ashcroft がそうした主旨で行った発言は、その後も様々な箇所において引用されている。

(例えば、<http://2001-2009.state.gov/g/tip/rls/fs/17968.htm> 参照)。

做された人々への支援が実施されている。そこでは、どのような力が働き、誰の声がどのように聞かれていて、何が成し遂げられているのか。これらに着目し、米国の「人身取引」問題構築の背景と様相とを明らかにしておくことが、本論文の目的である。

あらゆる問題がそうであるように、米国において「人身取引」問題が社会問題であると認識され、対処されるようになるまでには、「被害者」、「支援者」、政策立案者、社会活動家、学者、研究者、官僚等、あらゆる関係者の間における無数のやりとりがあった。

筆者は、TVPA が成立する直前に当たる 2000 年、米国で実際の「被害者」支援に携わっていたが、当時の米国には「人身取引被害」を判断する明確な基準は存在しておらず、社会における問題の認知度も低かった。従って、現場の「支援者」たちは他の先進諸国の状況を参照し、「支援者」同士の情報交換によって「人身取引被害」の判断基準を作り上げた。そして、「人身取引被害」の「実態」を語り、問題の解決と「被害者」支援に関する公的対応の必要性を社会に働きかけていったのである。

当時の「支援者」たちは、公的対応を得ること、具体的には法制度を整備することを目的として「実態」を語ったわけだが、すべての語りが「実態」としてそのまま政策立案者に聞き入れられたわけではなかった。例えば、「人身取引」が女性の性的搾取の問題であると捉えられてきた米国において、男性の被害や労働搾取の被害は、「人身取引」としては認知されにくい出来事であった。メディアは性的搾取の被害事例をより多く取り上げたし、米国議会では性的搾取の「被害者」やその「支援者」が公聴会で証言を行い、「性的搾取目的の人身取引」を議題の中心とした法制度の成立が目指されていた。

一方で、「支援者」たちも、語りかける対象や語る場所によって、その「実態」を取捨選択して語った。例えば、筆者の属していた支援団体は、「人身取引」とは性的搾取の問題ではないということを主張したり、労働搾取の被害を大きく取上げてもらおうと、その「実態」について特に重点的に語ったこともあった⁴。筆者が支援を行った「クライアント」の多くは、女性ではあっても家庭内や工場における労働搾取の「被害者」であり、連携する支援団体の「クライアント」の半数以上は男性で、且つ工場や溶接現場における労働搾取の「被害者」であったからだ。性的搾取の被害を受けた者たちがいなかったわけではなかったが、労働搾取の被害ケースこそが、筆者の所属する支援団体における「人身取引」の「実態」として語るにふさわしいものであり、且つ、労働搾取の被害により多くの注目を向けさせるために、積極的に語るべき内容であると判断されていたのである。

2000 年 10 月に成立した TVPA は、「性的搾取目的の人身取引」に重点は置いているものの「労働搾取目的の人身取引」や物乞い等をさせることによって経済的利益を得るために行われる「人身取引」についても処罰の対象とし、その「被害者」を保護支援する仕組み

⁴ 筆者の属していた支援団体は、ロサンゼルスにある Coalition to Abolish Slavery and Trafficking (CAST) で、現在でも「人身取引被害者」支援を主導する NGO である。団体の訴えは、例えば“Trafficking in Humans Isn’t Behind Us Yet”, *Los Angeles Times*, February 11, 2000; “Trafficking in Persons”, *The Washington Post*, January 30, 2000 参照。

を創り出した。しかしながら、TVPA 成立後数ヶ月のうちにクリントン政権からブッシュ政権へと政権が移り、間もなく同時多発テロが発生した。テロ後の米国政府は、「人身取引」に関する政策と売春根絶政策とを連動させ、且つ「人身取引」根絶を「テロとの戦い」のなかへと組み込みながら取組みを推進していった。そして、世界各国の政府や NGO に対しても、米国が「救済者」的な立場をとり、「野蛮な行い」を許容する国々を「文明化」していく、あるいは指導更生していくといったメッセージを陰に陽に発するようになったのである。

米国政府は、売春を「もともと有害で人間性を奪う *inherently harmful and dehumanizing*」ものとして位置付け、「売春の廃止が人身取引の根絶に繋がる」という見解を政府の公式見解として打ち出した⁵が、その姿勢は、ブッシュ元大統領を支えていた宗教右派の政治への干渉に対する懸念や政権の右傾化に対する抵抗等と相まって、国内外から道徳改革運動 *moral crusade* あるいはモラル・パニック⁶などと評され、批判されるようになった⁷。政府は、米国内においても「性的搾取目的の人身取引」に焦点を当てた「加害者」の訴追と「強制売春」や「児童買春」の「被害者」を救済するための対策の整備に特に力を入れたが、一方では、そうした対策の対象として含まれにくかった男性や労働搾取の「被害者」について語る「支援者」側の声により一層大きくなった。

2003 年、ブッシュ元大統領が売春合法化やセックスワーカーを支援する NGO には政府の補助金を事実上支給しないことを決定し、売春に対する立場表明をするよう「支援者」に課すようになると、あらゆる関係者が「強制売春」と「自発的売春」をめぐる議論に巻き込まれながら、どの語りが「人身取引」の「実態」により近いのかを競い合うようになっていった。

こうした米国政府のやり方に対する国内外からの批判はさらに強まり、それを受けた政府は 2004 年以降、労働搾取の被害にも注目した発言を度々行うようになる。2005 年度の国務省報告書では、「労働搾取目的の人身取引」に対する各国の対策を特に評価するなど⁸、あらゆる形態の「人身取引」を米国が平等に取り扱っていることを積極的に世界に発信する様子が窺える。世界へ向けたこのような発信は 2009 年現在でも続いているが、米国政府の推進する政策そのものは依然として性的搾取の取締りにより大きな比重をかけており、

⁵ U.S. Department of States Bureau of Public Affairs 2004 *The Link Between Prostitution and Sex Trafficking*. Available at: <http://www.state.gov/documents/organization/38901.pdf> [2008/06/24]

⁶ モラル・パニックとは、ある事態や出来事、個人や集団などが社会的価値や関心にとって脅威と定義され、その意味付けがマス・メディアによって固定化され、文筆家や政治家等が道徳防衛のためのバリエーション構築に乗り出し、専門家たちが診断を下して対策を提言し、それへの対処法が創出されるような事態のことである。詳しくは徳岡秀雄 1987『社会病理の分析視角：ラベリング論・再考』東京大学出版会、p.228.

⁷ 例えば、Weitzer, R. 2006 "Moral Crusade against Prostitution", *Society*, March/April; William, M. 2004 "Traffic Counts, Symbols, and Agendas: A Critique of the Campaign Against Trafficking of Human Beings", *International Review of Victimology* 11, pp.143-176.

⁸ U.S. Department of States 2005 *Trafficking in Persons Report*

「性的搾取目的の人身取引に不当なほど焦点化している」などとも言われている⁹。また、支援現場からは、とりわけ、男性の労働搾取の被害ケースの場合にはビザを取得しにくく、支援の際の連携機関や弁護士の理解や協力を得にくいとの声もきこえる¹⁰。

こうした状況を鑑みると、「人身取引被害者」を直接支援している「支援者」、「被害者」をより良く保護支援できるようにするための法制度を整備する政策立案者、できあがった法制度を適切に運用しながら業務を遂行することを求められる政府機関関係者（本論文においては、政策立案者と政府機関関係者を合わせて、「奴隷」を解放し救済していく役割を担う者という意味で「救済者」と呼ぶ）、あるいは国際的な「人身取引」根絶へ向けた協働体制を築き上げる役割を担う国際機関に属する人々は、「実態」の解釈をめぐって何を根拠にどのような共通の認識を紡ぎ出しているのかという疑問が生じる。

直接支援か間接支援かを問わず、「人身取引」問題を根絶しようとする人々は、統計や事例、経験や見聞、他国や過去の対応、常識や倫理等に照らし合わせつつ主観的にそう思われた「実態」を語り、解決方法を考え、成文化を行おうとする。しかし、人々が説得材料として用いる統計や事例に表される「実態」は、ある基準に沿って解釈を行い、他の解釈を退けてこそ成り立つ¹¹。つまり、「人身取引」の「実態」をめぐる語りは、語る側と聞く側との相互行為によって、双方がある解釈を共有したときのみ「実態」として成り立っているものであり、解釈を共有しなければ、統計や事例も説得材料としての役割を果たし得ない。「人身取引」の「実態」は、語る人の数だけ存在し、それはすべて「実態」であるとも解釈できるし、逆に、それらはすべて真の「実態」ではないともいえる。

「実態」は一つではない、多様である、という説明はいくらでも可能であるが、多様であり得る「実態」を、すべてカバーできる法制度を整備していくことは不可能に近い。であるならば、どの「実態」を選び取り、その法制度が保障すべき「被害者」が経験する「実態」とするのか。典型的パターンとその対処法を、誰が決めるのか。

本論文の第 5 章までは、後に詳述するように、社会問題の構築主義アプローチを用いて言説分析を行い、どの「実態」が真実か、という問いを立てたり、「実態」の多様性を認識する必要性について敢えて強調するようなことはしない。筆者がここで明らかにしたいのは、どのようにしてある「実態」の解釈が人々に「実態」として受け入れられ、その背後には、どのような力が働いているのかである。

「どのようにして問題が構築されてきたのか」という問いを明らかにした後、第 6 章では、多様な「実態」が語られるなかで特定の「実態」が受け入れられていく場で何が起きているのかについて、問題の 이슈化のされ方、「実態」を語る人々のポジショナリティ

⁹ Huckerby, J. 2007 United States of America. In Global Alliance against Trafficking in Women, Collateral Damage: The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World, pp.230-256, p.230. Available at: http://www.gaatw.net/Collateral%20Damage_Final/CollateralDamage_US.pdf [2009/08/05]

¹⁰ 2007年9月及び2008年1月に筆者が行ったインタビュー調査による。

¹¹ 草柳千早 2004『「曖昧な生きづらさ」と社会 クレイム申し立ての社会学』世界思想社 pp.31-61.

といった観点から改めて考える作業を行う。

筆者は、1999年から2001年にわたって米国でソーシャルワーク¹²を学び、その考え方に共感し、その立場から「人身取引」問題を捉え、「被害者」を直接的・間接的に支援しようとしてきた。しかし、様々な事情から支援現場を離れ、アカデミックな場において「人身取引」について考える機会が増えるにつれて、直接支援に携わっていたときには深く考察する機会をもてなかった「実態」や定義に関する人々の認識の移り変わりに対する疑問が大きくなった。

現在、現場に携わっていない自分が、間接的ながらも「被害者」を支援するためにできることは、誰の語りが社会的に重要視され、どのような流れのなかで、なぜそうした解釈が正しいものとして、あるいはより「実態」に近いものとして認識されるのかを丁寧にみていくことではないかと思いついた。ある解釈が、なぜ、あるいはどのようにして、人々に受け入れられるのかを解明していくことは、支援を提供し、改善を実現する側に立とうとする人々が陥りがちなパターンリスティックな物の見方を内省するという意味でも必要であり、「望ましい社会」を実現させるための原因究明型、問題指摘型の研究に幅を持たせるものだと考え、本研究を遂行するに至った。

2. 本研究の位置付け

筆者は、過去10年間にわたり、米国及び日本でのケースワーク、ソーシャルアクション（社会活動）、NPO活動、政策研究及び学術研究を通して「人身取引」問題と社会福祉に係ってきたが、そのなかで、両国における問題の扱われ方、現象説明のための材料、事例展開パターン、他の社会問題との位置付け方、社会福祉の対応等に大きな違いをみてきた。

本研究は、米国における「人身取引」問題を扱っている。米国を取上げたのは、筆者が最初に「人身取引」問題に係った際に居住していたからという単純な理由もあるが、それ以上に、米国が世界で初めて各国の「人身取引」に関する取組みを評価し、各国の法制度に大きな影響を与えてきたからである。日本も米国に影響を受けた一国であるが、本研究は、日本における「人身取引」問題の立ち現れ方、取り扱われ方、今後の「被害者」保護支援の可能性等を考察していくことも視野に入れており、米国の状況を理解しておくことは今後の筆者の研究の基礎となる。そうした意味において、本研究で取上げた米国の事例は有益であると確信している。

¹² 国際ソーシャルワーカー連盟によって示された定義では、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」とされている（2000年7月採用、2001年1月IFSW日本国調整団体により決定した定訳）。

1) 米国の「人身取引」問題に関する先行研究

米国の「人身取引」問題については、社会学、女性学、法・司法学、犯罪学、社会福祉学、経済学など、多くの学問分野が取り上げており、またルポルタージュ、新聞記事、映像資料等もかなり幅広く存在している。米国の学術界¹³において、「人身取引」というトピックが社会科学や法・司法学等を中心として徐々に関心を集めるようになったのは1990年代後半であるが、とりわけ2000年にTVPAが成立し、2003年以降にブッシュ元大統領が売春根絶政策と大きく連動させて「人身取引」問題を扱うようになると、学問分野を超えて議論が盛り上がりを見せるようになった。

こうした議論の盛り上がりのなかで生み出されてきた先行研究は、現状の問題点を指摘し改善のための提言を行うものが多い。例えば、ジェンダーや格差などの社会構造との関係のなかで問題を分析したり¹⁴、売春と「人身取引」とに共通する問題点やメカニズムを分析するもの¹⁵、売春根絶と「人身取引」根絶という2つの異なった目標が同時に語られることによる「被害者」への影響を説き、現状の認識改変を促そうとするもの¹⁶や、支援現場の「支援者」が、自らの経験をもとに成果や課題を分析し、提言を行っていくもの¹⁷が主要な研究成果として蓄積されている。

ただし、これらの先行研究の成果は、ほとんどが女性を「被害者」とし、「性的搾取」をその被害形態とする「人身取引」に関するものである。Gozdziak & Bump¹⁸は、「人身取引」には様々な形態があるにも拘わらず、多くの先行研究が「女性の性的搾取目的の人身取引」を取り扱っており、男性の被害や労働搾取の被害についてはまだ成果が蓄積されていないことを文献のレビューから明らかにしている。

Gozdziakらは、社会科学、法・司法学、医学・疫学を網羅するEndNoteというデータベースを使用して「人身取引」について英語で書かれた文献をレビューし、その結果、適

¹³ このような言い回しは適切でないかもしれない。「人身取引」問題は、国際的・学際的問題として取り扱われているし、且つ、様々な学問分野はそれぞれに国際化している。また、英語を母語とする米国の学者や専門家は、英語で行われる世界的な議論にも参戦し易い立場にあるため、日本の学術界における日本語での議論のされ方に比較すると、意見や対話が国境を越えやすいといえる。従って、厳密には議論を「米国」に限定できない。

¹⁴ 例えば Sloan, L. & Wahab, S. 2000 “Feminist Voices on Sex Work: Implications for Social Work”, *Affilia*, 15(4), pp.457-479.

¹⁵ 例えば Farley がゲストエディターとして編集した *Journal of Trauma Practice* の2003年2巻3号では、雑誌全体が売春と「人身取引」とに焦点をあて、双方の有害性や問題点を指摘している。Farley, M.(Guest Editor) 2003 Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress, *Journal of Trauma Practice*, 2(3/4).

¹⁶ 例えば, Saunders, P. 2005 Traffic Violations: Determining the Meaning of Violence in Sexual Trafficking Versus Sex Work, *Journal of Interpersonal Violence*, 20(3), pp.343-359.

¹⁷ 例えば Moore, C. 2006 “How Strong Collaboration Between Legal and Social Service Professionals will Improve Outcomes for Trafficking Survivors and the Anti-Trafficking Movement”, *Intercultural Human Rights Law Review* 1, pp.157-184.

¹⁸ Gozdzia, E. and Bump, M. 2007 *Data and Research on Human Trafficking: Bibliography of Research-Base Literature Final report*, September 2008, (NIJ Grand-2007-VT-BX-K002) Available at: <http://isim.georgetown.edu> [2009/07/10]

切なものとして 741 の著作物を同定した¹⁹。そして、そのうち学術雑誌等の論文は 218 本で、なかでも実証的研究に基づいたものは 39 本、このうち性的搾取に関するものが 36 本であったという結果を提示している。さらに、この 39 本の学術論文のうち、女性を研究対象としているのは 30 本、子どもを対象としているのは 7 本であるのに対し、男性を含めた議論は 2 本しかなかったということも明らかにした。

これらの先行研究は、あくまでも **trafficking** という用語を用いて記述されているものであるため、それを用いなくて記述される、売春や性産業のなかでの搾取的な労働状況やその歴史について、あるいは合法産業及び性産業以外のインフォーマルな産業における労働搾取や労働運動の歴史についても、先行研究として併せてみておく必要があった。しかしながら、そうした分野には膨大な研究が蓄積されており、**trafficking** という用語を使用せずに「人身取引」が現在意味しているところの現象や影響を描いているものを同定することは難しかったため、こうした先行研究に関しては十分な考察を行えなかった。

本研究は「人身取引」という社会問題の構築過程を追っているが、それは、**trafficking** という用語によって米国の人々がどのような出来事や既存の社会問題を同類である、あるいは繋がりがあるとして見定めているのかを追うこととも重なっている。従って、先行研究に関する考察が足りなかった部分は認識しつつも、現在公式に認定されている「人身取引」に関しては、女性を「被害者」とし、「性的搾取」をその被害形態とする研究成果が多く蓄積されてきたということを前提とした。そして、「人身取引」の現状や問題点が、どのように「支援者」や「救済者（政策立案者と政府機関関係者）」に認識され、言語化され、記述されていくのか、それらがどのような社会背景のもとで、他のいかなる社会問題とセットで語られ、対処されようとしているのかに焦点を当てた考察を行った。

2) 認識と語りについて：社会問題フレームと発言者のポジショナリティ

本研究で分析の対象としている、人々の認識や語り、語る主体のポジショナリティと語りの取上げられ方については、草柳²⁰と宮地²¹の議論に大きなヒントを得ている。

草柳は、個人の問題経験を社会のあり方に還元して経験させるような解釈枠組みを社会問題フレームと呼び、ある出来事が発生したときに社会問題フレームが作動するような、類型化された目録が社会には知識在庫として共有されていること、目録外の出来事が起きたときに、それが新たな社会問題として人々に認識されるかどうかは、そう定義しうるような語彙が社会にいかにあり得るかに拠ると指摘する²²。

この社会問題フレームに即して、人々は「騙されて米国へ連れてこられ、架空の借金を背負わされ、売春宿に閉じ込められ、抵抗するとレイプされ、体調に拘わらず 1 日

¹⁹ 期間は限定していないが、1990 年以降の「人身取引」問題を扱うものとして適切なものを同定している。同定のプロセスは、同上、pp.15-20.

²⁰ 前掲、草柳 2004.

²¹ 宮地尚子 2007 『「環状島」＝トラウマの地政学』みすず書房.

²² 前掲、草柳 2004, p.36.

20人の客の相手をさせられたアジア人女性の経験」を、「性暴力」あるいは「女性に対する暴力」であり、「人身取引」であると認識する。

既存の社会問題は、新たな出来事や経験が問題か否かを判断するための重要な資料となるし、新たな問題をどう位置付け、どのような関連の施策のなかで対処するのか（例えば、「人身取引」を「女性問題」として位置付けるのか、「移民問題」として位置付けるのかで施策の方向性が異なってくる）を決定するための参考資料となる。

本研究では、このような社会問題フレームの機能を参照しながら、主に政策を打ち出す立法府である米国議会において「人身取引」問題がどのような種類の問題であるとして認識され、その認識が変わっていったのか、その変遷過程を追った。

「人身取引」というクレーム申し立て活動を取りまく発言者のポジショナリティについては、宮地の研究を主に参照している。宮地は、環状島という〈内海〉のある島のモデルを用いてトラウマに関する発言者のポジショナリティを論じるが、人は、トラウマからの距離が近く、その症状が重ければ重いほど、そのトラウマ経験を語りえない状態に陥ってしまうこと、語られた内容の重みや信憑性が、発言者の立場やそのできごとからの距離と結びつけられて測られること、そして語る資格や権利がそれによって与えられたり奪われたりすることを指摘している²³。

環状島は、「人身取引」「強制売春」「性的虐待」など、特定の事象や経験ごとにも描くことができるし、複数の事象や経験を組み合わせても描くことができる。宮地は、複数の経験を組み合わせる複数の環状島を描いたり、環状島の想定の仕事を変えることによって、これまで「敵」であった人々を「味方」としながら問題を訴えていくことが可能になると述べている²⁴。ある社会運動の成り立ちや様々な問題のイシュー化のされ方、ある側面からの問題のイシュー化が困難な理由や背景についても、環状島を活用しながら分析していくことが可能である。

本研究では、環状島モデルを活用、応用し、「人身取引」の歴史的あるいは社会的な側面も考慮しながら、語りの主体、語りに登場する人々の位置関係に関する考察を深めていく。

3. 構築主義アプローチと筆者の立場

本研究を実施するにあたり、筆者は「社会問題の構築主義」の考え方を参照している²⁵。つまり、「人身取引」問題を客観的に存在するものとしてではなく、「クレーム申し立て活動」として捉え、人々の言説実践行為がその「実態」を構築するとの立場に立って、改めて「人身取引」問題が何を問題として成立した社会問題であるのかを考察することから取り組み始めた。ここでは、構築主義アプローチの概要を説明し、当該アプローチを使用し

²³ 前掲、宮地 2007, pp.3-38.

²⁴ 同上、pp.65-107.

²⁵ 中河伸俊 1999『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』世界思想社

た理由と筆者の立場を確認したい。

1) 構築主義アプローチとは何か

社会問題の構築主義を提唱したスペクターとキツセの『社会問題の構築 *Constructing Social Problems*』²⁶において、これまで社会問題という言葉が指し示してきた社会の「状態」について理解をより深めるために、社会問題を人々による「クレーム申し立て活動」として概念化するべきであることが主張された。そのなかでは、社会問題は、「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」であると定義され、「ある状態を根絶し、改善し、あるいはそれ以外のかたちで改変する必要がある」と主張する活動の組織化が、社会問題の発生を条件付ける²⁷とされた。

構築主義的なアプローチで重要な概念となるのは、人々のこうした主張を意味する「クレーム申し立て」と「社会問題のカテゴリー」である。スペクターとキツセの業績を日本に紹介し、構築主義研究の第一人者としても名高い社会学者の中河によれば、社会問題のカテゴリーとは、「困った社会の状態を指し示す言葉」である²⁸。言い換えれば、それは人々が社会問題として捉えているような、「いじめ」「援助交際」「児童虐待」「DV」などといった言葉の定義であり、それによって示される「状態」を指し示す言葉である。これらの言葉は、クレーム申し立て人が「実態」や「事実」を指し示すのに使われるのと同時に、道徳的な価値判断や特定のイメージも併せ持っているため、クレーム申し立てを行う人々だけでなく、私たちの日常の生活等においても、日々の経験や問題を記述したり言語化したりする際の便利な道具として使用されている²⁹。

社会問題のカテゴリーによって示される中身は、時代や社会によって変化する。中河は、スペクターとキツセによって示された「精神遅滞」や「同性愛」といった逸脱カテゴリーの歴史的変遷を取り上げ、以下のように説明する。「ゲイ解放運動」が「同性愛者」に替わる「ゲイ」という呼称の使用を呼びかけたとき、それは単なる言葉の置き換えを提唱したわけではなく、社会の分類システムのなかでの「同性愛者」の位置付けを変更させようとしたのである、と³⁰。「ゲイ解放運動」の言説のなかでは、「ゲイ」であること自体が問題な状態であるのではなく、「ゲイ」であることによって被る「差別」や「偏見」や「社会的不利」が問題な状態であると提起された。この運動によって、社会の分類システムにおける

²⁶ 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳 1990『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて』マルジュ社 (Spector, B. & Kitsuse, I 1977, *Constructing Social Problems*, Aldine de Gruyter.) pp.115-151.

²⁷ 同上、村上他訳 1990, p.119

²⁸ 前掲、中河 1999, p.28.

²⁹ 例えば、『DV』を理由として離婚した私が『派遣切り』に合って、子どもを進学させられなかったなど、「DV」や「派遣切り」という社会問題カテゴリーを使用した発言を行うことで、「子どもが進学しなかった」という出来事の説明だけでは伝わらない、離婚した「元夫」が「加害者」で「私」や「子ども」は「犠牲者」である、といった想定を伝えることができる。

³⁰ 前掲、中河 1999, p.29.

「同性愛」の位置付けは変化し、例えば国会図書館は、書籍分類システム上「異常性関係」のカテゴリーの下に置いていた「同性愛」の項目を、「性生活」のカテゴリーへと移した³¹。

本研究では、このような構築主義的アプローチの使用法に関して、米国の「児童虐待」問題の構築とその構築を促した社会側の要請をフーコーの理論をもとに社会統制の一部と考へながら考察している上野の研究³²、明治期以降の「売春」の語られ方を追った赤川の研究³³を特に参照した。また、ソーシャルワークや支援が社会秩序の維持や社会統制にどのような貢献をしているのかを改めて考える上では、中河らが訳したレスリー・マーゴリン著作の『ソーシャルワークの社会的構築：優しさの名のもとに』³⁴を参照した。

2) 筆者の立場

中河によれば、1970年代に登場した社会問題の構築主義は、その概念を基礎として、資源動員論やモラル・パニック論等、様々な理論と結びつけられ、多くの研究者によって使用されてきた³⁵。

一方、当該アプローチは、多くの批判にも晒されてきた。有名なのは、80年代のウルガーとポーラッチによるオントロジカル・ゲリマンダリング *ontological gerrymandering* 問題（略して「OG問題」と呼ばれる）の提出である。彼らの批判は、構築主義アプローチが、社会問題の「活動」に焦点をあて、「状態」についての判断は不問に付すとしながら、暗黙のうちに「状態」の想定をおこなっているのではないかというものであった³⁶。

この「OG問題」以降、構築主義的な研究を指針とする者たちは、客観的現実の想定をまったくおこなわず、クレーム申し立て活動におけるレトリックの分析に特化する厳格派、客観的現実について節度ある想定をおこない、クレーム申し立て活動を社会歴史的なコンテクストのなかに位置付けるコンテクスト派、批判に拘泥しない脱構築派の三派へと分かれていった³⁷。

筆者の立場は、客観的現実についてある程度の想定をおこない、クレーム申し立て活動を社会歴史的なコンテクストのなかに位置付けるコンテクスト派に属する。筆者は、米国における「人身取引被害者」を自ら支援した経験や、その後も交流を持つ「支援者」たちとのやりとりから、米国社会で現在認識され、対処されているような公式に認定された「人

³¹ 同上、pp.29-30.

³² 上野加代子 1996『児童虐待の社会学』世界思想社

³³ 赤川学 1995「売買春をめぐる言説のレトリック分析—公娼・廃娼論争から<性の商品化>問題へ—」江原由美子編『性の商品化』pp.153-231. 勁草書房

³⁴ 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築：優しさの名のもとに』明石書店 (Margolin, L. 1997, *Under the Cover of Kindness: Intervention of Social Work, the Rector and Visitors of the University of Virginia.*)

³⁵ 前掲、中河 1999, p.267.

³⁶ 千田は、ウルガーとポーラッチの主張を簡潔に、分かり易く説明している。千田有紀「序章 構築主義の系譜学」上野千鶴子編 2001『構築主義とは何か』勁草書房、pp.1-41. p.23.

³⁷ 同上、及び、赤川学「第二章 言説分析と構築主義」上野千鶴子編 2001『構築主義とは何か』勁草書房、pp.63-83, pp.72-73.

身取引」の語りや「実態」は、非常に部分的なものではなく、光が当てられていない「実態」の方がむしろ多いのではないかと考えている。また、ブッシュ政権下で構築されてきた「人身取引との戦い」の物語の背景には、「人身取引」を根絶するという目的以外に達成すべき事項が設定されており、「人身取引」をめぐる語りや、より大きな物語を作り上げる、いわばパズルの一片のような機能を持たされているのではないかと考えている。

TVPAによる定義、米国政府発行の報告書にみられる「人身取引」の「実態」、あるいはブッシュ元大統領が中心となり積極的に作りあげてきた「人身取引」根絶のための米国のリーダーシップや取り組みは、これまで人間扱いされず、使い捨てられてきた多くの人々を「救済」するのに実際役立っているだろう。しかし一方では、多くの人々の経験をステレオタイプ化しながら自国の「正義」や価値観を普遍化し、自国を中心とした先進諸国の価値観や政策こそが「人身取引」の様々な要因を作り出してきたということについては棚上げしつつ、ある一定の「被害者」の存在は見ても見ぬふりを続けている。それは、結果として性別、人種、民族、出身地域、社会階層等に基づいた従来のヒエラルキーを維持することに繋がっており、米国の歩みを正当化することにも繋がっている。

これらは、米国政府が意図的に行っている部分も多分にあるだろうが、無意識の行動パターンとして米国社会に生きる人々の認識システムや行動システムのなかに組み込まれている部分も少なからずあるのではないかと筆者は考えている。

筆者は、このように現状を認識している。それにも拘わらず、なぜ客観的現実を想定しないことを原則とする構築主義アプローチを用いて本研究を実施したのか。それは、「人身取引」という現象を説明する定義は存在しているものの、それが一体何を問題としているのかが極めて曖昧且つ多様であるなかで、言説を成り立たせる権力の配置や、言説を支える資源の厚みや薄さ、社会がどのような価値観のもとに動いているのかなどを明らかにする方法として当該アプローチが有効だと考えたからである。そして、先述したような、米国社会に浸透している認識システムの力をより鮮明に描くためにも、構築主義的な物の見方が意義を持つと考えるからである。

従って、本研究は、筆者の考える「人身取引の実態」が真実であることを証明するために、米国が公式に認定する「人身取引」の語りの被構築性を描くことを目的としているわけではない。繰り返しになるが、本研究で構築主義アプローチを使用する目的は、どのようにしてこの「実態」が選ばれてきたのかを明らかにすることであり、それによって「被害者」の支援活動や社会全体がどのような影響を受けていて、なぜ現在のような「人身取引」の語りやドミナントな解釈であるのかをより深く考察するための素地を作り出すことにある。

3) 問題経験の語りや社会問題が「構築されない」過程

構築主義的社会問題研究において、『クレーム申し立て』とは、基本的に、『社会問

題』を定義する表明であり」³⁸、人々によって「観察可能な『クレーム申し立て』として社会的に流通する言説」³⁹のことである。草柳は、個人が身近な生活のなかで経験する「問題」や「生きづらさ」についての語りを「問題経験の語り」とし、それを「クレーム申し立て」とは区別する。そして、人々がある「状態」について語るものが「社会問題を定義するクレーム申し立て活動」となるためには三重の定義が争われていることを指摘している⁴⁰。

三重の定義とは、第一に、ある「状態」を「問題」であるとする定義、第二に、それを表明する「問題経験の語り」が「クレーム申し立て」であるとして人々に認識される、「いまここ」のリアリティ定義、そして第三に、それらの定義が「適切」なものであるというリアリティ定義のメタ定義である⁴¹。

草柳は、上記で説明したような「問題経験の語り」が「クレーム申し立て」であるとして人々に認識されなかったり、「クレーム申し立て」としては認識されてもそれが社会問題として「構築されない」過程に主な焦点をあてている。そしてそこには、個々人の問題経験が「気のせい」「被害妄想」「わがまま」であるというように、問題経験自体を否定するレトリックや、「自業自得」「不可抗力」「神の意志」などというように、問題自体がそこにあることは認めても、それが社会問題であることを否定するレトリックがあることを指摘している⁴²。草柳は、ある問題が客観的に存在するのではなく、それを申し立てようとする人々の定義に基づく言語実践行為によると仮定するならば、「クレーム申し立て活動」やその言説は、個々人の「問題経験の語り方」のバリエーションでしかないという。つまり、「社会問題と個人的問題があるのではなく、『社会問題』と定義された問題と『個人的』とみなされる問題がある、それと同様に、『社会問題』について語っているとされる言説とそうでないとされる言説があるというだけ」⁴³のことだということだ。

このような草柳の指摘は、スペクターとキツセによって提唱された構築主義アプローチが新しい視点として有効性を持ちえたのは、1970年代の米国社会であったからこそではないかという見解をもとにしている⁴⁴。草柳は、例えば現在の日本において、現状に対する不満や生きがたさを感じている人々が、それらの問題を「クレーム申し立て活動」として語り、それによって社会の不正義を正し、自らのアイデンティティを獲得していくという方法をとることが必ずしも一般的な対処法ではないことを、「レズビアン」や「バイセクシャル」といったカテゴリーに自らを敢えて同一化せず、「セクシュアリティが分からない」という人々の発言を例に説明している⁴⁵。

³⁸ 前掲、草柳 2004, p.34.

³⁹ 同上、p.32.

⁴⁰ 同上、p.21.

⁴¹ 同上。

⁴² 前掲、草柳 2004, pp.39-40.

⁴³ 同上、p.86

⁴⁴ 同上、pp.62-94.

⁴⁵ 同上、pp.76-85

本論文では、「人身取引」という社会問題のドミナントな語りとしては選ばれてこなかった複数の語りを、このような草柳の主張を参考として考察している。つまり「人身取引」は、すでに社会問題として認識されており、それ自体は個人の「問題経験の語り」ではなく、「クレーム申し立て活動」として認識される言説である。しかしながら、ある側面から「人身取引」の「実態」を述べようとする声は、「多数派の経験ではない」「例外である」などとして棄却されることがある。このように、「人身取引」という問題の解釈の変更⁴⁶を拒まれる背景を考える上で、草柳による社会問題が「構築されない」過程の説明や、それに用いられるレトリックは参考となる。

4. 「人身取引」の語りの登場人物について

本研究では、「人身取引」の語りを成立させている登場人物として、「被害者」「加害者」「支援者」「救済者」という、大きく4つの主体を想定した。これら4つの主体は、クレーム申し立て活動だと同定される言説のなかで実際にそのまま使用されているわけではない。そもそも、構築主義アプローチでは、クレーム申し立て人やそのオーディエンスが使用する用語の真偽や妥当性は問題にせず、彼らとその用語を使用して何を申し立てようとしているのかをみていくわけだが、そこでは筆者と本論文を読む読者との間に、ある用語について同じような認識があることが前提となっている。つまり、例えば「椅子」を「椅子」と認識するような、最低限の共通認識をもっていることを、事前に確認しておく必要があるということだ。

特に本研究の第6章では発言者のポジショナリティと問題のイシュー化のされ方等についても詳しく考察するため、筆者が認識する4つの主体の範囲を、あらかじめ示しておきたい。

まず、「救済者」とは筆者の造語であるため、確認ではなく説明が必要だ。「救済者」とは、「人身取引」を社会問題であると認識し、「支援者」が支援活動を適切に行って「被害者」が救われるよう、また「加害者」が確実に処罰されるよう法制度を整備し、その運用を的確に行っていく役割を担っている人々を指している。具体的には、政策立案者や政府機関関係者を含んでいる。

米国では、立法府と行政府はしばしば対立し、意見や見解は一枚岩ではない。また、政策立案者のなかでも上院と下院、所属する党、あるいは個人によって意見や見解は当然ながら違おうだろうし、それは「救済者」という括りを適用した場合にのみ当てはまることではない。しかしながら、本研究において政策立案者と政府機関関係者という、2つの大き

⁴⁶「解釈の変更」という表現については、Best, J. 1990 *Threatened Children: Rhetoric and Concern about Child-Victims*, The University of Chicago Press (p.42) の足立訳を参照している。足立重和訳「クレーム申し立てのなかのレトリック—行方不明になった子どもという問題の構築」平英美 中河伸俊 2006『新版 構築主義の社会学 実在論争を超えて』世界思想社、PP.6-52, P.38.

な集合体をまとめて「救済者」とした理由は、2つの集合体は、最終的には意見の相違を超えて、米国が国家として「人身取引」問題にどのように対処していくのかを、ひとつの声として米国内外に発信しているからであり、また、この2つの集合体が国家というレベルで、国益や公益を追求していくことを最大の任務としているからである。とりわけ、「現代奴隷制」という用語が米国社会に生きる人々に与えている意味や、国境を越えて影響を及ぼしている米国の「人身取引」の語りを分析していく上では、2つの集合体を「救済者」として位置付けることでみえてくるものがあると考え、このような造語を用いて一つの主体として捉えることとした。

資料などで同定できるクレーム申し立て活動のなかでは、「支援者」という用語もそのまま使用されているわけではない。「支援者」については、「NGOで支援活動をしている」ことや「弁護士として被害者と接してきた」ことなどを自己紹介あるいは他者によって紹介されるような、「被害者」の支援活動やアドボカシー活動を行っていると思われ、また他者からもそのように認められる人々を指している。

そして「被害者」とは、「人身取引」という問題を経験したと自らが思っている人々だけでなく、「支援者」や「救済者」、あるいは「研究者」や「専門家」たち、また私たちを含めた一般の人々がそう考える人々を含んでいる。支援現場では、「支援者」たちによって「被害者」は「クライアント」と呼ばれ、支援サービスを受ける側として位置付けられるため、とりわけ「支援者」たちの声をみていくなかでは「クライアント」として記載している箇所もある。

最後に「加害者」についてだが、本研究において「加害者」は、「被害者」をリクルートし、搾取が行われる場所へと運び、買受人と取引し、労働や売春をさせ、経済的利益を得るといったような、「人身取引」という問題を構成する数々の要素に実際に関わっている人々を含んでいる。

米国政府は「売春の根絶が人身取引の根絶に繋がる」と述べるなかで、「買春の需要」についても言及しているのだが、現在のところ、18歳未満の児童の性を買った人が「加害者」として処罰される可能性はあっても、18歳以上の人々の買春については、「人身取引被害者である」と知っていて買った」ことが証明できない限り「人身取引加害者」とは見做されておらず、従ってクレーム申し立て活動のなかでは「加害者」として言及されていない。児童に限らず、「被害者」にとっては自らの性を買った人々も「加害者」だと感じることもあるかもしれないし、自らが無賃金で作りに上げた洋服を着ている人々を「加害者」だと感じる「被害者」もいるかもしれないが、本研究においてはそれらの人々は「加害者」に含んでいない。

ただし、「性的搾取目的の人身取引」が「売春」と同義であるかのように語られるなかでは、18歳以上の売春を斡旋する行為や「客引き」を行う人々、「ヒモ」についても「人身取引加害者」として言及されることがある。18歳以上の人々の性を買う「買春者」については棚上げし、18歳以上の人々の性を売るのに協力した「客引き」や「ヒモ」のすべてを「人

身取引加害者」であるとは本来ならば言えないはずであるが、米国においては「加害者」にはしばしばそれらの人々が混同され、含まれている。

5. 分析資料、方法と用語について

1) 分析資料

本研究においては、主に、米国政府発行の報告書、政策課題を簡潔にまとめた議会研究サービスレポート *Congressional Research Service (CRS) report*、米国議会上院及び下院に属する小委員会議事録と関連資料、新聞記事、大統領及び政府高官による演説（発言）内容、「支援者」へのインタビュー調査結果を分析対象として考察を行った。なお、第1章において「白人奴隷制 *White Slavery*」の語りを考察し、「現代奴隷制」の語りとの比較を行う際には、19世紀の「白人奴隷制 *White Slavery*」問題を当時の書物から分析する Donovan の研究⁴⁷や常松の研究⁴⁸を参照し、そこで取上げられている言説を主な分析対象とした。

本研究で主に分析資料として使用した米国政府発行の「人身取引」に関する報告書は、国務省が2001年から発行する *Trafficking in Persons Report* の2008年発行分まで8冊、司法省が2003年から発行する *Assessment of U.S. Activities to Combat Trafficking in Persons* を2008年発行分まで6冊、2006年から司法長官が発行する *Attorney General's Annual Report to Congress on U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons* の2008年発行分を含めた3冊、2001年度から2005年度までの米国内の取組みと成果についてまとめた司法省発行の報告書1冊、及び司法省統計局が2009年1月に発行した統計報告書1冊で、計19冊の報告書である。これらはすべて、国務省あるいは司法省のウェブサイトから入手できる。また、CRS レポートも、*Federation of American Scientists* のウェブサイト⁴⁹から入手可能である。

米国議会上院及び下院に属する小委員会の議事録については、在日米国大使館に併設され、米国国務省が広報・文化活動の一環として運営しているレファレンス資料室において、マイクロチップに保存された各種議事録（発言内容のすべてが記録されている）のなかから、TVPAの成立に関係するものとして分類されている委員会及び公聴会の議事録を収集した。また、関連資料としては、連邦政府刊行物を取り扱う政府印刷局 *The U.S. Government Printing Office (GPO)* が運営管理する、議会記録を網羅したウェブサイト⁵⁰において入手

⁴⁷ Donovan, B. 2006 *White Slave Crusades: Race, Gender, and Anti-vice Activism 1887-1917*, University of Illinois Press. Donovan の研究については、米国社会における人種、ジェンダー、セクシュアリティの境界と繋がりを考え、「人身取引」問題が現在のような形で認識されている背景を探る上でも、大きく影響を受けている。

⁴⁸ 常松洋 2006『ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治』昭和堂

⁴⁹ <http://www.fas.org/sgp/crs/index.html> を参照 [2009/07/23]。

⁵⁰ <http://www.gpoaccess.gov/index.html> を参照 [2009/07/23]。

可能な資料や、上院及び下院において提出されたすべての法案と成立した法制度の成立過程において取られた様々なアクション（例えば、ある法案が上院へ提出され、外交委員会へ付託された等）を体系的に整理した、議会図書館が運営するウェブサイト THOMAS⁵¹において入手可能な資料を含んでいる。

新聞記事については、世界各国の法令・判例・特許・法律関連文献、ニュース、学術研究等の幅広い分野の情報を擁する世界最大級のデータベースである Lexis.com において、ワシントンポスト、ニューヨークタイムズ、ロサンゼルスタイムズの三紙のなかから関連する記事を検索し、入手した。大統領及び政府高官による演説（発言）については、米国司法省、米国国務省、在日米国大使館等のウェブサイトにおいてスピーチそのものが入手可能なものや、前述した政府発行の報告書、新聞記事等において発言内容が明確なものを分析の対象としている。

さらに本研究では、米国の「人身取引被害者」の支援団体に対するインタビュー調査を 2 回実施し、その結果を分析資料として含んだ⁵²。1 回目のインタビュー調査は、2007 年 9 月にニューヨーク市内、ニュージャージー州ニューアーク近郊、及びワシントン D.C.にある団体で支援業務に従事する、あるいは従事していたケースワーカー、ケースマネージャー、代表など計 4 名（1 名は電話によるインタビュー）と、「人身取引」問題の調査研究、ロビーイング活動等を主に行っているセンターのセンター長及び研究員の 2 名に対して実施した。

支援団体の選定に関しては、国務省から助成を受けた Academy for Educational Development が運営するウェブサイト⁵³を参照し、2006 年当時、米国内で「人身取引」問題の根絶に向けて活動を行っている NGO として掲載されていた 40 団体のうち東海岸を中心に 18 団体にインタビュー調査を依頼した。その結果、International Institute of New Jersey (Anti-Trafficking Initiative)、Polaris Project、Safe Horizon と、調査研究等を実施している Center for Women Policy Studies が調査に同意した。また、上記ウェブサイトには登録がなかったが、本論文で参照した先行研究のひとつである”Traffic Violations: Determining the meaning of Violence in Sexual Trafficking Versus Sex Work”の筆者である Penelope Saunders が代表として運営する NGO である Different Avenues, Inc についても、調査に同意が得られたため、調査先として含めた。インタビューでは英語を使用し（1 名は日本語を理解したため、両言語を使用した）、半構造化面接の手法を用いて 1 時間から 2 時間かけて行い、ノートを取った。録音することが認められた Polaris Project、International Institute of New Jersey 及び Center for Women Policy Studies については

⁵¹ <http://thomas.loc.gov/>を参照 [2009/07/23]。

⁵² インタビュー時に用いた調査用紙は巻末に添付した。

⁵³ Academy for Educational Development は、政府、NGO、研究者等を含めた「人身取引」根絶を目指す人々が情報交換及び学習の場を提供することを目的として立ち上げられた。支援団体が掲載されているウェブサイトは以下の通り。

http://www.humantrafficking.org/countries/united_states_of_america/ngos [2009/07/23]。

録音の上、ノートを取った。

2回目のインタビュー調査は、2008年1月に実施した。2回目の調査については、筆者が米国での支援活動に携わっていた当時との「実態」の変化や環境の変化をより深く聞き取るという目的があったため、筆者が当時所属していた **Coalition to Abolish Slavery and Trafficking (CAST)** のケースマネージャー及び元事務局長の2名、TVPA 成立以前の1998年から「人身取引」問題に係り、CAST の設立にも大きく貢献し、現在でも全米のタイ人の「被害者」を支援する（タイ人を専門的に対象としている全米唯一の団体である）**Thai Community Development Center (Thai CDC)** の代表及びケースワーカーの2名、**Thai CDC** と連携する弁護士1名に対して実施した。1回目と同様、英語を使用し（1名は日本人であったため、日本語を使用した）、半構造化面接の手法を用いて2時間程度のインタビューを実施、録音が認められた **CAST** のケースマネージャー、**Thai CDC** の代表及びケースワーカー、弁護士に対するインタビュー時には録音の上、ノートを取った。

なお、インタビュー結果については、「クライアント」及び団体の安全を考慮し、ケースや発言者名が特定できるような公表の仕方はしないということで同意を得たため、本論文では、インタビュー調査の結果を引用したり分析したりする場合にも、それらが特定できないような記述方法をとっている。

2) 研究方法と分析手法

本研究のうち、構築主義アプローチを使用した第1章から第5章までは、主に言説分析の手法を用いて分析を行った。分析手法の選択は、「現実と言説によって構築される」という理論的前提の上に構築主義は成り立っている⁵⁴ということ、また言説分析は、構築主義の学問的豊饒性を担保する拠点ともなり得る⁵⁵という考え方に基づいている。

赤川は、言説分析やイデオロギーの分析では、語る内容よりも語る主体の社会的ポジションが重視され、語る主体の隠された利害関心や言説の政治的効果が問われる傾向にあるが、より重要なのは、誰がどのような立場から語っても似たような語りを構成してしまうといった、言説が生産される場の在り様である、と指摘する⁵⁶。従って、社会問題の言説を分析する構築主義アプローチは、言説空間において、「ある社会問題について語る言説のレトリックとその配置」や「ある社会問題の言説が、別の社会問題の言説、あるいはそれ以外の言説との間で有している相関関係」などを問うべきだという⁵⁷。

本研究では、「黒人奴隷制」「白人奴隷制」「現代奴隷制」という3つの社会問題カテゴリーをめぐる言説の相関関係を中心に、売春、移民、人種、性別といったいくつかの用語をとりまく言説と「人身取引」との位置関係について分析を行った。

⁵⁴ 上野千鶴子「構築主義とは何かーあとがきに代えて」上野千鶴子編 2001『構築主義とは何か』勁草書房、pp.275-305. p.279.

⁵⁵ 前掲、赤川 2001, pp.65-66.

⁵⁶ 同上、p. 77.

⁵⁷ 同上、p.78.

一方で、上記で赤川が「あまり重要ではない」と暗に示している、語る主体の社会的ポジションを重視し、語る主体の隠された利害関心、及び言説の政治的効果を問うている箇所も全章を通じて多い。それは、筆者がこれらを問うことにも依然として大きな意味があると考えているためだ。

語る主体のポジションと語る内容とは密接不可分であり、そのポジションが、ある言説の政治的効果を高めるために使用されることがある。これは、本研究で先行研究のひとつとして挙げた宮地の議論とも関連しており、また、構築主義においては成員性カテゴリー化装置として概念化されている。「人身取引」問題の構築過程やその後の論争、「被害者」の認定基準や支援における協力の得やすさ等を考えると、語る主体のポジションが言説にもたらす影響は大きく、あるいは言説によって語る主体のポジションが持つ意味が変化している。

また、「人身取引」に関する法制度や政策を決定し、それを施行していく役割を果たす米国議会の議員や政府機関関係者等の「救済者」の語りに関しては、とりわけ隠された利害関心を問うことが重要だと考える。米国において、なぜ女性の性的搾取が「最も残忍な形態の人身取引」だと認識され、優先的に対処されるのかを理解するために、また、そこではどのように「人身取引」の「被害者」像や「加害者」像が構築されているのかを明らかにするためには、語る主体の隠された利害関心を問うてみる必要があると考える。

3) 用語及び記号の説明

本論文においては、多くの英語文献を先行研究あるいは分析資料として参照しているため、論文内の英単語と日本語訳とに関する、ある程度の決まりをここで提示しておきたい。なお、引用元及び参照先が英語文献である場合には、すべて筆者が英語から日本語への翻訳作業を行っている。

まず、本論文の主題でもある **trafficking**、**trafficking in persons**、及び **human trafficking** は「人身取引」と訳す。場合によっては、**traffic** と表示されることもあるが、その場合も同様とした。また、**trafficking in women** は「女性の人身取引」、**trafficking in children** は「子どもの人身取引」、**sex trafficking** あるいは **sexual trafficking** は「性的搾取目的の人身取引」、**labor trafficking** は「労働搾取目的の人身取引」とする。このように訳すと、「性は労働ではないのか」という反論を呼ぶこともあるだろうが、米国政府が性産業における「人身取引」は「性的搾取目的の人身取引」として、その他の産業での「人身取引」はほぼ「労働搾取目的の人身取引」として使用していること、また、日本政府の公文書等でも上記のように訳されているため、こう訳した。従って本論文を通して、労働搾取は「性産業以外での労働搾取」という前提で使用している。

また、これまでの日本において「人身取引」問題に取り組んできた人々は、「人身売買」という用語を使用することが多く、その傾向は現在でも続いている。そうしたなか、本論文において筆者が「人身売買」ではなく「人身取引」を訳語として採用した理由は、2000

年に国連で採択された議定書の公式訳に「人身取引」が使用され⁵⁸、また 2004 年に日本政府によって「人身取引対策行動計画」が打ち出されるなど、**trafficking** の公式訳として「人身取引」を用いることが一般的になってきたためである。

また、そもそも **trafficking** によって表わされる問題の範囲の移り変わり、背景や効果を検証するという目的をもつ本論文において、公式訳以外にこだわりを持って他の用語を使用することが混乱を招くのではないかと懸念したため、本論文においては「人身取引」を使用することとした。

他にも特記したい訳語をいくつか挙げておく。**Prostitution** については、適切であるとは思えないが、英和辞書の定訳どおり、また日本政府の訳どおり「売春」とし、**victim (s)** は「被害者」、**trafficker (s)** は「人身取引業者」あるいは「加害者」とした。**Sexual slavery** は「性的奴隷制」、**Sex trade** は「性取引」、「人身取引」の比喩的表現として多用されている **modern-day slavery**、**modern slavery**、**contemporary form of slavery** は「現代奴隷制」、**white slavery** は「白人奴隷制」、そして **African slave trade** や **African slaves** などの表記を用い、米国においてアフリカ人を奴隷化した慣行について述べているものについては、「黒人奴隷制」とした。これが適訳かどうかについては異論もあるだろうが、米国社会で **slavery** という場合には「黒人」を奴隷化した慣行を一般的には指しており、更に、それが「白人」と「黒人」という二つのカテゴリーを主とした「人種問題」との関連で現在でも語られていることの意味を考え、「黒人奴隷制」を採用することとした。

上記に関連し、**race** は「人種」としている。この **race** について、大修館書店の英和辞典『ジーニアス』には「人種《◆大別して **Caucasian**, **Negro**, **Mongolian**, **Polynesian** の 4 つがある》」との記載があるが⁵⁹、米国社会において、一般に **race** が意味するのは、米国政府統計局 **U.S. Census Bureau** が示す統計上のカテゴリーである。

2000 年以降の連邦政府の統計において、**race** とは、「アメリカン・インディアンまたはアラスカ土着民 **American Indian or Alaska Native**」、「アジア人 **Asian**」、「黒人またはアフリカ系アメリカ人 **Black or African American**」、「ハワイ土着民または太平洋諸島の出身者 **Native Hawaiian or Other Pacific Islander**」、そして、「白人 **White**」の違いを表すカテゴリーである。加えて、「その他の人種」という項目があり、下位項目として「ヒスパニックまたはラテン人 **Hispanics or Latinos**」と「ヒスパニックまたはラテン人以外 **Not Hispanics or Latinos**」がある。さらに、この「ヒスパニックまたはラテン人」に当てはまる人々は、どの「人種」にも当てはまり得ることが区分の注意書きに記載されている⁶⁰。

⁵⁸ 議定書の正式名称は、「**Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime**」で、日本語訳は「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」である。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_1.html 参照 [2009/06/11.]。

⁵⁹ 小西友七 編集主幹 1995 『ジーニアス英和辞典』《改訂版》大修館書店、p.1447.

⁶⁰ 米国政府統計局では、米国における様々な統計をとる際に用いられる「人種」のカテゴリー

このように複雑なわけ方をするのであれば、ethnicity を用いればよいのではないかという気もするが、そうしない理由は、連邦政府内で ethnic origins という、別の統計カテゴリーが存在しており⁶¹、これが、「イタリア系⁶²」、「ドイツ系」など、「白人カテゴリー」の内部の違いを表すものとして大きな機能を果たしているからだろう。つまり、ethnic origins は、米国の多様性を示すためには意味を持つカテゴリーであるが、格差を調べたり、アフマティブ・アクションの評価をしたりするために必要なデータ、あるいは犯罪や非行、虐待や暴力等の社会問題を分析するために必要なデータについては、ethnic origins より race に基づいて情報を収集した方が統計として大きな意味を持つと考えられているということだ。米国において、people of color という表現が頻繁に使用されるのも、「白人」という人種に対する「有色人」という人種の捉え方が反映されているといえる。

なお、本論文では、「黒人」と「アフリカ系アメリカ人」の区別が必要なとき以外は、敢えて「黒人」を訳語として使用した。「黒人」という概念は、「奴隷」の子孫も含むし、アフリカ諸国から近年になって移民してきた人々をも含むものであり、従って、「アフリカ系アメリカ人」の上位概念として存在するものだと考えるため、そのようにした。

最後に、構築主義的な研究では、社会問題活動の所在を同定するにあたって、クレイムの真偽や妥当性は問題にせず、人々がそうした主張をどう取り扱い、それをめぐってどんな実践をするのかをみていく⁶³。そうした姿勢を示すための表記法として、鍵かっこ（「 」）を用いるのが原則であるため、本論文においてもその手順を基本的に踏まえた。議論を始めてみると、すべての用語に鍵かっこが必要なように思われたり、ひとつを外してしまうと連動してすべてを外さなければならないように思われたりもしたのだが、本論文を通し、議論の争点に係る語句や引用等を中心として必要最小限にとどめ、また鍵かっこを一度つけた用語には、一貫してそのように対処したつもりだ。さらに、発言や記事等の長い引用文についてはイタリック体を用い、筆者が強調したい点は傍点を用いた。

6. 本論文の構成

本論文は、序章と終章を含め、7章から成り立つ。

序章では、研究の背景、先行研究と本研究の位置付け、分析枠組みとなる構築主義アプローチと筆者の立場、「人身取引」の語りにおける登場人物について、そして分析資料と分析方法について述べている。

を2000年に改変した。その理由については、

<http://www.census.gov/population/www/socdemo/race/racefactcb.html> 参照 [2009/07/23]。

⁶¹ 同上。

⁶² イタリア系など南ヨーロッパから移民してきた「白人」は、1900年代初頭に「白人」の仲間入りを果たしたのであり、それまでは、北ヨーロッパ出身の「白人」より劣っていると見做されていたという。「人種」の構築性に関する説明は前掲、Donovan 2006を参照。

⁶³ 前掲、中河 1999, p.25.

第1章では、まず、「人身取引」問題とはどのような問題であると認識されているのかを概観した上で、「女性や少女が騙されて売られ、売春を強要される」ことを問題とした「白人奴隷制」をめぐる100年前に生み出された言説や、その言説が利用した様々な資源、背景にあった社会情勢をみていく。そして、両者の類似点を考察し、「人身取引」という社会問題が、現在認識されているような形で成立し得た歴史的背景を明らかにした。

第2章では、米国の「人身取引」に対する取組みの要となっている2000年人身取引被害者保護法（以下、TVPA）の成立過程を分析した。とりわけ、米国議会を舞台としてTVPAの成立に至るまでに繰り返された「人身取引」と「被害者」をめぐる数々の言説の変遷をみることによって、どのように「人身取引」問題が米国社会を脅かす「現代奴隷制」として認識されていったのか、またその問題に対して、米国議会の人々はどのような対処が適切であると考えたのかを明らかにした。

第3章では、TVPAと米国の取組みの内容を踏まえながら、米国における「人身取引」問題の現状を把握し、2001年から2008年の約8年にわたるブッシュ政権下において、どのような言説や証拠データを伴って米国における「人身取引」問題が取り扱われてきたのかを考察した。

第4章では、米国の「救済者」言説に言及しながら、「人身取引」をめぐる語りとテロ以降の米国が取った様々な行いが、相互に支えあうような関係にあったこと、それが国外では米国流の「民主主義」や「文明化」を推し進めることの正当性を支え、米国内では内部に潜む「敵」を排除し、新たな「味方」に米国流の「自由」を保障しようとする試みの一材料となっていたことを明らかにした。

第5章では、これまでみてきたような、公式に認定された「人身取引」の語りとは異なる形で「実態」を捉える人々の声を取り上げた。具体的には、「支援者」として位置付けられる支援団体とアドボカシーグループの語りに注目し、「支援者」たちが現在公式に認定されている「人身取引」の語りをどのように語りなおそうとしているのかをみた。

第6章では、「人身取引」の「被害者」「支援者」「救済者」として位置付けられる人々の関係性や、それぞれが発言する際のポジショナリティについて、クレーム申し立て主体と内容の連続性という観点からの考察、及び宮地が提唱する「環状島」モデルを用いた考察を行い、多様な「実態」が語られるなかで特定の「実態」が受け入れられていく場で、何が起きているのかについて改めて考える作業を行った。

終章においては、第1章から第6章を通して分析してきた事柄を振り返りながら、「人身取引」が米国の「奴隷制」の歴史に組み込まれていくことによって、あるいは米国流のマニフェストデスティニー⁶⁴の下で取り込まれていくことによって、認識されにくくなる「実態」について改めて考察した。そして、本研究の成果及び限界を踏まえた上で、日本の「人身取引」問題について今後考察していくための準備を整え、本論文の帰結とした。

⁶⁴ 北米大陸を文明化していくのは「われわれ」に与えられた天命であるという論理のこと。白井洋子 2006 『ベトナム戦争のアメリカ もう一つのアメリカ史』 刀水書房 p.111.

第1章 「白人奴隷制」から「現代奴隷制」へ

虐待の目的で我が国へ女性と子どもを連れてくる奴隷取引人を、アメリカは決して容認しません。

George W. Bush 元大統領, 2004年7月¹

米国社会において「人身取引」の語りが社会問題について語る言説であるとして注目されるようになったのは、1990年代後半に入ってからのことである。一方で、「女性や少女が騙されて売られ、売春を強要される」といった現象を問題化する語りの歴史を辿れば、それは1900年代初頭の「白人奴隷制 White Slavery」と呼ばれた現象にまで行き着くことができる。

西欧を中心として広まっていた「白人奴隷制」の語りは、「無垢で若い（白人）女性たちが、騙されて連行され、売春を強要される」といった言説によって成り立ち、後にモラル・パニックの好例としても言及された。当時の米国社会においては、ヴィクトリアニズム²と呼ばれる気風が定着しており、暴力やその他の不正手段を用いて、本人の意志に反して売春をさせられるという女性像が社会に受け入れられていた³。「白人奴隷制」というクレイムは急速に米国社会へと普及し、それはやがて社会問題として認識されるようになり、1910年にはアメリカ合衆国白人奴隷輸送禁止法 The United States White-Slave Traffic Act of 1910 という連邦法の成立へと繋がっていった。

本章では、まず、「人身取引」問題とはどのような問題であると認識されているのかを概観した上で、「白人奴隷制」をめぐって100年前に生み出された言説やその言説が利用した様々な資源や背景にあった社会情勢をみていく。そして、両者の類似点を考察し、「人身取引」という社会問題が、現在認識されているような形で成立し得た歴史的背景を明らかにしたい。

1. 「人身取引」問題とは何か

1) 問題の概要と米国の取り組み姿勢

「人身取引」という社会問題は、「若い女性たちが、先進諸国で良い仕事があると騙され

¹ "Human Trafficking into the United States: Rescuing Women and Children from Slavery" と題された国内会議にて。U.S. Department of Justice 2005 *Assessment of U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons September 2005*, p.3.

² 鈴木は、「ヴィクトリアニズム」を、「性を婚姻関係の内部に規定して、精神的な愛を破壊しかねない性的衝動を抑制し、男女の行動に節度を求める気風」と説明している。鈴木透 2006『性と暴力のアメリカ』中公新書 p.28.

³ 常松洋 2006『ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治』昭和堂、p.194.

て売られ、売春を強要される」あるいは「貧しい家庭の親が、仲介人を通して子どもを働きに出し、働き先となる売春宿で子どもたちが売春を強要される」などといった言説によって成り立ってきた。

米国司法省の報告書によれば、米国には毎年 14,500 人から 17,500 人の人々が「人身取引」されてきている⁴。世界では毎年 60 万人から 80 万人の「被害者」が国境を越えて取引されており、国境を越えない国内における取引を加えると、その数は 200 万人から 400 万人に達するという。また、国際労働機関 (International Labor Organization, 以下 ILO) は、世界中で 1,230 万人が強制労働の被害を受けていると見積もっており、そのなかで 240 万人が「人身取引」された結果であると推定している⁵。国境を越える「被害者」のおおよそ 80% は女性と少女で、50% は未成年であり、その大部分は性的搾取の犠牲となっているとの見方もある⁶。

一方で、米国内での取引による「被害者」については情報収集が困難であり、データ不足であることから、上記の米国へ 17,500 人あるいは世界中で 80 万人という「被害者」の推定値には含まれていないという⁷。こうした米国内での取引の「被害者」となる米国市民権を持つ者や、合法・不法を問わず、すでに米国内に滞在していた者たちは、主に労働搾取の被害に遭っていると推測されている⁸。

「被害者」は、母国のリクルーターから「米国で高給ウェイトレスの仕事がある」などと言葉巧みに誘われ、米国行きチケットや必要書類等を準備される。米国到着後は事前に斡旋されたものとは異なる内容や契約の下に働かされ、「斡旋と移送にかかった費用を働いて返せ」と実際にかかった費用よりも明らかに高い「架空の借金」の返済を迫られる。常に「加害者」に見張られ、パスポートや身分を証明できる書類を取り上げられたり、行動の自由を制限されたりする。「加害者」は、「被害者」から逃げるという選択肢を奪うため、脅迫したり、暴行を加えたりして恐怖感を植えつけ、従わせる。実際に「被害者」が逃走を試みたり反抗したりすれば、「加害者」は身体的暴力や精神的暴力を加え、仲間や母国の家族にも危害を加えると脅す。「被害者」が仕事のノルマを達成できない場合には罰金が課され、たとえ「架空の借金」を返し終わっても次の店へと転売されてゆく⁹。

これが、「現代奴隷制」と呼ばれ、米国政府が優先的に取り扱うべき課題とする「人身取引」問題である。米国においては、この「現代奴隷制」がいかにか新しいタイプの「奴隷制」

⁴ U.S. Department of States 2004 Trafficking in Persons' Report, p.5. 2005 年以降、米国へと取引されてくる「被害者」の見積もり数は記載されていないため、2004 年度の数字が最新である。

⁵ Seelke.C, & Siskin, A. 2008 *CRS Report for Congress Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress, January 10, 2008*, Order Code RL34317, p.3.

⁶ 前掲、U.S. Department of States 2004

⁷ U.S. Department of States 2008 *Trafficking in Persons Report 2007*, p.7.

⁸ 前掲、U.S. Department of Justice 2004

⁹ 米国政府発行の報告書等より「人身取引」のストーリーを組み立てている要素を組み合わせている。

であるかを説明し、それがいかに悲惨であるのかを説明する際に、「黒人奴隷制」が比較材料として使用されることがしばしばある。「人身取引」のなかでも、子どもの労働搾取と女性の「強制売春」は、「黒人」を対象とした奴隷貿易よりも格段に酷い¹⁰。「奴隷」の値段が高く、明確で合法的な所有権登記によって「奴隷」への投資価値が保たれていた「黒人奴隷制」とは異なり、「現代奴隷制」のもとでは、「奴隷」は絞れるだけ絞られたあとは、使い捨てられている¹¹。「現代奴隷制」と「黒人奴隷制」との比較はこのようになされる。

現在、米国における「人身取引」問題は、2000年に制定された連邦法である2000年人身取引被害者保護法 **Trafficking Victims Protection Act of 2000**（以下、TVPA）を用いて主に対処されている¹²。それには、例えば国境を越えて行われる「人身取引」の場合に、とりわけ「被害者」の滞在資格や連邦法で定められている社会サービスなどを、州レベルでは独自に支給することはできない等の制約があること、また米国国家として「人身取引との戦い」を主導していく上では、連邦法としての規定をもって対応していく必要があることが関係しているといえるだろう。

しかし、2008年12月時点において、米国の全50州（コロンビア特別区を除く）のうち39州が、州法としても「人身取引」の禁止に関する法律を定めており、その州や地域の実情に合わせながら「人身取引」問題に取り組んでいる姿も見受けられる¹³。これは、連邦政府だけでなく多くの州政府が、「人身取引」問題を優先的に対処すべき社会問題であると認識していることを示している。

2) 国際社会における動向

米国社会において「人身取引」の語りが注目されるようになった1990年代の後半には、「人身取引は女性や子どもの人権を侵害する問題である」として、国際社会ですでに取り上げられていた。例えば1993年に開かれた国連世界人権会議において、また95年に開かれた第4回世界女性会議（北京会議）において、「人身取引」は人権問題のなかでも「女性

¹⁰ “Vatican Decries Fence Planned For U.S. Border” *The New York Times* November 15, 2006 Wednesday. 国連薬物犯罪事務所長の Pino Arlacchi（2003年当時）によっても同内容の発言がなされたことが以下の文献において伝えられている。Chapkis, W. 2003 “Trafficking, Migration, and the Law: Protecting Innocents, Punishing Immigrants” *Gender and Society* 17(6), pp. 923-937, p.926.

¹¹ ケビン・ベイルズ著 大和田英子訳 2002 『グローバル経済と現代奴隷制』凱風社 (Bales, K., *Disposable People: New Slavery in the Global Economy* 2000 University of California Press) P.27.

¹² Huckerby, J. 2007 United States of America. In *Global Alliance against Trafficking in Women, Collateral Damage: The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World*, pp.230-256, p.233. Available at: http://www.gaatw.net/Collateral%20Damage_Final/CollateralDamage_US.pdf [2008/08/05]

¹³ Center for Women Policy Studies 2008 *Fact Sheet on State Anti-Trafficking Laws from US PACT [Policy Advocacy to Combat Trafficking] State Legislative Initiatives* Available at: http://www.centerwomenpolicy.org/programs/trafficking/documents/FactSheetonStateAntiTraffickingLawsDecember2008_001.pdf [2009/10/09]

に対する暴力」であるとして認識され、議論されていた。

国連では「人身取引」が「女性に対する暴力」であるとして議論されているのと同時に、その搾取的行為によって国際犯罪組織が巨額の富¹⁴を築いていることが指摘されていた。麻薬やテロ犯罪だけでなく、刑法犯罪や金融・経済犯罪、インターネット犯罪がかつてない規模で広がっていること、これらはグローバリゼーションの産物であり、各国共通の対応が求められる¹⁵として、国際犯罪防止という観点からも「人身取引」は議論の対象として含まれていた。1998年には、国連に「国際的な組織犯罪防止条約の起草特別委員会」が設置され、2000年には、国際組織犯罪防止条約とこれに付随する「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」が採択された¹⁶。

このように、米国社会で「人身取引」というクレーム申し立て活動が認識されるようになった1990年代後半は、国際社会においても「人身取引」の定義や「被害者」の範囲についての議論が繰り返されてきた時期であった。

3) 「女性の強制売春」を問題化する歴史的背景

「女性や少女が騙されて売られ、売春を強要される」といった現象を問題化する語りは、1900年代初頭の「白人奴隷制」以降、女性の売春自体を問題化する語りへと変化を遂げ、現在では、「性の商品化」や「商業的性的搾取」、また「児童虐待」などの社会問題カテゴリーのなかにも組み込まれている。

国際社会において「白人奴隷制」を禁止する初めての協定ができたのは1904年である。この年結ばれた国際協定は、「醜業を行わしむる為の婦女売買取締に関する国際協定 the 1904 International Agreement for the Suppression of the White Slave Traffic」¹⁷と呼ばれ、「不道徳な immoral」目的のために越境させられる女性や少女を保護しようという目的で結ばれた。米国は1908年に署名し¹⁸、更に、後にみるように、国内における「白人奴隷制」問題に対処するための国内法の整備を行っていった。

国際社会においては、1904年の協定に基づき、醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約 the 1910 International Convention for the Suppression of White Slave

¹⁴ ピカレリーは、「人身取引」から得られる収益が年間80億から90億にものぼるという、UNODC(国連薬物犯罪事務局)の推定値を紹介している。ジョン・T・ピカレリー 2007「米合衆国と南北アメリカにおける人身売買」大久保史郎編『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社 pp.52-74, p.52.

¹⁵ 大久保史郎 2007「人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング」大久保史郎編『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社 pp.1-8, p.6.

¹⁶ 正式名称は、序章、p.23、脚注58を参照。

¹⁷ 「White Slave Traffic」をはじめ、本章における国際協定や国際条約名の日本語訳は、JACAR(アジア歴史資料センター) (<http://www.jacar.go.jp/>) において入手可能である。

¹⁸ U.S. Department of States Office of the Legal Adviser 2009 *Treaties in Force: A List of Treaties and Other International Agreements of the United States in Force on January 1, 2009*, p.462. Available at: <http://www.state.gov/s/l/treaty/treaties/2009/index.htm> [2009/9/13]

Traffic が 1910 年に採択される。その後、1921 年に婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約 The 1921 Convention for the suppression of Traffic in Women and Children が採択され、1933 年には成年婦女売買禁止のための国際条約 The 1933 International Convention for the Suppression of the Traffic in Women of Full Age が、1949 年には、人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 the Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and the Exploitation of the Prostitution of Others in 1949 が採択されている¹⁹。それから 50 年を経た 2000 年、先に述べた議定書が採択されたというわけである。

このように協定や条約、議定書名の変遷をみてみると、取引あるいは売買 (traffic) される客体を示す用語が移り変わっていることが分かる。1904 年当時の対象は white slave であり、1921 年になると women and children になり、1933 年には women of full age となって、1949 年に persons になる。1921 年の、white slave から women and children への用語の改変は、1920 年に民族自決を掲げる国際連盟が設立され、1904 年の協定と 1910 年の条約に未加入の国（「白人」がマジョリティではない国も含める）は速やかに加入すべきであるとされたため、「白人」だけでなく「有色人」も含めるという意図を明らかにする目的があったようだ²⁰。

同様に考えれば、1949 年の women and children から persons への用語の改変は、男性を含めることを明らかにする目的があったといえるかもしれない。しかしながら、2000 年に採択された議定書では、persons を使用してはいるものの、結果として「特に女性と子ども」を対象としていることが明記された。つまり、1904 年の国際協定以降 2000 年まで、実際に使用されている用語は異なっても、traffic される客体は女性あるいは子ども（少女）であり、その目的は「強制売春」あるいは性的搾取であるという暗黙の了解が米国社会をはじめ、国際的にはあったということが出来る。White slave が persons になったとしても、100 年をかけて蓄積された認識が突然変化するということは起こりがたかった。

こうした歴史的な流れが、「若い女性たちが、先進諸国で良い仕事があると騙されて売られ、売春を強要される」ことを問題とした 1990 年代の語りを、個々の若い女性たちが経験する個人的問題としてではなく、社会問題について語る言説として、すなわち「人身取引」というクレーム申し立て活動として、社会に認識させる一つの背景にあったといえる。

¹⁹ Bruch E. 2004 “Models Wanted: The Search for an Effective Response to Human Trafficking” *Stanford Journal of International Law* Vol. 40, No.1, pp.1-45.p.19.

²⁰ 加納は、1910 年の国際条約が「あくまでも『白人』が対象で、日本は調印していない」と述べ (p. 52)、また 1921 年の条約で「はじめて有色女性も対象となった」と述べている (p.53)。加納実紀代 1997 「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約」と「慰安婦」問題『法学セミナー』No.512, pp.52-54.だが、後にみるように「白人奴隷」というクレームにおいては、「白人女性」だけを問題としていたわけではなかったことを指摘しておきたい。

2. 「白人奴隷制」という現象

ここまで、「人身取引」というクレーム申し立て活動のおおよその内容と、それが米国社会において認識され得た歴史的背景についての概要を示した。以下では、「女性や少女が騙されて売られ、売春を強要される」といった言説が、米国社会において社会問題として認識された「白人奴隷制」という現象まで遡り、その語りと認識とが時代を超え、現代の「人身取引」をめぐる語りの現状をどのように支えているのかを明らかにしたい。

1) 「白人奴隷制」の変遷

「白人奴隷制」とは、「黒人」を奴隷化したようなやり方で「白人」を奴隷化した制度を指し示す用語ではない。「白人」とは「(白人) 女性」を示し、「白人奴隷制」は「(白人) 女性の強制売春」を指し示す用語として使用されている。

しかしながら、歴史的にみれば、用語の使われ方は一貫したものではなかった。1830年代から1840年代の英国では、「白人奴隷」という用語は「所有物としての奴隷」との比較において労働者階級の人々の苦境を描くため、労働運動の主導者や政治家によって使用されていたという²¹。なかでも、工場労働者、とりわけ「女工」を意味していたという説もある²²。

「白人奴隷制」と売春とが結び付けられて語られるようになったのは1839年ごろで、1880年代には、改革者たちによって労働搾取と性的搾取の両方を言い表す用語として「白人奴隷制」が使用されるようになった²³。常松は、ニューヨーク市15人委員会の調査による説を採用し、「白人奴隷」が売春婦に限定されるようになったのは、1870年にヴィクトル・ユゴーが、著名なフェミニストで当時の廃娼運動を主導していたイギリスのジョセフィン・バトラーに宛てた手紙がきっかけであるとしている。手紙には、「黒人女性の奴隷制は廃止されたが、白人女性の奴隷制は続いている」といった主旨のことが書かれていた²⁴。

バトラーの廃娼運動は、1864年、1866年及び1869年のイギリスの伝染病法によって売春婦が性病検査を義務付けられたことへの反対に起因するとも言われている²⁵が、バトラーの影響を受けた米国のフェミニストや純潔運動家 *purity reformers* たちは、米国における同種の法律に反対する²⁶とともに、「白人奴隷」解放運動を次第に組織化していったのである。

²¹ Donovan, B. 2006 *White Slave Crusades: Race, Gender, and Anti-vice Activism 1887-1917*, University of Illinois Press. P.18.

²² 前掲、常松 2006、p.193.常松は、同箇所「黒人奴隷制度廃止後の1930年代のイギリスでは、『白人奴隷』という用語を用いることはごく『自然な隠喩』だった」という、Bristow, E. 1982 *Prostitution and Prejudice: The Jewish Fight against White Slavery 1870-1939*, Clarendon Press, p.36からの引用を紹介している。

²³ 同上、p19.

²⁴ 前掲、常松 2006、p.194.

²⁵ Sloan, L. & Wahab, S. 2000 “Feminist Voices on Sex Work: Implications for Social Work”, *Affilia*, 15, pp.457-479, p.458; 前掲、加納 1997, p.52.

²⁶ 同上、Sloan, L. & Wahab, S. 2000, p.458.

2) 「白人奴隷制」をめぐる語りの浸透

新たな奴隷解放運動を行うなかで、「我々は、『黒人』を解放したにも拘わらず、『白人女性』は拘束状態のままにしておくのか？」といった発言や、「黒人奴隷制」と比較しながら、「白人奴隷」たちがいかに酷い状態に置かれているのかということを描写するものが目立つようになる²⁷。Donovan は、当時の書物が、例えば「black traffic in white girls」や、「(white slavery is) one of the blackest chapters in the history of human slavery (括弧内主語は筆者による補足)」というように、“邪悪”や“大変悪い”といった意味で black を用いながら、black と white を並列して記載することによって「黒人奴隷制」と「白人奴隷制」とを比較させ、後者の酷さを浮かび上がらせようとしていた、と指摘している²⁸。

「黒人奴隷制」という悲惨な歴史を否定はせずとも、「白人奴隷制」の言説のなかでは、奴隷化されているのが「文明化された白人の娘たち」であることが強調された。そして、「黒人奴隷」たちは隷属状態であっても健康やある程度の「自由」は享受してきたが、「白人女性」は「強制売春」という状況下で、それらさえも奪われているといった言説が生み出されていった²⁹。

こうして、「黒人奴隷制」を比較対象のイメージとして携えた「白人奴隷制」という用語は、フェミニストや純潔運動家たちだけに使用される専門用語として納まることなく、本や雑誌、調査報告書などによって米国社会へと普及することになった。この時期、少なくとも 50 作を超える劇、6 作を超える映画が大衆向けに上映され、『魂の取引 traffic in souls』という「白人奴隷制」に関する映画にいたっては、ニューヨーク市におけるオープニングウィークに 3 万人以上の客員を動員したという³⁰。

米国社会へと普及した「白人奴隷制」の典型的な語りにおいては、「無垢な 10 代の白人少女たち」が「強制売春」を通して奴隷化されているという事態が描写された³¹。少女たちは「米国生まれ」であるが、地方出身者で大都会への憧れをもち、結婚や就職等を求めて都会へと移り住んでいくなかで、「白人奴隷制」に巻き込まれていく。多くの女性たちが大都会での職を求め始めていた当時の米国社会を背景とし、若い「白人女性」が地方から大都会に一人で移り住むこと、女性が経済的に自立していくことで起こり得る、従来の社会秩序の変化、あるいは若い女性が不特定多数の男性と接していくなかで起こり得る道徳秩序の変化などを懸念する声を反映し、デパートやダンスホール、アイスクリームパーラーでさえもが、「白人奴隷制」に巻き込まれ得る危険な場所として描かれるようになった³²。

ただし、「白人奴隷制」問題に取り組む人々のなかには、「東欧や南欧の移民女性たちの

²⁷ 前掲、Donovan 2006, pp.34-35

²⁸ 同上、pp.31-32.

²⁹ 同上、pp.31-34.

³⁰ 同上、introduction.

³¹ 前掲、常松 2006, pp.197-199. 常松は、当時の調査からは「売春婦」の平均年齢は 23 歳から 24 歳であったにも拘わらず、「白人奴隷制」にまつわる語り「10 代の少女たち」が悪によって奴隷化され、強制的に性の対象とされることを問題にしている、と指摘している。

³² 前掲、Donovan 2006. p.22-23, 及び p.27.

強制売春」問題が、「白人女性」に対する脅威になると主張する者もいた。例えば Donovan は、シカゴの純潔運動家であった Clifford Roe の主張を取上げている。Roe は、シカゴのような大都市が人々を変換する作用を持っているとし、大都会は「外国生まれの女性」を「米国人女性」へ、地方出身の女性を都会の女性へと変える場所となるために、「無垢でおとなしく控えめな少女たち innocent, quiet and modest girls」と、「わがままで軽薄で浮ついた少女たち wayward, flirtatious and frivolous girls」の区別がつけられなくなり、どちらも「白人奴隷制」の餌食になりやすくなると主張している³³。

また、「アジア人女性の強制売春」問題について目をむける者もいた。もともとヨーロッパでは「白人」が「被害者」となったために、その現象が「白人奴隷制」と名付けられたままで、traffic 自体はあらゆる人種の間に行き渡っているとの主張がなされた。そして、「White Slave Traffic」という用語は必ずしも正しく状況を描写していないことが指摘されたり³⁴、中国人や日本人などの「アジア人女性の強制売春」を描写するために、「黄色人奴隷制 Yellow slavery」という用語が使用されたりもした。

「白人奴隷制」や「黄色人奴隷制」の語りは、やがてすべての女性の売春を問題化する語りへと変化を遂げ、最終的には「女性解放運動」に関するクレームの一部として組み込まれていくことになる。例えば、社会運動家で米国社会福祉実践の先駆者でもあるジェーン・アダムスは、その著作のなかでは一般の「白人奴隷制」の語りと同じような「被害者」の事例を採用して論を展開しつつも、「強制売春」の「被害者」のほとんどは「移民女性」であると考えていた³⁵。「白人奴隷制」という現象を取り沙汰する動きが落ち着いた頃には、「白人女性」であれ「移民女性」であれ、彼女たちが売春産業に巻き込まれる背景には貧困や女性の地位の低さが関係しているとの認識がフェミニストや社会運動家を中心に広まり、女性の地位が向上し、さらに「新移民」の男性たちのモラルが向上すれば、売春も自然と消滅するであろうと考えられるようになったといわれている³⁶。

3) 「白人奴隷制」の「加害者」について

これまでに多くの学者が、「白人奴隷制」をめぐる語りを、ヘゲモニー維持のために「白人男性」によって使われた社会統制の手段であったと説明し、モラル・パニックの好例であるとして言及してきた³⁷。それには、「白人奴隷制」の「被害者」の描かれ方だけでなく、「加害者」側にあたる斡旋者の描かれ方も関係している。

³³ 同上、p.28.

³⁴ 同上、p.20. *The White Slave Traffic in America* の著者である Edward O. Janney の指摘として引用。

³⁵ 同上、p.113. アダムスの著作は、Addams, J. 1912 *A new conscience and an ancient evil* New York The Macmillan Company.

³⁶ Wahab, S. 2002 “For their own good?: sex work, social control and social workers, a historical perspective”, *Journal of Sociology and Social Welfare*, available at: http://findarticles.com/p/articles/mi_m0CYZ/is_4_29/ai_95445129/ [2009/08/15]

³⁷ 前掲、Donovan 2006, p.130

当時の米国社会、特に米国北部の都市は、東欧や南欧、中国からの移民や、南部から移り住んだ「黒人」の増加という現象に直面していた。そうしたなか、「白人奴隷」の斡旋者、「白人奴隷制」を外部社会から持ち込んだ「加害者」として描かれたのは、「ロシア系ユダヤ人」「ドイツ系ユダヤ人」「フランス人」「中国人」そして「黒人」の男性たちであった³⁸。つまり、「無垢で若い米国生まれの白人女性」たちを奴隷化する慣行は外部社会から米国社会へと持ち込まれ、それを持ち込み維持しているのは「外国生まれの男性」たち、すなわち「新移民」たちであるとされたのである。諸悪の根源は、とくに東欧系のユダヤ人を中心とした「新移民」たちであるといった発言がなされる一方で、パリの文化が広まったおかげで「白人奴隷」の取引が体系的に広く行われ、米国の取引市場が拡大してしまったとして、「フランス人男性」が斡旋に係っていることを強調する語りなどが生み出されたりもした³⁹。

このような言説が生み出された背景には、「黒人奴隷」の解放とともに東欧や南欧からの「新移民」たちの急速な増加を背景とした異人種間の性交や結婚によって「白人の純血性」が犯されるとの恐怖心があった⁴⁰との解釈もできる。それに加えて、ヴィクトリアニズムに基づく健全な社会を創設するには、モラルの低い「新移民」たちに対して、「われわれ、米国生まれの白人たち」が責任をもって対処しなければならないといった考え方が基盤にあったとも考えられる⁴¹。

4) 「白人奴隷制」が残したもの

米国社会の「白人奴隷制」への対応として、1910年にアメリカ合衆国白人奴隷輸送禁止法 *The United States White-Slave Traffic Act of 1910* が成立した。この法は、当時下院議員だった **James Robert Mann** が法案の提出者となったことから、通称でマン法 *The Mann Act* としても知られており、現在でも TVPA と並び、「人身取引」を一部取り締まる法として機能している。

マン法は、州境や国境を越えて、売春などの目的で女性を輸送することを禁止した⁴²が、成立後数年で、金銭の授受を含まず、正式な結婚で結ばれた妻以外の女性を伴って州を越えただけでも逮捕できる法律となった⁴³。例えば、1908年に「白人」を倒して世界チャン

³⁸ 同上、pp.29-30.

³⁹ 同上、pp.30-31.

⁴⁰ 前掲、鈴木 2006, p.47.

⁴¹ 前掲、Donovan 2006, pp.129-133.

⁴² 常松によれば、当時の連邦政府には、直接、売春を禁止する法を定める権限がなく、憲法によって規定されていた通商規制権を使い、複数州を通過する鉄道を規制するための州際通商法によって州境を越えて「売春婦」を運搬する行為を取り締まることが、合理的でほとんど唯一の手段であった。前掲、常松 2006, p.184.

⁴³ 前掲、常松 2006, pp.191-192.マン法は、何回かの改定を経て現在に至っているが、現在では、「人身取引」の「加害者」以外にはあまり適用されることはない。2008年3月、「コールガール」スキャンダルによって辞任した前ニューヨーク州知事の **Elliot Spitzer** が、マン法によって起訴される可能性があるとして報道されたが、現在では、「不道德な目的」で州を越えたというだけ

ピオンとなった「黒人」ボクサーのジャック・ジョンソンは、常に「白人女性」を連れまわし、さらに、敢えてそれを「白人男性」に見せ付けるようなことをしていたといわれており、該当する出来事はマン法施行前であったにも拘わらず、後になってマン法によって逮捕された。

マン法が施行された数年後には「白人奴隷業終息宣言」が出され、1922年度の司法省報告書には、「白人奴隷組織は徹底的に根絶された」ことが記載されるようになるのだが⁴⁴、常松は、このような「白人奴隷制」の終息宣言と当時の性同意年齢の引き上げ、及び異人種間の結婚の禁止等に関連させた議論を行い、マン法が米国社会の性道徳規制の試みであったと結論付けている⁴⁵。また鈴木は、マン法によってジョンソンが有罪とされた上記の出来事が、「性の領域」を使用して「黒人男性」を「白人男性」よりも下位の立場に留め置いた一例であるとしている⁴⁶。

Donovan は、「白人奴隷制」の語りには、「米国生まれの白人」を「われわれ」という集合体とし、新しく参入してきた東欧や南欧の移民やアジア系移民、「黒人」などを「かれら」として捉えさせる機能があり、当時のクレイム申し立て人たちが、それら集合体の間にある道徳的、性的な差異を強調することによって人種のヒエラルキーを構築していったと述べている⁴⁷。

例えば、『アジア人女性』を使用する売春宿では、『われわれヨーロッパ人や米国人』と違って、親が子どもを売のような事態がしばしば見受けられる」と言われていた⁴⁸こと、「アングロサクソン系の男性たちには、『自分たちの女性』だけでなく、すべての女性を保護する責任がある」という見解を持つフェミニストがいたこと⁴⁹、「外国生まれの移民女性と米国生まれで地方出身の女性の区別がつかない」（本章 p.33 参照）という発言の裏にある、両者の性的行動やふるまいの違いに関する前提などを取上げながら、人種の境界とそのヒエラルキーの構築性について説明している。

筆者は上記のような見解に加え、「白人奴隷制」の語りが残したものとして、「現代奴隷制」との繋がりという観点からもう一つ指摘しておきたい。それは、「白人奴隷制」の語りが、**trafficking** と「奴隷制」、そして「奴隷制」と女性とを結びつける役割を果たし、とりわけ性的搾取を内包する形で **trafficking** という用語を理解させるような認識枠組みを米国

ではマン法違反とはならないという。Spitzer の報道については、例えば”In New York, Prosecutor Defends Spitzer Decision” *The New York Times*, November 18, 2008 などを参照。

⁴⁴ 前掲、常松 2006、p.197.

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 前掲、鈴木 2006、pp.45-46.

⁴⁷ 前掲、Donovan 2006、p.129.

⁴⁸ 同上、pp.21-22 及び pp.110-128. *Fighting the Traffic in Young Girls* の著者である Ernest Bell の記述による。

⁴⁹ 同上、p.116. キリスト教ライターで、カリフォルニアとアジアの間における女性の「強制売春」目的の取引を調査し、1980年代にはバトラーとも仕事をともにしていた Katharine Bushnell は、こうした見方をしていた代表的フェミニストである。

社会に作り出したということである。

ただし、「現代奴隷制」の語りは、「米国生まれの白人女性」をもはや典型的「被害者」とは見立てていない。現代の「人身取引」の語りにおける典型的「被害者」は、「外国生まれの女性」だとされている⁵⁰。それは、公民権運動などを経て、米国の認識が1900年代初頭と現代とでは異なっていることや、「米国生まれの人種的マイノリティ女性」が増加したことによって、人々の中の境界の引かれ方が変わったことを意味しているのかもしれない。

1900年代初頭と比較すると、米国社会において人々の間に境界を引く際に、人種や出身国という分類項目が意味をもたなくなっているようにもみえるが、ここでは答えを出すことを急がず、以上を踏まえた上で、「白人奴隷制」と「現代奴隷制」の類似点をまず整理し、「白人奴隷制」の語りが現代の「人身取引」をめぐる語りの在り様をどのように支えているのかを考察したい。

3. 「白人奴隷制」と「現代奴隷制」の類似点

1) 語りの内容と「被害者」をめぐる境界

まず、「白人奴隷制」と「現代奴隷制」の類似点として最初に挙げることができるのは、双方が「女性の強制売春」を問題化したところから始まっているということである。

双方の典型的な事例の中核にあるのは、「若い女性や少女が、良い仕事や結婚等の未来があると騙されて売春を強要される」というストーリーである。「白人奴隷制」と「現代奴隷制」の典型的な事例を並べてみると、100年という年月の経過を感じさせないほど、両者のストーリーが持つ類似性が浮かび上がる。

しかしながら、決定的違いは、先に述べたような「被害者」の人種と出身地の設定である。ただし、人種や出身地の設定が異なっても、「白人奴隷制」と「現代奴隷制」の双方が人々の間に線を引き、ある一定の「被害者」像をつくりあげているということには違いはない⁵¹。

「白人奴隷制」という現象は、当時、米国だけでなく西欧を中心として広まっており、国際的な協定を結ばせるくらい大きな国際社会問題として認識されていた。西欧を中心とした国際社会においても、米国と同様、典型的な「被害者」は「白人女性」ではあったが、国際協定が扱う範囲は、国境を越えて「白人女性」が売買されているという現象であり、その女性たちが「米国生まれ」か「英国生まれ」か、あるいは東欧諸国の生まれかなどといったことは、協定を結ぶ上での問題の中核とはなっていなかったし、事例においてもそれほど強調されて描かれるものではなかった。

しかしながら、これまで見てきたように、米国は「白人奴隷制」という用語において「米

⁵⁰ ただし、ブッシュ政権下においては、米国生まれの女性たちも「人身取引」の危険に晒されているといった方向へと問題の範囲が広がることになった。詳しくは第3章参照。

⁵¹ 「被害者」像の構築や、それを支える人々の人種や出身地等の社会的カテゴリーについては第3章で詳述している。

国生まれの白人女性」が奴隷化されることを問題化している。米国は 1904 年の協定、及び 1910 年の条約を締結してはいるものの、「白人奴隷制」問題を国際問題としてよりはむしろ米国内の「白人女性」を対象とした国内問題であると捉えていたと考えられるのである。

結果として、「白人奴隷制」の語りは、米国の田舎から大都会へと移り住む国内の「白人女性」たちを「被害者」の典型像とし、自分たちよりも後から米国へとやってきた「新移民」たちとの境界を引くことに役立てた。一方、「現代奴隷制」の語りにおいては、途上国や政治経済状況が不安定な国から国境を越えて自国へとやってきた「新移民」たちを今度は「被害者」の典型像とし、もともと米国に居た人々との境界を引くことに利用している⁵²。このように、人々の間に線引きを行っているという点においても、「白人奴隷制」と「現代奴隷制」は、非常に似通った点をもっているといえるだろう。

2) 外部から持ち込まれた「奴隷制」

1) と関連して挙げることができるのが、「白人奴隷制」及び「現代奴隷制」がともに外部から持ち込まれたものとして描かれているという点である。冒頭でブッシュ元大統領の発言を引用したが、これには「奴隷制」が蔓延る土壌を作り出した米国自身の責任は追及することなく、こうした「奴隷制」を持ち込む者たちを許してはならないとする認識が前面に打ち出されている。

「白人奴隷制」が問題化された 1900 年代の初頭は、米国社会における公式の「黒人奴隷制」の終結として位置付けられる南北戦争が終結してから約 40 年を経ていた。1865 年に南北戦争が終結し、合衆国憲法が修正されたことによって米国のあらゆる地域の「奴隷」たちが自由の身を約束され、米国は「奴隷制」を克服したはずであった。

従って、自国の内部から新たな「奴隷制」が生み出されたと考えるわけにはいかず、それは外部社会から持ち込まれたものとして位置付けられることになったのである。

一方、「現代奴隷制」が問題化された 1990 年代後半は、米国社会において「黒人奴隷制」の傷跡として残された「人種差別」を問題化し、「黒人」たちが公民権の獲得を目指してクレイム申し立て活動を行ってから約 40 年を経た時期であった。「奴隷制」は、やはり米国内部には存在するはずはなく、100 年前と同様に、外部社会から持ち込まれたものとして位置付けることが適当であった。

2 つの「奴隷制」は、「黒人」やその他の「有色人」の奴隷化を問題としているわけではなく、「女性の性的奴隷化」を問題とした語りである。しかしながら、「奴隷制」という用語が忘れ去られようとするような、数十年ほどの時を経る度に、どちらも「女性の性」をとりまく言説のなかに用語自体が取り込まれ、社会問題化されていく様子は、偶然であるとしても興味深い。

⁵² 注 49 でも指摘したが、ブッシュ政権下では米国生まれの女性たちも「人身取引」の危険に晒されていると言われるようになった。しかし、これには 2001 年 9 月 11 日の同時多発テロによって米国が恐怖を感じた、米国内部の「敵」へどう対処していくかということが関連していると筆者は考えている。詳しくは第 4 章参照。

3) 「新移民」の増大

「白人奴隷制」の語りが成立した当時の社会的背景として、「新移民」の増加という現象があったことを先に述べた。米国では、1820年から1860年に約500万人の移民たちが英国やアイルランドからやってきたのに対し、1860年から1920年の間には3,000万人の「新移民」が、中欧や東欧を中心とした国々から米国へとやってきたとされており⁵³、当時の米国社会は、まさに新参者の流入による様々な脅威を感じていたといえるだろう。従って、「新移民」たちが「奴隷制」を米国社会に持ち込んだという語りは、「われわれ米国人」を名乗る人々には容易に受け入れられ、「白人奴隷制」の語りは、反移民や移民排斥のための語りにも取り込まれていくようになった⁵⁴。

一方で「現代奴隷制」の語りが成立した1990年以降の米国社会にも、「新移民」たちの増大がみられる。米国政府は、1990年に移民法 *Immigration Act of 1990*⁵⁵を施行し、米国が受け入れる移民を増やしていくという宣言を行った。しかし一方では、例えば1996年の福祉改革などにおいて、流入してきた「新移民」たちに対する排除的な姿勢も明確に打ち出すようになった。さらに、2001年には米国同時多発テロが発生し、米国はそうした「新移民」たちに対してますます排他的姿勢をみせるようになり、それと比例するような形で、政府による「現代奴隷制」への根絶の意思が強固なものとして語られていくようになるのである⁵⁶。

外部社会から持ち込まれたという設定における2つの「奴隷制」の語りは、「新移民」や新たな労働者たちの社会への参入を背景に、「戦うべきもの」として位置付けられるようになったという点でも類似しているといえる。

4) 「黒人奴隷制」との比較

最後に、2つの「奴隷制」は「黒人奴隷制」を比較対象の材料としており、しかも、「より酷い」ものとして描写されているということを挙げておく。

この比較は、性的搾取と労働搾取のどちらが、あるいは「強制売春」と「奴隷労働」のどちらが「より酷い」のかについて、何らかの科学的根拠やデータを用いて説明しながら、私たちに判定の確かさを認めさせるような形では行われていない。人が性的に搾取されることが、いかにその人の心身に影響をもたらすのかという問いに対する人々の回答は、「白人奴隷制」が問題化された当時も「現代奴隷制」が問題化されている現在も、実はさして変わっていない。

⁵³ Musman, R. 1993 *Background to the USA*, Macmillan, p. 7.

⁵⁴ 前掲、Donovan 2007, pp.5-16.

⁵⁵ P.L.101-649. 法の概要は下記ウェブサイト参照のこと。Available at: <http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.5af9bb95919f35e66f614176543f6d1a/?vgnnextoid=84ff95c4f635f010VgnVCM1000000ecd190aRCRD&vgnnextchannel=b328194d3e88d010VgnVCM10000048f3d6a1RCRD> [2009/10/10]

⁵⁶ 2001年以降の、ブッシュ政権下での「人身取引」問題の扱いや、テロ後の米国政府がとった様々な対応等については、第4章で詳述する。

強いて言えば、精神医学や心理学、社会福祉学などの進歩によって、性的に搾取された人々の心身への影響やその後の生活への影響はデータ化されたり理論化されたりしてきているため、それが「重大な影響をもたらす」ということについては、現在の方が、「科学的根拠を伴ったもの」として示されるようになったとは言える。また、労働搾取や「奴隷労働」についても、同様に人々への影響を示す科学的根拠が蓄積されてきているため、100年前よりも現在の方がより信憑性が高いものとして「奴隷労働」の被害の持つ多面的影響を主張することができるだろう。

しかし、2つの「奴隷制」が「黒人奴隷制」と比較される際には、そのようなデータをもって比較されてはいない。言説を流布させ、それを明らかに「問題である」と証拠付けるための論拠としていくために、どちらがデータとしては「酷い」のかを示すよりはむしろ、聞き手となる人々の感情に訴え、「酷さ」を想像させることの方に比較の重点が置かれている。

2つの「奴隷制」と「黒人奴隷制」との比較のなかで重要な概念は、「奴隷」の持つ「価値」と「自由」の程度である。例えば、「白人奴隷制」の語りのなかでは、奴隷化されているのが「文明化された白人の娘たち」であることが強調され、「黒人奴隷」たちは隷属状態であっても健康やある程度の「自由」は享受してきたが、「白人女性」は「強制売春」という状況下で、それらさえも奪われているといった言説が生み出された。

一方、「現代奴隷制」の語りのなかでは、「奴隷」の値段が高く、「奴隷」へ投資する「価値」が保たれていた「黒人奴隷制」とは異なり、「現代奴隷制」のもとでは、「奴隷」は絞られるだけ絞られたあとは使い捨てられているといった言説が生み出されている。言い換えれば、「黒人奴隷」は「現代奴隷制」の「被害者」と同様に「自由」を奪われていたかもしれないが、投資し所有する「価値」のあるものとして考えられていたのに対し、「現代奴隷制」の「被害者」たちは、「自由」を奪われている上に、投資し所有する「価値」すらないと考えられ、使えなくなれば捨てられる運命にあるとされている。これを論拠として、「現代奴隷制」を「黒人奴隷制より酷い」ものとして位置付けているのだ。

2つの「奴隷制」と「黒人奴隷制」との比較は、当時の「黒人奴隷」の「自由」や「価値」をどう考えているかという点では同じであるとはいえないが、両者が述べようとする「奴隷制」による被害よりも「黒人奴隷」たちの被害は軽いものであったと位置付けている点で共通している。そしてまた、「黒人奴隷制」のなかで性的搾取を受けていた「黒人奴隷女性」たちの被害については、両者ともにまったく言及しておらず、「黒人奴隷女性」という比較の対象は敢えて設けていないという点でも共通しているといえる。

4. 陰なる複数の語り

本章では、まず、「人身取引」問題とはどのような問題であると認識されているのかを概観した上で、「白人奴隷制」をめぐって100年前に生み出された言説やその言説が利用した

様々な資源や背景にあった社会情勢をみた。そして、両者の類似点を考察し、「人身取引」という社会問題が、現在認識されているような形で成立し得た歴史的背景を明らかにした。

「白人奴隷制」と類似していると捉えられる語り、現在、「人身取引」として認識されている語りは、社会歴史的コンテクストのなかで、問題に対する認識を共有する人々によって選び取られてきた語りである。それは、その社会、その時代背景によって認識されやすかった語りであって、その陰には複数の選ばれなかった語りが存在している。それらは、主要な被害に付け加えられるように補足的に取上げられたり、「例外」や「少数派の経験」として現在認識されている「人身取引」の語りには含まれなかったりする。そして、あるときには「対抗クレーム」と認識され、あるときには、その声の存在すらまったく無視されながら、「人身取引」のドミナントな語りを支えている。

こうした陰なる複数の声には、例えば、男性の被害について語る声、性的搾取以外の被害について語る声、「自発的売春」のなかでの被害について語る声などが含まれる。「白人奴隷制」の語りが残した認識枠組みが、現在問題化されている「現代奴隷制」について考える際にも影響を及ぼしているように、今後、新たな「奴隷制」についてのクレーム申し立て活動が認識される際にも、これら 2 つの「奴隷制」に共通する認識枠組みが影響を及ぼし続けるのかもしれない。

第2章 TVPA 成立過程における「人身取引」をめぐる語り

アメリカ合衆国の建国理念の一つである独立宣言は、すべての人々に固有の尊厳と価値を認め、1865年にアメリカ合衆国がどのようにして奴隷制と意思に反した他者への隷属とを禁止してきたのかを述べております。本法は、そうした基本的見解の上に、これら人身取引という行いを、廃止すべき道義に反する制度的行いであると認識しているまでです。

Cris Smith 下院議員, 1999年11月下院外交委員会にて¹

前章では、「人身取引」問題とはどのような問題であると認識されているのかを概観し、「白人奴隷制」をめぐる100年前に生み出された言説やその言説が利用した様々な資源や背景にあった社会情勢をみた上で、両者の類似点を考察し、「白人奴隷制」の語りが現在の「人身取引」の語りの在り様をどのように支えることになったのかを考察した。

本章では、米国の「人身取引」に対する取組みの要となっている2000年人身取引被害者保護法（以下、TVPA）の成立過程を分析する。とりわけ、米国議会を舞台としてTVPAの成立に至るまでに繰り広げられた「人身取引」と「被害者」をめぐる数々の言説の変遷をみることによって、どのように「人身取引」問題が米国社会を脅かす「現代奴隷制」として認識されていったのか、またその問題に対して、米国議会の人々はどのような対処が適切であると考えたのかを明らかにしたい。

1. 問題の表出期（1993～1995年）：「ミャンマー人女性と少女の強制売春」への懸念

米国議会における「人身取引」問題は、ある腐敗した外国政府によって侵害されている女性の人権問題という、「対外問題」の一部として立ち現れた。

「人身取引」問題がはじめて議会で話題にのぼったのは、1993年から1994年に開かれた第103回米国議会においてである²。1994年6月13日、ニューヨーク州選出の下院議員である Louise McIntosh Slaughter³は、61人の共同提出者を集め、ある決議案を下院に提出した。米国では、議員は上院及び下院のどちらにも法案・決議案を提出することができ、

¹ Markup of H.R.3244, H.Con.Res.165, H.Res.169, H.Con.Res.206, H.Con.Res.222, H.Con.Res.211, and H.Con.Res.200, Markup before Committee on International Relations House of Representatives, 106th Congress, First Session, Tuesday, November 9, 1999, Serial No. 106-96, p. 7.

²米国議会資料を網羅的に検索できる THOMAS (Library of Congress)による検索結果。本論文で使用している法案はすべて <http://thomas.loc.gov/> において検索・閲覧できる。

³ Slaughter は、1929年にケンタッキー州で生まれ、大学では微生物学を、大学院では公衆衛生を学んでいる。結婚後にニューヨーク州に移り住み、政治に携わってからは犯罪、女性の健康問題、環境問題などに関して積極的に取り組んでいる。

各院の議会運営手続きの専門員が、提出された案を適切な権限を有する委員会に付託することになっている。さらに、その委員会の委員長が、最もふさわしい小委員会にその案を付託する。付託された法案や決議案をどう審議するかに関しては、委員長と小委員長が大きな権限を持ち、この2人が案に反対であれば、何もしないことも可能である⁴。

Slaughterによって提出された決議案⁵は、「タイにおいてミャンマー人女性と少女が『強制売春』目的で『人身取引』されている現状に対し、米国議会の懸念を表明しよう」というものであった。この決議案は、下院の外交委員会、なかでも国際安全保障、国際機関と人権監視小委員会に付託されたが、当該議会年度中に大きな議論に発展することはなかった。

翌年、95年から96年に開かれた第104議会においても、引き続き同件に関する決議案が提出される。95年2月1日、前回と同様Slaughterによって、71人にまで増えた共同提出者とともに提出された改定決議案⁶は、今度は下院外交委員会のアジア太平洋小委員会に付された。前議会中は発言の機会を与えられなかったSlaughterであるが、今回は決議案提出後4ヶ月を経た、95年6月に発言の機会を与えられた。

発言は、海外援助に関する予算についての話し合いの後になされている。与えられた1分ほどの発言時間のなかで、Slaughterは、女性が売春宿へと売買されていることをタイ政府が許容している事態を知り、「ぞっとし、嫌悪感を覚えた **appalled and disgusted**」と切り出した。「若くは14歳の少女を含むミャンマー人女性たちがタイに騙されて連れて行かれ、売春を強要されている」こと、「多くの場合に、タイ警察も積極的に関与している」ことに触れ、以下のような発言をもって、米国政府がこの問題を軽視すべきでないと言っている⁷。

そして今、私たちはニューヨークタイムズ紙において、タイ人女性が同様の目的で米国に連れてこられているとの報道を目にします。これは、米国政府が決して支持してはならない行いであります。世界的に黙認し、支持するような状況になる前に、私たちはこの行いを阻止しなければなりません。

海外援助予算について議論をするに当たり、女性に対する甚だしいまでの人権侵害が起こっていること、私たちにはこうした人権侵害に注意を払う道徳的義務があることを忘れてはなりません。

⁴ 在日米国大使館による「連邦政府」の説明（特に、「法案が法律になるまで」）を参照のこと。
<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-ejournals-usgovernment3.html> [2009/01/25]

⁵ H. Con. Res. 254: Expressing the sense of the Congress concerning the trafficking of Burmese women and girls into Thailand for the purpose of forced prostitution.

⁶ H. Con. Res. 21: Expressing the sense of the Congress concerning the trafficking of Burmese women and girls into Thailand for the purpose of forced prostitution.

⁷ Sex Trafficking in Thailand (House of Representatives, June 07, 1995), H5626.

この Slaughter の発言から、米国の当時の状況について二つのことが言える。一つは、「人身取引」が米国内においても行われていることがメディア等を通して問題として認識され、それが議会でも知られつつあったということ、そして二つ目は、それにも拘わらず、その問題はあくまでも「対外問題」として扱われていたということである。従ってこの時期には、「人身取引」というクレーム申し立ては、米国内での「女性問題」や「移民問題」とは独立して存在しており、それに対して海外援助や国際協力という形で、自国の現状や関係する法律等を変えることなく対処しようという方向性が主流であったといえるだろう。

問題の対処に関するこのような方向性を、上院の動きはより明確に表している。上院においては、95年5月4日、ワシントン州選出の上院議員である Patty Murray⁸が同件に関する決議案⁹を提出し、案は上院外交委員会に付託された。議会において発言の機会を与えられた Murray は、しかし、Slaughter が触れた米国内にタイ人女性が連れてこられていることは取り上げず、代わりに、タイ警察の腐敗に対するタイ政府の対応を促すことを求めるほか、米国がタイに武器等を提供していることが間接的にタイ警察の腐敗に関与しているとし、米国がタイ政府に対してとるべき対応策により重点を置いた発言を行っている。さらには、米国国際開発庁 the United States Agency for International Development (以下、USAID)が、ミャンマー人女性の、特に HIV/AIDS 予防について積極的な役割を果たすべきであることも述べている¹⁰。

しかしながら、両者の法案は、その後も深く審議されることはなく、両院における大きな動きにも繋がらなかった。米国では、毎年、何千件もの法案・決議案が連邦議会に提出されているが、実際に成立するのはこのうちの数百件に過ぎない¹¹。1996年の時点において、「人身取引」問題は、何千件もの法案が対象とする問題のうちのごくマイナーなものとして扱われていたにすぎず、米国内の既存の法律や概念を打ち崩すまでの議論が必要なものとは認められていなかったのである。

こうして、「ミャンマー人女性と少女」を「被害者」とした「強制売春」という実践を問題とした「人身取引」に関するクレーム申し立ては、大きく「対外問題」として分類され、米国議会の注目を特段に集めることなく、しばらくのあいだ放置された。

しかし、100年前の「白人奴隷制」の語りから続く認識枠組みは強固に存在していた。Trafficking という用語は女性や少女、「強制売春」といった概念とすでに強い結びつきを持っており、性的搾取を内包した用語として人々の間に認識されていた。クレーム申し立て人たちは、「ミャンマー人女性と少女の強制売春」問題は、実は女性全体を脅かす問題なのであるとして提起しなおすタイミングを測りながら、着々と申し立ての準備を進めていっ

⁸ Murray は、特に教育、子ども、ヘルスケアの分野における取り組みに積極的な議員である。

⁹ S. Con. Res. 12: A concurrent resolution expressing the sense of the Congress concerning the trafficking of Burmese women and girls into Thailand for the purpose of forced prostitution

¹⁰ Senate Concurrent Resolution 12: Human Rights Abuse of Burmese Women and Girls (senate- May 04, 1995), S6182

¹¹ 前掲、在日米国大使館による「連邦政府」の説明。

たのである。

2. 問題の発展期（1997～1998年）：「若く、純真な女性の人生」に対する懸念

1) 問題分類の変化：「対外問題」から「女性問題」へ

大きな転換点となったのは、1998年の国際女性の日であった。

この日を境に、「タイにおけるミャンマー人女性と少女の強制売春」という特定の問題に端を発した「人身取引」問題は、国際的な「女性問題」であるとして取り上げられるようになったのである。

実は、それに先駆けた97年7月、第105議会の第1セッションにおいて、下院ではSlaughterが継続的に「ミャンマー人女性と少女」の問題に取り組むべく、更なる改定決議案¹²を提出していた。Slaughterは、これまで案の中核としていた「タイにおける強制売春目的でのミャンマー人女性と少女の人身取引 **trafficking of Burmese women and girls into Thailand for the purpose of forced prostitution**」を特に考慮すべき問題として案名のなかに残したものの、今回は「世界規模での人身取引 **worldwide trafficking of persons**」という表現を中心に用い、「ミャンマー人」や「タイ」という、特定の国民や国に帰属させていた問題を、世界規模にまで広げてクレームを申し立てようとした。ただし、「人身取引被害者」は女性と少女に限定しており、「強制、誘拐、詐欺という手段を用いて女性や少女が国境内外を移動させられる」と案名にも述べられているように、取引後の搾取や拘束よりも、取引に伴う「移動」を強調した。決議案は然るべき二つの小委員会に付されたが、やはり、この時点では議論は発展しなかった。一方、この間、上院に動きはなかった。

しかし、このようなSlaughterのこれまでの努力の上に、大きな動きが1998年3月10日、105議会の第2セッションにおいて起こったのである。「人身取引」を「国際的な女性の人権問題」であるとして懸念を表明するための決議案が上院及び下院の両院から提出されることになった。下院では引き続きSlaughterが、上院ではミネソタ州選出の男性議員Paul Wellstone¹³が決議案の提出者となった。決議案はお互いの協力の下に作成され、両者ともに、**trafficking of women and girls**ではなく**trafficking of persons**に表現を統一し、「強制売春」目的という言葉は案名に用いないことで、被害を女性と少女の「強制売春」に限定しないという意図を含ませた。だが、この問題が男性や少年に比べて女性と少女に特に影響を与えていることは付け加え、中心的な被害は女性と少女が被っているというこ

¹² H. Con. Res. 114: Expressing the sense of the Congress concerning the worldwide trafficking of women and girls, whereby women and girls are coerced, abducted, or deceived into migrating within or across national borders, and particularly the trafficking of Burmese women and girls in Thailand for the purposes of forced prostitution.

¹³ Wellstoneは、1991年から上院議員を2期務めたが、2002年10月に飛行機事故により、妻と娘とともに死亡した。議員としては、平和活動、環境、労働、ヘルスケア等の分野において積極的な取り組みを展開し、妻のSheilaとともにドメスティック・バイオレンスの被害者支援にも力を注いだことが知られている。

とを暗示した¹⁴。

ところで、社会問題の構築主義では、社会問題をめぐる個々の活動や指し手の間に因果関係をみない¹⁵。本論文の議論に即して言えば、Slaughter や Wellstone の行った特定の発言や活動が、「人身取引」問題が注目される原因になったという説明や、大きな「人身取引」事件が報道されたために、他の議員が問題に取り組むようになったという説明の仕方をしないということだ。中河によれば、社会問題のプロセスを構成する個々の行いや出来事は「一続きの糸」で繋がってはいるものの、原因—結果という因果関係を持つ連鎖とはならず、「先行する行いや出来事は、そのあとに起こる行いや出来事を了解可能なものとして成り立たせるための資源（材料）になる」¹⁶。

さらに、Best によれば、クレーム申し立てが成功するか否かは、問題をめぐって活動する様々な人たちの持つ利害関係や資源の配置に部分的に左右されることに加えて、訴えかけるオーディエンスを説得したり感動させたりするようなクレームの表現の仕方ができるかどうかにも影響される¹⁷。Best は、スティーヴン・トゥールミンの議論を下敷きとし、前提、論拠、結論という三つの主要な陳述カテゴリーをクレーム申し立てのレトリック分析に採用しつつ、こうした指摘を行っている。

ここでは、中河の説明する構築主義の考え方に基本的に則り、さらに Best の議論を参考にしながら、「人身取引」問題がいよいよ社会問題として認識された発展期において Slaughter や Wellstone がどのようなレトリックを用い、「人身取引」問題を確立していったのか、特にクレーム申し立てに用いられた説得材料の変化に焦点を当てて追っていきたい。

2) 「人身取引」問題構築のレトリック

(1) 「人身取引」問題の前提

米国において、1980年代半ばから目につく社会問題となった「行方不明の子ども missing children」に関する言説のレトリックを分析した Best は、社会問題を構築する際には「前提」があるとし、中でも「定義」、「実例」、「発生数の見積もり」という陳述の三タイプがあると述べている¹⁸。「定義」はトピックの領域を確立し、問題の種類がどのようなものであり、どう解釈すれば良いのかについての方向性を与えるものである。この「定義」が提

¹⁴ H. Con. Res. 239: Expressing the sense of Congress concerning the worldwide trafficking of persons, that has a disproportionate impact on women and girls, and is condemned by the international community as a violation of fundamental human rights. 及び S. Con. Res. 82: A concurrent resolution expressing the sense of Congress concerning the worldwide trafficking of persons, that has a disproportionate impact on women and girls, and is condemned by the international community as a violation of fundamental human rights.

¹⁵ 中河伸俊 1999 『社会問題の社会学：構築主義アプローチの新展開』世界思想社、p.37

¹⁶ 同上。

¹⁷ Best, J. 1990 *Threatened Children: Rhetoric and Concern about Child-Victims*, The University of Chicago Press, p24.

¹⁸ 同上、p.25.

示される際に、それを分かりやすく説明し、オーディエンスの感情を揺さぶって「被害者」への同一化を容易にするような「実例」が示されたり、あるいは、問題全体からみると特殊であるにも拘わらず、極端に残虐な逸話が示されることで、問題の認識が一定の方向で形作られたりする¹⁹。

さらに、「実例」で示されたような出来事がどのくらいの規模で、またどの範囲で起こっているのかといったことを説明する「発生数の見積もり」は、問題の大きさを強調するためには欠かせない。Best は、このようなクレーム申し立てにおける「定義」「実例」「発生数の見積もり」のレトリックが、「行方不明の子ども」問題だけでなく、他の社会問題にもある程度当てはまるだろうと述べている²⁰。

Best の述べるように、これらのレトリックは「人身取引」問題の構築にも当てはまりそうである。以下で実際に、米国議会における発展期のクレーム申し立てについて、順を追ってみていこう。

① 定義

Slaughter は、1998年3月10日に行った陳述において、「人身取引」について次のように述べている²¹。

人身取引は、欺もう、強制、権力の濫用、借金返済のための身体拘束という手段の利用や、強制売春、性的奴隷制、搾取工場での労働を通して人を搾取すること、また搾取的な家事労働サービスを目的とした詐欺を伴います。人身取引された女性は、殴られたり、残忍な行為に晒されたり、レイプされたり、その他にも身体的・精神的な虐待に遭いやすい状況に置かれています。

今日まで私が提出して参りました決議案は、タイにおいてミャンマー人女性と子どもが売春宿へ売られているという問題に対して注意を払っていただきたいという、私の数年来の努力に基づいておりました。ただし、より多くの情報を得るにつれ、悲惨なことに、人身取引は国や地域の別なく行われていることが明らかになってきたのです。毎年400万人もの女性と子どもが、世界規模で取引されている、そして、その多くは犯罪組織によって行われ、年間70億ドルもの利益を生み出しているのです。

(傍点は筆者による強調)

¹⁹ 同上、pp.25-29.

²⁰ 同上、pp.29-31.

²¹ Introduction of Resolution on The Worldwide Trafficking of Persons, A Violation of Fundamental Human Right-Hon. Louise Macintosh Slaughter (Extension of Remarks-March 10, 1998), E340

Slaughter は、この発言において、単に人を取引することではなく、それに欺もう、強制、権力の濫用などが伴う場合の取引を「人身取引」として定義しており、自らがこれまで問題としてきた「タイにおいてミャンマー人女性と子どもが売春宿へ売られている」ことを「世界規模で、女性と子どもが、欺もう、強制、権力の濫用などを通して取引されている」ことへと変換していくことで、「人身取引」という新たな問題の領域を確立した。

ただし、決議案名に用いられた文言によって示された問題の領域と、陳述によって確立された問題の領域には、一部矛盾する点があった。決議案名としては性別を特定せず **persons** としたはずだが、**Slaughter** の発言のなかでは被害を受ける人は女性に限定されている²²。先述したように、この時点の米国議会においては、「対外問題」としての「人身取引」問題がようやく米国内にも関係する「女性問題」という問題分類項目の下で語られ始めたのであって、性別は問題の重要な一部を構成していた。**Slaughter** の発言は、そうした当時の状況が無意識に表しているようにも思われる。

こうして、**Slaughter** の具体的発言を聞いた議会のオーディエンスは、「人身取引」問題が女性や少女を「被害者」とする問題であるという解釈を促された。さらに、被害を受けた女性たちが、騙されて搾取されるだけでなく、殴られたり、レイプされたり、身体的・精神的虐待を受けたりするという状況の説明から、これまで「女性に対する暴力」として認識されてきた出来事との関連性や、女性であるがゆえに経験しやすいと考えられている危険な状況、とりわけ、「性的危機」について思いをめぐらせる機会を与えられた。つまり、オーディエンスは、「人身取引」を「女性問題」という問題分類項目の下で、「暴力」や「性的危機」との関係において解釈するように方向付けられていったのである。「白人奴隷制」の語りから受け継がれてきた認識が米国社会には存在していたこともあり、このような方向付けは比較的容易であったと思われる。

このように **Slaughter** は、自らが決議案名において性別を問わない「人の取引」に一端拡大したはずの「人身取引」の定義を、再度女性に狭めさせ、問題の解釈の領域をも同時に狭めさせた。そして、それを大きく補強したのが、上院議員 **Wellstone** である。もともと、両者の決議案は共同で作成されており、同様の表現や資料が使われている箇所は多い。しかし、**Wellstone** の陳述²³は、「人身取引」が性的搾取目的で行われることが主たる問題であるとして構成されているのだ。彼は、こう始める。

大統領閣下、今日、国際女性の日を記念しまして、私は同僚の上院議員 **Feinstein** とともに、性的搾取を目的とした女性と少女の暴力的あるいは強制的な取引という、恐ろしい実践を抑制するための法案を提出致します。この決議案は、強制売春と家庭内での強制労働

²² **Slaughter** は、陳述の途中で **trafficking in women** というように、問題を明確に女性に限定しながら話を進めている。前掲、Hon. Louise Macintosh **Slaughter** (**Extension of Remarks-March 10, 1998**), E340 参照。

²³ 前掲、S. Con. Res. 82, S1702-1703.

を目的とした人身取引に反対し、さらに多くの女性と少女の人生を台無しにするのを阻止するという米国議会の立場を、事実上宣言するものとなりましょう。

(傍点は筆者による強調)

彼の発言は、自らの提出した決議案名やその目的とところどころ矛盾しながら、性的搾取の被害に遭った女性と少女に焦点を合わせていく。そのなかで、「被害者」は純真で、ときに処女であることが暗示される。

遠く離れた母国からやってきた女性たちは、多くの場合にパスポートを取り上げられ、意思に反して奴隷状態に置かれ、性的に搾取されるのです。レイプ、脅迫、暴力という手段が、助けを求めないよう被害者を管理するために、人身取引業者によってひろく使用されます。物理的な孤立と心理的なトラウマを介し、人身取引加害者や売春宿経営者は女性たちを閉じ込めます。女性たちは、永遠に増え続ける借金を人身取引業者に支払わなければならない、彼らの暴力的な報復、逮捕と強制送還に対する絶え間のない恐怖を与える経済的・性的搾取状態へと、閉じ込められていくのです。

多くの女性たちは、より良い仕事を探したり世界を見たりしようと国外へ渡る際、このような地獄のごとき世界に自分たちが足を踏み入れることになろうとは想像もしません。多くは純真で、スイスやドイツ、米国などの豊かで快適な国々において、何も悪いことなど起こらないと信じているのです (中略)。

人身取引の最も気がかりな傾向のひとつとして、若い女性と子どもの被害の増加が挙げられます。AIDS の流行等を含む様々な理由から、処女の需要が増え、国際的な性産業市場では高値で売れるのです。極端な場合、犯罪者たちは物や動物のように子どもたちを売り買いするのです。

(傍点は筆者による強調)

Wellstone は、「純真な若い女性や子ども」が性的に搾取されることに対する懸念、幸せを夢見る「若い女性や子ども」の人生を台無しにすることに対する懸念を強調しており、ある一定の被害と「被害者」像を描き出すことに成功している。遠い国からやって来て、性的搾取を受ける純真無垢な女性や少女。その価値ある人生を台無しにする「人身取引」。発言は、「特に若い女性と少女を襲う被害が増加している」としてその危機感を煽り、そんな危険な状態に陥っている彼女たちを一刻も早く救わなければならない、更なる被害を阻止しなければならないという、オーディエンスの道徳心、正義感、ヒロイズムを呼び起こ

す役割も果たしている。

こうして両者が提示した「人身取引」問題は、表出期の海外援助を備えた「対外問題」という問題分類項目から、女性を取り巻く問題への対策を備えた「女性問題」という問題分類項目下において再定義された。それは、「女性の性」が危険に晒されているというメッセージを所々に携え、一定の被害と「被害者」像を描きながら、実践されたのである。

② 実例

発展期の大きな特徴として、「人身取引」を具体的に表す実例が、これまでの「ミャンマー一人女性と少女」のケースから「旧ソビエト連邦の女性」のケースに取って代わられたことが挙げられる。**Slaughter** によれば、「人身取引」は、とりわけ各国の経済的・社会的な変動によって悪影響を受けて増加する。ソ連崩壊によって、ロシア、ウクライナ、東欧や新独立国などから「人身取引」される人々が急激に増えているのは、社会的な混乱に目をつけた犯罪組織が、貧困や失業によって雇用を求める女性を巧みに騙し、豊かな先進国へと連れ出したからであると説明されている²⁴。

このような **Slaughter** の理論的な説明の上に、「人身取引」問題と「東欧女性の強制売春」とをより強く結びつける役割を果たしたのが **Wellstone** である。彼には、ロシア移民の父とウクライナ生まれの母を持つという個人的背景がある。「クレーム申し立て主体のアイデンティティの Kategorisierung は、その人物にクレーム申し立てをする資格や能力が認められるかどうか、また、そのクレームに説得力が認められるかどうかということと照応しあう」²⁵と中河が指摘するように、こうした **Wellstone** の個人的背景は、クレーム申し立て人である **Wellstone** 自身にとっても、この問題に取り組む「正当な意味」を与え、オーディエンスにとっても、発言に重みを与えるものとして作用したようだ。

例えば **Destefano** は、**Wellstone** が上院で最初に「人身取引」問題に取り組んだ重要人物であることを説明するなかで **Wellstone** の自叙伝を取上げ、ウクライナ人とロシア人を両親とする労働者階級に育ち、とりわけロシアで迫害を受けた経験を持つ父親の影響を通して様々な「人権侵害」に対して敏感になったこと、それが「人身取引」問題に取り組む情熱、あるいは動力となっていたことを紹介している²⁶。また、ある雑誌記事では、**Wellstone** が「人身取引」問題に対応する法の成立に取り組んだことを説明する際に、わざわざ「ウクライナ出身のロシア系ユダヤ人の両親を持つ」と添え書きがしてある²⁷。**Wellstone** がどのような人物なのか、彼のクレームを聞く必要があるかどうかをオーディエンスに判断させる情報の一部として、彼のルーツが選択されているのである。

²⁴ 前掲、Hon. Louise Macintosh Slaughter (Extension of Remarks-March 10, 1998), E340.

²⁵ 前掲、中河 1999, p.36.

²⁶ Destefano, A. 2007 *The War on Trafficking: U.S. Policy Assessed*, Rutgers University Press, pp.13-14.

²⁷ Jones, A. "Global slave trade prospers", *National Catholic Reporter*, May 25, 2001, http://www.natcath.com/NCR_Online/archives/052501/052501a.htm [2009/08/05]

Wellstone は、このときどのような発言をしたのか。彼は、ワシントン D.C.のすぐ近くであるメリーランド州ベテスダで 96 年に起きた事件を実例として採用した。マッサージパーラーで 8 人のロシア人女性が生活し、マッサージテーブルの上で睡眠をとるような生活を強いられており、それに対して 1 週間に 150 ドルの「家賃」を取られ、女性たちはほとんど稼ぎを得ることができなかったという例を挙げ、こうしたことが、議会が開かれているこのワシントン D.C.のすぐ隣で行われていた、と語っている²⁸。

実際に助け出された被害者数や報道の大きさから言えば、Slaughter が 95 年の発言の際に触れた、ニューヨークタイムズ紙で報道されたタイ人女性のケースの方が規模は大きく、また報道に割かれた紙面も大きかった。95 年のニューヨークのケースでは、30 人のタイ人女性が救出され、1770 単語を用いて事件の概要と「人身取引」について伝えられている²⁹一方で、96 年にワシントンポスト紙で報道されたベテスダのケースは、6 人のロシア人女性がマッサージパーラーに閉じ込められていたと述べてはいるが、報道の焦点は「人身取引」ではなく、マッサージパーラーの違法性に当たっており、報道の長さも 250 単語に過ぎない³⁰。

これは、発展期における「人身取引」問題の構築においては、極端に残忍であったり、大規模であったりする実例よりは、クレーム申し立て人の発言資格及び能力を強化する実例が採用されたことを示唆している。つまり、「ミャンマー人女性」や「タイ人女性」の実例では、クレーム申し立てを行う者たちが当事者としてのアイデンティティー、あるいは発言資格のある者としてのアイデンティティーを獲得するには不十分であったし、オーディエンスにとっても発言者と「被害者」との重なりが見えにくく、発言に重みを感じられなかったと解釈することができる。米国の「白人女性」である Slaughter が語る東欧の「白人女性」の問題、「東欧移民」の子どもである Wellstone が語る「ロシア人移民」の問題こそ、発言者の発言に正当性を与え、且つ「人身取引」の実例としての威力を発揮するという、二重の条件を満たすものだったのである。

また、事件発生の場所がニューヨークでなくワシントン D.C.の近くであったことも、米国会議という特殊な場におけるオーディエンスに大きな影響を与える格好の材料となった。更には、一国の政治を担う議員という役割をもつオーディエンスにとって、「ロシア人女性の強制売春」という実例は、かつてのライバル国であった大国の完璧な敗退を再度確認し、その大国が生み出した「被害者」を救うという意味において、勝者としてのプライドをく

²⁸ Wellstone の陳述のなかでは、「昨年 (1997 年) のワシントンポスト紙による報道」となっており、また、助け出された女性は「8 人」となっているが、実際の報道は 96 年 7 月にされており、被害を受けた女性は 6 人である (“Massage Parlor Off the Hook, *The Washington Post*, July 31, 1996) . 筆者が利用したデータベース Lexis.com においては、96 年 1 月 1 日～97 年 12 月 31 日までのワシントンポスト紙及びニューヨークタイムズ紙による報道で、ベテスダでのロシア人女性の被害に触れた記事はこの 1 点だけである。

²⁹ “Sex Slavery, Thailand to New York: Thousands of Indentured Asian Prostitutes May be in U.S.” *The New York Times* September 11, 1995.

³⁰ “Massage Parlor Off the Hook, *The Washington Post*, July 31, 1996.

すぐり、ヒロイズムを一層刺激するものであったということも、言えるかもしれない。

この後、TVPA 成立まで、「ロシア人女性」や「東欧女性」は「被害者」の側のカテゴリーに分類されると同時に、「旧ソビエト連邦」や「新独立国」といった語句は、「人身取引」を生み出す土壌を作り出した「加害者」の側のカテゴリーに分類され、使用されることになった。

③ 発生数の見積もり

表出期での Slaughter や Murray によるクレーム申し立てにおいては、年間どのくらいの「ミャンマー人女性と少女」とが被害に遭っており、その行為によって誰が利益を得ている、その程度はどのくらいなのか等の統計的な資料が使用されることはなかった。しかし、発展期には統計資料がところどころで使われている。

まず、先の陳述でみたように（本章、p.46）、Slaughter と Wellstone によって、「毎年 400 万人」の女性と子どもが世界中で取引され、「年間 70 億ドルの利益」を犯罪組織に稼がせているという見積もりが、問題の規模と範囲の大きさを指摘するために使われた³¹。さらに、Wellstone は、「西欧だけで年間 50 万人」にものぼる女性たちが「人身取引」されているという国際移住機関(IOM)の調査結果も併せて提示している³²。西欧での「被害者」数には、当然米国での「被害者」数を含んでいる。そこで、両者の決議案の中には、米国における「被害者」数についても明らかにすべく、司法省内の女性に対する暴力担当部署に対して、過去 5 年間において米国内に取引されてきた人々のケースを特定するよう要請する箇所がある³³。

Wellstone はまた、Global Survival Network (GSN) という NGO が実施した、「強制売春目的で人身取引されたロシア人女性」に対する 2 年間にわたる調査結果から、取引される女性たちに課された「借金」の大きさについても示している³⁴。この調査から明らかとなった最高借金額は 3 万ドルであるが、この額は、今後の「人身取引」をめぐる言説のなかで、ますます重要性を帯びていく。とりわけ性的搾取目的で取引される女性たちに課される「借金」の金額は、「人身取引」の「加害者」である犯罪組織がどのくらいの利益を得ているのかを強調する役割を果たすと同時に、「借金返済」までの間に、「被害者」がどのくらいの期間、何人くらいの客を取る必要があるのかを割り出し、「被害者」の心身の苦痛をオーディエンスに想像させるという重要な役割をも果たすことになる。

このようにして、「人身取引」問題の構築の前提を整備するなかで、世界的な女性と子ども

³¹ この数値の引用元は示されていないが、当時、様々な調査が国連機関や CIA で実施されており、たいていが 70 万から 400 万人の間で「被害者」を推定している。

³² 前掲、S. Con. Res. 82, S1702-1703.

³³ H. Con. Res. 239, Summary as of 3/10/1998 introduced. 及び、S. Con. Res. 82, Summary as of 3/10/1998 introduced. 参照。

³⁴ 人身取引ネットワークは、一人の女性につき、書類作成、仕事の斡旋、輸送等の「サービス料」として 1,500 ドルから 30,000 ドルを課しているという調査結果を示している（前掲、S. Con. Res. 82 Summary 参照）。

もの「被害者」の統計、「加害者」が得る利益額に関する推測、「性的危機」に関する言説、「旧ソビエト連邦の女性」の事例はとりわけ威力を発揮した。「人身取引」は、「女性問題」という問題分類項目に振り分けられ、なかでも「性暴力」という問題のカテゴリーに分類された。

(2) 論拠

Bestによれば、論拠とは前提から結論を導くことを正当化する陳述であり、クレームが社会問題としての注目を集め、何らかの公的な対策を講じなければならない問題であるとの認識を獲得する上で重要なものである³⁵。

この論拠は、オーディエンスの信じる価値観や「常識」に即した形で提示されなければ説得力を持たないし、従って、あまりに当然であると考えられる場合には明示されないこともある。例えば、米国議会のオーディエンスに対して「人種差別」問題に関するクレームを申し立てる場合に、なぜ何らかの対策を講じなければならないのかという論拠を今更持ち出さなければならない場面は少ない。なぜなら、すでに、「人種差別」は社会問題として認識され、対策を講じるのが「常識」であるからだ。

Bestは、「行方不明の子ども」というクレームについて、①子どもの価値、②落ち度のない被害者、③様々な悪との関連付け、④政策の不備、⑤歴史的な連続性、⑥権利と自由という6つの論拠が現れているとして、それぞれを考察している³⁶。「人身取引」について考えてみると、①若い女性と子どもの価値、②落ち度のない被害者、③被害者の恐怖と苦痛、④政策の不備、⑤政府の汚職と腐敗、⑥歴史的及び近年の国際社会の対応の6つの論拠となるだろう。

6つの論拠については、以下のような説明が可能だ。まず、これまで見てきたように、SlaughterやWellstoneの発言のなかで、若い女性と少女の価値は、とりわけ「性的に汚れない」という含みを帯びて、より一層際立てられていた。純真無垢で、悪いことなど起こるはずがないと信じきっている女性や少女を襲う「人身取引」は、従って、落ち度のない被害者像を生み出す（論拠①及び②）。

「被害者」は、自分の意思に反して取引され、売春を強要されるだけでなく、身体的・精神的虐待を受けたり、レイプされたりする。繰り返し暴力を受け、孤立させられ、恐怖感を植えつけられ、助けを求めることができない状態に陥る。「加害者」が「被害者」に恐怖や苦痛を与え、「被害者」の恐怖や苦痛の上に莫大な利益を得ていることは、「人身取引」問題が「残忍な行い」であることを示す論拠として使用されていたと言える（論拠③）。論拠③は単独でも十分な力を発揮するが、「被害者」の恐怖や苦痛の上に得た莫大な経済的利益によって更なる犯罪活動が助長されていることとセットになり、より強固な論拠となった。そして、政策の不備のために、売春や「不法入国」や「不法労働」という認識の下に

³⁵ 前掲、Best 1990, pp.31-32.

³⁶ 同上、pp.33-37.

「被害者」が処罰され、一方の「加害者」は野放し状態にあることが指摘され（論拠④）、更には、「被害者」を積極的につくりだしている国々や、政府関係者の汚職によって問題が維持されているとの説明をもって、国家として問題に対応する必要性が正当化されて（論拠⑤）、米国の決議案を採択することが結論付けられるのであった。

また、これまでに国連や米国でも対応してきた「白人奴隷制」の禁止、奴隷制の廃止、強制労働の禁止等につわる国内法、及び国際条約や国際的な取り決めは大きな論拠となったし、第1章でもみたように、98年当時には国連をはじめとした国際社会において「人身取引」に対する注目もすでに高まっていた。Slaughter 及び Wellstone による決議案のなかにも、1995年の北京女性会議での各国の「人身取引」対策促進に関する要請や、1996年の国連総会の際の決議案について言及する箇所があるように³⁷、国際社会の対応という前例も、「人身取引」問題に対する米国における対策の必要性を訴える大きな論拠となった（論拠⑥）。

以上、6つの論拠をもって、「人身取引」に対して講じるべき策として以下のような結論が導かれることになった。

（3）結論

Slaughter と Wellstone という、「人身取引」に関する二人の主たるクレーム申し立て人は、提出した決議案を通して、まず「人身取引」問題への米国の立場を明確にし、米国内の現状を把握する必要があると結論付けた。そして、問題を根絶するために、「被害者」を保護し、新たな被害を予防するための政策を立てていく必要があると今後の方向性を示した。

共同決議案には、司法省の女性に対する暴力対策室、国務省、国務長官、司法長官等に対して、米国内の「人身取引」とその「被害者」に対する対策の現状を見直し、改善し、報告することが提案されている。そして効果的な「加害者」訴追を行うために、「被害者」の保護を行うこと、「人身取引」や「被害者」の権利に関して研修を行ったり、研修に対する助成を行ったりすること、旧ソビエト連邦からの独立国や東欧諸国における「人身取引」問題の啓発活動を行うことなどを、今後の実行すべき課題として挙げている。

発展期において、「人身取引」というクレームは、米国内に連れて来られた「外国人女性と少女」の、とりわけ「東欧からの女性と少女の強制売春」問題として申し立てられ、社会問題としての地位を得るに至った。1998年8月25日、Wellstoneの決議案は上院で採択され、今後、国際社会においても「人身取引」問題への対策を主導していく立場をとることになる米国において、「人身取引」と「人身取引被害者」とをめぐり概念の基本的なセットが整ったのである。

³⁷ 前掲、H. Con. Res. 239 及び S. Con. Res. 82.

3. 問題の論争期（1999～2000年上期）：被害と「被害者」の範囲をめぐって

1) 新たなクレーム申し立て人の登場

この時期、国際社会の「人身取引」をめぐる動きはいよいよ目立つようになり、様々な国際機関や NGO による調査が行われ、「人身取引」という現象や「被害者」の置かれる状態を説明するような資料も多数発表されるようになった。国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人身取引、特に女性と子どもの人身取引を防止し、禁止しおよび処罰するための議定書（略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）の採択に向けた議論が活発化し、「人身取引」をめぐるクレームの応酬が、米国だけでなく国際社会を舞台として本格的な盛り上がりを見せるようになったのである。

1998年までの米国議会においては、下院は Slaughter、上院は Wellstone が「人身取引」というクレームの申し立て人として、いわば主役を演じてきたことをこれまで詳しくみてきた。しかし、1999年になると、数人の新しい登場人物が舞台に現れる。

1999年3月23日、第106議会の第1セッション中の下院において、Slaughter が再度「人身取引」に関する法案を提出したところまでは、これまでの筋書きと同様であった。この法案は上院の Wellstone と共同で提出されており³⁸、この連携についても前回までと同じ動きである。しかしその直後の3月25日、ニュージャージー州選出の Chris Smith³⁹ という下院の男性議員が、「人身取引」に関する別の法案を提出するという、新しい動きが加わった。そしてこれ以降、Smith の提出した法案が TVPA の原案として採用され、肉付けされていくことになるのである。

はじめに Slaughter の発言内容についてであるが、今期の彼女の発言には、国際情勢の変化に見合った形での変化が起こっている。これまでは、「人身取引」という問題が深刻な問題として存在するというを米国議会のオーディエンスに認識させるためのクレームを産み出してきたが、これに対しては、上院の Wellstone の決議案の採択を持って一応の社会的対応がなされた。従って、次の段階として、これまでに Slaughter 自身が「人身取引」というクレーム申し立てにおいて確立してきた定義や問題の領域のなかで、誰が「救われるべき被害者」であるのか、また「被害者」にどのような権利を保障すべきであるのか、という二つの点をより明確にすることが要求されるようになったのだ。それは、米国議会のオーディエンスのみならず、国際社会に向けて、米国国家として「人身取引被害者」にどのような対応をすべきかを明確に示す必要性があったこととも関係していた。

Slaughter は、まず、法案名⁴⁰の通称として「1999年女性と子どもの国際人身取引被害

³⁸ S.600: A bill to combat the crime of international trafficking and to protect the rights of victims

³⁹ Chris (Christopher) Smith は 1981 年より下院議員として活動しており、2008 年現在も米国の人身取引問題に積極的に係る政治家として有名である。2003 年及び 2005 年の TVPA の再授權法についても Smith の法案が最終的な法となった。また、拷問、退役軍人、ヘルスケア等の分野にも多くの法案を提出し、成立させている。

⁴⁰ H.R. 1238: To combat the crime of international trafficking and to protect the rights of victims

者保護法 International Trafficking of Women and Children Victim Protection Act of 1999」という表現を使用し、法案は「被害者の権利」を守るためのものであることを示した。そして「人身取引」の形態には、性的搾取のみでなく、様々な形態があることを改めて強調し、「被害者」と認定された者には数ヶ月間の一時滞在許可を与え、医療や福祉などのサービスの提供を行うことを定めている。

一方、Wellstone も Slaughter と共同で作成した法案を上院に提出しているが、これに関して上院内での目立った動きはなかった。上院において公聴会が開かれるなどの動きが起こるのは 1999 年 11 月に Wellstone が再度法案を提出してからのことである。

そして、新しくクレーム申し立て人として出現した下院議員の Smith は、「人身取引」として捉えるべき搾取の形態を限定し、「国際的な性的搾取目的の人身取引 international sexual trafficking」という表現を法案名⁴¹に用いてクレームを提示した。通称で「1999 年性的搾取目的の人身取引からの自由に関する法律 Freedom from Sexual Trafficking Act of 1999」と呼ばれた Smith によるこの法案は、「人身取引」と「強制売春」とを連結させて訴えてきた Slaughter や Wellstone たちの初期のクレームと対立するようなクレームを産み出したわけでは決してなかった。しかしながら、当初のクレーム申し立て人の Slaughter や Wellstone が、この時期に「人身取引」の定義を性的搾取から他の形態における搾取を含む方向へと拡大していこうと試みているのに対し、Smith は、敢えて「強制売春」にこだわり続けた発言を行っている。

Smith のクレーム申し立ての最大の特徴は、「性的搾取目的の人身取引」を「レイプ」であるとし、「加害者」を「レイピスト」と呼びながら議論を展開したことだろう。彼は、性的搾取を含むあらゆる形態の「人身取引」について「悪 evil」であると言及した上で、「性的搾取目的の人身取引がとりわけ残虐な形態」であり、その「加害者」となる者には正当な罰を与える必要があるとした。そしてそのような「レイピスト」には、少なくとも現行法上の「レイプ加害者」と同様の罰を与えなければならないという認識を基盤とした発言を、初期の段階では一貫して行っている⁴²。

Smith の法案は下院外交委員会に付され、法案審議のための初めての公聴会が 1999 年 6 月 28 日に開かれた。この公聴会には、「人身取引」問題に詳しい以下の 5 人の証人が招かれている。President's Interagency Council on Women⁴³から Anita Botti、Global Survival Network⁴⁴から Steven Galster、当時はアメリカン大学に属しており、2008 年現在はジョ

⁴¹ H.R. 1356: To end international sexual trafficking, and for other purposes

⁴² 例えば、前掲、H.R. 1356.参照。ただし、Smith がここでいう「レイピスト」とは、「人身取引業者」のことであって、「買春客」は含まれていない。

⁴³ 98 年 3 月 11 日 (Slaughter と Wellstone が法案を提出した翌日に当たる)、Executive Memorandum においてクリントン元大統領が国務長官、司法長官と当協議会を「人身取引」問題の主たる対応先とした (<http://secretary.state.gov/www/picw/trafficking/home2.htm> 参照)。

⁴⁴ 先に述べたように、Wellstone が陳述のなかで引用した「ロシア人女性の性的搾取目的の人身取引」に関する調査を実施した小さな NGO で、ワシントン D.C.に事務局を置く。人間と自然に対する脅威を取り組みの課題としている (<http://www.idealists.org/iffi/en/av/Org/12814-68> 参

ージ・メイソン大学に属する Center for the Study of Transnational Crime and Corruption (現 Terrorism, Transnational Crime and Corruption Center) から Louise Shelly、当時はハーバード大学に属しており、現在はジョンズ・ホプキンス大学に属する The Protection Project⁴⁵から創設者の Laura Lederer、そして Women's Commission for Refugee Women and Children⁴⁶から Wendy Young の 5 人である。

また、下院の公聴会は同年 9 月にも開かれており、こちらでも 5 人の証人が「人身取引」問題についての証言を行っている。President's Interagency Council on Women からは代表の Theresa Loar、The Protection Project からは Laura Lederer が再び招かれており、残りの 3 人は 6 月の公聴会とは別の機関からの召集となった。それぞれ、米務副長官の Harold Koh、International Justice Mission⁴⁷の創設者 Gary Haugen、そしてネパール人で米国に「人身取引」されて性的搾取を受けた「被害者」の Anita S. Bhattarai (仮名) である。

下院において 2 回の公聴会が開かれた後、上院においても公聴会が開かれることになった。Wellstone は、1999 年 11 月に新たな法案⁴⁸を再度提出し、これに対して上院で初めての公聴会が 2000 年 2 月に、2 回目の公聴会が 4 月に開かれるに至った。1 回目は 6 人、2 回目は 7 人の証人が召集され、うち 4 人は「被害 (当事) 者」であった。下院と同じ顔ぶれとしては、International Justice Mission の Gray Haugen と Protection Project の Laura Lederer が挙げられる。また、国務省からの主証人はグローバル問題担当次官の Frank Loy だが、随行者として国務副長官の Harold Koh (他 1 名) も出席しており、「人身取引」問題に係る行政組織を代表した。

下院とは異なる証人としては、ジャーナリストでドキュメンタリーフィルムの製作者である Ruchira Gupta、Human Rights Watch⁴⁹から Regan Ralph、Florida Immigration Advocacy Center⁵⁰から Virginia Coto が招かれており、更に、国務省と同様、「人身取引」

照)。

⁴⁵ 1994 年に「人身取引」問題を人権侵害問題であるとして啓発し、取り組んでいくために設立された。「人身取引」問題を中心に女性と子どもの人権向上を目的として広く活動している

(http://www.protectionproject.org/about_us/aus_overview.htm 参照)。

⁴⁶ 事務局をニューヨークに置き、難民の女性と子どもたちを中心とした支援活動を行う団体

(<http://www.womenscommission.org/>参照)。

⁴⁷ 1997 年に設立されたキリスト教系の人権団体で、証人として招かれた Gary Haugen が司法省において弁護士として働く傍ら創設した。世界の奴隷、性的搾取、他の形態の暴力を主な取り組みの対象としている (<http://www.ijm.org/>参照)。

⁴⁸ S.1842. A bill to combat trafficking of persons in the United States and countries around the world through prevention, prosecution and enforcement against traffickers and protection and assistance to victims of trafficking

⁴⁹ 米国 (本部ニューヨーク) に基盤をもつ国際 NGO で、人権擁護活動を専門に行っており、世界各国の人権状況について調査を行い、年次報告書を発行している (<http://www.hrw.org/>参照)。

⁵⁰ 1996 年に設立された NGO で、移民の権利と生活を守る活動を行っている。設立当初はスタッフ 10 人規模の団体であったが、2008 年現在はスタッフ 40 人、年間予算 40 万ドルとなり、

問題に大きく係る行政組織である司法省公民権局の首席補佐官 William Yeomans が証言を行っている。また、ロシアとタイの NGO からそれぞれ 1 名ずつが証人として招かれた。

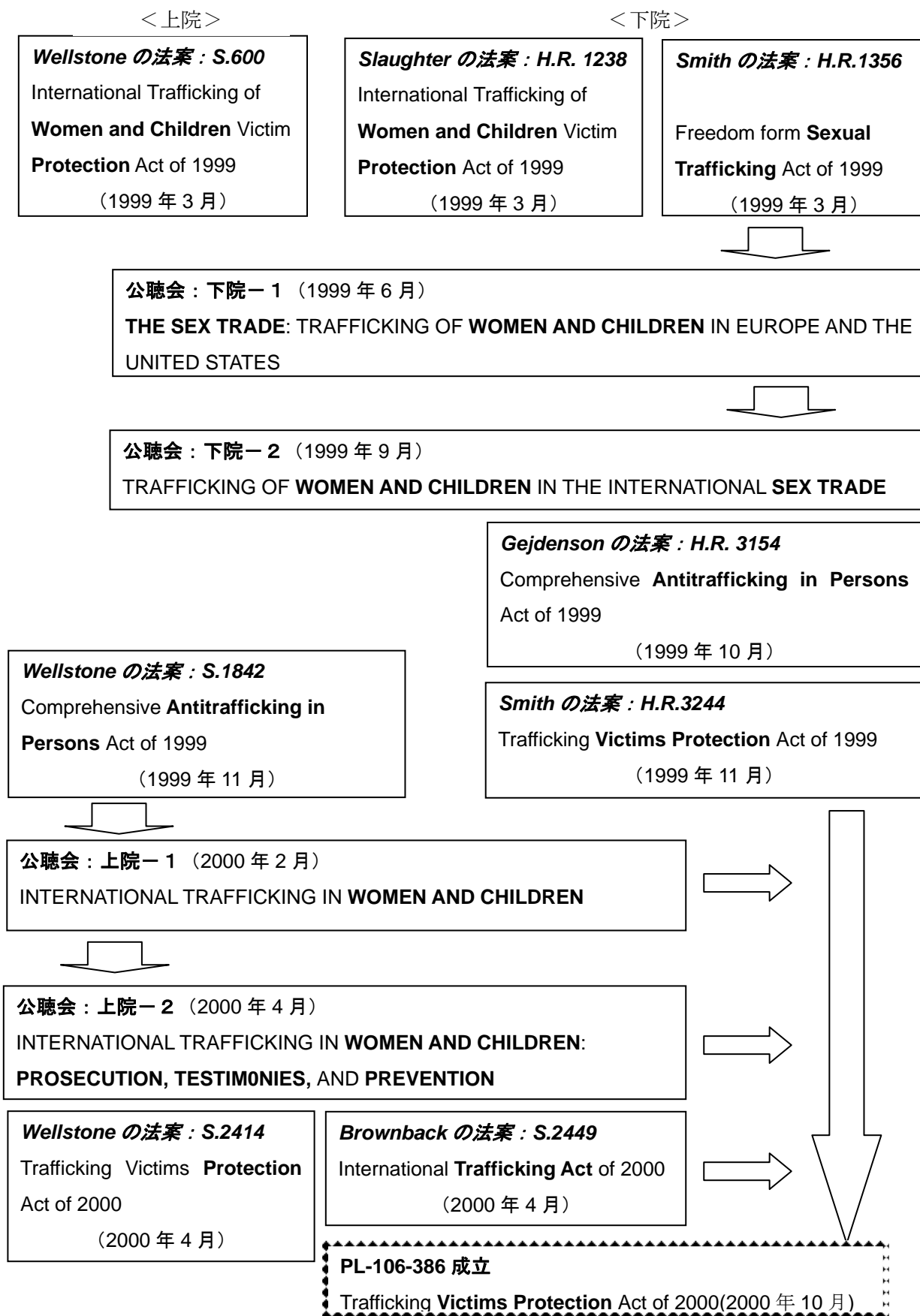
公聴会の進行は委員会議長が行う。下院の 6 月の公聴会では、下院外交委員会内の欧州安全保障協力会議議長でクレーム申し立て人の Smith が、9 月の公聴会においても、同じく外交委員会内の国際活動と人権小委員会の議長でもある Smith が議長となって会を進行している。一方、上院の 2000 年 2 月と 4 月の公聴会では、上院外交委員会内の近東・南アジア問題小委員会の議長である Brownback が議長を務めている。原則として、まず議長が「人身取引」についての概要を話した後、証人が一人ずつ証言を行い、その後質疑応答がなされている。

公聴会における議長の発言、証人による証言、クレーム申し立て人（法案提出者）の発言、及び米国議会議員というオーディエンスによる質問と発言のなかからは、保護し、支援サービスを与えるべき「被害者」とは一体誰を示すのかを決定するための争点が二つ見えてくる。

以下においては、この二つの争点、①取引の対象と②強制性の在り処について、具体的にはどのような陳述が行われたのかをみていきたい。

移民に対する支援サービスを主導する立場となっている (<http://www.fiacfla.org/index.php> 参照)。

図 1 「人身取引」関連法案の流れ（1999年～2000年）



2) 被害と「被害者」の範囲：取引の対象と被害の内容

(1) 取引の対象をめぐる議論：性の取引か、労力の取引か

前頁の図1は、1999年から2000年において提出された「人身取引」関連法案と、同期間に開かれた公聴会の流れを示したものである。

「人身取引」問題に関する初めての下院公聴会は、「性取引：欧州及び米国における女性と子どもの人身取引」と題された⁵¹。証人には、公聴会の議題に即した証言を行うという役割が暗黙のうちに期待されていると考えれば、この公聴会において、証人5人のうち、2人はその期待を裏切っている。

この日、5人中2人の証人が「人身取引」とは「性取引」ではないことをはっきりと主張した。1人は、国務省管轄の *International Women's institutes* に所属する *Anita Botti* で、米国における「人身取引」の推定被害者数である5万人のうち、約半数は労働搾取の被害を受けており、「強制売春」は「人身取引」という問題の一形態に過ぎないと主張した。彼女は、家事使用人やカーペット工場などで機織人として働かせるために、女性や少女を騙して連れてくるなかで、「より魅力的」だとみなされた女性たちが商業的な性の対象物として働かせられるようになるだけで、両者の根本的なメカニズムは同じであることを説明している⁵²。

もう1人、「人身取引」は「性取引」ではないと明言した証人は、*Global Survival Network* の代表、*Galster* である。*Wellstone* によるクレーム申し立てのなかでも資料として使用された、「強制売春目的で人身取引されたロシア人女性」に対する2年間にわたる調査を実行した人物だ。

もともと「強制売春」被害の実態解明から出発した彼がこうした証言をしたことによって、「人身取引」というクレームが何を問題とし、誰の正義を守ろうとしているのかを、改めてオーディエンスは考えさせられることになる。彼は、証言において以下のように語っている。

私たちが行った調査から、性的搾取目的の人身取引、工場での搾取的労働、搾取的な家事労働、その他の強制労働の被害者は、すべて同じような労働権及び入権の侵害を受けた被害者であることが明らかになったのです。人身取引と他の形態の侵害行為とは極めて類似したメカニズムを持っています。

私たちは、性的奴隷のために女性を取引するネットワークと他の強制労働のために男性を取引するネットワークのいくつかは、同じ経路と手段とを使用していることまでも突き

⁵¹ *The Sex Trade: Trafficking of Women and Children in Europe and the United States, Hearing before the Commission on Security and Cooperation in Europe, one hundred sixth congress, first session, June 28, 1999 [CSCE 106-1-9].*

⁵² 前掲、[CSCE-106-1-9], p.5.

止めました⁵³。

(傍点は筆者による強調)

こう述べた上で、彼は「性取引」に関する女性と少女を四つのタイプに分類している。この四つのタイプは、主に二つ目の争点である「強制性の在り処」に関係しているので、後に詳しくみることにするが、ここでは、「強制売春」の被害を受けた女性たちの中には、自分たちが侵害されたのは「人権」ではなく「労働権」だと考えている人々が少なからずいるということを議会のオーディエンスが知ることになった、という点を指摘しておきたい。Galster は、証言の最後に『強制売春』を、別のカテゴリーとして扱っていくのではなく、強制労働の一形態として認識すべき⁵⁴であることも提言している⁵⁴。

初回の公聴会でこうした発言を耳にすることになった Smith は、その3ヵ月後、2回目の公聴会において以下のような発言を行っている⁵⁵。

私たちが提出した法案においても、「国際的な性取引」が唯一の人身取引の形態ではないことは承知しています。世界中の様々な状況下において、罪無き人々が日々騙され、抑圧され、欺かれています。私は自身の行動において、もともと有害で人間性を奪う労働（売春）に関係していない場合も含めて、強制的、詐欺的、あるいは適切でない労働の実践を根絶していくということについて反対の立場を示しているではありません。

一つの法案のなかで、こうしたすべての悪に取り組むことの問題点、つまり、一つの策をすべての状況に当てはめようとする問題点は、(その政策が)幅広い範囲の異なる状況を取り扱うことになり、同じく幅広い解決策をも必要とするようになるという点です。ですから、迅速で確実な罰を与えるために、最も残忍な人身取引の形態、すなわち、それが何百万もの女性と子どもの人間性を体系的に奪うという実践のなかで使用される強制力や詐欺である、と私は信じているわけですが、私たちはその形態との戦いから始めることを決意したわけです。

我々は、この、とりわけ酷い実践である、商業的な性を目的として行われる強制的で詐欺的な女性と子どもの人身取引に焦点を当てることによって、より広範囲の悪について取

⁵³ 同上、p.13.

⁵⁴ 同上、p.16.

⁵⁵ Trafficking of Women and Children in the International Sex Trade, Hearing before the Subcommittee on International Operations and Human Rights of the Committee on International Relations, House of Representatives, one hundred sixth congress, first session, September 14, 1999 (Serial No. 106-66), p.3.

り組もうとするよりも早期にこの行いをやめさせることができると考えています。レイピストを罰し、レイプ被害者を保護するのではなく、合法産業における労働状況についての法案を作成しようとする場合に適するような法規定よりも、*H.R.1356* は、はるかに犯罪者に対して厳しく、被害者に対しては、優しい法案となっています。

(括弧内は筆者の補足、傍点は筆者による強調)

Smith はこのように述べたあと、さらに、性的搾取目的の取引に焦点を絞ることで、米国会内、国民、そして国際社会においてより広い範囲でコンセンサスを得ることができると考えていること、今この瞬間も搾取されている何百万もの女性や子どもたちのために、「一日たりとも法案の成立を遅らせることはできない」ことを付け加えている。

しかしながら、結果として、Smith は性だけでなく労力の取引に関しても「人身取引」問題として対処することを決断することになる。2 回目の公聴会を終えた 1999 年 11 月、Smith は上記法案 *H.R.1356* の改定案として、同下院でコネチカット州選出の Sam Gejdenson 議員⁵⁶とともに、*H.R. 3244* を下院に提出した。そのマークアップ⁵⁷の際、Smith は、Gejdenson の強い勧めによって性的搾取目的の「人身取引」のみでなく他の形態の取引も法案の対象として含むことにしたと述べている⁵⁸。Smith が Gejdenson によるどのような説得を受けて決断を行ったのかを示すような資料を入手することはできなかったが、それでもやはり、「本意ではない」ことを暗示するような発言を Smith はところどころで引き続き行っており、マークアップにおいても、「人身取引」の「加害者」については「レイピスト」や「誘拐犯」などと言い換えて言及している場面が見受けられる⁵⁹。

H.R.3244 における「人身取引」の定義では、「性的搾取目的の人身取引」と労働搾取を含むその他の形態の「人身取引」は二文に分かれて定義されており、どちらも「深刻な形

⁵⁶ Sam (Samuel)Gejdenson は 1980 年から下院議員として活動を行っていたが、2000 年の選挙で落選した。敢えて彼のルーツを付け加えると、Gejdenson の父親はベラルーシ出身、母親はリトアニアの出身で、本人はドイツのアメリカ難民キャンプで生まれたユダヤ教信者である。

⁵⁷ 「マークアップ (仕上げ)」とは、作成された法案に対尾する修正を提案・検討する作業で、マークアップに続いて本委員会に賛成の報告を行うべきか否かについての採択を行う。賛成の報告が行われない場合、法案は廃案となる(前掲、在日米国大使館による「連邦政府」の説明参照)。本件では、本委員会への賛成報告が行われることになった。Markup of *H.R.3244*, *H. Con. Res.165*, *H. Res.169*, *H. Con. Res.206*, *H. Con. Res.222*, *H. Con. Res.211*, and *H. Con. Res.200*, Markup before Committee on International Relations House of Representatives, 106th Congress, First Session, Tuesday, November 9, 1999, Serial No. 106-96.

⁵⁸ 下院においては、Slaughter が労働搾取等のあらゆる形態の取引を対象とした法案を提出していたことは先に述べたが、ジョージア州出身の女性議員である McKinney も、Slaughter と Smith の法案が決して相対するものではなく、お互いに補完し合えろとし、二つの法案を融合する努力を初期の段階から行っていた。

⁵⁹ 例えば、前掲 Serial No. 106-96, p3.

態の人身取引 *sever forms of trafficking in persons*」としてまとめられた⁶⁰。同年 11 月 22 日に下院に提出された報告書⁶¹には、H.R.3244 は、これまでに下院において提出されてきた「人身取引」に関する法律（Slaughter による H.R.1238、Smith による H.R.1356、Gejdenson によって 10 月 27 日に提出された H.R.3154）のそれぞれ良い点を引き出して策定していると述べられている。

こうして、H.R.3244 は、この後 TVPA の原型として加筆・修正されていくことになった。

（２）強制性の在り処：移動か仕事内容か、「自由」の放棄か

① 移動における強制性

そもそも、「被害者」がなぜ国境を渡ることになったのか、その被害はどのような目論みがあったの結果だったのかを問う声は、議会のオーディエンスのなかには初期の段階から存在していた。従って、まず米国へと入国する際の移動の動機や手段は、「被害者」が「罪無き人々」か「自業自得の犯罪者」かを分類する上で重要な判断基準を提供する材料となった。

公聴会で多く利用されたのは、誘拐されたり、薬で意識を失ったりして「強制売春」させられることになる若い女性の例であった。特に Smith は、「行方不明の子ども」と「人身取引被害者」との連続性に関する質問を証人に対して行うなど⁶²、自らの意思で移動を決意したケースよりも、誘拐や薬物、親による売買等の強制的に移動させられた被害ケースを想定した発言を度々行い、「被害者」の罪のなさを強調した。

米国議会におけるクレーム申し立て人とオーディエンスは、程度の差や思惑の違いはあるにせよ、経済状況や社会構造が人々に移動を余儀ないものとしているといった、目に見えにくい強制性を移動の背景に認めることが、ともすれば大量の「不法移民」を「被害者」として認識することに繋がってしまうという懸念を共有していた。「人身取引被害者の保護」について議論するということは、すなわち、誰に、どの程度の範囲で米国への滞在者としてのビザを発給し、引いては、正式な定住者として受け入れていくのか、あるいは、どのような労働形態、職種に就く「移住労働者」を認めていくのか、という移民受入の程度と是非を議論することと直結していたからである⁶³。

移動自体が本人の意志に反しており、それが明らかに強制的であれば、「不法移民」問題と同じ土俵で議論を行う必要はない。分かりやすい移動の強制性は、「人身取引被害者」を

⁶⁰ 定義については、第 3 章を参照。

⁶¹ *Trafficking Victims Protection Act of 1999, November 22, 1999, 106th Congress, 1st Session, House of Representatives, Rept. 106-487, Part 1.*

⁶² Smith は、行方不明の子どもたちを捜す母親たちのグループが「人身取引」に反対するような運動に係わっているのか否かなど、「行方不明者」と「人身取引被害者」との関連性や連続性について、何人かの証人たちに質問をしている。前掲、*Serial No. 106-66, p.31*

⁶³ Smith はこれに関し、「人身取引」の「被害者」をどのように受け入れるのかに関する議論のなかで、「19 年間の議員人生のなかで分かったことは、移民法のこととなると我々は包含的ではなく、排他的になることが非常に多いということだ」と述べている。前掲、*[CSCE 106-1-9], p.33.*

移民ではなく、移住を余儀なくされたという意味合いが色濃い「難民」と同じように扱っていくように一事実、TVPA は、「人身取引被害者」に「難民と同等の社会サービス」を保障している一方向付けるために、重要な役割を担っていたともいえる。

しかしながら、公聴会に招集された証人たちの多くは、移動に関する強制性については必ずしも共有した認識を持っていなかった。現に、「被害者」として証言を行った証人たちのほとんどは、自発的に米国行きを決めた人々で、薬物によって誘拐されたのはネパールからの「被害者」一人だけであった⁶⁴。

② 仕事内容に関する強制性

移動が強制的でないとすれば、次なる強制性の在り処は、仕事内容である。売春が違法行為であり、社会においても肯定的には受け入れられていない米国においては、家事労働や工場労働など労働と認められた産業での被害の場合よりも性産業での被害の場合に特に強制性を伴うことを求められていたことは、いうまでもない。

上院においては 2000 年 2 月と 4 月に Wellstone の法案に対する公聴会が開かれたことは先に述べたが、この時期のクレーム申し立て人としての Wellstone は、「人身取引」問題構築の過去数年間に渡る主導者として、自らが築き上げてきた定義を積極的に改定しようと試みている⁶⁵。

上院における第 1 回公聴会において、Wellstone は、行政組織の代表として当公聴会に参加し、さらに国際社会においても各国とすでに連携しつつ「人身取引」問題に取り組んでいた国務省所属の証人たちに質問を投げかけるような形で以下のような発言を行った⁶⁶。

(前略) 米国に来る前に契約同意書にサインをする、そこに、私たちが防ごうとしている基本的人権の侵害に対する、あらゆる種の抜け穴があるように思うのですが…、仮に、「自主的売春」に相対するものとして「強制売春」という用語しか持ち合わせていない場合に、私たちが、女性の人権が甚だしく侵害されている、そのこと自体を本当に取り扱っているのか否かをどう確かめるのか、その点に関して述べていただきたいのです (中略)。

私がここで懸念しているのは一この点を、私の (法案を成立させる) ために共に克服していただきたいのですが一、というのは、もし、私たちが「強制売春」のみに焦点を当て

⁶⁴ 第 1 回目の下院公聴会の証人として召集されたネパール人被害女性 Anita S. Bhattarai (仮名) は、「薬物で眠らされ、誘拐されて売春を強要された」体験について証言を行っている。

⁶⁵ 彼は売春などの仕事内容に関する強制性についての質問のほか、米国の推定被害者数 5 万人に男性は含んでいるのか、そもそも男性についての被害データを収集しているのかどうかについて、証人に質問している。International Trafficking in Women and Children, Tuesday, February 22, 2000, U.S. Senate, Subcommittee on Near Eastern and South Asian Affairs, Committee on Foreign Relations, Washington, DC., S. HRG. 106-705, p.23

⁶⁶ 前掲、S. HRG. 106-705、pp.21-22.

たような用語しか持ち合わせていなければ、もし、実際に女性が、他の国へと渡る前に売春を行うことについて知っていて、しかしその上で、人権を侵害されたとしたら、それは人権侵害なのか否か、という疑問が生じてしまうからです。仮に、同意書にサインをしていたら、どうなるのか、と (略)。

(括弧内は筆者の補足、傍点は筆者による強調)

Wellstone の質問は、仕事内容に関する強制性のなかでも、とりわけ売春という違法行為を金稼ぎのための手段とした (あるいは、しようとした) 「犯罪 (未遂) 者」の人権を侵害するような行為が、法律上 (あるいは人々の認識上) 「人権侵害」として取り扱われるのか否か、という論点を浮上させた。

こうした質問に対し、 국무副長官の Koh は、論点をずらしつつ、米国における外交担当行政府という立場からみた「人身取引」問題への対処方法を示した。Koh の発言には、売春に対する各国の考え方や法律の違い、「移住労働」推進の是非や移民の受入に関する先進国と開発途上国との葛藤を踏まえれば、人権外交を掲げる米国ではあっても、「人権問題」として「人身取引」問題に取り組むよりは、むしろ「犯罪問題」として取り組んだ方が、売春や移住労働という隣接した複雑な領域での議論をある程度回避でき、政策を展開しやすいという意図が見え隠れする。

Koh は、先に引用した Wellstone の質問に対し、米国にすでにある売春に関する法律や売春反対という考え方自体が、「人身取引」問題の根絶に向けた努力に影響されて変わることはないこと (つまり、「セックスワーク賛成」とはならないこと)、「人身取引」と売春とは重複しているものの同義ではないこと、また「人身取引」という行為自体が性的搾取を指し示すものではないことを、まず説明している。そして、「被害者」が売春あるいは他の性的搾取を通して人権の侵害を受けたか否か (侵害を受けたと感じるか否か) という側面ではなく、「加害者側が不法な利益を得るために、不法な手段をもって人々に国境を越えさせ、そうした不法な利益を得るための行為が広義にいう性的搾取に当てはまるか否か」を手がかりとして、「性的搾取目的の人身取引」を定義していく必要があり、従って、最初の段階において売春に同意していたかどうかは問題ではない、という見解を表明した⁶⁷。

上記の Koh の発言から分かることは、彼は、「不法な手段を使って不法な利益を得る者」を「加害者」とし、その道具として使われた人々を「被害者」とであると定義している、ということである。しかしながら、当時、こうした Koh の定義を受け入れた者は主流派ではなかった。米国議会のオーディエンスの多くにとって、「被害者」自らの「人身取引」への加担の程度は依然として大きな問題であったからだ。

家事労働や工場での労働なら理解できるが、売春をしようとしていた人々を「被害者」として受け入れることは、米国社会の「性規範」の乱れを招くことになりかねない。そん

⁶⁷ 前掲、S, HRG. 106-705、p.22.

な不埒な女性たちは、被害に遭っても自業自得である。そこに、犯罪組織が関与していようとも、彼女たちも「犯罪者」であることに変わらない。そうしたオーディエンスの根底にある意識が、当時の国務省の外交政策的な見解を無条件に受け入れるのを妨げたともいえよう。

③ 身体的・精神的な「自由」の欠如

移動も自発的であり、仕事内容も強制ではない場合、それは「人身取引」ではないのか。この時点で提出されている法案では、上記二つの強制性が「被害者」になるための絶対条件としては述べられていない。ただし、Smith の提出した H.R.3244 が加筆・修正されていくなかで、「被害者」を保護するためのビザの新設が「不法移民」に悪用されることがないよう、様々な条件を設けることによって「不法移民」の受入あるいは「犯罪者」の受入というオーディエンスの持つ懸念事項に対応しようとしている姿勢がみられる。

例えば、法案が提示する「人身取引被害者」の保護のための一時滞在ビザ（T ビザ）は、「不法入国」のために斡旋業者に支払いを行い、その支払い費用を返済するために長時間労働を強いられている人々に与えるためのものではないことが 2000 年 4 月に提出された報告書⁶⁸において説明され、隷属状態や拘束状態に置かれる可能性を予測しながら斡旋され、不法に入国してきた者たちは、ビザの対象とはならないと明記されている。また、「被害者」は暴力、強制力、欺もう、詐欺によって、意思に反した隷属状態や拘束状態、奴隷状態に置かれていることを証明しなければならず、さらに一定期間、強制労働の状態にあったとしても、「借金」を払い終わって自由の身になれる人々は、ビザ申請者としての資格を得ることはできない、とされている。

2000 年 3 月上旬には、「T ビザの発給数を年間 5,000 件に限る」という H.R. 3244 に設けられた条項に関して、人道的理由から必要であると司法長官が判断した場合には件数制限を無くすといった趣旨の修正案が出されたが、賛成 14 票、反対 16 票で否決された。さらに、「被害者」の家族に対して発給される T ビザに関し、家族自体が特段の脅威に晒されているということを証明しなくとも、「被害者」は家族を呼び寄せることができるといった趣旨の修正案も提出されたが、こちらも賛成 14 票、反対 16 票で否決されている⁶⁹。

こうした状況のなか、論争期の初期の頃から、問題点を「被害者」に課された強制の内容を移動や仕事内容にみるのではなく、身体的・精神的な「自由」の欠如にみる者がいた。第 1 回の下院公聴会で発言した Galster は、「被害者」が、様々な状況を自分の意思でコントロールできないこと、「自由」がなく、管理下におかれた生活や労働を強いられていることに、「人身取引」の問題性があるのだということを暗示している。

先述の通り（本章、p.60）、彼は、「性取引」に関係のある女性と少女を四つのタイプに分

⁶⁸ Trafficking Victims Protection Act of 2000, April 13, 2000, 106TH Congress, 2nd Session, House of Representatives, REPT. 106-487, Part 2.

⁶⁹ 前掲、House of Representatives, REPT. 106-487, Part 2, pp.19-20.

け、「人身取引被害者」とはどのタイプに属する人々を指すのかを説明している。その説明から、彼は、自らの支配権を持つか持たないかを基準として「被害者」の定義をしていることが分かる。

性取引に関りを持つ女性と少女には4つのタイプがあることが分かりました。多くは性的奴隷の被害者ですが、なかにはそうでない人々もいます。最初のタイプは、完全に騙されて、あるいは強制的にセックスワーカーにされてしまった人々です。これは、人身取引のケースであることが明らかです。二つ目は、自らの仕事に関して、斡旋者から半分本当のことを言われていた人々です。たとえば、彼女たちは客に対してダンスやストリップをしなければならないということは言われていても、それ以上のサービスをするとは予想していなかったり、あるいは、約束された報酬が完全にでっち上げであったり、また、ドイツや米国など、滞在地がどこであれ、その地において自分のパスポートを自分で所持することができず、滞在期間に渡って監禁状態にあったりします。

三つ目のタイプは、自らの行うべき仕事内容について、ワクワクしてはいないにせよ、的確に把握していた人々で、知っていながら人身取引業者に対して自らの支配権を（仕方なく）放棄し、且つ、同じような虐待的扱いを受けていた人々です。彼女たちもまた、人身取引されたといえます。そして四つ目のタイプですが、このタイプには、自らの仕事内容についての的確に知らされており、実際に自らの活動や稼ぎに対するコントロールも保有している、そして人身取引業者やヒモにも支配されていない人々が入ります。私たちの定義では、これらの女性は人身取引被害者ではありません。

（括弧内は筆者による補足、傍点は筆者による強調）

上記の陳述をもとに、Galsterによる「被害者」の分類を表で示すと以下のようになる（次頁、表1）。「被害者」に共通しているのは「自らの支配権を保有していない」こと、あるいは「身体的・精神的自由を放棄させられている」ことである。Galsterは、すべて「×」が当てはまる「タイプ4」を除いては、「被害者」とであると定義していることになる。

一方H.R.3244においては、「タイプ1」が唯一の疑いなき「被害者」であり、主にこのタイプの「被害者」を救済するために、本法案が作成され、修正されてきたといえる。次なる「タイプ2」は、H.R.3244ではあまり歓迎したくないが、暴力や他の強制力によって隷属状態にあったことが証明できれば、「被害者」として米国への合法的滞在を許される可能性が残された者たちであるといえる。「タイプ3」は、虐待的扱いを受けていたとしても、ビザの申請を拒まれるであろう「不法移民」の疑いを色濃く持った者たちで、「タイプ4」は「不法移民」として強制送還の対象者となる者たちだといえるだろう。

表 1 「性取引」に係る女性の分類

項目 タイプ	性労働の強制	労働環境・ 条件の強制	身体的・精神 的自由の欠如	H.R.3244 による見解
タイプ 1	○	○	○	被害者
タイプ 2	△	△	○	被害者 (?)
タイプ 3	×	×	○	不法移民 (?)
タイプ 4 (「被害者」ではない)	×	×	×	不法移民

Galster が述べているのは「性取引」に係る女性たちのタイプであって、「人身取引被害者」のタイプではないが、Galster の発言後に提出されている H.R.3244 などの法案において、「深刻な形態の人身取引」という限定の装飾句がついて、「人身取引」の定義がまとめられていったことは、彼の発言と無関係ではないと思われる。

一方で、Galster が身体的・精神的な「自由」の欠如を「被害者」の最低限の基準として明示したことは、米国議会のオーディエンスに何らかの対策を講じなければならないと思わせる上で、非常に重要な資料になったと考えられる。国家建国の背景とその歴史において、「自由」の欠如や「他者への隷属」に対して適切に反応するよう訓練されている米国議会のオーディエンスたちは、自国への新たな参入者たちに不安を抱きつつも、これまでに「黒人奴隷制」や「白人奴隷制」という現象において、常に「奴隷」を解放してきたことを思い起こし、その上に成り立ってきた米国という国家を表象する「自由」が犯されてしまうことに反応したと解釈することも可能だからだ。

3) 争いの帰結：「奴隷制」からの解放

(1) 米国建国の理念とアイデンティティ：「救済者」の役割

「現代奴隷制」。世界各国において、「人身取引」はそう表現される。

「自由の国」として世界に知られ、「奴隷制」を克服してきた歴史を持つ米国では、「自由」の欠如は決して許してはならないことであり、まして「奴隷制」が自国に今なお残存していることを指摘されることは、最大の屈辱であり、苦痛であっただろう。「人身取引」が、「自由」の侵害や他者への隷属や支配といった概念のセットとともに語られたとき、それが、「野蛮な barbaric」「非人間的な de-humanizing」などといった、「民主主義」や「文明」という用語とは相容れない装飾句を伴って語られたとき、対立しあったクレームは「女性問題」という問題分類項目を脱し、「奴隷制」として認識され、「奴隷」となった「被害者」を解放しなければならないという、ある種の統一された使命感—あるいは焦燥感—を米国議会のオーディエンスに与えたのである。

上院、下院で計 4 回行われた「人身取引」問題に焦点を当てた公聴会のすべてに招かれ、

証言を行った唯一の証人に、Protection Project の Laura Lederer がいる。彼女は、モデルにならないかと誘われ、薬物によって意識を失ったところを誘拐されて売春を強要される 16 歳の東欧人女性 Lydia の例を、毎回の証言に用いた⁷⁰。Lydia は実在の人物ではなく、近年、東欧において「人身取引」されて西欧諸国や日本などで売春を強要されている少女や女性たちの実例を組み合わせたものであるという断りがあるが、事例の Lydia は、35,000 ドルの借金を負い、1 日当たり 10 人から 20 人の客を取らなければならず、拒否してボスに殴られ、レイプされる。そして、6 ヶ月後に地元警察による手入れによって保護されることになるが、適切なビザなく働いていることを理由として逮捕され、市民権がないことによって「不法滞在者」として強制送還を待つための拘置所に入れられてしまう。

検査の結果、彼女はいくつもの性感染症に罹っていることが判明し、薬物にも依存している疑いがあった。身体も精神もボロボロになった彼女を、彼女の人生を、気に留める人々はいないようであった。

Lederer は、こうした「人身取引」の非常に残酷で「典型的な事例」を、「奴隷制」へとスムーズに接続させる⁷¹。

ここで、Lydia の事例を、何百、何千という数で掛け合わせてみることで、この問題の持つ範囲の様相が見えてきます。ユニセフでは、東南アジアだけでも 100 万人の子どもたちが、その他に、世界各国で 100 万人の子どもたちが売春を強要されていると見積もっています。この数字は、子どもだけを対象とした見積もり数です（中略）。

Botti 氏が述べられましたように、国務省によれば、年間 5 万人以上の女性が米国に人身取引されてきています。そして、アフリカ、南アメリカ、アジアなど、今日のこうした問題についての情報をほとんど入手することができない地域において、数え切れないほどの女性と子どもが（こうした状況下に置かれて）いるわけなのです（中略）。

このような数や付随する数字は、売春目的で行われる女性と子どもの人身取引が現代の奴隷制であることを示しています。その数は、すぐにも 1700 年代の黒人奴隷制で取引された人々の数に匹敵するようになるでしょう。

（括弧内は筆者による補足、傍点は筆者による強調）

また、当時の司法省首席補佐官で、上院第 1 回公聴会において証言を行った Willam

⁷⁰ Lydia の例は、公聴会だけでなく、小委員会から下院全体に法案が提示され、議論されたときにも Smith によって下院議員すべてに伝えられた。

⁷¹ 前掲、[CSCE 106-1-9], p.22.

Yemans は、冒頭で以下のように述べている⁷²。

私たちは「人身取引」や「強制労働」という用語を用いてこの問題を議論していますが、間違えてはなりません。私たちは奴隷制について、現代型の奴隷制について話をしているのです。

(傍点は筆者による強調)

さらに、上院の第1回公聴会記録に収められた、ミズーリ州選出の上院議員（2001年からのブッシュ政権下においては司法長官）John Ashcroft による陳述には、米国が率先して「現代奴隷制」に取り組まなければならない「正当な理由」が、端的に示されている⁷³。

(前略) この種の行為（人身取引）がアメリカ合衆国において実践されていることが分かったという事実は、とりわけ恐ろしいことであります。

主導的先進国として、自由と正義という理念に基づき建設された、ここ、アメリカ合衆国において、人身取引が起こっているなどとは全く信じがたいことでありますが、事実、起こっているのです。アメリカ合衆国は、率先してこの酷く恐ろしい惨害を根絶するために取り組まなければなりません。

(中略) 我々は、男性、女性、子どもたち一人ひとりが自由な世界に生きるための機会が与えられるように努力しなければなりません。ロナルド・レーガン大統領をはじめ、冷戦のウォリアーズたちは、世界中の平和、民主主義、自由のために熱心に取り組みました。我々は、彼らの構想のごく一部を達成してきましたが、人身取引によってひどく苦しめられ、尊厳を奪われた世界中の女性と子どもを保護することもまた、構想に近づく新たな一歩でありましょう。

(括弧内は筆者による補足、傍点は筆者による強調)

「黒人奴隷制」を克服した（はずの）米国は、「現代奴隷制」の根絶にも主導的役割を果たさなければならない。外国から「自由」を夢見て「自由の国」へやってきた人々が、「自由」を享受することを阻害されている状態と戦うこと、「自由」を保障することこそが、米国の使命である。

⁷² 前掲、S, HRG. 106-705, p.76.

⁷³ 同上、p.75.

こうした共通認識を携え、米国の「人身取引」問題は、社会的な対応を施すべき社会問題としての揺ぎ無い確立をみたのであった。議会のオーディエンスたちは、「人身取引」問題を通して自らの米国民としてのアイデンティティーを一層高め、「救済者」として団結しながら「現代奴隷制」との戦いの主導者となることを決意するよう、促されたのである。

(2) 米国の主導方法をめぐって：制裁か、協調か

これまでみてきたように、「人身取引」というクレームをめぐる争いは、いくつかの争点を中心に行われてきた。ここで、上記では触れなかったが、大きな争点のひとつとなっていた「諸外国に対する望ましい対応法」についても触れておく。

この点については、主に **Smith** の法案を審議してきた下院と行政府（当時はクリントン政権）との間での意見の相違という形で示されてきた。簡潔に述べると、法案では、「人身取引」問題の根絶のためには、各国が遵守すべき最低基準を設けてランク付けを行い、その基準を満たさない国には経済的な制裁を行うが、一方で、「人身取引」問題に適切に取り組むのであれば、問題に取り組む **NGO** 等に援助金を支給するという、いわば「アメとムチ」の方針を取り入れていた。

他方、行政府側は、特に外交との兼ね合いで「人身取引」に取り組んでいた国務省が、諸外国との協調を重視していた。例えば、当時の国務副長官の **Koh** は、現地政府に対する制裁は、実際に「人身取引被害者」の支援を行っている現地 **NGO** の業務に悪影響を及ぼすこと、そもそも、政府は「人身取引」の主要因ではないために、制裁自体が無意味であるなどといった指摘をしつつ、反対意見を述べている⁷⁴。

確かに、当時、国連機関や **NGO** の動きも活発になってきており、米国政府はすでに多くの諸外国政府との連携を築き始めていた。米国内の新たな法案の成立によって、これまでの協力関係が無になる可能性はあった。

しかし、立法府である米国議会においては、ロシアや東欧諸国をはじめとする、「被害者」を送り出している国々における「政府の汚職」や、「人身取引」を黙認して「被害者」を受け入れている先進国が多くあることは、憂慮すべき事態としてオーディエンスに提示され、何らかの社会的対策を講じなければならないと結論付けるための論拠のひとつともなっていた（本章、pp.52-53）。上院と下院の間で、この点に関する議論はほとんどなく、立法府としては、「人身取引」問題への取り組みを強化しない国には制裁を与えるといった、米国のプレッシャーによる問題の解決を目指すことに大きな異論はなかったようである。すなわち、制裁は、「奴隷」を解放し、「自由」と「民主主義」とを広めるために、指導者となるべき米国が持つ「正義のための武器」として認識されていたといえる。

結果として、**TVPA** では制裁を含めた各国のランク付けが採用され、年度ごとにそのランクを発表し、各国の政策を評価する報告書を発行することが国務省に義務付けられた⁷⁵。日

⁷⁴ 前掲、Serial No. 106-66, p.18.

⁷⁵ 詳細は第3章を参照。

本がこの報告書において、他の先進国よりも低いランクを付けられたその年に、日本政府が稀に見る迅速さで「人身取引対策行動計画」を策定し、「人身取引」に本格的に取り組む姿勢を見せ始めたことを鑑みれば、この主導方法を採用したクレーム申し立て人は、意図した成果を得たといえるであろう。

4. 問題の成熟期：TVPA の成立

1) 年間 5,000 件のビザ支給上限：5,001 人目以降の「自由」の行方

「人身取引」に関する法案についての下院・上院の公聴会を終え、議会では Smith の H.R.3244 を支持し、これを原案として法律を制定していこうという動きが強まった。2000 年 5 月 9 日、下院全体において H.R.3244 の審議が行われ、7 月 27 日には、同法案に対する上院での審議が行われた。

法案は、2000 年 10 月 11 日に上院が下院の議会報告に同意し、その後署名のために大統領に提出されるまでに、いくつかの修正を伴い、また、議論を伴った。最後まで争点となったのは、「被害者」に与える滞在ビザに関すること、すなわち、「被害者」と認め、米国での「自由」を保障すべき人々をどの範囲とするかであった。

このことは、「奴隷」を解放し、すべての人々の「自由」を取り戻すために戦おうと一致団結した「救済者」たちが、「自由」を享受すべき人々の選別と制限とを一方では行おうとしていたことを表している。

H.R.3244 では、ビザの支給件数は年間 5,000 件まで、またビザ取得後 3 年を経た「被害者」が申請可能となる市民権の付与も年間 5,000 件を上限としていた。この上限に対し、賛成派の意見は例えば以下の発言に代表される⁷⁶。

この上限は、多くの外国人が人身取引被害者であると虚偽の申請を行うことを防ぐためのものです。みなが懸念している不正行為に対する予防手段であります。

(傍点は筆者による強調)

一方で、反対派はこのように述べる⁷⁷。

不正行為を心配しているのであれば、最初の 5,000 人の申請者のうち、4,000 人が不正行為に加担することもあり得ます。問題はそうではないのです。問題は、この国において、性的な虐待を受け、奴隷状態に置かれていた女性や子どもを、そのような行為が引き続き

⁷⁶ Congressional Record, Proceedings and debates of the 106th Congress, Second Session, Vol. 146, No. 108, Washington D.C., Tuesday, September 14, 2000, House of Representatives, H7629.

⁷⁷ 同上。

行われている国に私たちが送り返すことになってしまうのだということであって、被害者が 499 番目であるか 4,099 番目であるか、515 番目であるか 5,015 番目であるかであってはならないはずだ。問題は、私たちの方針をどう定めるかであり、私たちはこうした人々を歓迎して受け入れるべきだということなのです。

(傍点は筆者による強調)

双方の主張は、多くの場合に論拠として、推定被害者数を用いて行われた。上述したように、当時「人身取引」問題として議論されてきた「被害者」の数は、米国において約 5 万人であった。しかも、この推定数は男性を含んでいなかった。従って、単純に数値だけをみれば、5,000 件の上限では多くの「被害者」がビザに申請できない状況に陥ってしまうと考えられた。

しかし、このビザは、未成年の「被害者」を除き、基本的に「加害者」訴追に協力をする「被害者」に申請資格があり、また、そのほかにも申請時に米国内にいななければならないこと、帰国に対する極度の恐怖感を示していることなど、一定の条件を設けていた。たとえ「被害者」の数は 5 万人と推定されていても、奴隷状態から実際に逃げ出すことができ、且つ「加害者」の訴追に協力することができる者はどのくらいいるのか、また、その他すべての条件を満たす「被害者」はどのくらいいるのか、そうしたことを考え合わせた場合に、年間 5,000 件の上限は決して少なくないという意見もあった⁷⁸。

反対派は、さらに、「難民申請者や庇護申請者には上限が設けられていない」にも拘わらず、同じように苦境を経験し、母国への帰国を危険だと感じている「人身取引被害者」の人数に制限が設けられるのはおかしいという反論を行っているが、議会のオーディエンスの多くは、最後まで「犯罪者」と「人身取引被害者」との連続性、「奴隷」と「不法移民」との混在性に不安を覚えていたようだ。解放すべき人々をすべて解放し、「自由」を保障してしまうことの恐ろしさと、本当にすべての人々を解放しなくとも、自国の持つ「自由」という表象は保つことができることを、オーディエンスの多くは自覚していたともいえるだろう。

クレイム申し立て人と議会のオーディエンスは、「深刻な形態の人身取引」として、「性的搾取目的の人身取引」と「意思に反した隷属や借金返済のための身体拘束、奴隷化を目的にした人身取引」の二つを定義したことで、「自由」を享受すべき人々の選別をある程度行ったことに加え、その数に上限を設けることによって、「奴隷」を解放する側である「救済者」としての心理的安定を確保した。そして 5,001 人目以降の「奴隷」の「自由」と引き替えに、大量の「不法移民」の参入という不測の事態によって脅かされるかもしれない、

⁷⁸ 最終的に下院はそうした結論を下し、ビザの支給は 5,000 件に制限された。 *Congressional Record, Proceedings and debates of the 106th Congress, Second Session, Vol.146, No.123, Washington D.C., Thursday, October 5, 2000, House Representatives, H8880.*

「米国民の自由」を守るための予防線をはったのである。

2) クレーム申し立ての「成果」

2000年10月28日、2000年人身取引被害者保護法 **Trafficking Victims Protection Act of 2000 (TVPA)** は、クリントン大統領の署名をもって成立した。クレーム申し立て人と議会のオーディエンスは、「救済者」として一致団結しながら「現代奴隷制」を廃止し、「奴隷」を解放して「自由」を保障するとともに、米国を「自由の国」として維持していくという使命を本法に託したのであった。

本章では、100年前の「白人奴隷制」をめぐる言説によって築かれた認識を根底に潜め、現代の「人身取引」というクレームが、TVPAの成立に至るまでの数年のうちにどのように移り変わったか、これが何らかの社会的対応を講じなければならない社会問題として認識された背景には、どのような人々の価値観や意識が存在し、それを揺さぶり強化する、あるいは問題解釈の変更を促すような資料が使われたのかをみてきた。そうした意味において、TVPAは、「人身取引」をめぐるクレーム申し立ての「成果物」であるのはもちろんのこと、クレーム申し立てに係った人々がクレームを通して、社会にどのような「成果」をもたらしたのかを教えてくれる材料となる。

下河辺⁷⁹は、米国が、「やって来て住みついた側」という意識と、「やって来る人々を迎える側」という意識の二つを、国家建設の出発点から併せ持っている指摘する。「自由・平等」という概念のもとに「やって来て住みついた側」として共同体としてのまとまりを作り上げていくと同時に、「やって来て住みつく人々を迎える側」として、後からやって来る者たちを検閲・排除しながら、「自由・平等」をどの人種にどのくらい分け与えるかを決めていく。こうした米国のもつ二重性は、本章を通してみてきたように、「人身取引」というクレーム申し立てとTVPAの成立過程にも表れていたといえるだろう。

「人身取引」というクレームは、米国という国家のアイデンティティーを確認し、「自由」という国家の拠って立つイデオロギーを守り抜くための材料のひとつとなった。自らの国に、克服したはずの「奴隷制」が再び持ち込まれてしまったという衝撃、「自由の国」としての米国が機能しなくなることに対する焦燥感を、「人身取引」問題を構築することによって乗り越えようと試み、TVPAの成立によって、「自由獲得のための戦い」を主導する国家像を維持していくという「成果」を生み出したともいえる。

ここには、「米国生まれの白人たち」が持つ、罪の意識が無意識のうちに果たしている力が関係していたかもしれない。「黒人奴隷制」の「加害者」としての罪の意識。その話題が持ち出されたときの、「バツが悪い」という感覚。「いつまで蒸し返すのだ」という苛立ち。米国の根底には、こうした感情が抑圧されて存在しているようにも思われる。社会構造や優位な立場を維持しつつ、この「罪悪感」を解消させ、「救済者」として自らの立場を位置付けなおしながら自国の歩みの正当性を確認する手立て。「人身取引」問題の構築とそれに

⁷⁹ 下河辺美知子 2000 『歴史とトラウマ：記憶と忘却のメカニズム』作品社、pp.206-208.

対処するための TVPA の成立は、その手立ての一部として貢献したと解釈することもできるだろう。

第3章 「人身取引」問題への取組みとその「成果」

奴隷制報告書¹が去る6月に発行されましたが、その前3ヶ月間において、われわれ米国国務省人身取引対策監視室では、過去2年間でみた以上に、数々の国における事態の進展をみることができました。人身取引に反対する法律がフィリピンからハイチ、ブルキナファソに至るまで、様々な地域で成立しました。カンボジアやセルビアでは多くの被害者が救済され、多くの加害者が逮捕されました。

John R. Miller 元国務省人身取引対策監視室長, 2004年1月²

前章では、2000年人身取引被害者保護法（以下、TVPA）の成立へと至った過程における言説の変遷をみてきた。「人身取引」問題に関する言説及びTVPA成立過程において生み出された言説の分析からは、米国の展開する「人身取引」に対する積極的対策の根底には、「奴隷制」という用語が想起させるイメージや感情が存在しており、これが、「人身取引」を社会問題として認識させ続ける原動力となっていることが明らかになった。

「奴隷制」への公的な対処の一貫としてTVPAが施行され、「加害者」の訴追と「被害者」の保護支援が連邦政府レベルで実施されるようになったことは、「人身取引」の「被害者」にとって、あるいは問題解決へ向けて地道な取組みを続けてきた「支援者」にとって、大きな進歩となるはずであった。しかし、成立から約8年を経た現在も、「被害者」の保護数は推測される数のおおよそ1割程度に留まったままである。

「推定被害者数」と「被害者の保護数」との乖離に対し、米国政府は、「犯罪の性格上、的確にその数を見積もることは不可能」であるとか、「統計の手法と信頼性には疑問がある」³などといった断りを用いることによって「推定被害者数」の値が不確かであることを強調している⁴。しかし一方では、一人でも多くの「被害者」を探し出そうと、そのための予算や人材を毎年拡充してきた。

TVPAは、2003年、2005年及び2008年に再授權法として改定、再施行され⁵、米国政

¹ 原文は、Slavery Report。米国国務省が毎年発行する「人身取引報告書 Trafficking in Persons Report」を指していると思われる。

² “Slavery in 2004” *The Washington Post*, January 1, 2004

³ 例えば U.S. Department of Justice 2004 Trafficking in Persons’ Report, p.5. 及び Seelke, C. & Siskin, A. 2008 *CRS Report for Congress Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress, January 10, 2008*, Order Code RL34317, p.3.

⁴ 例えば、U.S. Department of Justice 2008, *Attorney General’s Annual Report to Congress and Assessment of the U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons, Fiscal Year 2007*, p.1.

⁵ TVPAは2008年12月にすでに3回目の再授權法（William Wilberforce Trafficking Victims Protection Act of 2008(P.L.110-457)が施行されているが、執筆時現在、2008年の再授權法は施行されたばかりであるため、本論文においては2005年の再授權法とそれにまつわる評価や「成

府の「人身取引」問題に対する積極的取り組みを後押しする役割を果たしている。本章では、TVPA と米国の取り組みの内容を踏まえながら、米国における「人身取引」問題の現状を把握し、2001 年から 2008 年の約 8 年にわたるブッシュ政権下において、どのような言説や証拠データを伴って米国における「人身取引」問題が取り扱われてきたのか、その取り組みはどのような「成果」を出してきたのかを考察する。

1. 「人身取引」問題に関する取り組みと TVPA

1) 取り組みの基本方針と前提

米国政府では、「人身取引」問題への取り組みの基本方針として、「加害者訴追 prosecution」「被害者保護 protection」「被害予防 prevention」を 3 つの柱とし、「3Ps の方針」と呼んでいる⁶。そして、「加害者」の訴追に協力する意思があり且つ証人として重要な役割を果たすと考えられる「被害者」には、滞在資格や労働資格をはじめ、「難民」が受給できるものと同等の社会支援サービスを受ける権利を与えている。

こうした政策方針は、「被害者」がこれまでに受けた被害からの回復をはかれてこそ、適切な「加害者」の訴追を行うことができるという認識の下に確立してきたという⁷。近年では、「被害者の救助 rescue」「回復支援 rehabilitation」と「再統合 reintegration」を「3Ps」に追加し、「3Rs」の方針として「被害者」中心の取り組みを行うことも明確にしている⁸。

米国においては、「人身取引被害者」と認定された人物に対しては、その者の母国への帰国を前提とした支援ではなく、米国への安全な定住を目的とした支援を行うことを前提とした制度が設計されている。そして、「支援者」たちもまた、母国への帰国を望む「被害者」はほとんどいないと認識している。例えば、米国西海岸にて「被害者」を実際に支援しているある弁護士は、「第 1 の目標は、『被害者』をいかにして強制送還から守るかだ」と主張した上で、帰国か在留かについてはほとんど考慮することなく、第 2 の目標として、米国への合法的な滞在と就労を支援することが必要になってくることを指摘している⁹。

「被害者」が米国への在留を希望する傾向は、統計データにも表れている。例えば、米国では「被害者」と「被害者家族」との再統合を促す支援プログラムを 2005 年以降実施しているが、プログラム開始後約 3 年間で、米国で家族との再会を希望し支援を受けたのが

果」までを主たる分析の対象とする。再授權法はそれぞれ Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003 (P.L.108-193), 2005(P.L.109-164), 2008(P.L.110-457)である。

⁶ 2009 年 6 月に国務省報告書が発行された際には、クリントン国務長官は「パートナーシップ」を加え、「4Ps の方針」とすべきだと主張している。Available at:

<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/06/125009.htm> [2009/08/31]

⁷ U.S. Department of Justice Civil Right Division 2006, *Report on Activities to Combat Human Trafficking Fiscal Years 2001-2005*, p.18.; U.S. U.S. Department of State 2008, *Trafficking Persons Report 2007*, p.37.

⁸ 前掲、Seelke & Siskin, 2008, p.13.

⁹ 2008 年 1 月に筆者が実施したインタビュー調査に基づく。

143 家族であるのに対し、母国で家族との再会を希望し、支援を受けたのはわずか 10 家族となっている¹⁰。

2) 「深刻な形態の人身取引 *sever forms of trafficking in persons*」の定義

「人身取引」の被害に遭った人々に対する安全な定住を目指すように制度が設計されているとはいえ、第 2 章においてもみてきたように、「人身取引」は「密入国」や売春やその他の犯罪行為等にも密接に関わっているため、誰でも「被害者」として認めるわけにはいかない。そこで TVPA は、2 つの「深刻な形態の人身取引 *severe forms of trafficking in persons*」を定義した。1 つは、暴力、詐欺、強制によって誘導される商業的性行為や 18 歳未満の者がそうした行為を誘導される「性的搾取目的の人身取引 *sex trafficking*」であり、もう 1 つは、意思に反した隷属や借金返済のための身体拘束、奴隷化を目的に暴力、詐欺、強制などを通して労働または奉仕をする人を採用し、蔵匿し、移送し、供給することである¹¹。「性的搾取目的の人身取引」とは、商業的性行為の目的で人を採用し、蔵匿し、移送し、供給することと解釈されている¹²。このような被害を受けたと判断された人々が、TVPA が規定する「人身取引被害者」である。

Seelke & Siskin によると、米国司法省は、「人身取引」と「密入国」の違いを暴力、詐欺、強制にみており、従って、「密入国」することに同意の上で「人身取引」の被害に遭った人々については「被害者」として守られないことがある¹³。つまり、同様に搾取的な状況を経験していたとしても、TVPA が規定する「被害者の定義」に当てはまらないと司法省に判断された人々は、NGO の支援によって何とか別の滞在資格を取得しながら米国に滞在し続けるか、「不法移民」として母国へと強制送還されている¹⁴。

3) 合法的な滞在資格の創設

TVPA によって「被害者」の保護のために新たに創設された滞在資格に、「T 非移民の身分 *T Nonimmigrant States*」¹⁵がある。これは、T ビザとして知られており、「深刻な形態の人身取引」の「被害者」であると認定された者に対して付与され、4 年間の滞在を認めている。この滞在資格のもとに米国内に 3 年間継続して滞在していると、永住権を獲得する権利が付与される。

¹⁰ 前掲、U.S. Department of Justice 2008, pp.14-15.

¹¹ P.L.106-386 Sec 103,(8). 原文は以下の通り。(A)sex trafficking in which a commercial sex act is induced by force, fraud, or coercion, or in which the person induced to perform such act has not attained 18 years of age; or (B)the recruitment, harboring, transportation, provision, or obtaining of a person for labor or services, through the used of force, fraud, or coercion for the purpose of subjection to involuntary servitude, peonage, debt bondage, or slavery.

¹² P.L.106-386 Sec 103, (9).

¹³ 前掲、Seelke&Siskin 2008, pp.2-3.

¹⁴ また、保護先から逃亡する「被害者」もいる。

¹⁵ P.L. 106-386 Sec. 107.

しかし、Tビザの申請にあたっては、「深刻な形態の人身取引」の「被害者」であることのほかに、米国領土内（領土権内）に実際に居ること、法執行機関による「加害者」の捜査や訴追への合理的な要請に従うこと、母国への退去強制によって、「加害者」からの報復などによる極度の困難に直面する恐れがあることが要件となっている。ただし、18歳未満（2003年の改定までは15歳未満）であれば、「加害者」の捜査や訴追への協力の意思は問わない。また、「被害者」の配偶者、子ども、両親等の家族も、母国において危険な状態にある場合には、Tビザに申請することが可能である¹⁶。

審査基準の適用に際しては、ふれが生じないように、申請窓口をバーモントサービスセンターに一本化しているという¹⁷。Tビザの発給数は、年間5,000件を上限数としているが、21歳以下の「被害者」の配偶者、子供、両親への交付数は年間限度数には含まれない¹⁸。

「被害者」に与えられる合法的な滞在資格には、Tビザのほかに「継続的な滞在 continued presence」や「Uビザ U Nonimmigrant Status」という身分もある。継続的な滞在は、裁判において証人となる可能性のある者に対して司法長官が必要だと認める期間、滞在を許可するものである。また、Uビザは、TVPAを含むVTVPA（序章、p.5、脚注2参照）のB部分として施行された暴力被害者保護法のなかで創設され、「人身取引」を含む犯罪によって、身体的・精神的被害を受けた「被害者」に対して交付される¹⁹。どの滞在資格に申請するかについては、原則として申請を行う連邦警察官と「被害者」本人、「支援者」などによって、「加害者」の訴追や「被害者」の最善の福祉を考えてケース毎に決められる。

しかし一般的には、保護された「被害者」は、Tビザか継続的な滞在哪のどちらか（あるいは両方）に申請をするよう²⁰、後に述べるように、「被害者」の保護に関する「成果」を示す場合には、上記2つの滞在資格への申請者数および許可数が用いられている。継続的な滞在が許可されると、Tビザ申請中の者と同様に労働が可能となり、また公的サービスにもアクセス可能となるため、「被害者」たちにとっては、いずれかの滞在資格を手に入れることが生活の土台を築く足がかりとなっているようだ。

4) 支援の流れとサービスの内容²¹

多くの場合、「被害者」は警察の手入れなどで発見され、「被害者」を支援するNGOに保護される。最初に保護したNGOが「被害者」に対し、「加害者」の捜査や訴追に協力する

¹⁶ 中川かおり 2005「米国の人身取引対策：国内の取組みを中心に」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法 223』国立国会図書館、pp.56-58。中川によれば、「加害者」訴追への協力は、現在のところ裁判での証言までをも要求するものではなく、「被害者」のトラウマが深い場合には、協力することがTビザ申請の要件とはならない。

¹⁷ 同上、p.56。

¹⁸ 前掲、Seekle&Siskin 2008, pp. 23-24.

¹⁹ 同上、p.27.発給には年間10,000件という制限がある。

²⁰ 筆者がインタビューを実施した団体でも、Uビザへの申請はほとんどないとのことであった。

²¹ 当項の内容は、他に断りがない限り、筆者による支援団体へのインタビュー及び前掲の中川2005を参照している。

ように説得できた場合には、米国連邦検察官との面談へ進む。そこで「深刻な形態の人身取引」の定義に従って「被害者」であると判断されると、法執行機関が国土安全保障省に対して「被害者」の継続的な滞在またはTビザを申請するという流れになっている。

Tビザ申請中の者²²には労働が許可され、先にも述べたように「難民」が受給できるのと同等の公的な社会サービス²³を受ける権利が付与される。実際のサービスを受けるためには証明書が必要であるが、この証明書は司法省との協議を経た保健福祉省が、Tビザ申請中もしくは継続的な滞在を認めている「被害者」、あるいは、そうした滞在資格に関する事項に拘わらず、18歳未満の「被害者」に対して発行する。

証明書を持つ「被害者」はケースマネジメント、就職相談・斡旋、食料給付、住居及び交通手段、英語訓練、保健・医療、社会適応サービスなどを含む連邦政府及び州政府、地域による社会サービスや、保健福祉省難民再定住室の提供するサービスを受ける資格を得ることになる。また、連邦政府職員には、通訳サービス、法律扶助機構による法的支援、犯罪被害者に対する保障サービス、損害賠償等に関する情報を「被害者」に与えることが義務付けられており、「被害者」は、これらのサービスにアクセスすることが可能である²⁴。

5) 帰国を希望する「被害者」に対する支援

先に述べたように(本章、pp.76-77)、米商務省は母国への帰国を希望する「被害者」に対し、人口難民移民局を通じた「被害者」の帰国、社会復帰、家族との再結合のためのプログラムも運営している。このプログラムは、政府から委託を受けた国際移住機関（以下、IOM）がプログラム実施上の主体となって運営しており、米国内で家族を「被害者」と再会させ、再統合させるという支援を実施している一方で、母国に帰ることを選んだ「被害者」に対しては、帰国支援を行っている²⁵。

6) 各国への対応

(1) 経済的支援

「人身取引」問題の解決はとりわけ国際的な協調を必要とするという認識の下、TVPAは、世界各国において「人身取引」問題に取り組む組織や団体、プログラムへの助成を行うことを米国政府に義務付けている。こうした規定に基づき、米国は、TVPA成立後の2001年

²² 最初のインタビューでTビザの申請が完了したとみなされた者のことで、この時点では「被害者」としての認定を確実にされているわけではない。前掲、Seekle&Siskin 2008, p.24.

²³ 1996年に成立した「Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996 (P.L. 104-193)」によって、難民や移民などに対する社会保障・社会福祉サービスの受給要件が厳格化されたため、「難民と同等のサービス」自体が提起する問題もある。福祉改革が移民に与えた影響については、例えば佐藤千登勢 2008「アメリカ合衆国における福祉国家再編と市民権—1996年福祉改革法の移民への影響」『つくば大学地域研究 29』pp.81-100.などを参照。

²⁴ 前掲、Seekle&Siskin 2008, pp.24-25.

²⁵ IOMが実施主体となるプログラムが開始されたのは2004年以降で、それ以前は年間1-2件の帰国支援を米商務省が実施していた。詳細は2002年度、2003年度の司法省報告書参照。

度から 2007 年度までに、総額 5 億 2,800 万ドルを「人身取引」根絶のための費用として投資してきた。

プログラム補助金の行き先は、北アメリカやメキシコ、中米、南米及びヨーロッパとアフリカの一部を含む、グリニッジ子午線から西側の地域を指す西半球が比率としては若干多いものの、地域的な偏りはほとんどないと言ってよい。例えば、2006 年度の地域別の助成割合は、西半球が 24%、アフリカ及び東アジア・太平洋地域がそれぞれ 17%、ヨーロッパ・ユーラシアが 22%、南アジア・中央アジアが 15%で、残りの 5%はグローバルなプログラムとなっている²⁶。

しかし、2002 年 2 月、ブッシュ元大統領は国家安全保障大統領令 National Security Presidential Directive Memorandum Regarding Combating Trafficking in Persons (以下、NSPD-22²⁷) を発令し、売春に反対であるという姿勢を明確にしている団体にのみ米国からの補助金を支給することを規定した。そのため、売春には反対しなくとも「人身取引」には反対している団体にとっては、補助金を活用して「人身取引被害者」の支援を実施することが実質上不可能となってしまった。

2007 年度、米国国際開発庁 the United States Agency for International Development (以下、USAID) は、1,400 万ドルを「人身取引」に反対する各国の活動に提供している²⁸ が、「職業選択のひとつとして売春を提唱している組織や、売春合法化に賛同したりそれを支持したりする組織は、USAID による反人身取引に関する補助金を提供したり事業実施契約を結んだりするパートナーとしては適切でない」という立場を一貫して取り続け、それに基づき助成先を決定している²⁹。

(2) ランク付けと制裁

TVPAはまた、世界各国（地域や自治区を含む。以下、「各国」及び「国」と表示）が「人身取引」問題に対して適切な取り組みを実施し、米国の定める最低基準を満たしているかどうかを調査し、その達成度を評価してランク付けすることを米国政府に義務付けている。ここでいわれる最低基準とは、主に冒頭で説明した「3 Psの方針」を基準測定のための大きな枠組みとしているが、さらにTVPA及び2003年の再授權法において、以下の点を中心に定められている³⁰。

²⁶ 前掲、Seekle&Siskin 2008, pp.24-25 及び p.14.

²⁷ NSPD-22 の原文資料は一般に公開されていないが、これに関する批判や解説資料はいくつか存在し、その後の法改正等においても度々言及されている。以降、こうした資料に基づき、議論を行う。

²⁸ 前掲、U.S. Department of justice 2008, p.30.

²⁹ U.S. Agency for International Development, Office of Women in Development 2004 *Trafficking in Persons: USAID's Response*, March 2004, p.2. Available at: http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/wid/pubs/trafficking_in_person_usaid_response_march2004.pdf [2008/02/09] .

³⁰ 前掲、Seekle&Siskin 2008, p.14.注 43. 定義内容を示す全文は、前掲、P.L. 106-386 Sec.104.

- 人身取引行為を防止し、罰していること
- 最も咎めるべき形態の人身取引（性的搾取目的の人身取引、レイプや誘拐を伴う人身取引、もしくは「被害者」を死に至らしめる人身取引）を知っていながら実行することに対し、性的暴行などの重罪に相応する罰則を規定していること
- 規定された刑罰の程度が、犯行の抑制につながるほど厳しく、加害の極悪な性質に合っていること
- 人身取引を根絶するための本格的で継続的な努力がなされていること³¹

これらの要点に基づき、米国は 2001 年度より最低基準を十分満たしている国をランク (Tier) 1、対策が不十分であるが努力が認められる国をランク 2、対策が不十分で且つ努力も認められない国をランク 3 とした評価を行ってきた³²。その後、2003 年の再授權法によって、①前年からランクが上がったばかりの国、②ランク 2 に格付けされた国のうち「被害者」の数が多いか又は増加している国、及び取組みの改善に対する確証が得られていない国をリスト化したウォッチリストの作成が国務省に義務付けられた。それ以降、ランク 2 とランク 3 の間にランク 2 ウォッチリストが挿入されたため、現在では実質的には 4 段階での評価となっている³³。

2007 年度の報告書によれば、調査対象となった 153 カ国のうちランク 1 には西欧諸国をはじめとする、「被害者」の受入国となっている主な国々 29 カ国がランク付けされており、ランク 2 には、日本を含む受入国が数カ国と、送出国として主に機能している 70 カ国がランク付けされている。また、ランク 2 ウォッチリストには 40 カ国が分類され、制裁を受けられる可能性のあるランク 3 には、14 カ国が分類されている（次頁、表 1 参照）。

しかしながら、こうしたランク付けを行うための各国の情報をどのようにして収集しているのか、また入手した情報をどのように分析し、各ランクへと分類しているのか、判断にぶれはないのか、などといった点に疑問を投げかける声もあり、ランク付けのプロセスと結果の信憑性は、政策課題として認識されているとともに、批判材料としても使用されている³⁴。

³¹ この点に関しては、2003 年の改定において改定・補足され、さらに 10 の基準を設けている。前掲、Seekle&Siskin 2008, p.14, 注 43.

³² 前掲、Seekle&Siskin 2008, p.15.

³³ 岡村美保子、小笠原美喜 2005「日本における人身取引対策の現状と課題」国立国会図書館『調査と情報 485 号』ISSUE BRIEF NUMBER 485(JUN.21.2005)、p.4.

(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0485.pdf> [2009/02/08])

³⁴ 前掲、Seekle&Siskin 2008, p.35.

表 1 米商務省によるランク付け (2007 年度「人身取引報告書」 p.44 より)

【ランク1】							
オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	コロンビア	クロアチア	チェコ	デンマーク
フィンランド	フランス	グルジア	スペイン	ドイツ	香港	ハンガリー	イタリア
韓国	リトアニア	ルクセンブルク	マケドニア	マダガスカル	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー
ポーランド	スロベニア	スウェーデン	スイス	イギリス			(29カ国)
【ランク2】							
アフガニスタン	アンゴラ	バングラディシュ	ベラルーシ	ベリーズ	ベナン	ボリビア	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ブラジル	ブルガリア	ブルキナファソ	カンボジア	チリ	ジブチ	エクアドル	エルサルバドル
エストニア	エチオピア	ガーナ	ギリシャ	ホンジュラス	インドネシア	イスラエル	アイルランド
ジャマイカ	日本	カザフスタン	ケニア	キルギス	ラオス	ラトビア	レバノン
リベリア	マカオ	マラウイ	マリ	マルタ	モーリタニア	モーリシャス	メキシコ
モンゴリア	モロッコ	ネパール	ニカラグア	ナイジェリア	パキスタン	パラグアイ	ペルー
フィリピン	ポルトガル	ルーマニア	ルワンダ	セネガル	セルビア	シエラレオネ	シンガポール
スロバキア	スリナム	タンザニア	台湾	タイ	東ティモール	トーゴ	トルコ
ウガンダ	ウクライナ	アラブ首長国連邦	ウルグアイ	ベトナム	イエメン		(70カ国)
【ランク2 ウォッチリスト】							
アルゼンチン	アルメニア	アゼルバイジャン	アルバニア	バーレーン	ブルンジ	カメルーン	コンゴ
中央アフリカ	チャド	中国	コスタリカ	キプロス	コートジボアール	ドミニカ	エジプト
赤道ギニア	ガボン	ガンビア	ガテマラ	ギニア	ギニアビサウ	ガイアナ	インド
ヨルダン	リビア	マレーシア	モンテネグロ	モザンビーク	ニジェール	パナマ	ロシア
南アフリカ	スリランカ	タジキスタン	タンザニア	ベネズエラ	ウズベキスタン	ザンビア	ジンバブエ
							(40カ国)
【ランク3】							
アルジェリア	ミャンマー	キューバ	フィジー	クウェート	モルドバ	北朝鮮	オマーン
パプアニューギニア	カタール	アウジアラビア	スーダン	シリア			(14カ国)

7) 自国の取組みに対する評価

TVPA は、「3Ps の方針」の観点から自国の取組みを評価することを義務付けており、さらに 2003 年の再授權法では、成果報告書を毎年作成することを司法長官に義務付けた。そして 2005 年、連邦警察及び州警察からのデータをもとに、「人身取引」問題の詳細について 2 年毎の報告書をまとめることが定められたため、司法省は報告システム(HTRS)を創設した³⁵。2007 年 1 月 1 日から 2008 年 9 月 30 日の約 2 年間に「人身取引」の疑いがあるとして取り扱われた事件の詳細をまとめた報告書が、司法省統計局より 2009 年 1 月に初めて発行されている。

当該報告書のなかの統計情報は、連邦政府によって助成されている「人身取引」に関する 38 のタスクフォースによって取り扱われたものから分析しており、全米のすべての「人

³⁵ U.S. Bureau of Justice Statistics 2009 *Characteristics of Suspected Human Trafficking Incidents 2007-08*, January 2009, p.1. NCJ224526. Available at: <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/cshti08.pdf> [2009/04/26]

身取引」ケースを網羅しているわけではない。しかしながら、被害の形態とともに「被害者」及び「加害者」の社会的属性情報（性別、年齢、人種、国籍等）を掲載しているため、米国における「人身取引」の「典型」や「傾向」が、この資料を使って今後ますます示されるようになると思われる。これについては、第 4 章において「加害者」像の構築について論じる際に取上げる。

以上、TVPA の規定する内容と米国の取組み内容について概観した。次に、こうした取組みの「成果」を測る指標として何が用いられ、それがどのように提示されているのか、主に米国政府発行の報告書を題材としてみていきたい。

2. 取組みの「成果」と提言の提示

1) 予算の増額

取組みの「成果」を示す際の前提として、「人身取引」に関する米国の積極的取組みをバックアップする予算についてまず触れておきたい。現在の米国では、TVPA が施行された当時から比較すると、取り組み予算が 5 倍以上になっている³⁶。2001 年度の「人身取引」に関する予算は約 3,200 万ドルであったが、2003 年の再授権を受けた 2004 年度の予算は 1 億ドルを超えた。2007 年度の予算は若干減少しているが、2006 年度には 2005 年の再授権を受けて 2 億ドル近くに達している（表 2）。

表 2 「人身取引」問題に関する米国政府予算

単位:百万ドル

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
予算	31.8	63.3	48.3	105.6	105.6	177.3	162.3
支出	N/A	N/A	N/A	101.4	114.6	151.9	149.0

取組み予算が 5 倍以上になったことが、すなわち取り組みの「成果」と連動しているとは必ずしも言えない。しかしながら、毎年 1 億ドル以上の予算が組まれていることは、米国が「真剣に『人身取引』問題に取り組んでいる」ことを意味する説得材料のひとつとなっている。このような予算が編成されていることを踏まえ、以下では「成果」を示す統計資料をみていこう。

³⁶ 前掲、Seekle&Siskin 2008, p.51, Table3. Trafficking Victims Protection Act TVPA of 2000, as Amended Authorizations and Appropriations, FY2001-2007. (行政予算管理局による推計値。2007 年は仮の支出額。2004 年度以前の統計はなし。)

2) 「成果」を示す統計資料

(1) 「加害者」訴追に関する「成果」

①性的搾取に偏重する加害内容

TVPA 施行後、米国では「人身取引」に関する統計が、「加害者」と「被害者」、啓発活動、研修の実施数や参加者数、補助金支給額と支給先等について収集され、それに基づいて「成果」が評価されてきた。

まず、「加害者」訴追については、逮捕者数、起訴件数、有罪判決者数等によってその「成果」が示されている。米国では、連邦捜査局 (FBI) の複数の部局をはじめ、入国管理・税関取締局 U.S. Immigration and Customs Enforcement (以下、ICE) などを含むいくつかの連邦政府組織によって「加害者」訴追が行われており、それぞれが「成果」を公表している。

2007 年度の司法省報告書によれば、FBI 内部の人権や公民権に関する事項を取り扱う部署(Civil Rights Unit)で、2001 年度から 2007 年度までに 655 件の「人身取引」事件に関する捜査を行い、528 人を逮捕したが、そのうち 211 人が有罪判決となったという (表 3)³⁷。

また、ICE による「加害者」訴追については、2004 年度から 2007 年度までに 1,185 件の「人身取引」事件に関する捜査を行い、785 人を逮捕、358 人が有罪判決を受けた (次頁、表 4)³⁸。

表 3 FBI (公民権部) による「加害者」訴追の「成果」

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
捜査件数	54	58	65	86	146	126	120	655
起訴、告訴、 提供情報件数	29	26	40	32	45	97	154	423
逮捕者数	67	65	32	16	51	142	155	528
有罪判決者数	15	15	18	22	14	70	57	211

³⁷ 前掲、U.S. Department of Justice 2008, p.21.

³⁸ 同上、p.23.ICE の「成果」は、2003 年度以前は統計として公表されていない。

表 4 ICE による「加害者」訴追の「成果」

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
捜査件数	-	-	-	216	322	299	348	1,185
起訴、告訴、 提供情報件数	-	-	-	118	111	130	107	466
逮捕者数	-	-	-	251	186	184	164	785
有罪判決者数	-	-	-	74	91	102	91	358

上記に加え、米国が「加害者」訴追に関する「成果」として公表しているのが、国内の子どもを対象とした性的搾取や海外への「児童買春ツアー」に関わった人々の逮捕者数、起訴件数、有罪判決者数だ。

FBI では、TVPA が最初に改定された 2003 年、子どもを対象とした犯罪を取り扱う部署である Crimes Against Children Unit (以下、CCU)において、「イノセンス・ロスト・全米イニシアティブ」を開始した。これは、国務省の犯罪問題を扱う部署のなかでも、子どもの搾取と猥褻行為問題セクション Child Exploitation and Obscenity Section と、行方不明の子ども及び搾取された子どものための全米センター National Center for Missing and Exploited Children との連携によって、CCU がはじめたイニシアティブで、米国における売春による子どもの搾取を根絶するという目的を持つ³⁹。

これまで多くのケースにおいて、米国市民や永住権を持つ子どもたちが性の商品化に巻き込まれていることが分かっており⁴⁰、「その数は 10 万人から 30 万人にもものぼる」とペンシルベニア大学の研究者たちは推定しているようだ⁴¹。こうした子どもたちを護るために、タスクフォースが作られ、マイアミ近郊、ラスベガス、デトロイト、ロサンゼルスなどの大都市において、「被害者」の発見や適切なサービスの提供とともに、「加害者」の処罰が行われている。「10 万人から 30 万人」は、性の商品化に巻き込まれている米国内の子どもたちの推定数であるが、このなかに、「性的搾取目的の人身取引」に当てはまるケースが多くあるとの説明から、イニシアティブの成果は「人身取引の成果」として示されている（次頁、表 5）。

³⁹ 同上、p.22.

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 下院議員 Smith が 109 議会において言及。"Combating Human Trafficking: Achieving Zero Tolerance", *Congressional Record, Proceedings and Debates of the 109th Congress, 1st Session, Vol. 151, No. 27*. Washington, Wednesday, March 9, 2005.

表 5 イノセンス・ロスト・全米イニシアティブによる「加害者」訴追の「成果」

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
捜査件数	-	-	-	66	71	103	125	365
起訴、告訴、 提供情報件数	-	-	-	38	97	115	125	375
逮捕者数	-	-	-	118	382	157	308	965
有罪判決者数	-	-	-	22	45	43	106	216

さらに、2004年に施行された児童保護法 Child Protection Act に基づき、米国内の子どもの性的搾取に係る「外国人」、海外の子どもの性的搾取に係る米国民、インターネット上の「児童ポルノ」の流出等に係る人々の捜査や逮捕が、「捕獲作戦 Operation Predator」のもとで行われている⁴²。「加害者」には売春を斡旋するなどして係った人々だけでなく、買春をした人々を含んでいる。

ブッシュ元大統領は、2005年の再授權法に署名する際、「買春の需要」にも積極的に取り組んでいくことを明確にする発言を行っており⁴³、「捕獲作戦」と「イノセンス・ロスト・全米イニシアティブ」は、こうしたブッシュ元大統領の発言内容と連動する形で、児童の性の商品化をグローバルに可能にするあらゆるものを刑罰の対象とした取組みとなっている。

「捕獲作戦」のもとでは、「児童買春」あるいは性的搾取目的で国外へと旅行した米国民の捜査件数が、取組み開始後4年間で365件以上となった。2007年度は66件、23人の個人が有罪判決を受けている⁴⁴。

しかし、「捕獲作戦」は、国内の子どもの性的搾取や「児童買春」などの罪を犯した「犯罪者」のなかでも「外国人」を取り締まることの方にむしろ大きく利用されている。取組み開始後から現在までに、当該作戦のもとで逮捕された総数は11,600人以上に上っている（上記に挙げた国外へ旅行した米国民を含む）が、そのうち4分の3は米国民権を持たない「外国人」である。逮捕された「外国人」は強制送還されるか、強制送還が実施さ

⁴² U.S. Immigration and Customs Enforcement, Office of Investigations 2008 *Operation Predator: Targeting child exploitation and sexual crimes* November 2008. Available at: <http://www.ice.gov/pi/news/factsheets/operationpredator.htm> [2009/05/18] ;前掲、U.S. Department of Justice 2008, p.23. 法律名、作戦の訳語は、在日米国大使館がウェブサイトに掲載する「ファクトシート：人身売買防止のための米国の行動」を参照。Available at: <http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-j20040205-51.html> [2009/04/15]

⁴³ 前掲、U.S. Department of Justice Civil Rights Division 2006. p.21.

⁴⁴ 前掲、U.S. Department of Justice 2008, p.24. このようにして逮捕された個人に有罪判決を下すためには、搾取された子どもの証言が必要となるが、多くの場合に証言を得ることは難しいことが指摘されており、それを理由として有罪判決者数の少なさを説明している。

れるまでの間、刑務所に拘束されているという⁴⁵。

つまり、米国の「人身取引」問題に対する取組みは、「米国から性的搾取を行う外国人を排除する」という作戦と同時に行われることによって、「成果」をあげてきたというわけである。

②「成果」の解釈

米国政府が「人身取引」として定めているのは、暴力、詐欺、強制によって誘導される商業的性行為や18歳未満の者がそうした行為を誘導される「性的搾取目的の人身取引」と、意思に反した隷属や借金返済のための身体拘束、奴隷化を目的に暴力、詐欺、強制などを通して労働または奉仕をする人を採用し、蔵匿し、移送し、供給するという条件をみたした取引であることは、先に述べたとおりだ（本章、p.77）。

しかし、上記でみてきた「加害者」訴追の「成果」は、定義されたような「人身取引」の「加害者」を直接取り締まった結果だけではなく、関連領域としての「児童ポルノ」や「児童買春」に係った人々を取り締まった結果を合わせたものとなっている。もちろん、「人身取引」も「児童ポルノ」も「児童買春」も、すべて曖昧な定義の上に確立した社会問題であり、線引きが難しいという事情や、関連領域との複合的・包括的取組みがなければ、「成果」が得られないという言い分もあろう。しかし、そうであるならば、なぜ、「移民を雇い入れて搾取的な労働をさせている工場の捜査結果」などは、「人身取引」の「加害者」訴追の「成果」として報告書に掲載されないのか。

ブッシュ元大統領は、NSPD-22の発令に際して、「性的搾取目的の人身取引」の推進力となっている売春の廃止が、「人身取引」の根絶にとって不可欠であると述べている。そして、売春とそれに付随するポン引き行為やその仲介、売春宿の経営などを含む行為は「もともと有害で人間性を奪う」ものであり、こうした行為を合法化された仕事として規定すべきではない、として反対している⁴⁶。

こうした政府の見解に賛同できない者は、現在、米国政府としての「人身取引」に取り組むために設けられた要職には基本的には就いていない。2001年、連邦政府の人身取引対策室室長として最初に指名を受けたが、政府の見解に賛同できずに室長の職を辞退している Nancy Ely-Raphel は、「売春がなければ性的搾取目的の『人身取引』は起こらないので、売春を廃止する」という政府の見解を、「非常にイデオロギー的」だと述べている⁴⁷。政府は、反対意見を持つ者を政府の「人身取引」問題に係わる要職から外し、売春廃止あるいは「買春の需要」削減が「人身取引」の縮小と比例するという暗黙の前提を組織内に存在させ、売春根絶に特に大きな力を注ぐ様子がみられるのである。

こうした政府の取組み姿勢に対し、スタンフォード大学でジャーナリズムを専門とする

⁴⁵ 前掲、U.S. Immigration and Customs Enforcement, Office of Investigations 2008.

⁴⁶ 前掲、U.S. Department of Justice 2006, pp.7-8.

⁴⁷ Joel Brinkley, “Enslaved, by definition” *San Francisco Chronicle*, January 13, 2008. <http://www.sfgate.com/cgi-bin/article.cgi?f=/c/a/2008/01/13/EDUPUDB4L.DTL> [2009/07/03]

Brinkley は、以下のように述べている⁴⁸。

これはナンセンスな三段論法だ。子どもがいなければ、子どものいじめは起こらない。だから、私たちは子どもを減ぼすべきなのか？銀行がなければ、銀行強盗は存在しない、車がなければ、車泥棒は生まれない。この論法でいくと、人間がいなければ、殺人は起こりえない。議論全般がばかげている。

確かに Brinkley の指摘のように、「労働がなければ労働搾取は存在しない」という論法はナンセンスであって、「労働を廃止しよう」などといったスローガンは「人身取引」をめぐる語りのなかで見たことがない。しかしながら、少なくとも米国政府は、この三段論法が売春に関しては有効であると考え、それに基づいた取組みを実施し、「成果」を挙げていると解釈しているということができる。

(2) 「被害者」の保護支援に関する「成果」

「加害者」訴追については、「外国人の性的逸脱者の排除」を表す数値も「人身取引」に対する取組みの「成果」として含めていたのに対し、「被害者」の保護支援については、TVPA が創設した滞在資格の申請数や許可数等、「外国人の受入れ」を表す数値が「成果」として提示されている。

まず、T ビザについてだが、統計を取り始めた 2002 年度から 2007 年度までで、1,754 人の申請者がおり、998 人が「人身取引被害者」として T ビザを取得し、米国への合法的滞在を果たしている（次頁、表 6）⁴⁹。また、同期間内に、1,158 人の「被害者家族」が申請、897 人が T ビザを取得し⁵⁰、「被害者」と共に米国での生活を再建し始めていることが分かる（次頁、表 7）。T ビザは、申請から許可までに時間を要するため、年度ごとの許可数には前年度（過去の年度）の申請者も含まれる場合があるが、重複した申請者数を考慮しなければ、「被害者」については約 6 割(56.9%)、「被害者家族」については約 8 割 (77.5%) の許可率となっている。

⁴⁸ 同上。

⁴⁹ 前掲、Seekle&Siskin 2008, p.25, Table1. T-visas Issued: FY2002through FY2007. (米国国土安全保障省からの情報により作成)、及び、前掲、U.S. Department of Justice 2008, p.19-21. 後者の報告書では、2001 年度から 2007 年度までに、「被害者」及び「被害者家族」を併せて 1,974 件の T ビザが発給されているとの記載があることから、2001 年度は 79 件のビザが発給されたと考えられる。

⁵⁰ 同上。

表 6 Tビザ申請・許可数：「被害者」の申請

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
申請数	115	557	278	229	345	230	1,754
許可数	4	285	136	112	182	279	998
不許可数	0	28	292	210	52	70	652

注：許可までに時間を要するため、許可数のなかには、前年度（過去の年度）の「申請者」が含まれる場合がある。また、申請者のなかには、再申請者も含まれる（1度不許可となり、再申請をしたものなど）。2004年度と2005年度の不許可数のうち170件は、同一ケース下での「被害」によって申請をした人々だが、その「被害」がTVPAの定義に当てはまらなかったため、不許可となった者である。

表 7 Tビザ申請・許可数：「被害者家族」の申請

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
申請	122	331	118	114	324	149	1158
許可	0	207	216	114	99	261	897
不許可	0	13	26	18	43	52	152

注：許可までに時間を要するため、許可数のなかには、前年度（過去の年度）の「申請者」が含まれる場合がある。また、申請者のなかには、再申請者も含まれる（1度不許可となり、再申請をした者など）。

一方、継続的な滞在については、法執行機関が証人として必要だと判断する「被害者」に代わって申請（要請）する滞在資格であるという性格からか、許可率は約92%にも上る（次頁、表8）⁵¹。継続的な滞在が許可された「被害者」は、この滞在資格の下で1年間、米国に滞在することができるが、訴追の状況によっては延長しなければならないことがあるため、その場合には、延長後の滞在許可期間が1年以上になることもあるようだ。また、滞在期間中にTビザが取得できた場合には、そちらへ移行することになる⁵²。

なお、取下げの例としては、「深刻な形態の人身取引」の「被害者」であるかどうか疑わしく、「重要な証人」とはみなせないと法執行機関によって判断される場合が挙げられている⁵³。

⁵¹ 同上。

⁵² 前掲、U.S. Department of Justice 2008, p.19.

⁵³ 同上。

表 8 継続的な滞在申請・許可数

年度	2001-2004	2005	2006	2007	合計
要請	484	160	117	125	886
許可	425	158	112	122	817
取下げ	-	2	5	3	10
延長	-	92	80	5	117
延長許可	-	92	80	5	117

支援の流れで説明したように、Tビザや継続的な滞在等の滞在資格に申請中の「被害者」は、保健福祉省によって公的な社会支援サービスにアクセスするための証明書を発行されている。この証明書の発行件数から、保護された「被害者」が、成人であるのか未成年であるのかが分かる（次頁、表 9）⁵⁴。これまで米国政府は、「被害者の 50%が未成年」という統計データを採用している（第 1 章、p.27）が、表 9 からは、実際に証明書が発行された未成年は成人の 10 分の 1 程度であって、米国における「被害者」の約 9 割は成人であることが読み取れる。

また、証明書を発行した「被害者」の性別については、年度によって記載されていたりされていないと、統一がみられない。2003 年度の報告書に 2002 年度及び 2003 年度の性別の割合に関するもの、2004 年度と 2006 年度の報告書にそれぞれ同年のもの、2007 年度の報告書に 2006 年度及び 2007 年度に関する記述がみられたため、表 9 に掲載している（出典は脚注 54 参照）。

2003 年度報告書には、性別に関して「男性が 54%」という記述があるが、これに対する注釈として、「前年度は女性が 80%だった」ということが併せて記載されており、たまたま 2003 年度は男性が多かったことが暗示されている⁵⁵。一方で、2007 年度報告書には、「男性の被害者に発行した割合が前年度の 6%から 30%に上昇した」との記述がみられ⁵⁶、2003 年度報告書と比較すると、米国に男性の「被害者」が存在すること、その「被害者」をきちんと保護していることを積極的に伝える記述になっている。

⁵⁴ U.S. Department of Justice 2004 *Assessment of U.S. Government Activities To Combat Trafficking in Persons June 2004*, p.15.; U.S. Department of Justice 2005 *Assessment of U.S. Government Activities To Combat Trafficking in Persons September 2005*, p.6.; U.S. Department of Justice 2006 *Attorney General's annual Report to Congress on U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons Fiscal Year 2005*, p.6.; U.S. Department of Justice 2007, *Assessment of U.S. Government Activities To Combat Trafficking in Persons September 2007*, p.5.; 前掲、U.S. Department of Justice 2008, p.4.

⁵⁵ 前掲、U.S. Department of Justice 2004, p.15

⁵⁶ 前掲、U.S. Department of Justice 2008, p.4.

表 9 証明書発行件数

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
全体	198	99	151	163	231	234	303	1379
18歳以上	194	81	145	147	197	214	270	1248
18歳未満	4	18	6	16	34	20	33	131
性別に関する記述※	—	女性 80%	男性 54%	女性 65%	—	女性 94%	男性 30%	—

※各年報告書内において、証明書を発行された人々の性別に関する記述がある場合のみ掲載。

証明書の発行に関する情報は、発行した「被害者」の国籍別にも提示されている。司法省報告書において記載が確認されたものを次頁の表 10 にまとめたが、割合が記載されていない国（出身国として上位にランクインしていない国）については●で示し、2007年度までに1度も割合が記載されなかった国（出身国として上位にランクインしていない国）については、表への掲載はしていない。

証明書を発行された「被害者」が、その後すべて「人身取引被害者」として認定され、Tビザを発給されるわけではないが、表 10 から見る限りにおいては、アジアとラテンアメリカからの「被害者」が同等程度に多いことがわかる。国籍や出身地域は、その「被害者」の人種のほか、英語や米国文化の習熟度などを推測させる材料ともなり、「被害者」が米国にとって新しい移民グループなのか、それとも慣れ親しんだ隣人なのか、人種的あるいは文化的にはどの程度のマイノリティとして米国社会で生活することになるのかを示す材料にもなる。

表 10 証明書を発行された「被害者」の出身国

出身国/年度	地域	2002	2003	2004	2005	2006 ※2	2007
インド	アジア		38%				
インドネシア		●	5%				
コーリア ※1			●		23.5%		
タイ		●	4%		11.7%		16%
中国		●	●				6.9%
フィリピン		●	●	7%			7.6%
ベトナム		●	11%				
トンガ	太平洋		5%				
ザンビア	アフリカ		5%				
エルサルバドル	ラテン アメリカ	●	●			28%	
グアテマラ		●	●				8.2%
ペルー			●	39%	10%		
ホンジュラス		36%	●				
メキシコ		35%	9%	17%	9.6%	20%	42%

※1. 「Korea」となっており、北朝鮮と韓国との区別は記載されていない。

※2. 2006 年度はエルサルバドルとメキシコに割合が付されたほか、「ラテンアメリカだけで 42%」という記述がみられる。

3) 取組みの改善へ向けた提言

ここまで、米国の推進する「人身取引」への取組みの「成果」として取上げられている項目と数値をみてきた。しかし、このような「成果」の数値それ自体は、政府が示している「人身取引」問題の現状が改善されたことを意味しているわけではない。

米国には、毎年 14,500 人から 17,500 人が「人身取引」されている（第 1 章、p.27）。この「推定被害者数」は、国境を越えてなされる「人身取引」を対象としており、米国内の取引は含んでいない（第 1 章、p.27）。しかし、取組み開始以来、8 年間で「被害者」として認定され、T ビザの滞在資格を得たのはおおよそ 1,000 人で、年平均にすれば 125 人前後である。また、母国へと帰国した「被害者」は、母国での家族統合支援数が過去 4 年間で 10 家族である（本章、p.77）から、年間 2~3 人程度である。そうだとすれば、毎年少なくとも 14,500 人いるはずの「被害者」のうち、130 人程度しか発見されておらず、残り 9 割以上が搾取され続けていることになる。

存在しているはずの「被害者」の 9 割を救出することができず、その搾取が見過ごされていると推測されることに対し、米国政府はどのような反応を示しているのだろうか。

司法省が発行する自国の取組みに対する評価報告書には、前年度の取組みを総合的に評価し、次年度における状況改善を目的とした提言を行う箇所がある。例えば、2007年度の評価報告書では、2006年度の提言を受けて、それを具体的にはどのように実施したのかに関する記述があり、更に、2007年度の取組みの「成果」を評価して2008年度に向けた提言を行っている。この「成果」評価と提言に、米国政府による現状の解釈と今後の取組みの方向性が現れている。

2006年度の報告書において、2007年度に向けて発せられた提言は3つあったが、ここでは、例として1番目の提言を取上げる。

提言は、「問題をより深く理解するために、政府は、取引される産業、形態のタイプ、『被害者』が発見されやすい場所などに関するデータを提供しうるような調査を引き続き行っていく」⁵⁷というものである。2007年度はこの提言に基づき、政府関係機関が実際に調査を実施するほか、調査機関やNGOに補助金を支給するなどして以下のような調査活動を実施したことが述べられている⁵⁸。

- 2007年度に摘発、起訴したケースの分析
- 「被害者」の保護支援に当たる人々が実際に提供する総合的な支援や直面する課題についての評価調査
- 南アジアの性的搾取目的の人身取引による健康面への影響に関する調査
- 男性の人身取引に関する3つの調査：①フィリピン人男性の船業、建設業、農業における人身取引、②東アフリカ及びホーン島から南アフリカへの男性の人身取引、③セルビアにおける男性の人身取引
- 強制労働と児童労働によって品物を生産している国々からの品物リスト作成に向けた調査手法ガイドラインの作成（2005年の再授權法によって規定）
- 人身取引から得た利益を使用してテロの実行を実現するなど、人身取引とテロリズムとの関係の分析（2005年の再授權法によって義務化）
- 米国市民や永住資格を持つ、米国内の人身取引の「被害者」が受けることのできるサービスに関する調査
- 連邦レベルの人身取引タスクフォースに加盟していない州や地方による人身取引ケースへの対応経験に関する調査
- サンフランシスコにおける性産業や人身取引の需要を減らすことを目的とし、これまでに児童に買春を持ちかけるなどして逮捕された男性を教育するプログラムの評価

こうした調査を実施するという事は、米国が「人身取引」という問題を重くみているということ、「被害者」が推測されているほど発見されなくても、取組みを引き続き行う価値

⁵⁷ 前掲、U.S. Department of Justice 2008, pp.58-59.

⁵⁸ 同上。

値や責務が米国にはあると認識していることを示している。そうでなければ、予想していたほどの「被害者」が発見されないという現状を、自国の対策が功を奏して、「人身取引」事件が減少したというふうに解釈するだろう⁵⁹。

つまり、米国は、「どこかに存在するはずの被害者」をより多く発見するために啓発活動に一層力を入れ、「人身取引」に関して幅広い調査研究を実施し、刑罰の対象となる「加害者」の範囲や、保護支援の対象となる「被害者」の範囲を広げていく道を選んだということだ。解決を待つたくさんの社会問題が存在するであろうなかで、「人身取引」問題にこそ取り組む必要があるという認識が正当化され、取り組みが推進されているのである。

前章でみたように、米国は2000年にTVPAを成立させた際、「人身取引」を「現代奴隷制」と捉え、これと戦うことを決意した。つまり、「人身取引」を自国の「奴隷制」の歴史のなかへと位置付けることによって、米国という国家のアイデンティティーを確認し、「自由」という国家の拠って立つイデオロギーを守り抜くための材料のひとつとした。そして、社会構造や優位な立場を維持しつつ、「救済者」として自らの立場を位置付けなおし、自国の歩みの正当性を確認する手立てとしながら、「人身取引」問題を構築してきたと解釈することができた。

このような観点からすると、「人身取引」問題をめぐる語りは、2001年に米国を襲った同時多発テロ以降、ますます重要な役割を果たしているといえるのではないか。なぜなら、テロによって傷つけられた米国社会を再建するためには、また、テロ後に行った数々の報復行為や軍事行為を正当化していくためには、米国民が共通して持ちうる認識や団結力が必要であり、且つ米国という国家の正当性を裏付けるひとつでも多くの材料が必要だったはずだからである。

⁵⁹ 日本政府は、「被害者」の保護数が減ったことについて、「対策の成果である」という解釈を行っている。

第4章 米国という「救済者」：「奴隷制」からの解放と救済

この世の中で、生き残るためとはいえ、人の身体や子どもを売らなければならないということほど、気分を滅入らせることはありません。こうした取引を行ったり助長したりする犯罪者は、人間のなかでも最低の人間です。

Cris Smith 下院議員, 1999年11月下院外交委員会にて¹
(傍点は筆者による強調)

2001年9月11日、米国では同時多発テロが起きた。

テロ後の米国は、アフガニスタンへの報復戦争やイラク戦争に代表されるように、「テロとの戦い」に力を注いできた。あらゆる関係は「敵」か「味方」かに二分され、様々な出来事がテロと関連付けられて対処されるようになり、内部の「敵」となり得る人々にも敏感になるようになった。

テロ後の出入国管理は、より一層厳しくなった。また、犯罪組織が「人身取引」によって莫大な利益をあげているとの指摘に並び、テロ集団にもその資金がつぎ込まれたり、同じネットワークを活用して人や武器をやりとりしているのではないかといった懸念も示されるようになった²。そうした懸念に伴い、2005年のTVPAの再授權法では、「人身取引」とテロとの関係を明らかにする調査を実施することが義務化された(第3章、p.93)。

本章では、前章までにみてきたような「人身取引」をめぐる語りと、テロ以降の米国が取った様々な行いが、相互に支えあうような関係にあったこと、そして「人身取引」をめぐる語り、国外では米国流の「民主主義」や「文明化」を推し進めることの正当性を支え、米国内では内部に潜む「敵」を排除し、新たな「味方」に米国流の「自由」を保障しようとする試みの一材料となっていたことを明らかにしていく。

1. 米国＝「救済者」の構図

米国という国家が「自由」と「平等」を国家建国の理念としていることは、現代では自他ともに認めるところであろう。そしてまた、米国がフロンティアスピリットに支えられて西部の未開地を開拓(侵略)し、同時に発展していったこと、大陸にフロンティアが消

¹ Markup of H.R.3244, H.Con.Res.165, H.Res.169, H.Con.Res.206, H.Con.Res.222, H.Con.Res.211, and H.Con.Res.200, Markup before Committee on International Relations House of Representatives, 106th Congress, First Session, Tuesday, November 9, 1999, Serial No. 106-96, p.4.

² DeStefano, A. M 2007 *The War on Human Trafficking-U.S. Policy Assessed* Rutgers University Press, p.60.

滅したあとは、外部社会へとフロンティアを設定し、領土を拡大していったこと、そして第2次世界大戦後は、その設定先を宇宙へと向け、アポロ計画によって人類をはじめて月面に着陸せしめたことなどは、中高校生向けの歴史の教科書に載る程度の基本的な米国の近現代的特徴であるとして、少なくとも日本に住む私たちの間では認識されている。

しかし一方では、「自由」と「平等」という2つのイデオロギーとフロンティアスピリットこそが、米国がこれまでの歴史のなかで成し遂げてきた虐殺行為や暴力行為、戦闘行為を正当化し、その罪を覆い隠す役割を果たしてきたことを指摘する声もある。とりわけ、米国同時多発テロ以降の報復戦争やイラク戦争といった、2001年以降の米国によってとられた軍事的な行動の背景や、それに伴って行われた数々の残虐な行為を分析したり描写したりする際には、こうした見解が使用されることがある³。

本論文は、米国の歴史や米国社会の成り立ち自体を描くことを目的としているわけではないし、こうしたイデオロギーがどのように米国を支えているかを描くことを目的としているわけでもない。しかしながら、同時多発テロ後のブッシュ政権下の米国政府がとった様々な行動や言動が、いかにして「人身取引」の語りと連動し、また一方で「人身取引」のドミナントな語りを維持・強化するのに貢献してきたのかを明らかにするために、ここで米国＝「救済者」という構図に着目し、米国国家が歴史的に依拠してきたマニフェストデスティニーの論理について確認しておく。

1) 米国史と「救済者」言説

米国の歴史、とりわけ植民地時代の先住民の研究を専門とする白井は、ベトナム戦争を米国のインディアン戦争という歴史のなかに位置付けながら分析を行い、ベトナム戦争が「まさに現代のインディアン戦争そのものだった」と指摘している⁴。白井によれば、「フロンティア」とは「文明と野蛮」の境界地帯のことであり⁵、「インディアン」とは、米国が「地球規模での『文明世界』の拡大に邁進するとき、その前進を阻むと思われる『野蛮人』の表象そのもの」である⁶。

白井は、米国のインディアン戦争の経験は、「文明」の「野蛮」に対する戦いとその戦いにおける勝利の象徴として、19世紀末以降の攻撃的で排他的な米国の外交を正当化する際にしばしば引き合いに出されてきたと指摘する⁷。また、「北米大陸を文明化していくのは『われわれ』に与えられた天命である」という論理から成り立つマニフェストデスティニーは、米国が「野蛮な」非文明地帯、「文明化」を必要とする土地・国・人々だと見做しさえ

³ 例えば、下河辺美知子 2006『トラウマの声を聞く—共同体の記憶と歴史の未来』みすず書房；宮地尚子 2005『トラウマの医療人類学』みすず書房など。

⁴ 白井洋子 2006『ベトナム戦争のアメリカ もう一つのアメリカ史』刀水書房 p.91.

⁵ 同上、p.84.

⁶ 同上、p.109.

⁷ 同上、p.91.

すれば、どこの空間にも適用されるものであると述べている⁸。

例えば、旧スペインの植民地支配から独立を目指していたフィリピンに対しては、フィリピンで起こっていた独立運動に乗じてスペインを追い払ったのちに自らが領有したことを正当化するために、フィリピン人を「自治能力をもたない野蛮人」として見做し、米国の「保護と監督を必要とする人々」として位置付けた。そして、「野蛮人」を教化していくのは「白人の責務」であるとの論理から、自国のフィリピン支配を正当化していったと白井は分析している⁹。

こうした見解をもとにすれば、同時多発テロ以降の米国の報復戦争やイラク戦争は、「文明化されたわれわれ」が「野蛮なイスラム教徒」を教化していくという論理に支えられていたと解釈できる。男女平等が原則となり、「女性に対する暴力」や抑圧が「人権侵害」であると認められるようになった現在、ベールを女性に被らせたり、女性を明らかに抑圧している（と認識される）「遅れた」人々を教化し、「遅れた」人々に抑圧されている人々を救済していくことは、米国に課された使命である¹⁰と認識され得る。そこでは、「野蛮人」である「敵」がいかに危険かを示す指標として女性に対する抑圧の度合いが利用される¹¹。そして、対話不可能なイスラム原理主義者という「絶対的な敵」を抹殺することを正当化するために、アフガニスタン女性が「保護すべき他者」として利用されていくのである¹²。

同時期に熱を帯びた「現代奴隷制」によって苦しめられている「奴隷」たちの解放と救済についての語りも、同じような論理が貫かれているとはいえないだろうか。つまり、他国政府の腐敗や政策不備を指摘し、米国の考える基準に達しなかった場合には経済制裁も辞さないという米国の「人身取引」問題に対する姿勢は、世界のあらゆる地域で「文明化」が達成されたと考えられる 21 世紀において、「奴隷制」を容認し、またそれを積極的に維持しようとする「野蛮な」国々は「文明化」していかなければならないという、米国流のマニフェストデスティニーの論理に支えられているとも考えられるということである¹³。

2) 奴隷を解放する「われわれ」の語り

「人身取引」の語りを通して米国社会が「われわれ」という集合体を構築して語ろうとするとき、その中心となるのは「米国生まれの白人男性」である。

⁸ 同上、pp.110-111.

⁹ 同上、pp.116-118.

¹⁰ 宮地は、2004年にアブグレイブ収容所において米国兵士がイラク人捕虜に対して行っていた性的拷問の写真について取上げ、写真の在り様が米国の救済者論理を支え、また行為を正当化することに寄与していたと指摘している。前掲、宮地 2005、pp.166-167.

¹¹ 土佐弘之 2007「主体化の暴力からケアの論理へー現実主義を超える理念としての人間の安全保障」植木俊哉・土佐弘之『国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会、pp.195-215、p.197.

¹² 同上。土佐は、ここには「安全保障に取り憑かれた“主体化の暴力”とそれが織りなす政治がある」とも述べている。P.197.

¹³ TVPAの成立過程においては、「人身取引」を形容する際に、「野蛮」という意味を含む brutal や barbaric という用語があらゆる発言において見受けられた。例えば前掲、Serial No. 106-96,p.2.

米国の歴史のなかに貫かれている「救済者」言説とも関係するが、とりわけ米国が「奴隷制」について語り、「奴隷制」から「奴隷」たちを解放し救済していく語りを構築する際には、必然的に「米国生まれの白人男性」がその中心に位置付けられることになる。つまり、これまで米国が経験してきた「奴隷制」を問題化し、「奴隷」たちの解放と救済を目指してきたのが米国国家としての「われわれ」なのであり、それは「現代奴隷制」の語りにも例外なく反映されている。

米国において奴隷化された「被害者」としての歴史をもつ「黒人」や「女性」たちは、米国が歴史的に意味してきた「われわれ」を語る主体に含まれることはあっても、それを先導することはない。なぜなら、「黒人」や「女性」が「われわれ」という主語を用いるとき、それは「奴隷側の語り」あるいは「元被害者の語り」として認識されてしまうことの方が多いためである。

このような認識は、2009年1月20日に米国初の「黒人大統領」が就任したことと、米国が「現代奴隷制」を廃止していく主導者となることの意義を扱った新聞記事にも感じられる。1月4日付けのニューヨークタイムズ紙は以下のように述べているのだ¹⁴。

バラク・オバマ氏の大統領就任が、奴隷制という負の遺産を克服した証であるなら、少女たちが売春宿へと取引されるというような、21世紀の奴隷制に対する新たな奴隷解放運動を彼が先導していくことは、とりわけ意義あることになるだろう。

記事は、2008年12月に米国議会によって承認された TVPA の3回目の再授權を含む、通称 Wilberforce Act¹⁵が、「性的搾取目的の人身取引を見て見ぬふりをしている国々に対する制裁を強化した」ことを伝えており、法が有効なものとなるか否かは、次期政権においてオバマ大統領とクリントン国務長官が「人身取引」を優先して解決すべき課題として見做すかどうかにかかっているとの見解を示している。さらに、記事の最後に改めて、「奴隷制」との戦いは決して終わっていないことを「黒人大統領」が世界に向けて訴え、そのための奴隷廃絶運動を主導することに反映される象徴性の強さを説いている。

「黒人」というカテゴリーは、「現代奴隷制」を説明する際に特別の意味を持つ材料である。つまり、「黒人」がどのような立場で問題に係っているかによって、「黒人」という用語の意義が異なるのである。ニューヨークタイムズ紙が示したように、かつての「奴隷」であった「黒人」の子孫が大統領となり、新たな「奴隷制」における奴隷解放運動を主導するという構図には、米国の負の遺産である「黒人奴隷制」が完全に過去のものであるこ

¹⁴ “If This Isn't Slavery, What Is?” *The New York Times*, January 4, 2009 Sunday.

¹⁵ 正式名称は、The William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008 (P.L.110-457).

と、引いては、米国の人種を軸とした支配構造自体が消滅しつつあることを世界へ向けて発信することができるという点において、大きな意義を持っている。

他方、「人身取引」の「加害者」及び「被害者」の両方が「黒人」である事件などは、「黒人が黒人を奴隷化する皮肉」だと伝えられる¹⁶。つまり、かつて解放されることを望んだ「奴隷」だった者同士が、今、新たな「奴隷制」を活用しているという点と、かつての「奴隷」が今や奴隷主となって力を振りかざしているという二つの点において、この構図は皮肉であると認識されているということだ。

このような「黒人」カテゴリーの意味付けの根本にあるのは、「黒人」が「奴隷」であり「被害者」であったという、「疑いなき事実」である。つまり、「黒人大統領」が誕生しても、「黒人」が新しい奴隷解放運動の主導者になっても、あるいは「黒人」が奴隷主になっても、かつての彼らが「奴隷」であり「被害者」であったという歴史認識が消滅したり変化したりすることはない。むしろ、「現代奴隷制」との比較の材料として「黒人奴隷制」が用いられることにより、社会一般がこうした歴史認識を再確認する機会が増えたともいえるだろう。

「われわれ」の範囲は、「奴隷制を克服した米国社会」の歴史を誰の視点で語るのかということとともに決まる。大統領という米国を代表するポジションにあったとしても、「白人男性」であるブッシュ元大統領が「現代奴隷制」という議題のなかで「われわれ」と発した場合に想定される範囲の人々と、「黒人男性」であるオバマ大統領が同じ議題で「われわれ」と発した場合に想定される範囲とは、自ずと異なってしまうのである。

2. テロ後の「人身取引」をめぐる語り

1) 内部の「敵」と外部の「味方」の選定

上記では、米国が「救済者」としての言説をどのように利用してきたのか、また「われわれ」の範囲をどのように定め、活用してきたのかをみてきた。以下では、こうした米国が依拠する「救済者」の論理が、どのように「人身取引」をめぐる語りにも組み込まれ、「われわれ」以外を排除しようとしてきたのかを考察していきたい。

これまでも指摘してきたように、「人身取引」すなわち「現代奴隷制」は、外部社会から持ち込まれたものとして米国では認識されてきた。第2章でみたように、そもそも「人身取引」という社会問題についての言説が認識されるようになった当初の米国議会においては、国内の問題ではなく「対外問題」という位置付けのなかでクレーム申し立て活動が行われていた。「対外問題」としての「ミャンマー人女性と少女の強制売春」問題がやがて自国にも存在する「奴隷制」として捉えられるようになるわけだが、当初から「性的搾取目的の人身取引」については、イタリアやロシアを中心としたマフィアや中国系の犯罪集

¹⁶ 前掲、DeStefano, 2007, p.75.

団、及び日本のヤクザが「加害者」として重大な役割を果たしているといわれてきた¹⁷。

TVPA 成立過程における「人身取引」をめぐる語りのなかでは、タイやロシアなど外国の政府及び政府組織の汚職や政策の不備が「人身取引」促進の一要因として挙げられており、成立した TVPA では、各国政府が「人身取引」根絶のための努力をしていないと米国が判断すれば、経済的な制裁を課すことができるようになった。しかし一方では、「不法移民」の流入が懸念され、「被害者」の滞在資格となる T ビザの発給数には制限が設けられた。

こうした反応や対応は、「人身取引」問題が外部の人々によって米国社会に持ち込まれ、「外国人」が主体及び客体となって成立している社会問題であるとの認識をもとにしたものである。もっとも、「児童買春」の「被害者」には米国市民権を持つ者も多く、そのなかには「性的搾取目的の人身取引」の「被害者」に当てはまる人々も多いという情報が公表されたり、米国市民が海外へと「児童買春ツアー」に出かけ、「人身取引」に加担しているとの認識も高まっていることから（第 3 章、pp.85-86）、近年では必ずしも、「人身取引」問題が「外国人」の問題であるとは言い切れなくなっている。しかしながら、後にみるように、「被害者」や「加害者」に関するデータは、双方ともに「米国生まれの白人男性」以外の人種的マイノリティに属する人々であることを示しているのである¹⁸。

国益や公益、国民の安全を保障することを第 1 の任務としている立法府や行政府に属する「救済者」たちの懸念事項は、「自由の国」である「われわれの国」に「現代奴隷制」を持ち込んだのは誰なのか、ということである。つまり、懸念事項を解決するためには、「人身取引」に係わるような「外国人」たちがどのようにして米国社会の内部へと入り込んだのか、米国内部の誰がどのようにして外部と手を繋いだのかを突き止めていく必要がある。「被害者」は騙されて連れてこられたので仕方がないにしても、「加害者」が外部から入り込んでくるためには、内部に何らかの繋がりがなければ不可能なのだから。

そこで、外部と連携する内部の「敵」たちを見つけ出す大きな手がかりとして、「被害者」の国籍、出身国、人種といったカテゴリーが参照されることになった。「被害者」が「若く、純真な女性」であればなおさら、「被害者」が信頼を寄せやすい容貌や特徴を持つ人々、つまり、同じ国籍あるいは出身国、人種であって、言語や文化を共有し、「被害者」から尊敬されたり慕われたりするような人々が、外部の「加害者」と連携して「現代奴隷制」を米国社会へと持ち込んだという説明が可能であると考えられたのである。

¹⁷ 同上、p.17.Destefano によれば、当初、アメリカのマフィアは売春産業にはほとんど関わっていないと考えられていたという。外国の犯罪組織だけでなく、「外国人男性」を「加害者」としてみる意識を反映する言説は、米国同様にヨーロッパにおいてみられるという。Agustin, L 2005 “Migrants in the Mistress’s House: Other Voices in the “Trafficking Debate”, *Social Politics* 12 (1), pp.96-117, p.109.

¹⁸ ちなみに、全米の総人口は約 3 億人といわれており、うち、「白人」は 2 億 2 千万人で、依然として数値的にも文化的にもマジョリティの位置を占めている。U.S. Census Bureau, B02001. RACE - Universe: TOTAL POPULATION, Data Set: 2005-2007 American Community Survey 3-Year Estimates http://factfinder.census.gov/servlet/DTable?_bm=y&-geo_id=01000US&-ds_name=ACS_2007_3YR_G00_&-mt_name=ACS_2007_3YR_G2000_B02001 [2009/08/13]

2) 「被害者」像の構築：「被害者」のイノセンス

主に外部の人間として認識されている「被害者」たちは、TVPAの成立過程でもみられたように、「若く、純真な女性」として描写されてきた。このような「被害者」像は、報告書等を通して法成立後も積極的に描かれ、語られている。

米国政府が公的な資料や報告書でとりあげる「人身取引」の事例の半数以上は、受入国となる国々において、女性や少女たちがウェイトレス等の性産業以外での仕事があると母国で騙されて入国し、入国後に売春を強制されることが分かり易く描かれたものだ。また、家事労働をさせたり工場で働かせるため等、労働搾取目的で取引された「被害者」の場合にも、それが女性の場合にはレイプされるなどの性的被害に遭っている例を取り上げている割合が高い¹⁹。

米国において2007年から約2年の間に扱われた「人身取引」事件の94%は「性的搾取目的の人身取引」であり²⁰、統計的にみても圧倒的多数の女性や少女たちが騙されて強制的に売春させられ、性的な被害に遭っているのだから、その酷さを伝えるための事例をより多く描いているだけだともいえる。しかし、こうした女性や少女たちの性的被害の事例を多用した結果、「人身取引被害者」の像が一層「被害者らしく」構築され、政府の推進する売春根絶政策の正当性をも担保するようになった。

ブッシュ元大統領は、2004年度以降、2003年に公表されたFarleyら²¹による「売春女性」や「人身取引被害者」に対する調査結果をたびたび引用した発言を行っている。Farleyらは、カナダ、コロンビア、ドイツ、メキシコ、南アフリカ、タイ、トルコ、米国、ザンビアの9カ国において、現在あるいは最近まで売春に関わっていた854名を調査対象者として、過去および現在までに受けた性暴力と身体的暴力についての実態調査結果を報告した。売春中の暴力に関連した質問項目のなかで、回答者の89%が「売春をやめたい」と回答し、46%が「売春の合法化が従事者の安全を保障する手段にはならない」と回答した。この結果は米国が推進する売春根絶政策の重要な根拠となっている。

ブッシュ元大統領はこうした調査結果に基づき、売春に従事する女性たちは「好きで売春を選択しているのではなく、他に生きるための選択肢がないからである」とことや「売春の合法化は、『買春の需要』を増やし、結果として人身取引の需要を増やす」ことを政府の見解として述べている²²。これが、第3章でもみたように、売春の廃止や「買春の需要」の

¹⁹ 2001年以降に毎年発行されている「人身取引報告書」6年分を分析した結果、「強制的に売春させられた」り「レイプされた」り、「性的に虐待された」のは全体の6割以上を占めていた。佐々木綾子2007「人身取引と売春女性の『被害者性』：米国の取組みの意義と課題」『ジェンダー研究』10, pp.59-80.

²⁰ U.S. Bureau of Justice Statistics 2009, *Characteristics of Suspected Human Trafficking Incidents 2007-08*, January 2009 NCJ224526, p.8. Available at: <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/cshti08.pdf> [2009/04/26]

²¹ Farley, et. al 2003 “Prostitution and Trafficking in Nine Countries: An Update on Violence and Posttraumatic Stress Disorder”, *Journal of Trauma Practice*, 2(3/4), pp.33-74

²² 例えば U.S. Department of States 2006 *Trafficking in Persons Report* p.21.

削減が「人身取引」対策の一環として必要であるという認識の根底にある。

しかしながら、報告書においては、「被害者」たちは他に生き延びる道がないために売春を選んだり、性を武器にして生活費を得たりしてきたわけではなく、明らかに罠にはめられて強制的にそのような状況下におかれたように描かれている。より良い生活を夢みて到着した地で売られたことを宣告され、拘束され、殴られ、レイプされた上で架空の借金を返すために 1 日何人もの客とのセックスを強要され、体調が悪くても休みをとることはできず、儲けるための道具として扱われる女性たち。教育を受けるかわりにメイドやベビーシッターとして働くことに同意して国境を越えたが、実際は地下室や倉庫に閉じ込められ、休みなく働かされた上に家の主人である男性からレイプされたり性的な虐待を受け続ける少女たち。このように、あくまでも「被害者」のイノセンス²³が感じられる事例を、政府は積極的に採用しているのである。

このことは、北澤がホルスタインとミラーの被害者論を引用しつつ指摘する被害者性の強弱²⁴とも関係している。つまり、被害に対して「被害者」側にも相当の責任があると考えられる場合には、「加害者」と「被害者」の境界は限りなく曖昧になってしまうため、イノセンスの奪われ方に自発性が感じられるような描写を含む事例は、事例として不向きなのである。

事例によって構築されてきたイノセントな「被害者」像は、当時 4 歳のタイ人の幼児が最初の T ビザの取得者となったことで、「現実」をつくりだした。

最初の T ビザ取得者であるタイ人の幼児は Got というニックネームで呼ばれ、2 歳のとき、「密入国」を果たそうとした女性の子ども役として使われた²⁵。タイ人女性が米国に入国する際、ブローカーの男性が父親役を演じ、タイ人女性は母親役を演じた。Got は、「密入国」のタイ人女性との血の繋がりはない。Got の実の母親はタイの売春婦であり、実の父親はすでに自殺していた。祖母は、70 年代にヘロイン密輸で服役した経歴があった。Got は HIV 陽性でもあった。

当時の司法長官であった John Ashcroft は、Got が T ビザを取得できるよう手配し、Got の支援を行ってきた「支援者」たちとの面会を終えたのち、以下のようなコメントを残している²⁶。

²³ 2003 年、「イノセンス・ロスト・全米イニシアティブ」が開始されたが（第 3 章 p.84）、まさに、護るべき「イノセンス」が感じられる「被害者」の像が成人女性の場合にも当てはめられているといえる。

²⁴ 北澤毅 2001「少年事件における当事者問題：カテゴリー配置をめぐる言説と現実」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム：パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版 pp.114-132, p.116.

²⁵ この事件は、当時、筆者が属していた支援団体が担当していたケースである。タイ人女性は「密入国」との報道もあったが、当時の支援団体は、本件を「人身取引」であると考えていた。

²⁶ “Boy used in smuggling scheme can stay in U.S.” July 24, 2001. *CNN.com/Law Center*, available at:<http://archives.cnn.com/2001/LAW/07/23/human.trafficking/> [2009/08/13]

人身取引の被害者には、*Got*のような人々があまりに多すぎる。自分自身の状況を代弁するには、あまりに若すぎ、脅かされ、追い込まれている。4歳の子どもですよ。シャイで、幼い、小さな子どもです。

Got は、「人身取引」された際、「密入国」に同意することなどできない2歳の子どもであった。言葉通り、「イノセント」だった。

3) 「加害者」像の構築

(1) 暴力的男性性と紳士の男性性

「被害者」像がイノセンスをキーワードとして構築されているとすれば、「加害者」は暴力性をキーワードとして構築されている。

国務省報告書の事例は、米国内の被害だけでなく、世界各国における被害状況を紹介するものとなっているが、「加害者」の性的・身体的暴力性は各国に共通であり、普遍的なものとして描かれる。例えば、39歳のケニア人女性スージーは、ボーイフレンドだと思っていた男性とともにドイツへ渡ったところ、「性奴隷」として働くことを強制され、繰り返しレイプされ、殴られ、殺すと脅された²⁷。

中国の小さな農村出身の16歳の少年シェンは、近くの都市で良い仕事があると男性に誘われ、12人の仲間とともにレンガ工場へ運ばれたが、そこでは殴られ、ほとんど食べさせてもらえずに1日20時間以上働くことを強制された。さらに、仕事が遅い場合には工場主である男性に鉄の棒で殴られ、レンガが粉々になるまで頭や身体に打ち付けられた²⁸。

母国で養父から性的虐待を受けていたタイ人の少女ノイは、15歳のときにその被害から逃げ出そうとして来日を決意したが、カラオケバーで買われる際に店のオーナーである男性にまずレイプされ、痛みを感じないように薬づけにさせられ、売春を強制された²⁹。

2001年度から2006年度の国務省発行の報告書においては、紹介される事例のほとんどが「加害者」を男性、「被害者」を女性としており、それがとりわけ性的被害を描くもの場合には、この構図しかあり得なかった。しかしながら、2007年度の報告書には、初めて「男性の性的な被害者」の例が掲載されている³⁰。ただし、「加害者」はやはり暴力的な男性である³¹。

「加害者」は、本当に、分かり易い暴力性を備えた男性なのだろうか。暴力をどのようにイメージするのか、どのように定義付けるのかによっても異なるだろうが、少なくとも、

²⁷ 前掲、U.S. U.S. Department of States 2007, p.14.

²⁸ 前掲、U.S. U.S. Department of States 2008, p.8.

²⁹ 前掲、U.S. U.S. Department of States 2004, pp.13-14.

³⁰ 前掲、U.S. U.S. Department of States 2008, p.6. 事例紹介とは別に、少年が、買春客を探すために、橋の上でポーズをとっている写真も掲載されている (p.9.)。

³¹ 同上。

殴ったり蹴ったり、性的暴行を加えたり、といった分かり易い暴力性を備えた「加害者」ばかりではない可能性もあるのではないだろうか。

例えば近年の日本においては、「加害者」が「被害者」を監禁したり、暴力で押さえつけたりするという手法を使った管理方法ではなく、「被害者」が「借金」返済の見通しを立て、返済後は自由に稼ぐことができると期待させるような方向で、より「ソフトな管理」が行われており、そのために「被害者」が逃げてこない、あるいは保護を必要としないといった傾向にあるのではないかとの NGO の指摘がある³²。世界共通の「加害者」の暴力性や攻撃性は、分かり易く想像し易く、また「恐怖」や「悪」のイメージを呼び起こし易いが、日本の NGO が指摘するように、有効な管理の手法は、恐らく分かり易い暴力に訴えるものだけではないだろう。

ただ、「加害者」を徹底的に罰し、「被害者」を救済することが絶対に必要なのだと言い切るため、多くの人々にそのことについて賛同してもらうためには、できるだけ加害と被害を想像しやすい场景と人物配置をもって事例を描く必要がある。暴力的な男性によって暴行を加えられるイノセントな女性という场景は、特に、聞き手となる紳士的な男性たちのヒロイズムを刺激する一方で、仲間の苦境を懸念する女性たちが一致団結して「人身取引」問題に取り組んでいくことを方向付けるための最適な材料となり得る。

そして、「加害者」の暴力性、攻撃性が高ければ高いほど、聞き手が持つ「恐怖」や「悪」のイメージは増していき、それに比例して、そうした「加害者」を退治しようとする紳士的な男性性をもった米国政府の取組みの価値は高まることにもなる。「加害者」の暴力性は、「文明」とは対極にある「野蛮さ」にも繋がり、米国の「救済者」としての使命感が刺激されていく。

こうした事例は、暴力的な男性性を持つ男性「加害者」を退治し、イノセントな女性「被害者」の女性性を守る米国政府の紳士的な男性性を構築し続けている。それは、性的な力関係や権力関係が維持され、「救済」や「保護」といった名のもとで男性による女性支配が正当化されていくプロセスとも重なるものであろう。

(2) 「加害者」の人種的マイノリティ性

司法省は、2001 年度から 2005 年度までに連邦政府が扱った「人身取引」事件について分析・評価し、報告書を発行している。そのなかで、過去 5 年間に「人身取引」として扱われた 43 件の事件の要約を掲載しているが³³、これは国籍、言語・文化、人種といった側面での「加害者」と「被害者」の繋がりを教えてくれる資料となっている（本章、p.106、表 1）。

ケース名には主犯とされる「加害者」の個人名を使っており、要約のなかには「被害者」

³² 人身取引禁止ネットワーク 2007 『人身売買「被害者」支援の連携の構築—地域、国境を越えた支援に向けて 調査および活動報告書』トヨタ財団 2005 年度地域社会プログラム助成事業 p.9.

³³ 前掲、U.S. Department of Justice Civil Rights Division 2006, pp.75-87.

の国籍が記載されている。なかには、「加害者」は「被害者」と同じ地域の出身である等の具体的な情報が添えられているものもある。

なお、表 1 中にグレーで表示した 2003 年の Russell と 2004 年度の Clark のケースは、いずれも米国外における「児童ポルノ」制作及び「児童買春」を逮捕の主な事由としている。また、2004 年に 9 人が一斉に逮捕されている事件は、売春斡旋や客引きを逮捕の主な事由としている。

表 1 「加害者」と「被害者」の国籍と人種的な繋がり（2001-2005 の事例より）

年度	ケース数	ケース名(加害者の姓)	記述	被害者
2001	5	Gasanov	ロシア人夫婦	ウズベキスタン人
		Lee		ベトナム人、中国人
		Ramos		メキシコ人
		Satia		カメルーン人
		Virchenko		ロシア人
2002	6	Blackwell	ガーナ国籍	ガーナ人
		Garcia		メキシコ人
		Jimenez-Calderon		メキシコ人
		Lozoya		メキシコ人
		Molina		ホンジュラス人
		Trakhtenberg		ロシア人
2003	7	Bradley		ジャマイカ人
		Guzman		メキシコ人
		Maka		トーゴ人
		Reyes-Roja		メキシコ人
		Russell		フィリピン人
		Soto-Huarta		メキシコ人
		Trisanti and Nasution		インドネシア人
2004	17	Adaobi and Udeozor	ナイジェリア国籍	ナイジェリア人
		Boehm, et. al.		米国市民(未成年)
		Carreto		メキシコ人
		Clark		カンボジア人
		Du Preez		南アフリカ人
		Gates		米国市民(未成年)
		Kang	韓国人夫婦	韓国人
		Mubang	カメルーン国籍	カメルーン人
		Sims		米国人(未成年)
		Parsons		米国市民(未成年)
		Thomas		米国市民(未成年)
		Washington		米国市民(未成年)
		Williams and Southwell		米国市民(未成年)
		White		米国市民(未成年)
		Sutherland		米国市民(未成年)
		Scott		米国市民(未成年)
		Phillips		米国市民(未成年)
2005	8	Babaev		アゼルバイジャン人
		Kaufman		米国市民(精神障害者)
		Pallas		米国市民
		Maksimenko and Prokopenko		ロシア人、ウクライナ人
		Medrano		ホンジュラス人
		Okhotina		ロシア人
		Salazar		メキシコ人
		Zavala and Ibanez		ペルー人
合計	43			

*2004年に記載のある「米国人」と「米国市民」は、それぞれ American (girl)と U.S. Citizen を訳したものである。

さらに、2007年1月1日から2008年9月30日の約2年間に「人身取引」の疑いがあるとして取り扱われた事件の詳細をまとめた報告書が司法省統計局より2009年1月に初めて発行され、被害の形態とともに「被害者」及び「加害者」の社会的属性情報（性別、年齢、人種、国籍等）の「傾向」がまとめられるようになった。

統計情報のなかには、先のケース事例と同じように、「加害者」と「被害者」が同じ人種グループ³⁴であるか否か等に関する結果も掲載されており、多くの「加害者」が米国内部に合法的に滞在する人種的マイノリティであることを明らかに示している。

統計は、連邦政府から助成を受けた38のタスクフォースが2年間に取り扱った「人身取引」のケースをまとめたものであるが、「加害者」や「被害者」の社会的属性については、タスクフォースが連邦政府に報告をしていないケースも多い。実際、数値としては「報告なし」がどの項目においても最も多い。

それにも拘わらず、分類された統計情報は、「報告なし」の割合を考慮することなく、「加害者」の特徴を表す数値として扱われている。以下は、司法省統計局が、2009年1月にプレスリリースとして発表した記事の一部だが³⁵、分母が何かが大変曖昧である一方で、割合については、強調して提示されている。

人身取引の容疑者10人のうち8人は男性である。性的搾取目的の人身取引の容疑者については、女性は5分の1であるが、それに対して労働搾取目的の人身取引の容疑者の場合には3分の1を女性が占めている。性的搾取目的の人身取引の容疑者の3分の2近くは35歳以下である一方、労働搾取目的の人身取引の容疑者の約3分の2は35歳以上となっている。人身取引の疑いがあるとされた事件のなかで、容疑者の65%は米国市民である。性的搾取目的の人身取引の容疑者のほぼ4分の3、及び労働搾取目的の人身取引の容疑者の3分の1が、米国市民となっている。

この記事を読んだ人々、聞いた人々は、まず何を思うだろうか。筆者が最初に感じたのは、意外にも多くの米国市民の男性が「人身取引加害者」としての疑いをかけられているのだということであった³⁶。ただし、よく統計情報をみると、そうとも言い切れないことが分かったのである。

2007年1月から2008年9月末までの約2年間で、「人身取引」の疑いがあるとして捜査

³⁴ 当該統計のなかでの人種とは、「白人」「黒人」「ヒスパニック」「アジア人」「その他」の5種である。前掲、U.S. Bureau of Justice Statistics 2009, pp.7-8.

³⁵ U.S. Bureau of Justice Statistics, *More Than 1,200 Alleged Incidents of Human Trafficking Reported in the U.S.*, January 15, 2009. Available at: <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/press/cshti08pr.htm> [2009/08/16]

³⁶ 参考までに、日本の「人身取引」事件のほとんどは、「外国籍」の人々を容疑者としている。

された事件は 1,229 件であるが、一人の容疑者が複数の事案に係っている場合等があり、容疑者として報告されている実人数は 871 人だった。重要なのは、871 人の容疑者のうち、市民権（あるいは滞在資格）が報告されているのはわずか 313 人（35.9%）だということなのだ。

確かに、その 313 人のなかでは、プレスリリースの通り、米国市民が最も多く 65.8% であり、次いで滞在資格を持たない外国人が 18.2%、永住者が 7.3% の順となっている³⁷。871 人の容疑者うち、国籍あるいは市民権、滞在資格が報告されていない 558 人について全く触れることなく、「容疑者の 65% は米国市民」と発表するのは、単に「紙面が足りない」などというような理由からではないだろう。どの数値を「実態」の一部としてプレスリリースで発表するかという判断の裏に何の思惑もなかったとしたら、このプレスリリースはあまりに配慮を欠いていると言わざるを得ない。

さらに、同プレスリリース内で並列された「被害者」に関する情報は、容疑者の 65% がどの人種に分類される人々であるのかを推定する上で影響する。プレスリリースには、下記のような「被害者」情報が掲載されている。

人身取引の疑いのある事件及び人身取引であると確定した事件の 90% 以上において、被害者は女性である。労働搾取目的の人身取引の疑いがある事件及びそれが確定した事件のほぼ 40% の被害者が男性であるのに比べ、性的搾取目的の人身取引の疑いがある事件及びそれが確定した事件の 99% の被害者は、女性であった。

ヒスパニック系の被害者は、性的搾取目的の人身取引の疑いがある事件の「被害者」（の人種）として最も多く [37 パーセント]、また、労働搾取目的の疑いがある事件の「被害者」としては半分以上 [56 パーセント] を占めた。アジア系は、性的搾取目的の疑いのある事件の被害者としては 10% だったが、労働搾取目的の人身取引の被害者としては 31% を占めていた。

（傍点は筆者による強調、[] 内は原文のまま、() 内は筆者による補足）

プレスリリースには出てこないが、「人身取引」の疑いのある事件の「被害者」の実人数は 1,442 人で、そのうち、「性的搾取目的の人身取引」には 1,070 人が、「労働搾取目的の人身取引」には、313 人が分類されている³⁸。そのなかで、人種に関する情報が報告されているのは、性的搾取目的では 565 人（52.8%）で、労働搾取目的に至っては 113 人（36.1%）

³⁷ 前掲、U.S. Bureau of Justice Statistics 2009, p.6.

³⁸ 同上、p.7.総数 1,442 人には、二つの形態に分類できなかった「被害者」が 59 人含まれている。

と、「被害者」実人数の4割にも満たない³⁹。1,442人の「被害者」のうち、人種が報告されていない場合の方が明らかに多いにも拘わらず、この人種の割合を発表するのは、統計に忠実な解釈の結果だとはいえないだろう。

しかしながら、プレスリリースを実際に聞いたり読んだりした人々は想像する。米国市民の男性が「人身取引」の容疑者の6割強を占めていて、「被害者」の多くがヒスパニック系の女性であるということは、ヒスパニック系で米国市民権を持つ男性が、「人身取引」の「加害者」として係っている可能性が高いのではないか。

その想像を後押しするのが、「加害者」の人種別割合として公表されている数値である。容疑者の実人数は871人であると先に述べたが、そのなかで人種が分かるのは438人(50.3%)で、「報告なし」は433人(49.7%)である。報告がある者を人種別にみると、最も多いのは「黒人」(36.2%)で、次いで「ヒスパニック」(30.6%)、「アジア人」(16.2%)の順となっており、最も少ないのは「白人」(13.0%)である⁴⁰。この割合は、「人身取引」であると確定した事件においては「黒人」と「ヒスパニック」の順位が入れ替わる。すなわち当該統計は、過去2年間において、人種的に「ヒスパニック」に属する者が「人身取引加害者」として最も多く逮捕されたことを示している。

なぜ、これほど多くの「加害者」の社会的属性情報がタスクフォースから連邦政府に報告されないのか。その理由としては、「常識」や「慣例」によって、その属性が当然視されている、報告するに値しない、または報告しなくても構わないと見做されているという3つの理由が主に考えられるだろう。例えば、「性的搾取目的の人身取引」において「加害者」が男性であることに意外性は少なく、いわば当然視されているために報告されないことが考えられる一方で、「加害者」が「白人」である場合には、とりたてて報告する必要がない、あるいは報告しなくても構わないと見做されている可能性もあるということだ。

もしくは、「加害者」の社会的属性情報を報告すること自体に特段の意味はないとタスクフォースが考えているから、という説明を行うこともできる。しかし、それならば尚更、統計情報の公表のされ方の公正性が問われるのではないか。

結果として、上記のような統計結果がプレスリリースとして公表されたことの社会的な意味は大きいだろう。「米国に合法で滞在する人種的マイノリティ男性」を「人身取引」の容疑者とする根拠材料が、また一つ増えたともいえるからである。

3. 米国社会の再建へ向けて

1) ゼロ・トレランスの採用

2007年度の国務省報告書は、自由の女神の写真とともに、女神の台座に刻まれた詩人

³⁹ 同上。

⁴⁰ 同上、p.5.

エマ・ラザラスの詩「新大陸 The New Colossus」からはじまる⁴¹。

疲れし者、貧しき者を我に与えよ。自由の空気を吸わんと熱望する人たちよ…。身を寄せ合う哀れな人たちよ。住む家なく、嵐にもまれし者を我に送りたまえ。我は、黄金の扉にて灯を掲げん。

「自由の国」である米国に、夢と希望を持ってやってくる移民たちを襲う悲劇。その悲劇に巻き込まれた新たな同胞を救い、「自由」を保障するのは、「われわれ」の使命である。

こうした使命を背景に、「人身取引」に関する米国政府発行の報告書は、「加害者」及び「被害者」とともに人種的マイノリティとし、「被害者」をイノセントで社会的に脆弱な女性、「加害者」を暴力的な男性性をもつ男性とするような事例や統計を公表してきた。そして、暴力的な男性からイノセントで社会的に脆弱な女性を護ることを大義名分とし、紳士的な男性性を内包する米国主流文化に即した形で「人身取引」に対する取組みを推進してきたといえる。

この大義名分を具体的に達成するための指針とされてきたのが、ブッシュ元大統領が発令した NDSP-22 に付随して打ち出された「人身取引」に対するゼロ・トレランスだ。

ゼロ・トレランスという政策は、米国においては主に治安維持と教育分野での実践が知られている。もともとは 1980 年代、米国の産業界における品質管理を徹底したこと（不具合のあるものは製品として出荷しないという厳重な管理体制を敷いたこと）をそう呼んだ⁴²。同じ頃の米国軍隊においては、軍人の麻薬等の所持や使用を摘発した場合に、中毒症状の大小に拘わらず厳格に対処していた。このことに目をつけた教育界が、80 年代後半にこの理念を学校規律改革に導入し、90 年代のクリントン政権下において、麻薬や暴力だけでなく、生徒規律指導やしつけ等にも及んでゼロ・トレランスが確立するに至ったという⁴³。

一方で、コミュニティの治安や秩序維持のためのゼロ・トレランスは、「ニューヨーク市において政策が採用され、犯罪が劇的に減った」との言説とともに、世界的な注目を集めてきた⁴⁴。建物の割れた 1 枚のガラスを放置しておくで全部の窓ガラスが割られてしまう現

⁴¹ 前掲、U.S. Department of States, 2008,表紙裏。なお、翻訳は在日米国大使館のウェブサイトに掲載されている詩の訳をそのまま引用している。第 1 章「多民族の国、アメリカ」『アメリカ合衆国のポートレート』<http://tokyo.usembassy.gov/j/irc/ircj-portrait-usa01.html> [2009/05/26]

⁴² 加藤十八 2006『ゼロトレランス 規範意識をどう育てるか』学事出版、p.37.

⁴³ 同上、pp.38-49.

⁴⁴ ジョック・ヤング著、青木秀男他訳 2007『排除型社会 後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版 pp.309-314 (Young, Jock 1999 *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference on Late Modernity*, SAGE Publication.). 日本においては、例えば『法と民主主義』(2007 年 6 月号 No.419) が特集を組んでゼロ・トレランス政策の是非を議論している。

象に象徴されるように、軽微な犯罪も放置しておけばいずれ重大な犯罪に繋がるという、環境犯罪学の理論である割れ窓理論 Broken Windows Theory とともに言及されることが多いようだ⁴⁵。

このような治安維持や生徒規律指導とともに、近年の米国においてゼロ・トレランスが叫ばれている分野が、「女性に対する暴力」である⁴⁶。ブッシュ政権が掲げてきた「人身取引」に対するゼロ・トレランスは、犯罪対策と同時に「女性に対する暴力」対策の一環として位置付けられ、「人身取引」を助長すると米国政府が考える様々な活動を厳しく取り締まるための方針となった。そのなかには、第3章の「加害者」訴追の「成果」でみたような、インターネット上の「児童ポルノ」や主に海外の児童を対象とした「買春ツアー」に係った人々の取締りなどが含まれるが、2005年以降は「紛争後の平和維持活動に携わる米軍や国連軍の軍人が、現地において子どもの性的搾取や性暴力に関与すること」を取り締まったり、平和維持活動を行う人々が「人身取引」の根絶に具体的に取り組むよう促したりする活動も含むようになった⁴⁷。

ブッシュ政権が掲げた「人身取引」に対するゼロ・トレランスという方針は、いわば、「性の領域」における犯罪行為や暴力行為に対する「非寛容」な姿勢を示し、その領域において「文明化」されていない「野蛮人」たちを排除し、「野蛮人」によって奴隷化され、抑圧されている人々を救済していくという方針である。これに沿いつつ、暴力性と脆弱性という、2つのイメージを人種的マイノリティに付随させ、それを上手く使い分けながら「人身取引」の「被害者」像や「加害者」像を描き、「われわれ」が戦うべき相手を絞りこんでいったのだ。

ここには、100年前の「白人奴隷制」の語りが生み出した認識のセット、行動パターンのセットが組み込まれてもいる。「白人奴隷制」の語りは、「われわれ」の一部を成す「白人女性」たちを「性的危機」から護るという大義名分を持ち、「米国生まれの白人」である「われわれ」とそれ以外の「かれら」との境界を引きながら、「白人奴隷」たちを解放するための様々な活動を行い、法制度を整備していった。一方、「現代奴隷制」の語りは、基本的には「白人奴隷制」と同様に、性的に脆弱な女性たちを「性的危機」から護るという大義名分を持ちながらも、「われわれ」内部の「敵」は排除し、「かれら」外部のなかの「味方」は取り込んでいくつもりがあることを示している。

それはなぜか。ひとつには、米国社会が同時多発テロによって攻撃され、混乱に陥れられたところから、強い米国、正しい米国を再建しなければならなかったことが関係しているだろう。そのためには、まず「敵」と「味方」を判別し、「文明化すべき野蛮人」と「救済すべき被抑圧者」たちを特定しなければならなかった。

⁴⁵ 前掲、ジョック・ヤング著、青木秀男他訳 2007, pp.318-327。

⁴⁶ 同上、p.350。

⁴⁷ 2005年の再授權法では、平和維持活動に係る米軍や国連軍がどのようにして「人身取引」に取り組んだかを毎年評価することが義務付けられ、2006年6月発行の国務省報告書からその評価が掲載されている。例えば、前掲、U.S. Department of States 2006, pp.277-283。

同時多発テロにおいて「われわれ」のなかにも「敵」がいたことの恐怖を知った米国は、「かれら」ではあっても、脆弱で従順な「被害者」は救済して取り込み、「味方」として受け入れることを決めた。その一方で、暴力的な「加害者」は、たとえこれまで「われわれ」に属していたとしても、潜在的な「敵」であるとして徹底排除しようとしたのだ。

それは、米国社会の支配構造や主流文化を変えることなく、あるいは国際関係における米国の立場を維持しながら支配関係の安定を図り、テロ後の米国社会の再建を行おうとする大きな歩みの一部となる。真に「自由」な、安全で秩序ある米国を再建するためには、やはり性別と人種を軸とした「われわれ」の社会をもう一度立て直し、とりわけ性に関する「規範意識」を徹底して取り戻す必要がある。「現代奴隷制」の語りは、その意識の推進に貢献している。

2) 福祉対象者の拡大：「かれら」の包摂

「われわれ」のなかに「敵」として排除される人々がいる一方で、「かれら」のなかから「味方」であるとして取り込まれることを許されたのが「人身取引被害者」である。

これまで「強制売春」「児童買春」「労働搾取」等の「被害者」としてばらばらに認識されていた者たちは、「人身取引被害者」として新たにカテゴリー化された。イノセントで脆弱な「人身取引被害者」は、保護支援を必要とする者であるとして認識され、さまざまな社会サービスや福祉サービスを受給できるようになった。これまで、米国の社会福祉関係の法制度は、外国から福祉サービスの受給を目的として入国しようとする人々を回避するため、「移民」や「外国人」には厳しく設定されてきたという経緯があり、現在でもその姿勢は基本的に保たれている。

しかし、「敵」の排除に協力する「人身取引被害者」たちは、その見返りとして、福祉対象者として社会に溶け込んで生活ができるよう訓練されていくことになった。社会規範を乱さないように、米国民が嫌がるような底辺を支える仕事でも真面目に取り組んでいくように、米国流の教育や訓練を受けて立派な米国民となるように指導されていく。つまり米国は、「味方」の取り込みの入り口を福祉とし、社会サービスや福祉サービスを通して「被害者」を適切な米国人として育成しながら「自由」を保障していくことで、「かれら」が首尾よく包摂されるような道筋を用意したのである。

3) 「性の領域」における「野蛮人」と「救済者」

2009年現在から振り返ると、8年間に渡るブッシュ政権下の米国とは、「テロとの戦い」に邁進するなかで、「悪の枢軸」などの発言を生み出し、国際社会における米国の排他的立場を築いてしまったという特徴がまず思い浮かぶが、それと同時に「性の領域」における様々な政策に関しても、独自のものがあつたように思う。キリスト教右派的な発想を基盤とした政策を次々ととり、米国内及び国際社会における事象や対応にもそうした観点からの介入をしようとし、「性の領域」における「野蛮人」たちを「文明化」する、あるいは排

除していくという特徴をみることができるからだ。

2002年にブッシュ元大統領はNSPD-22を発令したが、2004年には、婚姻を男女間のみとする憲法修正案を支持する旨を表明し、その通過を議会に対して求めている⁴⁸。これは結局、議会で否決されたが、ブッシュ大統領の「性」に関する考え方を端的に示すものでもあった。「ブッシュにとって、結婚という文脈における一対一の異性愛間の性的行為が唯一正統性をもち、それ以外のものはすべて男性を墮落させ、女性と子どもに害を及ぼす」とSaundersは指摘しているが⁴⁹、こうした「性」に対する見解は、ブッシュ元大統領の個人的見解に留まらず、米国政府としての様々な政策、取組みにも影響を及ぼしていたといえるだろう。

2007年、米国下院において、日本政府の「従軍慰安婦」に対する公式謝罪を求めるという決議案が通過した⁵⁰。決議案の提案者は米国下院議員のMike Hondaであったが、Hondaは、決議案のなかで、日本政府による「従軍慰安婦」を「20世紀最大の人身取引」のひとつであったと指摘している⁵¹。TVPAの原案を示した下院議員のSmithも、本決議案の強い支持者であった。

この決議案が満場一致で下院を通過したのも、ブッシュ政権下で構築されてきた「性の領域」における「野蛮人たちとの戦い」という「人身取引」の語りを支えた概念が、少なからず影響していたように思う。「人身取引との戦い」とは、「性の領域」における「野蛮人たち」の犯した罪を、米国は許さないという立場表明の一部でもあった。そこに、労働搾取の被害を根絶しようという声が反映されにくいのも、このように考えると納得がいくのである。

4. 「人身取引」問題の範囲

「人身取引」という用語は、今後、どこまでをその守備範囲としていくのだろうか。それを考えることは、米国政府による「人身取引」問題に対する取組みの方向性を予測する

⁴⁸ 外務省「最近の米国情勢」(平成17年3月)

http://www.mofa.go.jp/Mofaj/area/usa/josei_200503.html [2009/10/12]

⁴⁹ Saunders, P. 2005 Traffic Violations: Determining the Meaning of Violence in Sexual Trafficking Versus Sex Work, *Journal of Interpersonal Violence*, 20(3), pp.343-359, p.351.

⁵⁰ H.Res.121: A resolution expressing the sense of the House of Representatives that the Government of Japan should formally acknowledge, apologize, and accept historical responsibility in a clear and unequivocal manner for its Imperial Armed Forces' coercion of young women into sexual slavery, known to the world as "comfort women", during its colonial and wartime occupation of Asia and the Pacific Islands from the 1930s through the duration of World War II.

⁵¹ 原文(一部抜粋)は以下の通り。Whereas the "comfort women" system of forced military prostitution by the Government of Japan, considered unprecedented in its cruelty and magnitude, included gang rape, forced abortions, humiliation, and sexual violence resulting in mutilation, death, or eventual suicide in one of the largest cases of human trafficking in the 20th century.

ことでもあり、米国社会に根付くヒエラルキーを揺るがすことなく、いかに「われわれ」意識を高め、「奴隷制」と戦う集合体をつくることができるのかを考えることでもあるだろう。

ヒエラルキーのトップにいと考えられるのは、「米国生まれの白人男性」である。もちろん、「米国生まれの白人男性」のなかにも年齢、出身地、職種、学歴、宗教、障害の有無、性的指向性など、あらゆるカテゴリーに基づいたヒエラルキーが存在する。また、「米国生まれの白人男性」と一般化してしまうことで、そのカテゴリーに当てがわれるステレオタイプを強調し、引いては個人的な差異やそこで起こる差別や偏見を無視することに繋がるという批判もあるかもしれない。だが筆者は、今後も「米国生まれの白人男性」が「人身取引被害者」として、すなわち奴隷として認識されることは恐らく無いだろうと考えている。

それは、米国社会において「黒人奴隷制」という歴史的事象が「黒人」＝「被害者」、「白人」＝「加害者」という図式において認識され、また「白人奴隷制」という歴史的事象が「(白人)女性」＝「被害者」、「米国生まれの白人男性以外」＝「加害者」という図式で語られてきたことの上に「現代奴隷制」という語りが存在する以上、必然の成り行きでもある。過去 2 回の「奴隷制」の言説をめぐって、社会に浸透した認識とカテゴリーのセットは、簡単には組みかえられない。

第 2 章において、米国議会では「東欧移民」の子である Wellstone と「白人女性」である Slaughter が「人身取引」の最初のクレーム申し立て人となったことをみたが、彼らの語りは確かに「救済者」としての「われわれ」の語りであったようにもみえた。しかしながら、最終的に、彼らの語りは「われわれ」という主語の確固たる使用権を持つ「米国生まれの白人男性」である Smith によって語りなおされる。それは単なる偶然なのかもしれない。だが、議会のオーディエンスは無意識のうちに「現代奴隷制と戦うわれわれ」の語りを「救済者」の代表として語っていける人物を選びなおそうとしたと解釈することもできるのである。

ベイルズの述べるように、「現代奴隷制」において「人種は意味を持たない」⁵²のであれば、「米国生まれの白人男性」であっても奴隷になり得る。しかし、米国社会で「米国生まれの白人男性」が取引される時、それは「人身取引」というクレームのなかでは語られ難いだろう。そうした「実態」が起り得ない、ということではなく、そうした「実態」は、「人身取引」とは別のクレームとして申し立てられるのではないかということである。

「白人」を奴隷主とする「黒人奴隷制」を克服し、「外国人男性」を奴隷主とした「白人奴隷制」から「奴隷」たちを解放してきた「われわれ」。その「われわれ」を主語とした「人身取引」をめぐる語りは、「奴隷制」と戦い、「奴隷」を解放する「救済者」の語りとなる。こうした視点から語られ、実施される「奴隷制」を廃止しようとする取組みは、結局は人種や性別を軸とした従来の支配構造を解体するような力とはなり得ず、その支配構造のな

⁵² 前掲、ケビン・ベイルズ著 大和田英子訳 2002, P.20.

かで「被害者」や「加害者」、「支援者」や「救済者」といったカテゴリーと、そのカテゴリー内部の境界を微妙に移動させているにすぎないのである。

第5章 問題解釈の変更を求めて：「支援者」の語り

人身取引というのは、微妙な問題です。コミュニティは、人身取引というものを認識していませんし、被害者は、自分たちが被害者であるとは思っていません。アジア文化のなかでは、1日12時間、最低賃金以下で働くことに問題はないのです。というのは、これまでも、そうしたことを被害者たちはやってきたのですから。それが搾取であるとか、人身取引などというものであるとは、彼らは思いもしないのです。被害者を認定していくこと自体が障壁であり、コミュニティの規範が障壁となっているのです。

ある「支援者」の発言から¹

前章では、米国の「救済者」言説を概観し、同時多発テロ以降の米国社会において「加害者」像及び「被害者」像がどのように構築されてきたのかを分析した。米国政府発行の報告書における「人身取引」の語りは、統計や事例を用いながら人種的マイノリティの持つ暴力性と脆弱性という二重のイメージを使い分け、「加害者」及び「被害者」を位置付けていた。それはまた、「文明化」されていない「野蛮な」国々、人々には武力をもってしても立ち向かい、その下で抑圧されてきた人々へと「自由」を保障していくことが米国の使命であるともいうような、テロ後にみられた一連の米国の行動や言動が正当化された論拠を共有していた。「人身取引との戦い」は「テロとの戦い」と足並みをそろえ、米国内における「われわれ」意識を高めて社会を再建するための材料のひとつともなっていた。

本章では、これまでみてきたような、公式に認定された「人身取引」の語りに対する異議申し立てについて分析していく。公式に認定された「人身取引」の語りは「救済者」によって構築されてきたものであることをみてきたが、それに対して異議申し立てをしているのは支援団体やアドボカシーグループに属する「支援者」たちである。これらは、問題解釈の変更とそれに対する公的な対策の改変を要求する形で行われ、当事者運動というよりは「被害者」の支援活動の一環として、売春をめぐる論争、性別や人種に関する社会問題と関連付けられながら行われている。

まずは、大まかにどのような声が挙がっているのかということからみていこう。

¹ Caliber 2007 *Evaluation of Comprehensive Services for Victims of Human Trafficking: Key Findings and Lessons Learned*, Submitted to U.S. Department of Justice, p.46 (コラムにて紹介) Available at: <http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/218777.pdf> [2008/2/29]

1. 支援活動とアドボカシー活動²

米国では、「人身取引被害者」の保護支援については、ほとんどの場合に非政府組織が担っている。2001年から2003年に、「被害者」及び「支援者」たちのニーズを調べる目的で行われた調査（全米の98団体、回答率62%、電話によるインタビュー調査）によると、米国で「被害者」を支援している団体のなかには、「人身取引被害者」のみに特化したサービスを提供している団体もあるが、ほとんどが、もともと「移民・難民」支援、「DV被害者」支援、「売春（被害）女性」の社会復帰支援、「性暴力被害者」支援、宗教的奉仕活動（faith-based）を基盤とした様々な人々への支援、法的支援、医療・保健領域の支援、教育支援などを実施している団体となっている³。

そして、調査に回答した団体のうちの95%以上が、住居、医療、アドボカシー、法的支援、移動手段、アウトリーチ、食事、情報及び他機関への紹介、メンタルヘルスサービスを、「人身取引被害者」のニーズとして挙げている⁴。こうした「被害者」のニーズを満たし、より良い支援を提供することを最終目標として、「支援者」たちは互いに連携し合っているが、主な連携先として最上位に挙げられているのは、アドボカシーグループ（67%）である。また、連携の具体的目的としては、情報共有（88%）、トレーニングの提供（49%）及びトレーニングの受講（45%）、資源の共有（36%）が挙げられている⁵。

当該調査からは、「支援者」が「被害者」のニーズとしてアドボカシーを上位に特定しており、また、連携先としてもアドボカシーグループを重視していることが分かるが、ここで使用しているアドボカシーとは2つの意味を持っている。まず、調査に回答した支援団体により、「被害者」のニーズとして挙げられたアドボカシーは、発言が困難な状況にある「被害者」に代わり、直接支援を提供するケースワーカーなどが「一人ひとりの被害者の権利を主張する」という意味で使用するアドボカシー活動である。一方で、連携先として挙げられたアドボカシーグループとは、「ある集合体の権利を主張する」ことを専門に行うグループという意味で使われている。

上記の調査では、特定のアドボカシーグループの名称が挙げられているわけではないが、先述したように、ほとんどの支援団体がこれまでに「移民・難民」「DV被害者」「売春（被害）女性」「性暴力被害者」などへのサービスを提供してきたという点を踏まえると、ここで連携先として挙げられているアドボカシーグループとは、「人身取引」というカテゴリー以外に、「移民・難民」「DV被害者」「売春（被害）女性」「性暴力被害者」などのカテゴリ

² アドボカシー活動とは、発言が困難な状況にある人（々）に代わり、その人（々）の権利を主張する活動のことである。ただし、個別のケースのなかで、「その被害者」の権利を主張することと、「人身取引被害者」という集合体の権利を主張することとは違う。この点に関しては、本文では具体的に触れている。

³ Clawson, H.J., Small J.D., Kevonne M., and Go, E.S. 2003 *Needs Assessment for Service Providers and Trafficking Victims*, National Institute of Justice, p.14. Available at: <http://www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/grants/202469.pdf> [2009/06/18]

⁴ 同上、p.18.

⁵ 同上、p.28.

一に属する当事者たち、及びこうしたカテゴリーに属する人々の「支援者」たちの集合体であると考えられる。そして、それらのグループは、同様のカテゴリーに属する人々の権利を主張する活動を行う一方、各支援団体と「人身取引被害者」を支援するための情報や資源を共有したり、トレーニングをし合う関係にあると解釈することができる。

2. 「反売春の誓約 Anti-prostitution pledge」と支援活動

1) 「支援者」間の多様性

第3章において、ブッシュ元大統領が NSPD-22 を発令し、売春に反対であるという姿勢を明確にしている団体のみ政府の助成金を支給するといった政策を行ってきたことを説明した（第3章、p.80）。この政策によって支援団体やアドボカシーグループに課された立場表明は、「反売春の誓約」と呼ばれており、米国社会において「人身取引被害者」を支援していこうとする場合には、避けては通れない儀式となっている⁶。

こうした点において、米国で「人身取引被害者」を支援する団体や「被害者」のアドボカシー活動を行っている団体は、支援を実施していく上での分裂あるいは連帯を余儀なくされているところがある。つまり、「反売春の誓約」によって、「強制売春」や「自発的売春」をめぐる論争に加わる人々や、できる限り論争とのかかわりを避けようとする人々が支援団体やアドボカシーグループの間で生まれ、それによって支援活動に携わる人々がグループ化されたり、お互いの立場を探りあったり、接触を避けたりするような状況が作り出されてしまっているのである。

もっとも、売春をめぐる論争は現在に特異なものではないし、ブッシュ政権成立以前から、国際社会では「人身取引」の国際定義を採択する際にすでに大きな議論が起こっていた。米国内におけるそれぞれの立場をみても、それは国際社会での立場を踏襲したような形となっている。

次項ではまず、「人身取引」という問題の解釈をめぐる「支援者」間にある多様性を、このような売春をめぐる立場の違いからみていくことにする。

2) 売春をめぐる4つの立場

売春をめぐる立場の違いと「人身取引」をめぐる立場は、同じではないが大きく重なっている。これは大きく4つに分けることができ、1つめの立場は、「人身取引」と売春をほぼ同義で使用し、「売春制度の廃止」を求める立場、2つめは、売春を「強制売春」と「自発的売春」にわけ、後者をセックスワークと呼び、労働の一部として考えると同時に、セックスワークを含むあらゆる労働における「人身取引」の実態にも目を向け、主に移住労

⁶ 2007年9月に行った筆者による支援団体へのインタビュー調査からは、もともと売春に対していかなるポリシーも持たない団体には敢えて誓約文を書かせるようなことはしなくなったということが分かった。ただし、政府からの助成金を獲得しているある団体からは、「売春に関する立場を質問項目に含めるならば、博士論文のための調査といえども受けることはできない」といった回答を得るなど、立場表明は団体運営にも係る政治的問題である様子が窺えた。

働を行う人々の「労働搾取の根絶」を求めていく立場である。3つめは、セックスワークに直接携わる人々を含め、主にセックスワーカーの「労働環境の向上や労働権獲得」という観点から「人身取引」にかかわる立場である。そして4つめは、売春に関しての特別な意見を持たず、あるいは保留しつつ、「人身取引」に係わろうとする立場である。

2000年当時、国連人権委員会特別報告者であったラディカ・クマラスワミは、最初の3つの立場をそれぞれ廃止派、規制派、権利派と名付けている⁷が、米国の支援団体やアドボカシーグループの特徴をみる場合にもこの分類は使用できる。4つめの立場は、クマラスワミの名付けに習えば沈黙派とも名付けることができようが、そのなかでも、そもそも支援やアドボカシーの対象が売春と関係していない無関係派と、対象は重なっているが、売春論争をできるだけ避けようとする回避派にわけることが可能であろう。

以下では、それぞれの立場がどのような主張を行っているのか、その内容と、関連付けに言及されている既存の社会問題や目指される最終目標についてみてみよう。

(1) 廃止派の主張

売春と人身取引とを区別しようとする非論理的な試みを行っている者もいるが、人身取引とは、単に、グローバルな形態をとる売春のことである。(略) 失業率の高い国はどこでも、女性は(これは男性には当てはまらない)、売春へと向かわされている。

(略) 売春の害を隠し、嘘を並べ立てた偽造の辞書には、女性が行った行為に同意したかのようにほめかす自発的売春という用語が掲載されているようだが、実際には、彼女は売春以外に生きる術がなかったということなのである。

Melissa Farley, Director, Prostitution Research & Education⁸

売春は、性的自由の表現や労働形態の一種であるといわれることがあるが、実態としては、ジェンダーに基づく暴力、とりわけ少女への性的虐待、レイプ、身近な男性からの暴力などにより近い—実際にはそれを組み込む—関係性にある慣行である。(中略) 買春者はたいてい、彼らが買う身体を持ち主である少女や女性よりもかなり年上だ。往々にして、彼女たちの父親あるいは祖父と同じくらいの年齢である。買春者と売春者の間にある、こ

⁷ ラディカ・クマラスワミ著 VAWW-NET ジャパン翻訳チーム訳 2003『女性に対する暴力をめぐる10年 国連人権委員会特別報告者クマラスワミ最終報告書』明石書店(Radhika Coomaraswamy, 2003 Integration of the human rights of women and the gender perspective Violence against women and addendum 1) pp.40-41.

⁸ Farley, M. 2003 "Preface: Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress", *Journal of Trauma Practice*, Vol.2 (3/4), pp. xvii-xxviii, p.xxiii.

のような社会的、性的、そして経済的な不平等性は、たいていの場合、大人と子どもの間にある力関係と同じくらい極端なものとなる。

(略) 売春とドメスティックバイオレンスとの関係は深いが、ほとんど理解されていない。(中略)多くの売春は、ドメスティックバイオレンス(の一部)であり、多くの売春女性は暴力を受けた女性たちである。文化を越えて、売春斡旋者やヒモたちは暴力を振るう夫でありボーイフレンドであることが多々ある。

Dorchen Leidholdt, Co-Executive Director, CATW⁹

(括弧内は筆者による補足)

廃止派は、売春制度とは、「DV」や「性的虐待」と同様に、あるいはその延長上にある男性支配の基盤となる制度であり、それ自体が「女性に対する暴力」であるという前提に立っている。「売春女性」や「人身取引被害者」が受ける直接的な暴力についても、それは売春制度がある限り無くならないとし、「売春制度の廃止」こそが「女性の権利」を確立して「人権侵害」をなくすためには必要なのだ、と主張する。

上記に主張を引用した Leidholdt が共同代表として属する CATW(Coalition Against Trafficking in Women)は、米国において廃止派を代表しながら、アドボカシー活動を行う NGO の一つだ¹⁰。CATW は同じように上記で主張を紹介した Melissa Farley¹¹や TVPA 成立過程の米国議会の公聴会で毎回証言を行った Laura Lederer、そのほかにも Donna Hughes¹²など、米国政府から助成金を獲得しながら「人身取引」問題に関する調査を実施している学者とも繋がりをもっており、買春男性を罰する法律をつくったスウェーデンを中心としたヨーロッパの NGO や政府との繋がりも保持している。

廃止派に属しているからといって、「労働搾取目的の人身取引」や物乞い等の形態をとる「人身取引」問題に取り組んでいないというわけではないが、廃止派は、「人身取引」を含むあらゆる形態の性的搾取の根絶により大きな力を注いでいる。例えば、廃止派が関連して述べる既存の社会問題として、「児童ポルノ」「児童の性的虐待」「従軍慰安婦」「戦時性暴力」などを挙げることができ、クレームは最終的に「女性の性の問題」へと主張自体が繋がっていく。そして、「買春の需要」を無くすことによって、売春も無くなり、引いては「人身取引」の解決に繋がるというビジョンを持っている。理念的背景や最終目標を共有

⁹ Leidholdt, D. 2003 “Prostitution and Trafficking in Women: An Intimate Relationship”, *Journal of Trauma Practice*, Vol.2 (3/4), pp. 167-183, pp.172-173.

¹⁰ CATW は、1988年に創設されて以来、あらゆる形態の女性の性的搾取の根絶に取り組んできた国際的に活動を展開する NGO であり、最初に「人身取引」問題に取り組み始めた団体の一つとして自らを認識している。(http://www.catwinternational.org/) [2009/07/02]

¹¹ これまでにも触れてきたが、Farley らの研究成果はブッシュ政権下において売春根絶政策推進の根拠ともなっている。詳細は第4章、p.101 参照。

¹² 2009年現在、University of Rhode Island で Women’s Study Program を担当している教授。

しているかどうかは別として、このビジョンは政府が示すものと全く同じである。

このように、廃止派の主張する「人身取引」問題の原因は、「売春制度に顕著に現れる女性差別」であり、目指すべき社会は、男性支配を可能にしている家父長制を組み込んだ諸制度が撤廃された社会である。

(2) 権利派の主張

廃止派との比較を分かり易くするため、権利派を次に取上げたい。

権利派は、売春については廃止派と180度見解が異なるものの、「女性に対する暴力」の根絶と「女性の権利」の確立を最も重要な達成目標としている点では互いに共通している。

双方のすれ違いは、「女性に対する暴力」を、ヨハン・ガルトゥングのいう構造的暴力¹³と直接的暴力に分けて考えると見え易くなる。廃止派が問題としているのは、「売春制度に顕著に現れる女性差別」という構造的暴力としての「女性に対する暴力」である一方、権利派が主に問題としているのは、女性全体というよりは「売春女性」という特定の対象に向けられた構造的暴力と、その構造のなかで「売春女性」たちが受ける直接的暴力である。

つまり、権利派は、売春が正規の労働として認められておらず、社会から隔離されて運営されているために、買春者や雇用者によって振るわれる「売春女性」への暴力が「女性に対する暴力」として認識されないのだと主張している。「女性の権利」とは売春業を選ぶ権利を当然含んでおり、選んだ職業のなかでの「セクシュアル・ハラスメント」や「性暴力」、あるいは「労働搾取」をなくすことが必要であるとする。売春という制度自体が「女性に対する暴力」であるとする廃止派とは、この点で大きく異なっている。

権利派の主張は、Call Off Your Tired Ethics (COYOTE) によって1970年代に広められたといわれているが¹⁴、近年の「人身取引」問題に関しては、例えばニューヨークに拠点を置く Sex Workers Project¹⁵が積極的にアドボカシー活動を行い、以下のような主張を行っている。

セックスワーカー、—あるいはセックスワーカーと見做されている人々—にとって、冤罪で逮捕されたり、警察によってハラスメントを受けたり、虐待されたり、自分たちに対して振るわれる暴力からの保護を拒否されたりすることは、ごく頻繁に起こる出来事です。彼女たちに下される有罪判決は、刑事司法制度から逃れられず悪循環に陥らせるなどの、

¹³ 構造的暴力の概念については、Galtung, J. 1969 “Violence, peace and peace research”, *Journal of Peace Research*, 6(3), pp. 167-191.

¹⁴ 前掲、Leidholdt, D. 2003, p. 179.及び、Leidholdts, D. 2004 *Demand and the Debate* available at:

http://action.web.ca/home/catw/readingroom.shtml?x=53793&AA_EX_Session=f5aa3ce9b6ebac5f5d1e165f8ec12904 [2009/07/02]

¹⁵ ニューヨーク市に拠点を置く、Urban Justice Center のプログラムの一部として、セックスワーカーのアドボカシーを行う。<http://www.sexworkersproject.org/> [2009/07/02] 参照。

付随する無数の影響をもたらし、彼女たちに与えられる機会を増やすどころか減らしてしまします。売春の罪に問われた人々は、セックスワークに自発的に従事していたか否かに拘わらず、公営住宅から締め出され、立ち退きの対象とされ、仕事や専門職の資格を得ようとする機会を否定され、滞在資格がない場合には、強制送還の対象となり易くなります。

低所得、移民、トランスジェンダーのセックスワーカーや有色人のセックスワーカーは、暴力を最も受け易い立場にあり、多くの場合に売春を罰しようとする法律によって最も悪影響を受ける人々なのです¹⁶。

権利派が「人身取引」問題に取り組む上での最終的な目標は、売春の合法化とセックスワーカーとしての確固たる社会的地位の確立である。「人身取引」は、セックスワーカーの権利が護られてこそ、根絶することが可能であると主張する。変えるべき状況は、売春業とそれに従事する女性に対する差別構造であり、「売春女性」に向けた社会からの暴力をなくし、「売春女性」が暴力からの保護を拒否されるような状態をなくすことが必要であると主張する。

(3) 規制派の主張

次に、規制派の主張をみてみよう。上記の2つが売春や性に焦点を当てているのに対し、規制派は、「女性向け」と考えられているような他の分野での労働（家事、保育、介護、縫製など）における労働搾取を含めて、はじめて「人身取引」であると主張する。つまり、規制派の主眼は、労働市場におけるジェンダー格差や南北格差と連動しておこる労働搾取であり、特に「女性移住労働者」が受ける被害である。

規制派は、途上国の女性たちを中心としたグループによって構成されており、その代表として GAATW（Global Alliance Against Traffic in Women）¹⁷が存在している。GAATW はタイに本部を持っているが、米国内を拠点として売春という視点から対立している CATW と比較されることも多く、また売春業における労働環境の改善を求めているという点で重なる部分があるため、Sex Workers Project などの権利派との繋がりが強い¹⁸。

規制派は、「人身取引」に反対する運動や政策が核とすべきことは、「女性移住労働者」の安全な移住を促進し、公正な職場を創出し、労働環境を保障していくことであると主張する。変えるべき状況は、人間を搾取すればするほど儲けることができる社会の仕組み、

¹⁶ Sex Workers Project, 2009 New York State Legislative Agenda, available at: <http://www.sexworkersproject.org/downloads/2009/20090531-swp-legislative-agenda-spring-2009.pdf> [2009/07/02]

¹⁷ バンコクに本部を置き、世界 90 以上の NGO が繋がる国際的ネットワーク。「人身取引」問題の解決と移住労働者（特に女性）の権利を獲得し、地位を向上させようという目標をもつ世界的ネットワークで、1994 年に創設された。 <http://www.gaatw.org/> [2009/07/06] 参照。

¹⁸ Sex Workers Project は GAATW の会員である。

それを支える汚職や腐敗政治、ジェンダーの不平等であり、目標は、その不利益を最も被るとされる「女性移住労働者」の地位の向上であるといえるだろう。

GAATW は、アドボカシーキャンペーン活動の中で、以下のように主張している¹⁹。

女性たちは、仕事、教育、より良い機会、結婚、恋愛のために、あるいは新しい世界に挑戦しようと、日々、故郷を後にしています。なかには、このような彼女たちの旅が、悪い方向に進んでしまうことがあり、工場、農場、(家事使用人を雇う) 家庭、売春宿、レストランなどにおいて、低賃金で搾取的な労働に従事させられてしまうことがあるのです。逃亡を阻止するために、暴力、脅迫、情報操作などが行われます。この状況は人身取引と呼ばれており、詐欺や強制によって強制労働や隷属状態、奴隷のような状態へと人を追い込む慣行であります。

世界各国政府は人身取引業者を訴追し、人身取引された人々を保護するための法律を策定していますが、これらの努力は機能していません。人身取引された人々は、ごく普通に、以下のような状態を経験しているからです。

- ・ 適切に保護されず、人身取引であるとも認識されずに「不法移民」として強制送還される
- ・ 身の危険があるにも拘わらず、基本的な支援サービス、ヘルスケア、カウンセリングやシェルターサービス以上のものを受けるために加害者に対する被害証言を無理強いされる
- ・ 未払い賃金や損害賠償の支払いを追及するという正義を得る権利を拒否される
- ・ 何年もの間シェルターに閉じ込められ、従って移動の自由や生活する自由を奪われる

同時に各国政府は、人身取引の根本原因に取り組んでいないのです。根本原因とは、移住や移民をする女性の権利を制限しているがために、女性たちが高額ブローカーを使用せざるを得ないこと、家庭内労働などのインフォーマル産業が保護されていないこと、移住者たちが組織化して自らの権利を護るという権利が否定されていることです。

GAATW は、女性限定のネットワークではないものの、主には「女性移住労働者」という集合体を代表するアドボカシーグループである。しかしながら、この集合体は、最も優先して解消されるべき格差はどこにあるのか、労働市場のジェンダー格差なのか、あるいは同じ職種内（例えばセックスワーク）での南北格差なのか等によって微妙に立場が異なる

¹⁹ GAATW, *Sign the Petition! Support Recognise Rights!*, Available at: http://www.gaatw.org/index.php?option=com_chronocontact&Itemid=61 [2009/07/06]

る人々が属していることもあり、全体としてのクレームが細分化されることもある。

(4) 沈黙派の主張

最後に沈黙派についてみてみよう。

沈黙派は、売春に関しては、その立場を敢えて表明することなく沈黙を保っているが、だからと言って主張がないということではない。支援活動を実施するため、引いては団体の存続を保障する資金や社会的資源を獲得するためには、廃止派に属していることが有利な現在の米国の状況からすると、廃止派以外の主張を持っていない場合には敢えて立場を表明せず、沈黙派の、とりわけ回避型に属するというケースも多いかもしれない。

また、沈黙派のなかには、上記の 3 つの立場とは異なる対象を支援の核としている団体も含まれる。これは無関係型の沈黙派ともいえるだろう。つまり、廃止派が「女性の権利」を、権利派が「売春女性の権利」を、規制派が「女性移住労働者の権利」を擁護し、そのカテゴリーに属する人々の声を代表する活動を行っていると考えたとき、無関係型は「子ども」や「難民」や「労働者」や「低所得者」などの声を代表するような活動を行っており、そうしたカテゴリーのなかに「人身取引被害者」を含めつつ支援活動やアドボカシー活動を行っている。

3. 支援現場における「実態」の語り

1) 支援上の序列化

このようにして行われるアドボカシー活動と連続する支援活動の現場において、「支援者」は公式に認定された「人身取引」の語りをどのように受け止め、それに対応する「実態」をどのように捉えているのだろうか。以下では、2007年9月及び2008年1月に筆者が支援団体等に対して行ったインタビュー調査を主な資料とした分析を行っていく。

政府の統計によれば、過去2年間に「人身取引被害者」として保護支援を受けた人々の9割以上が女性で、人種別では「ヒスパニック」(61.7%)が最も多く、「アジア人」(9.2%)、「黒人」(6.9%)と併せて「有色人」の「被害者」は全体のほぼ8割であった²⁰。

統計は本来、実際に保護支援した人々の数を取りまとめたものであるはずだが、場合によっては、統計情報が現場の支援に統計どおりの支援結果を出すよう促してしまうことがある。なぜなら、支援団体が支援の際に協働しようとする弁護士、医師、通訳等の人々が、「人身取引」という現象を「性的搾取目的で女性を取引するもの」と認識すればするほど、「性的搾取目的の人身取引の女性被害者」に対する支援提供者や優秀な弁護士等の人材が集まり、寄付が集まり、注目が集まるために、支援団体が当該ケースを扱い易くなるという好循環が生まれるからである。

²⁰ U.S. Bureau of Justice Statistics 2009 *Characteristics of Suspected Human Trafficking Incidents 2007-08, January 2009*. NCJ224526, p.8

例えば、ある「支援者」は以下のように述べている²¹。

米国政府は労働搾取にも力を入れているなどと言っていますが、結局、労働搾取の男性のケースなどは引き受けてくれる弁護士がなかなか見つからないのです。労働搾取の男性の場合は、住むところを探すのも苦勞しますし、Tビザももらえないというのが現状です。

「労働搾取目的の人身取引の男性被害者」のケースは、優秀な弁護士も集まらず、注目も集まらない。「勝ち目がない」「資金がない」「活用できるサービスがない」などの理由によって、そうした「被害者」を「人身取引被害者」として保護支援することはできず、結果として「人身取引」ではなく他のカテゴリー（例えば「移民」や「労働」や「ホームレス」など）において何らかの支援サービスを活用した支援を模索しなければならない。これが、「人身取引被害者」の保護支援に関する統計にも反映され、そしてその統計をもとにした「被害者」像が更新されていくことに繋がる。

「有色人」が活用できる社会資源と「白人」が活用できる社会資源の違いや、同じシェルターに滞在する人々の間の人間関係が「有色人」と「白人」で違うなど、複雑な「実態」もあるようだ。例えば、「ラテン系」や「アジア系」や「アフリカ系」といったカテゴリーに属する人々は、「東欧系」など、エスニックマイノリティではあっても「白人」というカテゴリーに属する人々に比べると、普段から連帯意識のような「仲間」としての意識を持っていることが多い²²。通訳や言語サービスのようなものからエスニック食材等に至るまで、「有色人」の方が社会資源を活用しやすいといったことがしばしばあるようだ。

また、「白人女性」の場合には、ほぼ全員が性的搾取目的で「人身取引」されているといった噂や偏見などが、シェルターに滞在する人々の間の人間関係にも影響していたり、「白人女性」本人たちの行動や対応にも影響していることがある。これには、性的搾取目的で「人身取引」された人々は、同じ場所で働かされていた場合にも、お互いに深く知り合っ
て情報を交換しあうといったことができない環境が作り出されていることが多い²³ことが関係しているとも考えられる。

このような、「被害者」の性別や人種や「人身取引」の形態による支援上の困難度の違いを背景とし、支援現場には支援に際して序列が生じている。なぜなら、支援団体に人的、

²¹ 2008年1月に筆者が行った支援団体に対するインタビュー調査による。

²² 同上。文化的な特性として「有色人がまとまりやすい」ということではなく、米国に滞在するうちに獲得するような主観的な感情に近いものだと考える。「被害者」同士の間で連帯だけではなく、「支援者」としての連帯も含む。White に対して People of color という用語を使用することなどもこの意識を支えるものかもしれない。

²³ 同上。性的搾取目的の場合には、「被害者」同士が「客を取り合う」ということも関係していると思われる。

経済的余裕がないと、扱いにくいケース、支援上の困難が最初から予想できるケースは基本的に受けられないという悪循環にはまることになるからだ。そして、支援団体の生き残りや活用できる社会資源の有無を背景とし、結果として「有色人女性」>「白人女性」>「有色人男性」>「白人男性」といった、支援に際する序列が生まれてくるのである。

もちろん、この序列化は普遍的なものではない。「被害者」の受け入れ易さ、支援のし易さという観点からいえば、その支援団体がこれまでに扱ってきた人々が、どのようなカテゴリーに属する人々なのかとも関係するだろうし、米国の東海岸なのか西海岸なのか、都市なのか地方なのかにも影響されるだろう。しかしながら、男性より女性のケースが、女性のなかでは労働搾取より性的搾取のケースが、ただし「白人」よりは「有色人」のケースの方が、「人身取引被害者」支援としては圧倒的に支援上の協働や理解や協力者を得やすいと「支援者」は「実態」を認識していることが、どの団体とのインタビューを通しても窺えたのである。

2) 被害の一般化と普遍化

「支援者」は、上記のような支援上の序列化を意図的に行っているわけではないし、「被害者」の選り好みをしているわけでもない。むしろ、筆者がインタビューを行った支援団体のうち、廃止派以外に属している団体は、公式に認定された「人身取引」の語りが生み出したイメージと「被害者」像が、自らの団体の支援活動に「負の影響」を与えており、それによって支援しやすいケースとしにくいケースが生じているとの認識をもっていた²⁴。

彼らはまた、これまでに構築されてきた「被害者」像を描きかえるような様々な「実態」を提示し、また、その「実態」を自らが行う研修や啓発活動で積極的に使用していることを説明してくれた。例えば、ある「支援者」は、「日本人女性の人身取引被害者」のケースを紹介し、以下のように述べている²⁵。

彼女は、日本からコスメティック業界へと取引された被害者でした。(略) 途上国女性とか性的搾取が多いという偏見や、教育の無さや貧しさだけが原因であるという思い込みをなくすために、人身取引は誰にでも起こり得る問題だということを示すためにも、自分が行っている様々な研修では、このクライアントの例を使用しています。

(傍点は筆者による強調)

また、労働搾取目的の被害ケースと性的搾取目的の被害ケースで、「被害者」の支援プロ

²⁴ 同上。一方で廃止派に属する支援団体は、政府の対策を大きく評価していたが、とくに米国民を「被害者」とする「人身取引」に対する取組みには課題が残されていると認識していた。

²⁵ 同上。

グラムに違いはあるのか、という筆者の質問に対し、別の「支援者」はこう答えている²⁶。

支援プログラムはみんな一緒です。男性も、女性も、性的搾取目的の人身取引の被害者であっても、労働搾取目的の人身取引の被害者であっても、住む場所や滞在資格や明日の生活費やメンタルヘルスサービスなど、今、被害者が必要としているものは一緒だし、とくに分ける必要はないと思っています。

(傍点は筆者による強調)

さらに、「人身取引」問題に取り組み始めた当初は性的搾取目的のケースに主に焦点をあてて活動を行っていたが、ブッシュ政権が売春根絶政策と関連付けながら「人身取引」への取組みを進めていくに連れて、「違った方向に向かっている」ことに危機感を覚え、「労働搾取目的のケースにより多くの力を注ぐようになったという「支援者」もいた²⁷。

売春は、ネバタを除いては州の法律でそれぞれ禁止されているけれども、ブッシュは道徳問題として人身取引を考えているから、売春根絶という、違った方向に向かっ
てしまっているのです。売春の禁止や児童虐待を禁止する法律を、今あるにも拘わらず、改めてつくる必要はない。人身取引を禁止する法律が必要なのだから。

(略)TVPA は、よく読んでみるとわかると思うけれど、とても良くできた法律です。ただ、使われ方が良くない。それを正していこうというのが、私たちが行っていることです。

(傍点は筆者による強調)

日々、直接的に「被害者」に接している「支援者」たちは、様々な経験のなかで「人身取引は誰にでも起こり得る」として被害を一般化したり、「どの被害者も今困っていることは同じ」であると、普遍化したりする。このような語りは、TVPA が定義している「性的搾取目的の人身取引」とその他の形態の「人身取引」という 2 つの分類が存在する意義を無効とする要素を持っており、また公式に認定された「人身取引」の語りによって生み出された「被害者」像ともそぐわない「クライアント」の姿を教えてくれるものである。

²⁶ 2007年9月に筆者が行った支援団体に対するインタビュー調査による。これに対し、TVPAの成立過程の上院公聴会で証言を行った「支援者」のなかには、「性的搾取目的の被害者は大変特有であるため、定義もプログラムもわかるべきだ」との主旨の発言を行った者もいる。詳しくは International Trafficking in Women and Children: Prosecution, Testimonies, and Prevention, Tuesday, April 4 2000, U.S. Senate, Subcommittee on Near Eastern and South Asian Affairs, Committee on Foreign Relations, Washington, DC., *S. HRG. 106-705*, p.104.

²⁷ 2007年9月に筆者が行った支援団体に対するインタビュー調査による。

ただし、「支援者」もまた、「救済者」とは別の形ではあるが「人身取引被害者」を生成する作業に従事していることには変わらないということを確認しておきたい。

そうすることで、筆者は支援活動のあり方の是非を問題にしようとしているわけではないし、「エンパワメント」や「ストレングス」という用語を駆使しても、支援活動は所詮、「社会統制」に加担しているに過ぎないと、悲観的になっているわけでもない。ただ、「支援者」が「救済者」に向けて対抗クレームを申し立てるためには、「支援者」もまた「人身取引被害者」をある一定の基準に沿って認識し、解釈し、それを語るべき「実態」としてまとめあげるプロセスを踏むことには変わりはないということを述べたいのである²⁸。

3) 支援現場における「人身取引被害者」の生成

支援活動のなかでは、必ずそこに「支援者」と「クライアント」という関係が生成され、「支援者」は「クライアントが人身取引被害者になること」をサポートしていくような道筋ができあがってしまう。それは、「支援者」が「被害者」と対等な関係をつくろうといくら努力しても、支援活動である以上は、避けられない側面だろう。

支援活動のなかには、「クライアント」が自らの経験をどのように語ろうとも、その人物が「人身取引被害者」なのか否かを「支援者」が何らかの基準に即して判断する段階がある。「支援者」の属する団体が支援を提供すべきか、他団体に任せようが「クライアント」のニーズを満たせそうか、そもそも、このケースは「人身取引」と言えるのか否か。こうした判断（診断）を行わなければ、現実的・具体的な支援計画を立てることはできないし、ビザや就労資格を取得したり、心身の健康を回復するために必要な支援関係者を定めていくことも難しくなる²⁹。

例えば、筆者がインタビュー調査を行った「支援者」のひとは、以下のように述べている³⁰。

被害者意識がないクライアントたちには、「アメリカ合衆国では、あなたが経験したことはあなたを被害者とした犯罪行為であって、あなたは私たちと一緒にその不正を正す側にいるのだ」と言って、少しずつ理解してもらおうようにしています。

²⁸ このあたりの筆者の論については、レスリー・マーゴリンの議論からもヒントを得ている。中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳 『ソーシャルワークの社会的構築：優しさの名のもとに』明石書店 (Margolin, L. 1997, *Under the Cover of Kindness: Intervention of Social Work, the Rector and Visitors of the University of Virginia.*)

²⁹ これに関連し、Loseke は「DV 被害者」を支援するシェルターでは「夫に殴られた妻」と「シェルターのワーカー」とのやりとりのなかで、常に「シェルターのワーカー」は、「夫に殴られた妻」らしき徴候や特徴をやりとりのなかで見出そうとしていること、それによってシェルター入所やその後のサービスを決定していること等について詳しく述べている。Loseke, D. 1987 “Lived Realities and the Construction of Social Problems: The Case of Wife Abuse”, *Symbolic Interaction*, 10(2), pp.229-243.

³⁰ 2008年1月に筆者が行った支援団体に対するインタビュー調査による。

つまり、「被害者意識がないクライアント」に対して、わざわざ「被害者」としての認識をもたせ、「一緒に不正を正そう」と働きかけているのである。

本章の冒頭においても、ある報告書に掲載されていた「支援者」の声を引用したが、「専門家」や「支援者」は、先に見た売春に対する立場（廃止派、権利派、規制派、沈黙派）がどうであるかに拘わらず、『『人身取引被害者』』には、自分を被害者として認識しない人々が多い」と指摘することがよくある³¹。この指摘の背景には、3通りの捉え方がある。

まず1つ目は、「被害者」は「加害者」によって自分を責めるように仕向けられており、自分がどのような状況に陥っているかを判断できないほどコントロールされている、という捉え方である。これは、基本的には廃止派の捉え方に近い。

2つ目は、冒頭で引用したように、もともと「被害者」の出身文化や育ってきた環境が搾取的であったために、現在自分が置かれている状態がいかに酷いものであるのかを「被害者」は認識することすらできない、という捉え方である。これは、ともすれば西欧の価値観で援助を押し付けている、という国際協力や開発にまつわる従来の批判を促すような見解にも思われるし、「救済者」的な物の見方であるようにも思われる。しかし、「被害者」たちは「米国において搾取された」という点で、「加害者訴追に協力し、支援を受けること」は権利であるとともに義務でもあるので、「支援者」が支援を提供することは、端に援助の押し付けとはいえないと正当化される。

最後に、「自分で決めたのだから」「これ以外に道はなかったから」「母国の生活よりマシ」と答える「被害者」の声をより多く聞いている「支援者」は、「加害者」にコントロールされた状況のなかでも、「被害者」が主体的に状況判断をしてそこに留まっていた結果、「自分を被害者として認識していない」と捉えることが多い。こうした捉え方は、基本的には規制派や権利派に近いといえる。

しかしどのように捉えるにせよ、「支援者」や「専門家」のなかでは、『『人身取引被害者』』には、自分を被害者として認識しない人々が多い」ことは、「支援のための常識」あるいは「基礎知識」として理解しておくべき事項のひとつにもなっている³²。

ソーシャルワークの実践現場や何らかの問題を抱えた人々を支援しようとする現場においては、「被害者」や当事者が自分の問題やその要因を認識すること、そして自分が巻き込まれた問題について理解を深め、「自分だけじゃない」と感じる事が、力の回復に繋がっ

³¹ 例えば、Agustin, L 2005 “Migrants in the Mistress’s House: Other Voices in the ‘Trafficking’ Debate”, *Social Politics* 12 (1), pp.96-117., pp.106-107; Hopper, E. 2004 “Underidentification of Human Trafficking Victims in the United States”, *Journal of Social Work Research and Evaluation* 5(2), p.141.

³² こうした「基礎知識」は、WHO(国際保健機構)が作成した、「人身取引被害女性」にインタビューを行う際の提言集にも掲載されている。Zimmerman, C.& Watts, C 2003 *WHO Ethical and Safety Recommendations for Interviewing Trafficked Women*, WHO, pp.2-3.日本でも、法務省が日本語訳を出しており、それを抜粋したものが厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が2006年に発行した『婦人相談諸における人身取引被害者支援の手引き』(pp.17-18)に「人身売買された女性たちの複雑な境遇について」として掲載されている。

ていく³³という「基礎知識」が蓄積されている。こうした「支援者」が持つ支援上の「基礎知識」は、自らは必ずしも「被害者」と認識していなかった人々を「人身取引被害者」として認識させることに役立つとともに、その「支援者」や支援現場の「実績」や「成果」をつくりあげることにも貢献している。

支援現場においては、「クライアント」による主観的な語り、主観的な問題経験の定義、主観的な解決方法の提示は、「支援者」によって再定義され³⁴、「クライアントと一緒に」より適切な定義と解決方法を模索していく作業に組み込まれる。しかし、いくら「クライアントと一緒に」問題を定義し、今後の計画を立てようとも、当事者よりも「専門家」や「支援者」の方が、実際に何が起こったのかについて知っているという前提がここには存在している。「専門家」や「支援者」は、支援のための様々な「基礎知識」やこれまでの経験知から解放され、無の状態になることはできない。そもそも、知識が無の状態であるのなら、それを支援活動とは呼ばないだろう。

こうして、「支援者」は支援を実施するなかで「人身取引被害者」を生成し、公式に認定された「被害者」像とは別の形で「被害者」の特徴やタイプを経験知として蓄え、それをもとに「実態」の語りをまとめあげていくのである。

4. 問題解釈をめぐる2つの場面におけるレトリック

1) 解釈が「変更されない」過程のレトリック

草柳は、クレーム申し立てが失墜させられたり、社会問題が「構築されない」過程に主な焦点をあて、そこには、個々人の問題経験が「気のせい」「被害妄想」「わがまま」であるというように、問題経験自体を否定するレトリックや、「自業自得」「不可抗力」「神の意志」などというように、問題自体がそこにあることは認めても、それが社会問題であることを否定するレトリックがあることを指摘している³⁵。

ある側面から「人身取引」の「実態」を述べようとする声が棄却される過程において用いられるものにも、このようなレトリックと類似しているものがある。例えば、元国務省人身取引対策監視室長の Miller は、室長時代に「すべての売春者たちが奴隷であると本当に信じているのかどうか」と問いかけられた際、以下のように答えている³⁶。

³³ 景山ゆみ子 2005「女性センターにおける総合相談の取り組み」須藤八千代他『相談の理論家と実践』新水社、pp.130-75, p.154;中村佐織 2002『ソーシャルワーク・アセスメント：コンピュータ教育支援ツールの研究』相川書房、p.78.

³⁴ 草柳は、個人の問題経験の語り「社会問題」として認識されるようになるまでに行われる、問題を経験した個人とそれを聞く他者とのリアリティ定義の競合について詳しく述べている。草柳千早 2004『「曖昧な生きづらさ」と社会 クレーム申し立ての社会学』世界思想社、pp.4-25. 本論文においても、「構築主義アプローチと筆者の立場」を説明する際に詳しくみている(序章、pp.11-12)。

³⁵ 前掲、草柳 2004, pp.39-40.

³⁶ Joel Brinkley, “Enslaved, by definition” San Francisco Chronicle, January 13, 2008.

そうは思っていません。*Melissa Farley* が、米国を含む 8 カ国だったか 9 カ国だったかで行った調査によれば、89 パーセントの売春者たちが売春をやめたいと答えています³⁷。ですので、11 パーセントは奴隷ではないと考えます。ただ、そうだとした場合、売春者たちの 50 パーセントは 18 歳未満なのです。法律では、彼ら（18 歳未満の売春者たち）は奴隷と同じです。ですから、そうした意味では、ほとんどが奴隷だということになります。

（括弧内は筆者による補足）

Miller はこの発言において 2 つの主張を組み合わせ、「売春者の多数は奴隷である」ことを主張し、「奴隷ではない売春者」の存在を「例外」として否定しようとしている。まず第 1 の主張は、科学的調査によって 89 パーセントと、およそ 9 割が「売春をやめたいと思っている（にも拘わらず、やめられない）」のだから、すなわち売春者の多数は「奴隷」も同然だというものである。そして第 2 の主張は、たとえ残りの 11 パーセントが売春をしたいと思っに行っていると仮定しても、そもそも売春者たちの約半数は 18 歳未満の「保護されるべき未成年」なのであって、それはすなわち「奴隷」と見做すことができるという主張である。

ここでは、「奴隷でない売春者」は「例外」であること、また、そう思っている人々がいるにしても、多くは「自己決定能力を欠いた子ども」であるのであって、売春をしたいと本当に思っているのかどうかすら、怪しいことが暗示されている。そして、このような主張は最終的に、「売春はもともと有害で人間性を奪う」ものであるから、そうした慣行に従事させられるのは「奴隷」と同じなのだという、あまり科学的とはいえない論拠へと戻っていく³⁸。

このように、「すべての売春者は奴隷ではない」ことを前提とする権利派や規制派の声を「多数派の経験ではない」「例外である」などと一蹴し、「人身取引」という問題の現在の解釈の変更を阻もうとするレトリックをもう一方から支えているのは、「売春を好きで行っている人々」がいると考えるならば、それは「悪人」であり「野蛮人」であって、「救済」ではなく「文明化」が必要だという認識であろう。

2) 「被害者」が生成される過程のレトリック

しかしながら、改めて考えてみれば、こうしたレトリックは、「支援者」が「被害者意識のない被害者」を「クライアント」として認識していく過程でみられるレトリックとも大変よく似ている。冒頭でみたように、1 日 12 時間、最低賃金以下で働くことを搾取的であると思わずに生きてきた「被害者」たちは、これまで「情報」や「知識」がなく、「労働権」

<http://www.sfgate.com/cgi-bin/article.cgi?f=c/a/2008/01/13/EDUPUDB4L.DTL> [2009/07/03]

³⁷ 当該調査については、第 4 章でも引用した（第 4 章、p.101）。

³⁸ 同上。

が意味するところを知らないとされる。つまり、「被害者」の認識を「未熟である」「不完全である」「文明化されていない」と見做し、「私は搾取されていないのではないか」「私は被害者ではないのではないか」という、「被害者」自身の語りを否定するレトリックがここには隠されている。

ただし、こうした「支援者」の認識枠組みこそ、「人身取引被害者」を支援するという行いを成立させ得る唯一の方法であることも確かなのだ。この認識枠組みを否定してしまえば、それは「そこに問題はない」ということと同じである。「そこに問題がある」と「支援者」が感じ続けることが、「人身取引」を社会問題たらしめ、支援を行っていくことの正当性を保つ絶対条件となる。

だからこそ、「被害者」と「支援者」の間に発生している認識の力関係を把握し、「人身取引」というクレームによって自分たちは何を、あるいは誰を支援しようとしているのかということ、を、「支援者」は自覚しておくことが重要になるだろう。「救済者」が何を行い、誰を切り捨てようとしているのかを問題化し、「救済者」の問題解釈の仕方を変更するよう求めていく場合には、そうすることによって自らは誰を切り捨ててしまうことになるのかにも想いをめぐらせてみる必要があるのではないだろうか。

第6章 「人身取引」をめぐる発言者のポジショナリティ

人身取引被害者支援を女性支援とか移民支援とかいった枠組みで考えることは、どこか違う気がするのです。人身取引被害者に対する援助技術の向上について考えるなら、私はトランスジェンダー被害者に対するソーシャルワークをどうやっていくのかを、もっと考える必要があると思っています。

Heather C. Moore, Coalition to Abolish Slavery & Trafficking¹

(傍点は筆者による強調)

前章では、公式に認定された「人身取引」の語りとは異なる形で「実態」を捉える人々の声を取り上げた。それぞれの支援団体に属するケースワーカーや、支援団体が連携するアドボカシーグループは、TVPAを活用した支援を行い、それが保障しない部分や「実態」にそぐわないと思われる部分を見出しながら、「被害者の権利を擁護」したり、「被害者の安全を保障する」ための発言を行っている。しかし前章でみたように、その「実態」の語りは様々な立場から行われており、何を権利とし、また何を安全とするのかという点において一致しているわけではない。

本章では、「人身取引」の「被害者」「支援者」「救済者」として位置付けられる人々の関係性や、それぞれが発言する際のポジショナリティについて、クレーム申し立て主体と内容の連続性という観点からの考察及び宮地が提唱する「環状島」モデルを用いた考察を行い、多様な「実態」が語られるなかで特定の「実態」が受け入れられていく場で、何が起きているのかについて改めて考える作業を行っていく。

1. クレーム申し立ての主体と内容の連続性

1) 対抗クレーム申し立ての前提

前章までにおいてみてきたように、現在の米国社会には、廃止派の主張に沿った形で公式に認定された「人身取引」の語りが流布している。しかし、廃止派も支援活動を通して経験知を蓄積し、「人身取引被害者」としてより多くの人々を保護支援していくためのアドボカシー活動を継続して行っている点では、他の立場と変わらない。ただ、廃止派に属する人々が「よりよい保護支援」のために、売春根絶という方向性から外れることなく活動を実施し続けることと、その他の派閥に属する人々が解釈の方向性自体を変更させることを目的として活動をする点では、発言者に求められるものが異なってくる。

廃止派以外のグループに属する人々が「人身取引」の解釈の方向性を大きく変更させよ

¹ 2008年1月に筆者が実施したインタビュー調査にて。

うとする際にまず確認されるのが、その発言者はどのような社会的カテゴリーに属しており、どのようなポジショナリティにおいて発言しようとしているのか、ということである。例えば、「弁護士」「精神科医」「ケースワーカー」などの「専門家」カテゴリーに属するとされる人々の申し立てるクレームの内容は、一概には言えないにしても、「不法移民」や「セックスワーカー」や「左翼」などの「犯罪者」カテゴリーに属するとされる人々の申し立てに比べると、信憑性が高いと見做される²。

発言の信憑性が一般的に高いと思われるカテゴリーに属する人々が次に求められるのは、「人身取引」の「実態」をどのような形で知っているのかについて具体的に示すことである。「定義を広げなければ、このような『実態』はカバーできない」こと、「TVPAは『実態』に即していない」ことを説明するために、発言者は「人身取引」の「実態」について説得性を持って説くことができなければならない。

つまり、「人身取引」を社会問題として確立させようとした際には、「定義」「実例」「発生数の見積もり」のレトリック（第2章、pp.45-52）が必要とされていたが、「人身取引」の解釈の変更を迫ろうとする際には、「人身取引」の「実態」をどのような立場でどのくらい知っているのかという、「人身取引」という事象からの距離やポジションがより大きく問われるようになってくるということである。

2) 成員性カテゴリーと社会的カテゴリー

クレーム申し立て人の発言資格や、そのクレームとの位置関係を把握する概念のひとつに、成員性カテゴリーがある。これは、人を記述するのに使われる分類あるいは社会的類型で³、ある問題を取り囲むようにいくつもあり、セットとして存在している。例えば、「人身取引」を取り巻く成員性カテゴリーには、「被害（当事）者」「元被害者」「加害者」「支援者」「政策立案者（本論文では「救済者」の一員）」「専門家」「不法移民」「移住労働者」などがあり、これらのカテゴリーのセットが成員性カテゴリー化装置とよばれ、クレーム内容の正しさを判断させたり、聞く価値の有無を左右する材料をオーディエンスに提供している。

米国の「人身取引」をめぐるのは、「被害者」や「加害者」といった成員性カテゴリーとともに、人種や性別の区分を伴った社会的なカテゴリーが発言内容の正当性や意義を担保する機能を果たしている。例えば、第2章では、TVPAの成立過程において、「東欧移民」の子である Wellstone が「ロシア人女性の人身取引」問題を語ることに、「白人女性」の Slaughter が「白人女性の人身取引」問題を語ることに「正当な意味」が付与され、発言に重みを持たせたと解釈し得ることを述べた（第2章、p.50）。さらに、第4章においては、「黒人」であるオバマ大統領が「現代奴隷制」の廃止を主導していくことに、特段の期待

² 中河伸俊 1999『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』世界思想社 p.36.

³ 平英美、中河伸俊 2006「第9章 構築主義アプローチの到達点—エンピリカルな見地からの課題と展望」平英美、中河伸俊編『新版 構築主義の社会学 実在論争を超えて』世界思想社、pp.285-328、pp.292.

が寄せられてしまうことをみた（第4章、pp.98-99）。

このように、クレーム申し立てを行う者の当事者としてのカテゴリー化、あるいは当事者側に属しているという社会の受け止め方は、そのクレームが適切な、真剣な、あるいは対処すべきものとして取り扱われるかどうかということと深い関わりを持っている⁴。

あるとき、米国の「人身取引被害者」の「支援者」が集まる会議があった。そこで、**Free the Slave** という、ワシントン D.C.にある「人身取引被害者」の支援団体の「代表」であり、英国及び米国において「大学教授」として研究を重ね、『グローバル経済と現代奴隷制』を代表作としてもつ「白人男性」のケビン・ベイルズが、「人身取引」問題の原因や解決策に関する発言を行った。すると、「有色人女性」の「支援者」たちからの批判にあったという。批判は、発言内容ではなく、「白人男性のあなたが話すべきではない」という、ベイルズの人種及び性別と発言内容がそぐわないと判断されることに対するものであった⁵。これは、「支援団体代表」や「大学教授」というカテゴリーはほとんど機能せず、ベイルズが「白人男性」というカテゴリーに属しているというだけで、発言内容の信憑性を下げると判断されてしまったことを表している。

また、「人身取引被害者」の支援団体やアドボカシーグループのなかには、その「代表」となる人物や、広報担当として団体を社会にアピールする人物が「白人女性」である場合に、その団体の存在に疑問府がつけられることが「支援者」間ではあるという。「白人女性」では、「人身取引被害者」の支援を行っているとアピールをする上で、代表性あるいは当事者性に乏しいという理由からのようだ⁶。

このように、成員性カテゴリーと社会的カテゴリーは、競合し合ったり相乗し合ったりしながら発言者の発言する内容の信憑性を生み出す材料となっている。米国における「人身取引」の語りの場合には、とりわけ社会的カテゴリーは成員性カテゴリーの内部に入り込み、ひとつの成員性カテゴリー（例えば「被害者」「加害者」「支援者」「救済者」）のなかでの更なる発言資格レベルや発言内容の信憑性を決定する際に機能しているようである。

3) 「被害者」のトラウマ症状と「元被害者」への期待

「人身取引被害者」や被害の「実態」を語る者としてもう一つ発言資格を担保するのが、発言者が「被害者」のトラウマを知り、それを適切に理解できる立場にあるかどうかという点である。

TVPA は、『人身取引』という経験はトラウマティックで、『被害者』は独特なトラウマ症状をみせる」ことを考慮した上で成立しており、「被害者」の保護支援や「加害者」の訴追の過程においてもその点を考慮するよう求めている。従って、「被害者」の「実態」につ

⁴ 前掲、中河 1999, p.36.

⁵ 2008年1月に行った、筆者による支援団体へのインタビュー調査に基づく。

⁶ 同上。筆者はインタビューを実施するまで、人種や性別に基づくカテゴリーと発言内容とがこれほど影響しあっているとは思っていなかったのだが、米国の「人身取引」という問題をめぐっては、人種や性別の境界がかなり明らかに関係していることが分かった。

いて語る者は、このことにも敏感であるべきだとの認識がある⁷。

「人身取引」によって「被害者」にもたらされるトラウマ症状については、TVPA 成立過程においてすでに議論されていた。例えば、上院で行われた 2 回目の公聴会において、上院議員の Wellstone は、「人身取引」という経験は「基本的に拷問と同様」であり、「被害者」がその苦しみから回復していく際に必要な支援が何かを明らかにしておきたい、という主旨の発言を行っている⁸。

これに対し、公聴会に証人として招かれていた Protection Project の Laura Lederer は、以下のように述べている⁹。

(Wellstone の発言が) 大変、的を射たご発言だと思います。まさに、(人身取引は) 拷問の一種なのであって、私たちは心的外傷後の症状を目にしています。それは長期にわたります。簡単に回復するようなものではありませんし、特異な症状です。ドメスティックバイオレンス後の症状にも当てはまりません。独特の種のリハビリテーション等を必要とするような症状なのです。

(括弧内は筆者による補足)

さらに、同じく証人として招かれていた Florida Immigrant Advocacy Center の弁護士である Virginia Coto も、「人身取引被害者」のトラウマ症状の独特さを以下のように証言した¹⁰。

Dr. Lederer の意見に同意しますが、(人身取引被害者への) サービスは大変独特なものだと思います。私はドメスティックバイオレンスの被害者に特に接していますし、配偶者からの暴力を受けた移民女性を直接支援するプロジェクトも行っています。それに加えて、強制労働と性的搾取目的の人身取引の被害者にも接しています。

しかし、(人身取引被害者の) 問題は非常に異なっているのです。配偶者からの暴力を受

⁷ これは、実際に「被害者」を発見し、保護を行っている警察や移民局が「被害者」のトラウマ症状に敏感であることを意味しているのではない。あくまでも、法制度を整備する「救済者」は、保護支援に関る人々が「被害者」のトラウマ症状に敏感であるべきだと考えた上で法を成立させているということである。第 3 章の脚注 16 (p.78) でも述べたが、「被害者」のトラウマが深い場合には、「加害者」訴追へ協力することが T ビザ申請の要件とはならないことも、「支援者」や「救済者」自身がトラウマに敏感であるべきだとの認識に由来するといえるだろう。

⁸ International Trafficking in Women and Children, Tuesday, February 22, 2000, U.S. Senate, Subcommittee on Near Eastern and South Asian Affairs, Committee on Foreign Relations, Washington, DC., S. HRG. 106-705, p.95.

⁹ 同上。

¹⁰ 同上、p.96.

けた女性のためのセンターが（人身取引被害者に対して）様々な支援を行ったり心理的アセスメントを実施したりすることは大変難しく、外部にも適したサービスが何もないため、そうした支援サービスを外部に探してあげることも難しい状態です。

（括弧内は筆者による補足）

また、「被害者」として公聴会で証言をした Marsha（仮名）は、「自らの体験」をこう語っている¹¹。

私が体験してきたことは、私を完全に、道徳的に破壊してしまいました。自分という感覚が完全に奪われ、自分の人生に何のコントロールも持てず、私は何でもない、私は本当に…人間として完全に破壊されてしまったと感じています。3年が経ちますが、未だにトラウマを受けていると感じています。今もまだ *St. Petersburg* クライシスセンターに多くを助けてもらっていますし、将来的にも必要だと感じる心理的支援をたくさん受けています。

このような「専門家」や「被害者」の証言の上に、その後も「人身取引被害者」の特徴について述べる際に、『被害者』には独特のトラウマ症状がみられる」ことが折に触れて言及されるようになり¹²、「被害者」保護支援に係わる保健福祉省の **Fact sheets** には、『被害者』によくみられる健康問題」として、うつやストレス障害を含むトラウマ症状が記載されるまでになった¹³。

従って「救済者」にとって、「加害者や移民局や法執行機関を恐れて発言ができない被害者」の様子は、「人身取引」について聞いたり考えたりする際の「基礎知識」に沿って「正常」であると認識される。そして、「被害者」本人が被害状況について、あるいは自らのト

¹¹ 同上、p.97.

¹² 例えば、Hopper, E. 2004 "Underidentification of Human Trafficking Victims in the United States", *Journal of Social Work Research and Evaluation* 5(2), pp.125-136; Moore, H. 2006 "How Strong Collaboration Between Legal and Social Service Professionals will Improve Outcomes for Trafficking Survivors and the Anti-Trafficking Movement", *Intercultural Human Rights Law Review* 1, pp.157-184. 「人身取引」とトラウマに関する研究は、政府助成金を受けて進められてもいる。例えば、Clawson, H., Salomon, A., and Grace, L.G. 2007 *Treating the Hidden Wounds: Trauma Treatment and Mental Health Recovery for Victims of Human Trafficking*, U.S. Department of Health and Human Services, Available at: <http://aspe.hhs.gov/hsp/07/HumanTrafficking/Treating/lib.pdf> [2009/08/31]

¹³ 保健福祉省のウェブサイトを参照。Available at: http://www.acf.hhs.gov/trafficking/campaign_kits/tool_kit_health/health_problems.html [2009/09/01]

トラウマについて話せないことは想定範囲内であるため、「過去に被害を経験した者」という意味合いを持つ「元被害者」というカテゴリーに属する人々にある種の期待が寄せられることになる。

なかでも、現在支援活動を行っている「元被害者」の語りはより大きな意味を持つ。トラウマからも近く、自らの過去の経験をもとに支援活動を行っている「元被害者」は、「実態」を語るにはふさわしいと認識されるからだ¹⁴。「元被害者」の位置付けについては以下でさらに詳しく触れるが、「救済者」が「実態」を知ろうとする際、「元被害者」というカテゴリーが、「被害者」よりも発言内容の信憑性を判断する際にプラスに働くことがある点をここでは指摘しておきたい。

2. 環状島モデルと発言者のポジショナリティ

1) 「人身取引」の環状島

宮地は、トラウマから近い者ほど「発言する権利がある、すべきである、できるはずである、しているに違いないという思い込み」が非常に多くの人々の思考を縛っており、それが「当事者でなければなにもしゃべってはいけない」という誤解を生み出したり、「代弁者が当事者の声を奪ってしまう」という認識に繋がってしまったりしているという¹⁵。しかし多くの場合に、人は、トラウマからの距離が近く、その症状が重ければ重いほど、そのトラウマ経験を「語りえない」状態に陥ってしまう。

そうしたことを踏まえ、宮地は<内海>を持つ島である環状島というモデルを提起し、トラウマについて語る人々の位置関係を示している。環状島は、特定のトラウマごとに存在しており、そのトラウマについて語るができる者は、環状島の陸地のどこかに位置することになる。縦軸となる<海拔>は発話力を示し、横軸はトラウマ的なできごとからの距離をあらわす。

<内海>には、声をあげることのできない犠牲者が沈んでいる。<内海>から陸地に上がり、<内斜面>を登っていくにつれ、人々の言葉は力を増していき、<尾根>でピークに達する。当事者は、<尾根>の内側、内斜面に位置し、非当事者は<尾根>より外側、<外斜面>に位置する。<外斜面>を下っていくにつれ、そこに位置する人々の、そのトラウマ的な 이슈（本論文の場合には「人身取引」）に対するコミットメントは弱くなる。そして、<外海>の<波打ち際>には傍観者が、その外には、無関心な者、問題について知らない者、当事者から見れば「敵」が存在しているという（次頁、図1を参照のこと）¹⁶。

宮地はまた、トラウマが持つ持続的な影響力を<重力>とし、環状島の<内斜面>を登

¹⁴ ただし、「元被害者」が支援を提供する意味は、現在の「被害者」に対しては様々な意味を持つだろう。例えば、そのことに安心や希望を感じる「被害者」もいれば、逆にそこに威圧感や息苦しさを感じる「被害者」もいる。

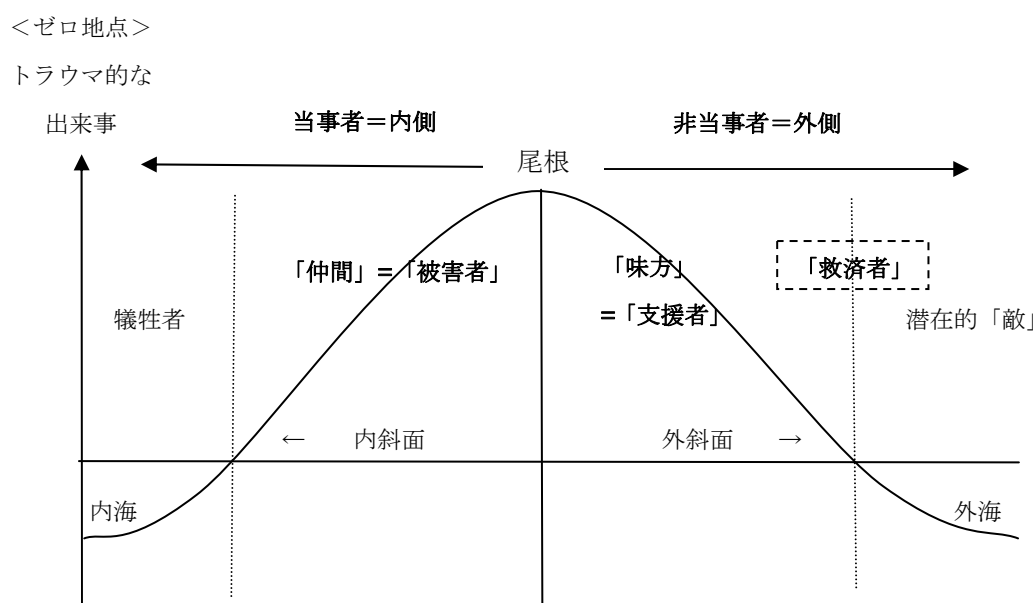
¹⁵ 宮地尚子 2007『「環状島」＝トラウマの地政学』みすず書房 pp.15-16.

¹⁶ 同上、pp.9-12.

ろうとする者たちにはこの力が働いていると述べており、さらに、トラウマを受けた人と周囲との間でまきおこる対人関係の混乱や葛藤などを<風>というメタファーで表している¹⁷。さらに、トラウマに対する社会の否認や無理解の程度を意味する<水位>について言及し、それには社会のエトス、周りの人たちの感受能力、応答能力、ジェンダーや民族等に関する平等思想、文化の豊かさ、テクノロジーやメディアが影響していること、またこの<水位>は専門領域によって高さが変わることも指摘している¹⁸。

環状島の生成過程は、ある社会運動の成り立ちや様々な問題の 이슈化のされ方を描写する。今まで何もなかった海に、小さな礁がみえてくる。それは、誰かがその問題について声をあげていることを示す。<水位>が少し下がるといくつかの礁が浮かび上がる。それは、誰かがあげた声に呼応するように、たくさんの声があがってくることを意味している。さらに<水位>が下がると、それらが環状を成していることが分かる。それは、ばらばらだった声が繋がり、一つの問題を訴えていく声となることを示す。そして、もっと<水位>が下がると、しっかりと広い大地をもつ環状島となり、それは、ある問題が 이슈化されたことを示す¹⁹。

図 1 「人身取引」の環状島と「救済者」の位置



¹⁷ 同上、pp.27-29.

¹⁸ 同上、pp.32-33.

¹⁹ 同上、p.36.

(1) 「救済者」の位置

上記の図 1 は、「人身取引」の環状島の側面を示したものである²⁰。ここで、宮地のモデルには存在しないのだが、本論文の議論の範囲において、「救済者」の位置を考えておこう。

「救済者」は、＜外斜面＞と＜外海＞の上空に、しかし、＜尾根＞の標高と同じくらいあるいはそれより低い位置に存在していると考えられる。基本的に、「救済者」は＜外斜面＞に位置する「支援者」ではないし、島全体が見える位置から問題の全体像を把握したり、参与観察を行って当事者の視点からみえる問題を把握したりすることを目的として島に近づく「研究者」でもない²¹。しかし、島の存在は十分に認識しており、様々な目的（大きくは、公益・国益や国民の健康で安全な生活をまもるため）との兼ね合いのなかで、総合的に判断しながら、この問題にどう対処すべきかを考えている。そして、最も公益や国益に反しないと思われる側面²²がみえる位置に落ち着き、その側面に存在する「支援者」、あるいは＜尾根＞付近の「被害者」から、主に訴えを聞きとろうとしている。

(2) 「元被害者」の位置

「人身取引」をめぐる成員性カテゴリーのなかには「元被害者」というカテゴリーが存在し、「救済者」にとっては、このカテゴリーに属するとされる人々の発言が大変重要な意味を持ちうることを先に指摘した（本章、p.138）。「被害者」が報復等を恐れて話すことができないという認識や、「被害者には被害者意識がない者も多い」という「基礎知識」を併せ持っている「救済者」が、「被害者」よりも「元被害者」の発言の方にむしろ信憑性を感じても不思議ではない。

環状島における「元被害者」の位置付けは難しい（次頁、図 2）。そもそも被害から何年経つと「元被害者」と呼ばれるようになるのか、そのように認識できるかは、そのケースによって、そのケースの「支援者」によって、そしてもちろん、その「被害者」自身によって異なるだろう。

滞在資格を得て、新たな労働先を見つけ、精神状態も日常生活を送れるくらいに安定し、生活再建の目処が立ったときかもしれないし、裁判が終わり、「加害者」に刑が下されたときかもしれない。「人身取引被害者」に特定して与えられる T ビザから他の滞在資格に変更されたときかもしれないし、単に、支援団体が様々な理由からケースを終結した（せざるを得なかった）ときかもしれない。あるいは、「被害者」が自分以外の「被害者」の存在に目をむけ、「かつての私」をそこにみることができたときかもしれない。

例えば、支援団体のなかには、「被害者」が自分に必要な支援プログラムや支援期間を選定できるシステムを採用しているところもある。この支援団体では、ケースの終結を「卒業」と捉え、「卒業」の時期を「被害者」が自ら決定するという方法をとっている。また、

²⁰ 図は前掲、宮地 2007, p.93 の「図 8」を参照し、筆者が加工している。

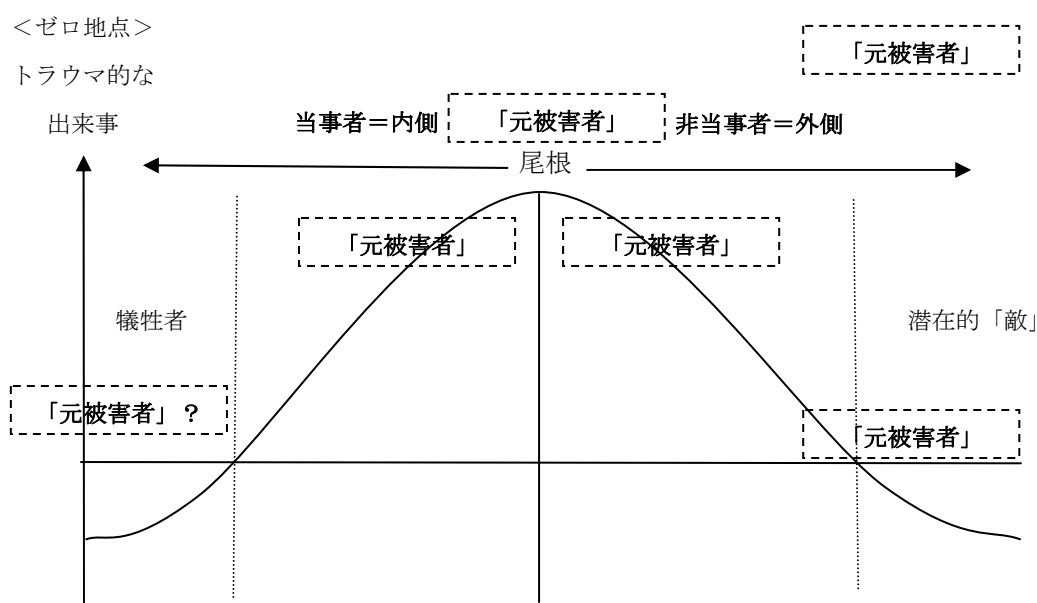
²¹ 研究者の位置付けと当事者研究については、同上、pp.171-185.

²² 「側面」については、環状島の応用について説明する際に詳述する（本章、p.142）。

「卒業」後も、心身が不安定なときには予約して同じ支援団体に相談ができるよう、「クリニック制」というシステムを作り出している²³。

「元被害者」の位置は、従って、当人たちからしてみるとかなり流動的なものなのかもしれない。もっとも宮地は環状島の上に立つ人々すべての流動性についても示しているのだが、「元被害者」というカテゴリーを設けて考えてみると、このカテゴリーに属する人々の流動性は特異なのではないかと思われる。「元被害者」は「被害者」に戻ることもあるし、「支援者」として問題に係わり続けることもある。また、宮地が「環状島から立ち去る」と表現するように²⁴、支援活動やアドボカシー活動には積極的に係らないこともある。

図 2 「元被害者」の位置



しかし、「救済者」からみた場合には、「元被害者」の位置は<尾根>に最も近いようにみえるだろう。非当事者である「支援者」よりもトラウマに近い、あるいは「実態」を知っていると捉えられ、さらに、「被害者」よりも自分の経験を客観的にみることができるはずだと思われるためだ。

そして「元被害者」の発言内容の信憑性は、「元被害者」の現在の生活状況あるいは就職の状況などによっても左右される。「元被害者」が「弁護士」や「研究者」や「カウンセラー」などの「専門家」カテゴリーに属していれば、発言の信憑性はさらに増すことになる

²³ 2008年1月に行った、筆者による支援団体へのインタビュー調査に基づく。

²⁴ 前掲、宮地 2007、pp.115-116.

し、「ケア労働者」「ベビーシッター」「エスニックレストランのウェイトレス」などの「女性移住労働者」の典型的な仕事とされるようなカテゴリーに属している場合にも、その信憑性は増すかもしれない。

ただし、「元被害者」であっても、聞き取られない声がある。確かに<尾根>近くで雄弁に語っているようであるにも拘わらず、「救済者」からは見えないし、聞こえない声がある。

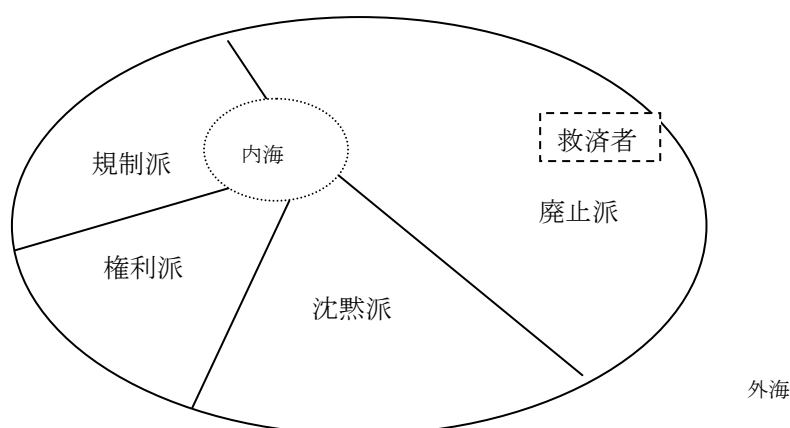
それは、現在、「セックスワーカー」や「不法移民」である「元被害者」の声であり、また発言内容が「セックスワーカーの労働権の確立」を望むものである場合の声である。以下では、さらに環状島モデルを応用しつつ、これらの違いについて考えてみたい。

2) 環状島モデルの応用

(1) 斜面の傾斜と尾根の標高の違い

筆者は、宮地が「被害者」に対してや、「被害者」と「支援者」の間に働く力のメタファーとして用いている<重力>や<風>などの存在に加えて、同一の環状島の<内斜面>及び<外斜面>の傾斜が側面によって違うこと、また<水位>と関連し、<尾根>の標高自体が側面によって違うことを想定し得るのではないかと考える。登山には「初心者コース」や「上級者コース」があるように、同じ斜面でも登りにくい面と登り易い面があるといった仮定を行えば、同じ山（島）であっても東西南北の<尾根>の高さが違うこと、従って、その側面によって<水位>が違うように感じることを想定することができる。例えば、先にみた売春に対する考え方を示す4派を「人身取引」の環状島上に想定し、島が大きく4つの側面を持っていると仮定すると、下記の図3のようになる。

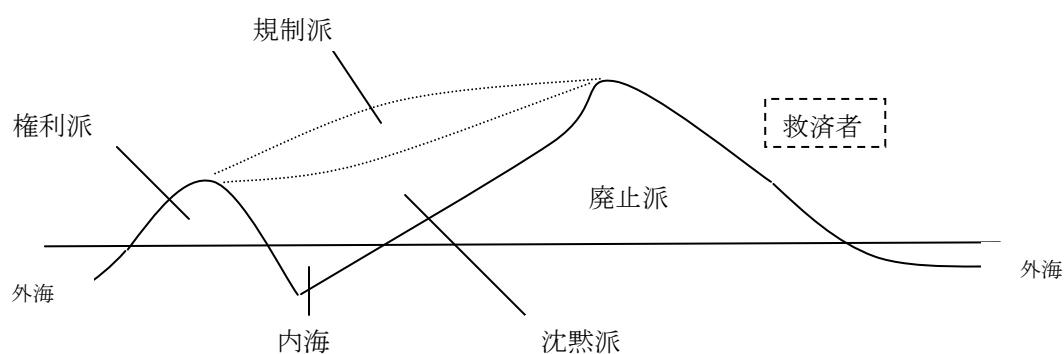
図3 上空からみた「人身取引」の環状島



「救済者」は、現時点においては、廃止派の「支援者」たちが存在する側面の上空、だが、＜尾根＞と同じか低い位置に存在している。この側面は、＜内斜面＞も＜外斜面＞も比較的緩やかで、＜内海＞と＜内斜面＞との＜波打ち際＞にも幅がある。また、＜尾根＞の標高は、他の 3 つの側面、とくに権利派と比べるとはるかに高く、従って、多くの人が陸地に立つスペースがある（図 4）。

権利派の側面の傾斜は、内外ともかなり険しく、登りにくい。しかも、環状島自体の傾きによってその＜水位＞は低く、他の側面に比べて側面自体が沈みそうである。「救済者」の位置からは、廃止派の対面する側面、つまり権利派の側面が存在していることは全く見えない。

図 4 「人身取引」の環状島の 4 つの側面



「人身取引」の解釈の変更を求める声は、環状島の全様について知り、他の側面で語られる「実態」にも目を向けるべきだという訴えであると理解することができる。

「救済者」は、島に降り立たずに島の周りを旋回し、他の側面で何が語られているのかを聞きに行くこともできるだろうが、「救済者」の本来の目的は、すべての側面の「被害者」の声を聞き、すべての「実態」をカバーし得る法制度を策定することではないため、たいていの場合、そのような行動は取らないだろう。大勢の人々が居るようにみえる側面、なだらかで登り易く、「社会の価値観や公共の福祉に反しない」と思われる側面からの声を聞くことは、「救済者」にとっては合理的であり「民主的」でさえある。

ちなみに、廃止派の側面の緩やかな傾斜や標高の高さには、「白人奴隷制」の語りによって築き上げられた認識枠組みや、テロ後の社会の再建という課題を米国が背負っていることなどが関係していると考えられる。

こうしてみると、現状のままでは廃止派以外の側面の声が「救済者」に届くことはないようにも思われる。「救済者」自らが高度をあげ、島全体を見渡たそうとするか、別の形で

環状島を浮かび上がらせようとしないう限り、「人身取引」の環状島全体に対する〈水位〉が上がったとしても、残念ながら権利派や規制派の側面の声が廃止派の声以上に「救済者」に届くことは無い。

ただ、島の上に立つ「被害者」や「支援者」は、同じ側面に居続けたり、同じ側面を直線的に登り続けなければならないわけでもない。つまり、螺旋状に登っていくことで、様々な側面の声をまとめあげていく「被害者」や「支援者」も出てくるかもしれないということである。環状島の側面という考え方は筆者が勝手に作り出したものであるが、廃止派や規制派といった区分で分けられている人々がより多くの議論を重ねることで、そこにある境界が消えることがあるかもしれないし、異なる派閥にも共通点を見つけ出して新たなクレイムを立ち上げたり、別の環状島を築き上げることは、不可能ではない。

また、「現代奴隷制」という別名を持った「人身取引」の語りが、上記で考えられたような環状島を生み出しているとするれば、その使用をやめて別の呼び方を考えてみることで、別様の環状島がみえてくることもあると考えられる。

(2) 複数の環状島

別の環状島を築き上げるということに関連し、もう一つ、宮地が議論する複数の環状島についても「人身取引」を例として考えてみたい。

宮地は、一つの事件、一人の人間の体験をイシュー化させる際にはいくつもの異なるやり方があり、環状島の描き方も複数想定することができるという²⁵。

ひとつは、同心円状での複数化で、例えば「人身取引」を「女性に対する暴力」「女性差別」「人権問題」という風に広げたり、「女性の人身取引」「女性の商業的性的搾取」「女性の強制売春」などという風に絞ったりするやり方だ。「人身取引」という円の外側に「女性に対する暴力」を想定していない「支援者」がいる点を考慮すれば、同心円状の複数化だけでも何種類も想定できる。つまり、先のような複数化ではなく、「人身取引」を「労働搾取」「労働問題」「格差問題」という風に広げること、「男性の人身取引」「男性の労働搾取」「男性の建設業における労働搾取」という風に絞ることもできる。

あるいは、「人身取引」という用語に含められたり付随したりする複数の問題について環状島を想定するやり方もある²⁶。例えば、「信頼していた人物からの裏切り」「雇用主からのレイプや脅迫」「食事や排泄の自由の制限」「増加する借金」「警察による犯罪者扱い」など、「被害者」がその「人身取引」事件に関連して経験する複数の被害を想定して環状島を描くことができる。このような、「人身取引の被害」としてまとめられてしまうものを構成する一つひとつの要素をみていくことは、何が「被害者」にとって一番のトラウマだったのかを考えていく際には大変有効であろうし、また、個別の支援でアセスメントを行ったり、個々の「被害者」のアドボカシー活動を行う際にも不可欠な視点だろう。部分、部分にお

²⁵ 同上、pp.65-107.

²⁶ 同上。宮地はこれを、「少しずつずらしていく形での複数化」と述べている (P.94.)。

いて共闘できる仲間や戦うべき相手を見極めていくことで、今まで支援のための資源とはなっていないものを獲得できるという可能性もある。

こうした環状島を想定することは、共闘不可能とされていた人々が連帯して問題に取り組むことを可能にするのである。

(3) 被害の重さ比べと「重篤者」の判定

環状島モデルを用いた議論の最後に、「被害者」内での被害の重さ比べ²⁷と「救済者」が判定する「重篤者」について触れておく。

権利派の代表的団体である **Sex workers' project** は、これまでに警察の手入れを経験したことのある 46 人（うち、「人身取引」された「女性移住労働者」15 人。そのほかは、セックスワーカーの支援者等）に対する調査を実施した。その結果、「人身取引」によってセックスワークに従事するようになった「女性移住労働者」の 60%が、最多で 10 回以上、「人身取引」されたと認識されることなく売春関連の罪で逮捕された経験があること、とりわけ、「ラテン系とアジア系の女性」たちが「東欧系の女性」たちよりも逮捕され易い傾向にあることが分かった²⁸。

「支援者」は、このようなデータを公表しながら、「被害者」と呼ばれる人々のなかで誰が「最も大きな被害」を被っているのか、誰が「優先的に救済されるべき被害者」なのかを訴えていくことで、「より公正な対応」を社会や「救済者」に求めている。これは、同じ「被害者」というカテゴリーに属する人々に対して「支援者」というカテゴリーに属する人々が被害の重さ比べを外から行ってしまっているという意味では、「被害者」内部及び「被害者」と「支援者」との関係に大きな影響を与えかねない²⁹。

一方、「救済者」は必ずしも環状島上でなされる重さ比べと同じ基準で被害の重さ比べをするとは限らない。最終的には公益や国益を損なわない形で法制度を整備し、運用していく役割を担っている「救済者」たちは、複数の差別などの結果、「最も大きな被害」を被っていると思われる人々を救おうとする「支援者」の基準や、災害医療の現場でみられる「トリアージ（救命の優先順位）」³⁰のように、「より多くの人々」を救うために設けられた基準とも別の基準で「重篤者」を決め、対応していこうとする。

そこでは、「常識」や「倫理」に沿いながら、国や共同体や「善良な市民」たちの命、安

²⁷ 同上、pp.98-99.

²⁸ Sex Workers Project, *For immediate release, Report Finds that Raids are not an effective tool against human trafficking*. Available at: <http://www.sexworkersproject.org/downloads/20090109-swp-raids-report-pr.pdf> [2009/07/02]

²⁹ 宮地は、「被害者」同士が行う生きがたさや被害の重さ比べについて言及している（前掲、宮地 2007、pp.98-99）が、「人身取引」については「支援者」が「被害者」について行い、データとして公表するような重さ比べについても考えられる。

³⁰ 日本救急医学会 <http://www.jaam.jp/html/dictionary/dictionary/word/1022.htm> [2009/9/10]

全、健全性をまもるために設けられた救済の優先順位において、聞き入れられるべき声、救済されるべき人が決められている。従って、「支援者」が発する「被害者」内部の被害の重さの違いを訴える声は、「救済者」にとっては無意味なこともあり、単に内部分裂を促すだけに終わることになってしまう可能性もある³¹。

「人身取引」に限らず、クレーム申し立て活動には、誰が「本当の被害」や「より大きな被害」を受けているのかということを強調して述べていくという戦略がしばしば見受けられる。ただし、被害の重さ比で敗れた人々の被害が軽いわけでは決してないし、取上げられなかった「実態」は存在しないというわけではない。「実態」をよく知る「支援者」ほど、そのことを分かりつつも強い主張をつくっていくために、ある「実態」を切り捨てて発言せざるを得ないことがあるが、その重さ比によってもたらされるリスクは、思った以上に大きいことがあるかもしれない。

3. 多様な「実態」の行方

1) 曖昧な主体と曖昧な問題経験の語り

米国における「人身取引」というクレーム申し立て活動は、「被害者」たちではなく、「支援者」たちを中心として行われてきた。それは、「支援者」によって「被害者」の声が奪われている、本当の声が聞かれていない、ということを経験しているが、「支援者」もある一定の基準に沿ってその人物が「人身取引被害者」か否かを判断しているという点、強い主張をつくりあげていくために「実態」を選びとっているという点を鑑みれば、聞き取られていない「被害者」の声や反映されなかった「被害者」の声も多く存在することは確かだ。

構築主義は、社会問題をクレーム申し立て活動であるとして概念化した。当時の構築主義の提唱者たちが目撃したのは「逸脱者」たちの「カミングアウト」であり、まさに問題の当事者たちによるクレーム申し立て活動であった³²。それは、社会の人々に対して、現在の社会の在り方を問い、その状況を変えて「正義」を実現し、クレーム申し立て人たちが集合体としての「権利」を獲得していく作業そのものであった。当事者たちが、スティグマに置き換わるアイデンティティを主張し、認識の変更を迫り、「売春婦」や「ゲイ」といったカテゴリーに自らを同一化することによって強い主体となり、強い主張を生んでいった³³。

しかし、草柳が指摘するように、現状に対する不満や生きがたさを感じている人々が、それらの問題をクレーム申し立て活動として語り、それによって社会の不正義を正し、

³¹ 逆に、先にみたような「人身取引は誰にでも起こりうる」という被害の一般化や、「労働搾取も性的搾取も、男性の場合も女性の場合も同じ」といった被害の普遍化も内部分裂を促す要因となるだろう。

³² 草柳千早 2004『「曖昧な生きづらさ」と社会 クレーム申し立ての社会学』世界思想社、p.64.

³³ 同上、pp.64-70.

自らのアイデンティティを獲得していくという方法をとることが、現在では必ずしも一般的な対処法であるとはいえない³⁴。逆に、クレーム申し立て活動として認識されているものが使用するカテゴリー、例えば「売春婦」や「ゲイ」といったカテゴリーに、自らを同一化できないことが「問題」として個々人に認識されることが多々ある³⁵。むしろ、アイデンティティの持ち方や複合的アイデンティティなどが盛んに議論されている現在では、カテゴリーに同一化できないことが「問題」だと感じる人々の方が一般的とさえ言えるのかもしれない。すなわち、曖昧な主体、曖昧な問題経験の語り、クレーム申し立て活動として認識される以外にも「実態」として存在しているということである。

2) 第3者によるカテゴリーの押し付け

「人身取引」問題もその一つであるが、社会問題のなかには、当事者たちではなく、第3者が中心となってクレーム申し立て活動を行っていくものも数多くある。例えば、本論文の第2章において引用した Best は、米国で1980年代にみられた「行方不明の子ども」という問題の構築過程におけるレトリックを説明している³⁶が、「行方不明の子ども」たち自らがクレーム申し立て活動を行い、それが社会問題として確立したわけではない。また構築主義研究者の中河は、1990年代はじめに繰り広げられた日本の「有害マンガ」をめぐる問題活動の過程を分析している³⁷が、これについてもクレーム申し立てを行ったのは、「青少年に害が及ぶ」ことを懸念した人々であって、「害が及んだと感じる青少年」自らがクレームを申し立てたわけではない。

このことは、誰によってどのようなクレームが申し立てられているのかによって、生み出されるカテゴリーの持つ意味に違いが生じることを示している。当事者たちが自分たちにもたらされる「不正義」や「不利益」等に関して行うクレーム申し立て活動では、確かにカテゴリーに自らを同一化することでアイデンティティを獲得し、強い主体となり、強い主張を生み出し得る。しかし、当事者たち以外が、誰かの「正義」や「利益」のために行うクレーム申し立て活動では、当事者と見做され得る人々に対するカテゴリーの押し付けや主張の押し付けという事態も起こり得るということである。

例えば、「人身取引」の場合について考えれば、「支援者」によって「被害者」の「正義」や「利益」のためにクレーム申し立て活動が行われており、「人身取引被害者」として認識された当事者たちは、「人身取引被害者」以外にも「売春被害者」や「セックスワーカー」や「女性移住労働者」といったカテゴリーへと同一化することを迫られ、ジェンダー、売

³⁴ 同上、pp.76-85

³⁵ 同上。草柳は、「レズビアン」や「バイセクシャル」といったカテゴリーに自らを敢えて同一化せず、「セクシュアリティが分からない」という人々の発言を例に説明している。

³⁶ Best, J. 1990 *Threatened Children: Rhetoric and Concern about Child-Victims*, The University of Chicago Press.

³⁷ 中河伸俊 1999『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』世界思想社、pp.99-160

春、人種、エスニシティ、移住労働などの問題についての立場表明をするよう、求められてしまうことがあるということだ。

とりわけ「被害者意識がないクライアント」たちのなかには、「人身取引被害者」「売春被害者」「セックスワーカー」「移住労働女性」といったあらゆるカテゴリーを並べてみても、それらのカテゴリーに同一化することに何か居心地の悪い、フィットしないといった感覚を持ち続ける人々がいると思われる。究極的には、「私は私」であり、何を経験したのかを知っているのは「私」しかいない。その「私」が、どこか単独のカテゴリーに同一化しなければならないとしたら、それこそ「問題」だと感じるのではないか。

「救済者」「支援者」「元被害者」の誰が語ろうとも、「人身取引」という社会問題の「実態」は、極めて政治的で部分的なものである。だからこそ、一つの環状島、一つのクレイムに対応しようとする法制度の谷間に陥ってしまう「実態」を語る個々人の声をすくいあげていこうとする、更なるクレイム申し立て活動が生まれる余地がある。

クレイム申し立て活動は、分裂を繰り返しながら、終わることなく続くだろう。そして一方で、他のクレイムと繋がり、別のクレイムをつくりあげる可能性を常に秘めているのである。

3) 社会問題フレームの結合

草柳は、個人の問題経験を社会のあり方に還元して経験させるような解釈枠組みを社会問題フレームと呼び、ある出来事が発生したときに社会問題フレームが作動するような類型化された目録が社会には知識在庫として共有されており、目録外の出来事が起きたときに、それが新たな社会問題として人々に認識されるかどうかは、そう定義しうるような語彙が社会にいかにかにあり得るかにかかっていると指摘した³⁸。いかなる社会問題であっても、それが構築されていく過程では既存の社会問題との関係性を問われたり、その問題がどんな種類の問題なのかを説明するために、「女性問題」「労働問題」「移民問題」といった既存の問題分類システム上での振り分けや、既存の解釈枠組みを使用して分析を行うという作業を避けることはできない。

そのことを踏まえた上で、例えば「女性問題」と「労働問題」の間をつなぐ共通点やその間に落ちてしまう人々（事柄）に共通にみられる点をうまく言い換える分類項目を設けることが、新しい解釈枠組みを作り出すことに繋がるということを認識する必要があるだろう。

その際に、問題を捉える解釈枠組みを無理に書き換えて上書きしようとするのではなく、既存の解釈枠組みは維持しつつ新しい解釈枠組みを作り出して、あらゆる解釈枠組みの溝を埋める作業を繰り返していくことが、制度の谷間に陥る「実態」や世間の注目が集まらない「実態」をすくい上げ、より多くの「被害者」を支援することに繋がっていくのではないか。つまり、「人身取引」はこの種の問題である、として解釈の変更を求める際に、そ

³⁸ 草柳 2004 『「曖昧な生きづらさ」と社会 クレイム申し立ての社会学』世界思想社、p.36.

の解釈枠組みでは捉えにくくなる側面に自覚的であること、それを救い上げる解釈枠組みとの結合点を模索していくことが必要なのだと思う。

終章 「現代奴隷制」を越えて

人身取引とは、簡単に言うと、経済的利益のために人間の自由を奪うことです。

スコット・ハンセン 2008年「第41回現代アメリカ基礎講座」にて¹

本論文では、米国における「人身取引」問題がどのように構築されてきたのかを分析してきた。ある特定の解釈が「人身取引」の「実態」として受け入れられ、その「実態」に即した法制度が整備され、ある基準に沿って「被害者」と見做された人々への支援が実施されている。そこでは、どのような力が働き、誰の声がどのように聞かれていて、何が成し遂げられているのか。これらに着目し、米国における「人身取引」問題の構築の背景と様相とを明らかにしておくことが、本論文の目的であった。

終章においては、第1章から第6章を通して分析してきた事柄を振り返りながら、「人身取引」が米国の「奴隷制」の歴史に組み込まれていくことによって、あるいは米国流のマニフェストデスティニーの下で取り込まれていくことによって認識されにくくなる「実態」について改めて考察する。そして、本研究の成果及び限界を踏まえた上で、日本の「人身取引」問題について考察するための準備を整え、本論文の帰結としたい。

1. 本論文の到達点

1) 「人身取引」問題の構築過程を振り返って

タイにおける「ミャンマー人女性と少女の強制売春」に対する懸念を米国政府として表明するか否か、そこから米国の、国家としての「人身取引」問題の構築作業は始まった。問題は「対外問題」から「女性問題」へと再分類され、そしてやがて「奴隷問題」として理解されて、米国の「奴隷制」の歴史のなかに位置付けられることになった。

「人身取引との戦い」が正式に始まった2001年、米国では同時多発テロが起きた。テロ後の米国においては、「人身取引との戦い」が「テロとの戦い」と足並みをそろえ、相互に呼応し合っていくことになった。「テロ」が「文明に対する戦争」であるなどと言われたなかで、「奴隷制」を容認し、またそれを積極的に維持しようとする「野蛮な」国々は「文明化」していかなければならないという、米国流のマニフェストデスティニーの論理に支えられながら、2つの戦いは共に推進されていったのである。

戦いの正当性は、「敵」である「野蛮人」がいかに危険で「最低の人間たち」²であるかを

¹ 2008年5月23日、米国大使館レファレンス資料室が主催した「第41回現代アメリカ基礎講座」における発言。スコット・ハンセンは、当時在日米国大使館政治部で人身取引、宗教、難民、人権等の問題を担当していた。

証明していくことによって示された。アフガニスタンへの報復戦争の正当化に、女性に対する抑圧の度合いを利用し、「保護すべき人々」としてアフガン女性たちが利用されたように³、「人身取引との戦い」においても、女性に対する抑圧の度合いが戦いの正当性を示すのに利用されてきたといっても過言ではないだろう。女性に対し、身体的暴力や精神的暴力を加えた上で性的に搾取し、経済的にも搾取するという、考えられる限りの「野蛮さ」を備えもった「人身取引加害者」を処罰することは、「われわれ」の使命である。そうした認識は、同時多発テロ後にますます揺るぎ無いものとなったといえるかもしれない。

しかし、「人身取引」が米国の「奴隷制」の歴史に組み込まれ、マニフェストデスティニーの論理に支えられながら取り込まれたことによって、「人身取引」の解釈やそれを取り巻く言説は、米国社会が経験した過去 2 回の「奴隷制」がつくりあげた認識枠組みから離れることができなくなり、また、「われわれ救済者」として語られる物語の人物配置と状況認識から自由になることができなくなってしまった。以下では、「人身取引」という社会問題のなかで、男性の被害と女性の労働搾取の被害が認識されにくくなってしまった背景について、このような観点から改めて考察していきたい。

2) 見えにくい「実態」について

(1) 男性の被害

① 「外国人男性」と米国内の「人種的マイノリティ男性」の被害

米国の「人身取引」の語りにおいて、「黒人男性」とそれ以外の「外国人男性」あるいは米国内の「人種的マイノリティ男性」に割り振られた役割には若干の違いがあるが、まず共通点から整理することで、彼らの被害やその「実態」がなぜ「人身取引被害」として取り上げられにくいのかについて説明する。

100 年前の「白人奴隷制」の語りでは、大きく言えば「米国生まれの白人男性」以外の男性たちは「加害者」の役割を割り当てられていた。第 1 章で述べたように、「無垢で若い米国生まれの白人女性」たちを奴隷化する慣行は、「新移民」である「外国人男性」によって米国社会へと持ち込まれた。物語は、「外国人男性」たちが「米国生まれの白人男性」によって退治されて平和が戻る、という結末をもって描かれた。

一方、「現代奴隷制」の語りのなかでは、単に「外国人男性」を「加害者」とはしておらず、逆に「容疑者の 65%が米国市民」とされ、内部の「敵」の存在が示されている。しかしながら、「被害者」が「外国人女性」たちとされたことによって、その「敵」たちは、「外国人女性」たちに警戒心を抱かせずに近づけるような、同じ人種や出身国であったり、同

² 1999 年 11 月下院外交委員会における Cris Smith 下院議員の発言から。出典は Markup of H.R.3244, H.Con.Res.165, H.Res.169, H.Con.Res.206, H.Con.Res.222, H.Con.Res.211, and H.Con.Res.200, Markup before Committee on International Relations House of Representatives, 106th Congress, First Session, Tuesday, November 9, 1999, Serial No. 106-96, p.4.

³ 土佐弘之 2007 「主体化の暴力からケアの論理へー現実主義を超える理念としての人間の安全保障」植木俊哉・土佐弘之『国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会、pp.195-215, p.197.

じ言葉を話す人々であり、外部から「奴隷制」を持ち込むための手引きができる者である
と見做されるようになった。そして、「加害者」と「被害者」が同じ人種グループであるか
否か等に関する統計情報が公表され、米国内部の「人種的マイノリティ男性」が「加害者」
である割合が高いと結論付けられていった。

このように、「白人奴隷制」及び「現代奴隷制」の語りのなかで「外国人男性」や米国内
の「人種的マイノリティ男性」は、「加害者」の役割を演じさせられてきた。彼らが「被害
者」として認識されがたい背景には、こうした物語上で求められている配役の影響が大き
いように思われる。

では「黒人奴隷制」の「被害者」であった「黒人男性」たちについてはどう考えられる
のか。基本的には、「黒人男性」も「外国人男性」あるいは米国内の「人種的マイノリティ
男性」の一部として「白人奴隷制」や「現代奴隷制」の語りのなかで「加害者」の役割を
演じてきた。一方で、「黒人奴隷制」の語りのなかで「被害者」であった「黒人男性」たち
は、今では「奴隷」とは認識されがたい。なぜなら、米国は「黒人奴隷制」をすでに克服し
ているのだから。つまり、「黒人男性」たちは、被害に遭っていたとしても、「人身取引」
ではなく「人種差別」という枠組みで解釈され、「人身取引被害者」とは見做されにくいと
もいえるのではないだろうか。

同時に、「外国人男性」と米国内の「人種的マイノリティ男性」の被害をみえにくくして
いるもう一つの背景として、米国社会には「救済者であるわれわれ」という立場を国内的
にも国外的にも保持させるような力が働いているということを挙げることもできる。「救済
者であるわれわれ」は、「人身取引被害者」を米国に受け入れることによって社会秩序が混
乱したり、自らの立場が危うくなったり、自らの利益が損なわれたりすることを望んでは
いない。柄谷が「先進国にとって最も必要であり有益であるのは、『移住者一般』を受け入
れることではなく、『ある特定の職種に従事する移住労働者』を受け入れること」であり、
「その利益を永続化するには、入国後も『ある特定の職種』にとどめておく必要がある」⁴と
指摘するように、「人身取引被害者」たちを受け入れた後は、その者たちをある特定の社会
的地位にとどめておく必要がある。

男性の被害を認め、男性を「人身取引被害者」として米国社会に受け入れていくことは、
「救済者であるわれわれ」を主導する「米国生まれの白人男性」にとっても、先に米国へ
とやってきて「われわれ」の一部になろうとしている人々にとっても、あまり歓迎すべき
ことではない。かつての「奴隷」たちから大統領になる者まで現れるという、人種間の「平
等化」が進むなかで、性別間においてはより力を持つとされている男性グループに属する
者たちの受け入れ幅を広げていくことは、社会の安定や秩序にとって一種の恐怖にもなり
得るからだ。

⁴ 柄谷利恵子 2007「女性移住労働者の『安全 (Security)』と『非・安全 (Insecurity)』: 国家、
地域、グローバル」植木俊哉・土佐弘之編『国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会、
pp.273-298, p.283.

下河辺が指摘したように、米国は、「やって来て住みついた側」という意識と、「やって来る人々を迎える側」という意識の二つを国家建設の出発点から併せ持っており、後からやって来る者たちを検閲・排除しながら、「自由・平等」をどの人種にどのくらい分け与えるかを決めてきた⁵。「人身取引」され、性的搾取を受ける男性については、「常識」として認知されにくい部分もある⁶一方で、労働搾取を受ける男性については、「救済者であるわれわれ」を主導する「米国生まれの白人男性」とともに、先に米国にやってきた者たちが脅かされるかもしれない自らの立場を護ろうとする防衛意識によって、認知されにくくなっていると考えることもできるだろう。

②「米国生まれの白人男性」の被害

米国において、「人身取引」の定義は、国境を越えたものに限定されているわけではないし、ベイルズが述べるように、特徴としては人種に基づいて支配者と被支配者が決定されるようなものではない⁷。現在では、冒頭に引用したスコット・ハンセンのように、「経済的利益のために人間の自由を奪うこと」とすら述べる者もいる。そのように考えると、「米国生まれの白人男性」が「被害者」となる「実態」も理論的には想定可能である。

しかしながら、筆者は米国において「米国生まれの白人男性」が、「人身取引被害者」として認識されることはほぼ無いに等しいと考える。なぜなら、「黒人奴隷制」の「加害者」の子孫として、あるいはその廃止を訴えた「救済者」の子孫として、一方では米国社会で最も特権を持ち、国をまとめあげる責務を負ってきた集合体として、自らの正当性を保持しながら「現代奴隷制」を語るにあたっては、自らが「奴隷」になるわけにはいかないからだ。

結果として、米国政府によるあらゆる政策や取組みは、「米国生まれの白人男性」を中心として培われてきた「正義」の感覚に貫かれ、そこでは、自らが「救済者」となって「奴隷」たちを救済するという役割を演じ続ける脚本が用意されてしまうのである。

ただし、「米国生まれの白人男性」は、自らが「加害者」でもあった「黒人奴隷制」の歴史を忘却しているわけではない。むしろ、「奴隷制」を克服したいと強く願いながらも、一番縛られているのは「米国生まれの白人男性」なのかもしれない。「米国生まれの白人男性」たちは、常に「奴隷制」をめぐる語りにも登場してきたにも拘わらず、救済される側の役割を演じることを頼まれることはなかった。彼らの被害は、「性的虐待問題」あるいは「労働問題」という枠組みで解釈されることはあっても、「人身取引」の被害として認識されることはないだろう。

⁵ 下河辺美知子 2000 『歴史とトラウマ：記憶と忘却のメカニズム』作品社、pp.206-208.

⁶ 性的搾取を受ける被害者は女性である、という「常識」のことである。性的搾取の事例を描く男性と女性の配置については第4章で触れている（第4章、p.103）。

⁷ 前掲、ケビン・ベイルズ著 大和田英子訳 2002, P.20.

(2) 女性の労働搾取の被害

米国の政策や取組みは、「性的搾取目的の人身取引に不当なほど焦点化している」⁸などと言われ、批判されることがしばしばある。

この背景には、米国において「白人奴隷制」という現象が作りあげてきた解釈枠組みが影響していることを第1章でみた。また、同時多発テロ後のブッシュ政権が打ち出した「人身取引」に対するゼロ・トレランスの方針では、女性への抑圧の度合いを「野蛮さ」の目安とし、「性の領域」での「野蛮人」たちを「文明化」していくという指針が敷かれた。このような米国流のマニフェストデスティニーの論理に依拠しつつ、「現代奴隷制」との戦いが進められていったことによって、「人身取引」のなかでも女性の労働搾取の被害はますます取り上げられにくくなったと考えることができる。

これらに加え、女性の労働搾取の被害が見えにくいことには、男性の被害全般が見えにくいと同じように、「救済者であるわれわれ」という立場を保持しようという力の働きが影響しているとも考えられる。

女性たちが労働搾取を受ける産業の多くは、「女性向け」と考えられている産業である。先に柄谷の指摘をみたが（本章、p.152）、米国をはじめとする先進国は、「ある特定の職種に従事する移住労働者」を受け入れることで社会秩序や様々な力関係を維持しつつ、経済の発展を遂げてきたし、これからも遂げようとしているといえるだろう。このなかで、特に「女性移住労働者」たちは、米国の女性たちが社会に進出をするのを助け、米国の「男女平等」を促すような形で力を貸しているといえる。すなわち、米国の女性たちが行うべきとされていた家事を任せられ、米国の女性たちが働く間、育児や介護を担っているのだ。柄谷は、このような実践が、「家事労働は女性が引き受けるもの」、「育児や高齢者の介護は各家庭内で女性が担うもの」という既存の考え方を温存するのに貢献していると指摘している⁹。

そう考えると、これらの労働分野は「適度に」発達し、整備されることが望まれているのであって、きちんとした労働分野として確立されることは、かえって困った状態を引き起こすことになりかねないのではないか。つまり、「救済者であるわれわれ」が望んでいるのは、米国の女性たちの「ある程度の」社会進出であって、それは米国の男性たちを超えるような程度のものではない。「女性向け」の仕事が完全に整備され、しかもそれが適切な保障を備えた労働分野となってしまうと、米国の女性たちの家庭での仕事が奪われてしまうことになりかねない。

「女性向け」の産業での「人身取引被害者」を多く発見し、保護支援していくと決意することは、その産業の労働環境を本格的に整えなければならないことを意味する。「母国よ

⁸ Huckerby, J. 2007 United States of America. In Global Alliance against Trafficking in Women, Collateral Damage: The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World, pp.230-256, p.230. Available at: http://www.gaatw.net/Collateral%20Damage_Final/CollateralDamage_US.pdf [2008/08/05]

⁹ 前掲、柄谷 2007、p.285.

りマシ」と考える「被害者」を見てみぬふりをしておくことによって、「救済者としてのわれわれ」は、自らが安住できる社会秩序を維持することも可能になるのである。

(3) リスクの重さ比べ

「人身取引被害者」の保護支援について、米国政府は「被害者」中心のアプローチをとっている¹⁰と述べてはいるものの、基本的には「加害者」訴追に協力することがTビザ申請の条件のひとつとなってきたこともあり、「犯罪者を取り締まることに重点を置いており、被害者保護が適切に行えていない」といった批判を受けることも多々ある¹¹。しかし、本当に「犯罪者を取り締まることに重点を置いている」としたら、「被害者」が男性か女性かといった性別の違いや、性的搾取か労働搾取かといった「人身取引」の被害の形態に拘わらず、もっと多様なケースが認識され、もっと多方面において連動する対策が取られていてもいいような気がする。

つまり、男性の被害全般や女性の労働搾取の被害が見えにくく、「女性の性的搾取目的の人身取引に不当なほど焦点化している」（本章、p.154）のは、様々な種類の「人身取引被害者」が増えることで、米国内の従来社会秩序や力関係が変化するリスクがあるのと、国際犯罪組織に莫大な利益を稼がせ続けるリスクがあるのと、どちらが「マシ」なのかを「われわれ救済者」たちが天秤にかけた結果であるとも考えられることも可能であろう。

3) 本研究の成果と限界

(1) 分析と考察の成果

米国における「人身取引」問題の在り様とそれへの対応を成り立たせている背景にはどのような力が働き、そこでは誰の声がどのように聞かれていて、結果として何が成し遂げられているのか。本論文における分析と考察を通し、これらの問いに対しては以下のような答えを得ることができた。

米国社会に公式に認定された「人身取引」の「実態」とそれへの対応の正当性は、米国が「救済者」としての歴史を歩み続けようとする力の働きによって支えられている。ここでは、「現代奴隷制」を廃止し、「奴隷」たちを解放して救済するという立場を維持するにふさわしいと社会歴史的に判断された声が聞かれている。

この力の働きによって、「奴隷」であると見做された「売春女性」という立場に敢えて居続けようとしたり、その立場での労働権を獲得することを主張したりするような人々の声は聞こえなくなっている。また、「奴隷制」を外部社会から持ち込み、それを維持する「加害者」であると見做された人々が被害を申し立てる声、「救済者」であるはずの「われわれ」

¹⁰ Seelke, C., & Siskin, A. 2008 *CRS Report for Congress Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress, January 10, 2008*, Order Code RL34317, p.13.この点については、大3章でも述べている（第3章、p.76）。

¹¹ 例えば Hopper, K 2004 Underidentification of Human Trafficking Victims in the United States, *Journal of Social Work Research and Evaluation*, Vol. 5, No2, pp125-136, p.132.

自らの被害を訴えようとする声、さらには、救済することが米国の安全や発展のためにはあまり有益ではないと考えられる「奴隷」たちの声は、聞こえにくくなっている。

こうした力のもとで構築された「人身取引」問題は、「奴隷制」を克服した「自由の国」、あるいは強く、正しい国として、米国が歴史を刻み続けるための材料のひとつとなっているのである。

一方、「奴隷」であると見做された人々を「クライアント」として支援しようとする支援現場には、上記のような「救済者」としての歴史を歩もうとする力とは別の力が働いている。そこでは、「被害者」「元被害者」「支援者」といったカテゴリーに属する人々のうち、誰がどのくらい「実態」を知っているのか、「実態」を語るにふさわしいのか等をめぐる争いが起こっている。また、公式に認定された「人身取引」問題の解釈の変更を求めるために、自らが認識している「実態」をまとめあげようとするなかで、被害の重さ比べ、一般化、普遍化が行われ、強い主張をつくりあげていくために「実態」を選び取ったり、「クライアント」にカテゴリーを押し付けたりすることもしばしば生じている。

こうした力が働いているなかで、公式に認定された「人身取引」の語りを維持している「救済者」に対する異議申し立てをしようという声はひとつにはまとまっておらず、現在のところ、米国社会における「人身取引」のドミナントな語りを揺るがすほどにはなっていない。

以上を踏まえると、現在の米国における「人身取引」問題の在り様に対して、男性の被害や女性の労働搾取の被害を「典型的事例」としたり、「売春女性」の社会的地位と権利向上までを「人身取引」というクレーム申し立てに含めて「現状の改善」を要望していくことは不可能ではないが、問題に取り組む人々の間の溝を深めてしまう可能性もある。

多様にあり得る「実態」をすくいあげ、対応していくことを「現状の改善」と考えるのであれば、既存の認識枠組みの力に抗い、それを組みかえようとする努力は継続しながらも、同時に、それによって救われている人々もいることを改めて認識し、既存の社会問題フレーム間を繋げるような、新たなフレームを創出してクレーム申し立て活動を生み出すことが必要であるように思われる。それによって、陰なる複数の語りに光を当て、こぼれた「実態」をすくっていくことが今後の課題になるのではないだろうか。

(2) 本研究の限界

本研究において、考察が足りない点や未熟な議論を展開している点は多くあるだろうが、ここでは、筆者が認識する最も大きな2点の課題について述べておきたい。

まず1点目は、本研究では「救済者」と「支援者」のそれぞれが、どのように「実態」を解釈している（していった）のかについてはある程度の考察を行ったが、この2つの主体の間のやり取りについては十分な考察が及ばなかったという点である。

それはまた、「支援者」のなかでも男性の被害や労働搾取の被害を「人身取引」の「実態」として認識する人々が、どのようにしてそうした解釈を行うに至ったのか、しかし、それ

が、「救済者」からはどのようにして棄却されていったのか、ということに十分な考察が及ばなかったことにも繋がっている。

これは、本研究における問いの立て方に関する問題でもあり、分析の出発点を、米国議会において「人身取引」が言及されたときに設定した結果でもある。また、その場に筆者がいない限りにおいては、2 次的な資料から「そこで何が起こったのか」を分析していくしかない構築主義のアプローチを採用し、本研究を実施したがゆえの限界でもあるだろう。

本論文は、米国政府が公式に認定する「人身取引」をめぐる語りが、どのようにしてドミナントなものとなったのかを説明することに焦点を当ててきたが、1994年に米国議会で **Slaughter** が「人身取引」というクレ임을申し立てた前後にも、「支援者」は社会においてすでに様々な声を発していた。実際、筆者が 2000 年に支援に係わっていた団体は、1995 年にカリフォルニア州のエルモンテで起こった、72 人のタイ人の労働者たち（すべて女性）が騙されて米国へ連れてこられ、借金を背負わされ、パスポートを取上げられ、監禁され、1 日 17 時間以上、最低賃金以下で衣類を縫わされていたケースをきっかけに、1998 年に設立されたのである¹²。当時、このケースは **sweatshop labor** としてマスコミに報道されたのだが¹³、それは **trafficking** という用語を用いてではなかった。しかし、当該団体の「支援者」たちは、これを「奴隷制」とし、また **smuggling** とは違う **trafficking** であると認識し、団体を設立して対処しようとするに至ったわけである。

筆者は本研究において、「女性や少女が騙されて売られ、売春を強要される」というクレ임을遡り、どのようにして米国の「人身取引」問題が構築されてきたのかをみてきたが、どのようにして男性のあるいは女性の労働搾取目的の売買あるいは取引が「人身取引」に含まれるようになったのか、という問いを立て、研究を遂行することも可能だった。

本課題は、今後、筆者が日本の状況に関する研究を実施していく際に、問いの立て方や研究手法と関連し、改めて考えなければならない点であると認識している。

そして 2 点目としては、「救済者」内部での意見の相違を、どのように克服している（していった）のかという点を分析することができなかったことが挙げられる。本研究においては、主にブッシュ政権下での「人身取引」の取り扱い方を分析してきたわけだが、TVPA が再授權されるたびに、行政府と立法府の間で、とりわけ司法省、国務省、米国議会の間で、大きな議論がおきている。

本研究においては、米国という国家のレベルでの「人身取引」に対する取組みに焦点を当てたため、対外的に発信されている情報や最終的に公表された結果について考察するような形になってしまったが、そこに行き着くまでの過程にも目を向ける必要があったと認識している。

以上のような課題は残されているが、本研究における分析と考察によって、米国の「人

¹² 団体ウェブサイト内 “More than 10years of Abolishing Slavery & Trafficking” 参照 (<http://www.castla.org/history>)。[2009/10/24]

¹³ 例えば、“Anti-Sweatshop Program Tailored for the Times”, *The Washington Post*, May 30, 1996.

身取引」問題がどのように構築されてきたのかを理解するという目的はある程度達成できたものとする。今後、日本における「人身取引」問題の背景や様相を考察していく際には、こうした本研究の成果と限界を踏まえていきたい。

2. 日本における「人身取引」問題の考察にむけて

1) 日本の社会歴史的背景

(1) trafficking の日本語訳をめぐって

最後に、本研究の成果と限界を踏まえた上で、日本における「人身取引」問題について考察していくための準備を整え、本論文の帰結とする。

はじめに、米国との類似点を挙げておく。類似点は、日本においても「若い女性たちが、先進諸国で良い仕事があると騙されて売られ、売春を強要される」あるいは「貧しい家庭の親が、仲介人を通して子どもを働きに出し、働き先となる売春宿で子どもたちが売春を強要される」などといった言説によって、「人身取引」問題が成り立ってきたということである。そしてまた、男性の被害全般や女性の労働搾取の被害は、米国の比にならないほど、ほとんど認識されていないという点である。これには、米国と同様に、国際的な動きが関係しているのだが、一方では日本の社会歴史的状況をかなり大きく反映しているとも思われるので、順を追って述べたい。

まず、国際的な動きとの繋がりからみてみよう。筆者は本論文において、**traffic (king)** に「人身取引」という日本語訳を当てて考察を行ってきたが、2000年に**trafficking**の国際的な定義が提示されるまで、それに対して日本政府が用いる日本語訳は、「婦人及び児童の売買」や「人身売買」「トラフィッキング」「人の密輸」というように、時々によって異なる、曖昧なものであった。「白人奴隷制」の禁止を定めた1904年の協定及び1910年の国際条約は「白人女性」を対象としていたため日本は加盟していないが、そこで条約名に含まれていた**White Slave Traffic**は、当時の日本では「醜業を行わしむる為の婦女売買」と訳されていた。

この、**traffic (king)** の日本語への訳し方という点に関し、2002年7月17日に開かれた男女共同参画会議では、委員の一人である弁護士の林陽子が「女性のトラフィッキングについて」と題された議事における説明のなかで、以下のように述べている¹⁴。

このトラフィッキングを日本語に何と訳すべきかということですが、私はこの「49年条約」どおり「人身売買」でいいのではないかと考えております。この「49年条約」は、*「Suppression of the Traffic」*、なぜかこれは「*Trafficking*」と、現在進行形にしないで「*the*

¹⁴ 内閣府男女共同参画局 『第14回男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会議事録』 <http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/gijiroku/bo14-g.html> [2009/06/11]

Traffic」なのですが、外務省はこれを「人身売買」と訳しております。

次に、95年の北京会議行動綱領の中にも政府やNGO、国際機関がトラフィッキング根絶に取り組む責務というのはたくさん出てきますけれども、当時の総理府の訳でも「人身売買の効果的な防止」ということで、トラフィッキングは「人身売買」となっております。

それがこの2000年のニューヨーク会議の成果文書から、「トラフィッキング(人の密輸)」と片仮名を使うようになったわけです。私はこの2000年会議の委員会で、どうして「人身売買」と訳さなかったのですかという御質問をしたんですけれども、余り明確なお答えはいただけないまま終わっていますので、是非法務省に、なぜ「人身売買」でいけないのかという御説明を伺いたいと思います。

上記の林の発言でも説明があるように、2000年の国連議定書が採択されるまで、国際社会で *trafficking* を禁止していた国際条約は、日本では通称で「49年条約」と呼ばれる「*the Convention for the Suppression of the Traffic in Persons and the Exploitation of the Prostitution of Others in 1949*」であり、その日本語訳は「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」であった。さらに、林も上記の引用箇所以外で述べているのだが、49年条約では *trafficking* の明確な定義がなされておらず、従って、日本においても「人身売買」の明確な定義はなかった。

日本が最初に「人身売買及び他人の売春からの搾取」という事項を禁止する国際条約を批准したのは、1925年である¹⁵。1921年の国際条約である「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約」において、「白人女性」だけでなく「有色人女性」も売買の禁止の対象となると、日本も加盟を要請されるようになった。だが、日本ではその当時、売買を禁止する女性の年齢制限をめぐって内務省と外務省が争っていたという¹⁶。というのは、国際条約では21歳を成年としており、それ未満の未成年の場合には、本人の承諾があっても売春目的で女性を売買することは不可とされていたが、当時の日本の「公娼」の制限年齢は18歳であったからだ。

結果として、日本政府は調印の際に成年年齢を18歳に引き下げ、さらに植民地である朝鮮・台湾・関東州、樺太・南洋委任統治地域には留保条件を付けたままの批准をはかった。しかし、内外からの批判にあったため、結局1927年2月には年齢制限についての留保は撤廃している。ただし、それに伴う娼妓取締規則など国内法の改正はなされず、またもうひとつの留保条件であった植民地への適用除外も撤廃されることはなかった¹⁷。

そして第2次世界大戦を経て、先にみた49年条約が「人身売買」とは何かを明確に定義

¹⁵ 加納実紀代 1997「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約」と「慰安婦」問題『法学セミナー』No.512, pp.52-54, p.53.

¹⁶ 同上。

¹⁷ 同上。加納は「人身売買」ともいわれる「慰安婦」問題について、この辺りの事情を分析しながら議論を行っている。

することなく締結された。その頃の日本では、「公娼」制度は廃止されていたものの、国内における多くの女性や子どもの「強制売春」と「人身売買」が横行していた。1948年から1951年の厚生省および労働省の資料によれば、「人身売買の疑い」のある児童は最低でも男女併せて2,600名いたといわれており¹⁸、1950年代には「赤線地域」へ売春婦として売られる少女が「人身売買被害」全体の70%を占めるようになって、「人身売買」が「女の子を赤線地域へ売る」ことの代名詞となったという¹⁹。こうした児童の「人身売買」や女性の「(強制)売春」に対応するかたちで、1949年には「児童福祉法」34条が改正され、1956年には「売春防止法」が制定され、そして1958年、上記の49年条約が締結されるに至ったのである。

(2) 「外国人女性の強制売春」の問題化

その後、「外国人女性、特にアジア女性が騙されて売られ、売春を強制されている」ことが民間団体や女性団体等によって問題化されてきたのが1980年代後半から1990年代前半にかけてである。背景には、当時の日本社会で起こっていた多くの殺人事件があった。80年代終わりから90年代初頭にかけて、「アジア人女性」たちがスナックの「ママ」や「ボス」たちを殺害するという事件が、道後(89年)、下館(91年)、新小岩(92年)、大阪(92年)、茂原(92年)、市原(94年)と相次いで起こり、事件に呼応するように、全国のNGOは支援団体を作り、拘置所に拘留された「アジア人女性」たちの面会に行き、裁判を傍聴し、差し入れを行うなど、支援活動を開始していった²⁰。事件はもちろん「殺人事件」として処理されたのだが、「殺人事件の加害者」となった「アジア人女性」たちは、「架空の借金」を課され、管理・拘束され、売春を強要され、経済的に搾取されていた「人身取引被害者」たちであった。

こうした経緯を経て「支援者」たちはネットワーク化され、協力する弁護士があらわれ、日本に定住する「移住労働者」の様々な問題に対応するために「移住労働者と連帯する全国ネットワーク Solidarity Network with Migrants Japan (以下、SMJ)」が結成された²¹。このネットワークは、名称どおり、「移住労働者」が抱える問題を一緒に考え、対処していくことを目的としており、日本における「外国人」の賃金未払い、労災、無保険、「外国人研修生・実習生」の搾取的な扱い等を問題化し、支援活動やアドボカシー活動を行っている。従って、これは「女性の強制売春問題」や「人身取引」に特化して活動を行うネットワークではない。

¹⁸ 志道好秀 1988「朝日新聞調査研究室報告要旨 52-1 人身売買とその対策」児童問題史研究会『現代日本児童問題文献選集 38』日本図書センター。当時の厚生省や労働省の資料では「人身売買」が使用されている。

¹⁹ 本庄しげ子 1954『人身売買—売られゆく子供たち』同光社。

²⁰ 大津恵子 2004「民間シェルターから見える日本社会の人身売買の実態」吉田容子監修・JNATIP 編『人身売買をなくすために—受入大国日本の課題』明石書店、pp.14-28, pp.16-17。

²¹ 同上、p.17。

SMJ が結成された背景には、1990 年に移民法が改正され、日系人の「移住労働者」が増えたこと、それとともに「出稼ぎ外国人」や「不法滞在者」や「国際結婚家族」などの事象が注目されるようになったことなどがあり、そのなかで、日本の単一民族主義的な発想や、日本の根本にあるとされる「アジア蔑視」的な思想に対抗する声をまとめていくという目的もあったと考えられる。そのなかで、「人身取引」は単独ではなく、「移住労働者」問題の一部として問題化されていたといえるだろう。

ただし、当時の日本では、「慰安婦」「戦時性暴力」「買春ツアー」「夫からの暴力」等の問題に係わってきた人々の間でも「人身取引」は注目され、問題化されようとしていた。また、「児童ポルノ」や「児童労働」を問題化する人々にも「人身取引」は大きく関連する問題として認識されていた。そうしたなか、とりわけ 1995 年の北京会議前後からは、米国同様、日本でも「女性に対する暴力」として「人身取引」を捉える動きが主流になったのである。過去に「人身取引」されてきた女性たちが、日本人男性と結婚し、「DV 被害者」として出現してきたこととも関連し、90 年代後半から 2000 年初頭にかけて、「人身取引」は「外国人女性問題」の一部となっていた。

(3) 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) の設立

「人身取引」(あるいは「人身売買」)に関するクレーム申し立て活動が日本社会において顕著になったのは、2003 年に人身売買禁止ネットワーク Japan Network Against Trafficking in Persons (以下、JNATIP) が設立されてからだ。これまで、様々な分野において「人身取引」を問題としてきた人々が一堂に介し、ネットワークをつくった。ネットワーク誕生の契機となったのは、2003 年 1 月に東京で開催された国際シンポジウム「トラフィッキングって何? 世界に広がる人身売買と日本の責任」(アジア財団・ILO 共催)であった²²。

日本政府はすでに国際組織犯罪防止条約人身取引議定書に署名はしていたが、対策の遅れなどを内外から指摘されており、2004 年初めから対策の検討を行うことになった。JNATIP は、2004 年 10 月の臨時国会中にも院内集会を開催するなど、積極的にロビー活動や啓発活動、アドボカシー活動を行った²³。同年 6 月、米国国務省発行の報告書によって日本は「ランク 2 ウォッチリスト」²⁴に掲載され、その後稀にみる迅速さで、12 月には「人身取引対策行動計画」が打ち出された。

こうした流れの中で、「人身取引」は「外国人女性問題」であり且つ「性的搾取問題」として認識されていったのである。出発点では、「移住労働者」問題の一部でもあったはずなのだが、国際社会の動きに影響され、「女性に対する暴力」との繋がりが強固なものとなり、「被害者」の支援活動やアドボカシー活動を行う人々の間でも、「移住労働者」の問題と「人

²² 玉井桂子 2004 「人身売買の根絶に向けた NGO ネットワークーJNATIP」吉田容子監修・JNATIP 編『人身売買をなくすために 受入大国日本の課題』明石書店、pp.156-165, pp.157-158.

²³ 同上、pp.162-163.

²⁴ 米国による各国の評価については、第 3 章を参照 (pp.80-81)。

身取引被害者」の問題が別々のものとして認識されるようになったのである。

例えば、SMJの加盟団体でもあり、JNATIPの加盟団体でもあるアムネスティインターナショナルの川上は、1997年から「外国人研修生問題ネットワーク」というネットワークのメンバーとして「外国人研修生・実習生」の問題に係わる傍ら「人身取引」問題にも係ってきた。しかし、川上自身、2006年頃までは「外国人研修生・実習生」の管理形態や搾取されている状況が「人身取引」と似ているとは感じていたが、それが「人身取引」だとは考えていなかったということを述べている²⁵。その後2007年6月に発行された米務省の報告書によって、日本の「外国人研修生・実習生の制度は人身取引の一形態である」ことが指摘された²⁶ため、その後は、「外国人研修生・実習生」問題を「人身取引」問題の一部として語る戦略をしばしば取っているという²⁷。

米国での経験から「人身取引には男性、女性を問わず、労働搾取の被害も多い」ということを身近に感じていた筆者にとっては、こうした認識を日本の「支援者」が持っていることは大変興味深い発見であった。米国と同じように、現在、日本では男性の被害全般と女性の労働搾取の被害の「実態」は見えにくい、それはそもそも、日本の場合にはクレーム申し立て人たちが、男女ともに、労働搾取の被害についてはほとんど「人身取引」の「実態」として言及してこなかったのであるから、当然の成り行きでもある。

長年係わっている「支援者」でさえ、「外国人女性の強制売春」と「外国人研修生・実習生の搾取的扱い」という2つの事項を繋げることが難しかった、あるいは支援活動やアドボカシー活動を展開する上で有効な戦略としては考えられていなかった背景には何があるのかを考えたとき、筆者は、「支援者」が「被害者」を支援していく上で資源となる社会福祉制度やサービスのあり方が関係しているのではないかと考えるに至った。本格的な分析については今後の課題とするが、以下でその概略だけみておきたい。

2) 社会福祉の解釈枠組み

日本では、男性の被害全般や女性の労働搾取の被害を見えにくくするような、「奴隷制」の歴史に対する習慣化された対応も、マニフェストデスティニーの論理も存在していないように思われる。だが、それに代わるものとして、「被害者」を発見した後、保護支援していく際に必要となる社会福祉サービスや各種の支援サービスが、日本の場合には米国以上に整備しにくいという事情が関係しているように思う。そこには社会福祉の解釈枠組みというものが大きく影響しており、それゆえ、「外国人女性の強制売春」と「外国人研修生・実習生の搾取的扱い」の問題は、近年まで「人身取引」というクレームにおいて同じようには語られてこなかったのではないかと筆者は考えている。

²⁵ 2008年4月に筆者が行ったインタビューによる。また、同様の内容が、以下にも掲載されている。川上園子2007「外国人研修・技能実習制度—もう1つの人身売買?」反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)『講座 人身売買 さまざまな実態と解決への道筋』解放出版社

²⁶ U.S. Department of States 2007 *Trafficking in Persons Report*, p.124.

²⁷ 2008年4月に筆者が行ったインタビューによる。

社会福祉は、生活上何らかの課題を抱える当事者や被害者の存在を括って「対象集団」とし、その集団に対して適切な援助法を考えたり、支援のための資源を合理的に分配したりする、特有の制度的側面を持つ。こうした社会福祉の解釈枠組みは、「就労可能な人々」を福祉の対象者とは見做してこなかったし、現在もそのような見方は福祉の法制度の根本に存在している。「派遣切り」や「ワーキングプア」の問題が取上げられるようになり、最近になってようやく「働いても生活保護以下」の生活を強いられる国民（とくに、就労可能な男性）の問題が、社会福祉の直面する「新たな課題」として認識されるようになったといえる。

つまり、労働搾取や雇用の問題は、労働問題あるいは経済問題であって、福祉の関与するところではないという認識が、長い間、日本の社会福祉という分野のなかには存在してきた。従って、「移住労働者」が抱えてきた問題というのは、「保険」や「健康」といった点で社会福祉との接点はあるものの、大きくは社会福祉が扱う問題ではないとされてきたように思う。

一方で、社会福祉の解釈枠組みの下では、ある「対象集団」と親和性を持つ用語（例えば、「高齢者」と「介護」）や、遠くに位置付けられる用語（例えば、「障害者」と「DV」）が存在し、組み合わせによっては、福祉に関する社会問題ではあっても社会福祉が扱い難いという状況が発生している。そして、厚生労働省の特定の部署と特定の「対象集団」とが結びつき、実践に必要な財源や人員配置等を管理・監督する仕組みがあることにより、社会福祉の支援現場から発せられる意見や提言は、特定の「対象集団」のものとして提示され、問題解釈の枠組みを維持する装置となっているのである。

つまり、一時保護にせよ、中長期的保護にせよ、あるいは生活保護にせよ、「人身取引被害者」が社会福祉の法制度によって現在存在しているサービスを受けたい場合には、社会福祉が規定しているいずれかの「対象集団」に位置付けられなければならないということであり、ある「対象集団」に一旦位置付けられると、そこで生じた問題は、その「対象集団」の範囲内で解決しようという力が働いてしまうということだ。

日本の社会福祉は、そもそも「外国人」や「移民」を福祉対象者として想定して発展してきたわけではない²⁸上に、現在の「人身取引被害者」の保護支援は、社会福祉事業のなかでも女性を対象とした「婦人保護事業」に組み込まれて実施されている。今でこそ、「婦人保護事業」においてDV被害女性やホームレスの女性たちが保護され、支援されているが、もともと「婦人保護事業」は、「売春経歴を有する者で、現に保護、指導を必要とする状態にあると認められる者」と「売春歴は有しないが、その者の生活歴、性行、又は生活環境などから判断して、放置すれば近い将来転落するであろうことが認められる者」を保護更

²⁸ 「外国人」や「移民」に対する福祉が整備されていないことは日本だけの問題ではない。福祉制度やサービスが国家の法律によって規定されており、国から与えられる何らかの正当な在留資格（国籍、市民権、永住者ビザ等）なしには利用が困難であるという世界共通の課題でもある。

生することを目的としていた²⁹。

こうした「婦人保護事業」のもとで「人身取引被害者」の保護支援が実施されているため、男性を被害者とは見做しえず、また、女性の労働搾取の被害は「管轄外」となってしまうと考えられる。男性や女性の労働搾取の被害を「人身取引」として認識する力が米国以上に低い状態にあるのは、こうした保護支援に関する公的な仕組みが背景にあることが大きく関係していると考えられる。

ただし、日本の特徴は、「人身取引」問題を根絶しようとする取り組みあらゆる人々が全国規模でネットワーク化されており、売春に対する立場を超えて繋がっている点であろう。現在、「支援者」自らが主張の中核としてきた「外国人女性の強制売春」を主な被害とする「人身取引」について、先に指摘したような「外国人研修生・実習生」等の労働搾取の被害や「日本人女性の強制売春」も含んで、広く「人身取引」を定義するように求めていく動きもみられている。もちろん、「支援者」たちは、様々な点で主張を異にしており、一枚岩ではないのだが、「支援者の声」としては一つのものを作り上げていこうと努力している。「支援者」として一丸となり「人身取引」と戦おうとする姿勢は、米国と比較すれば日本の「人身取引」の「現状の改善」に光をもたらす大きな特徴ともいえるものである。

3) おわりに

ある問題をどの種類の問題として認識していくのか、あるいはどの問題の延長上に位置付けようとするのかは、その社会の社会歴史的な認識枠組みや、その時代の国内外の動きに大きく依存する。社会歴史的な認識枠組みを変えたり、国内外の動きを止めたりすることは大変難しく、クレーム申し立て人たちは、ある意味では、その時々状況をみつつ、望むような「成果」を得るためにはどのような枠組みでクレーム申し立て活動を行うのが適切なのかを考え、行動を起こしている。

その際、行動を起こす者たちは、自らの主張を行うだけでなく、自らの認識がとりこぼす「実態」を把握し、とりこぼした「実態」をもいづれは救っていけるような解釈枠組みを作り出そうとする努力を怠ってはならないと思う。「そこに問題がある」と認識する感受性を持ち続けつつ、様々な視点から問題を捉えなおしてやる必要がある。

米国の事例を考察してきた今、筆者は自省の念を込めつつ、これらを心に留め、研究者として、あるいは「支援者」の一員として、今後の日本における「人身取引」問題の解釈を深めていく作業に関り続けていきたいと思っている。

²⁹ 林千代 2004「婦人保護事業の役割と意義」林千代編『女性福祉とは何かーその必要性と提言ー』ミネルヴァ書房、pp.62-78, p.67.

あとがき

長かったような、短かったような 4 年半。何度もやめてしまいたい、逃げ出してしまうと思いつつも、ようやくここまで辿りついた。論文提出期限間際まで、昼夜を問わずにご指導下さった指導教官の宮地尚子先生、研究の相談だけでなく子育ての相談にも度々のって下さった副指導教官の浅見靖仁先生には、言葉にできないほどお世話になった。

仕事をしながらの入学、その 1 年後には出産と、明らかに「学業一筋」ではなかった私を、いつも暖かい目で見守って下さり、適切なアドバイスを下さった宮地先生と浅見先生には心から感謝しています。本当にありがとうございました。

宮地ゼミには、なぜか、既婚者、母親、社会人経験者が多かったのだが、生活環境やこれまでの経験、研究課題は様々であっても、皆が「トラウマ」という宮地先生の研究領域に引き付けられるように集まっており、私に大きな刺激を与えてくれた。一方で、アジア地域の研究を専門とするゼミ生が多く集まっていた浅見ゼミでは、皆が大変異質な存在の私を快く迎え入れてくれ、多数の有益なアドバイスを与えてくれた。

「自宅が遠い」「仕事が忙しい」「子どもが小さい」などと言い訳をし、不登校気味だった私を励まし、相談に乗り、愚痴に付き合ってくれた両ゼミのゼミ生の皆さんには、本当に感謝している。

また、本研究は、日本学術振興会に支援して頂いたからこそ成し遂げられたものでもある。特別研究員 (DC2) として採用されていた 2006 年から 2008 年 (途中、育児休暇まで頂いた) の間に 2 回の米国調査を実施したが、特別研究員でなければ「子連れ米国調査」は諦めていただろうし、娘を保育園に入園させて日中の研究・執筆時間を確保することも難しかっただろう。特別研究員という身分は、経済面だけでなく精神面においても大きな支えとなった。本制度があったからこそ、研究と育児を何とか両立させることができたと感じている。改めて感謝したい。

そもそも、私がなぜ「人身取引」問題に係わるようになったのか、それを辿っていけば、私が上智大学の学部生であった頃にお世話になった小井土彰宏先生 (現在、一橋大学社会学研究科) の国際社会学の講義とゼミに行き着く。小井土先生は、移民や難民を支援するソーシャルワークについて学びたいという私の気持ちを後押ししてくださり、米国留学の際には様々な相談にのって下さった。博士後期課程入学後にも、折に触れて励まして頂き、背中を押し続けて下さったと感じている。

米国において、ソーシャルワークの修士学生であった私が実際に現場で支援活動を行うことをバックアップして下さり、また本研究の過程でもあらゆる面でサポートして下さった Bill さん、Yasuko さん、Hae Jung、Chancee、Etsuko さんをはじめとする LTSC 及び CAST の皆さま、また、今回の調査に協力して下さった支援団体及びアドボカシー団体の皆さま、ソーシャルワークとは何かを学んだ母校である SUNY at Albany の先生、先輩及び

同期の友人たち、なかでも Briar-Lawson 先生、Hagen 先生、Claiborne 先生、Yoshiko さん、Sang-Eun には、この場を借りて改めて御礼を述べたい。I've always appreciated your warm support and everything that you've done for me!

また、帰国後数年して、日本で再び「人身取引」問題と係わることになった私に、調査研究や発表の機会を与えてくださり、多面的に「人身取引」を捉えることの重要性を改めて認識させて下さった人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)の皆さま方、本研究の成果を踏まえ、今後は日本の「人身取引」と福祉政策の在り方について考えていきたいという私の指導を快く引き受けて下さった上智大学の柄本一三郎先生、「博士論文執筆」という事情を理解し、繁忙期であるにも拘わらず休みがちな私の「首」をつなげて下さっている宮城先生、秋元先生をはじめとした日本社会福祉教育学校連盟の先生方及び事務局スタッフの皆さまにも、この場を借りて御礼を申し上げたい。

そして何よりも、「学生ワーキングママ」と三足のわらじを履こうとする私を大きく支えてくれた家族、特に夫、母、娘には心から感謝している。様々な面において複雑な気持ちを抱えているであろうにも拘わらず、精一杯応援してきてくれたことに、またこれからもしてくれるであろうことに(?)、心からありがとう。

「産むなら博士論文を書いてから」という教訓を知ったのは、すでに出産後であった私であるが、今年 3 歳になった娘がいたからこそ、本論文を書き終えることができたと思っている。仕事をしつつ、また子育てをしつつ、論文を書くことは時間的にも精神的にも大変厳しいものだった。自己嫌悪や不安や心配で眠れないことも多々あった。

だが、10 行書きあげてはすべて消し、結局 1 文字も進まない夜には、娘の寝顔をみると心が休まった。重く、暗い気持ちになった時には、娘の大好きなアンパンマンの主題歌を口ずさみながら、育児日記を書いてみた。そうした気持ちの切り替えを可能にしてくれ、前進するための力を与えてくれたのが、娘と家族の存在であったと思っている。

博士論文を書き上げ、「人身取引」問題からは少し距離を置きたいという気持ちがないわけでもない。しかしながら、米国では「黒人」のオバマ氏を大統領とした政権が動き出し、日本では民主党へと政権が移ったことで、「人身取引」をめぐる様々な状況も変わりそうな気がしている。今後も、日米において「人身取引」問題がどのように語られていくのか、そしてその語りに対して、どのような対策が練られていくのか、どうしたらより多くの「実態」をカバーし、より多くの人々が搾取されないようになるのか。問題と政策の動きから目を離すことはできない。

だから、多分、迷いながらも続けると思う。私の研究が何の役に立つのか分からないし、役に立たないどころか、むしろ、ある立場に置かれた人々にとっては「余計なお世話」となり得るのかもしれないが、考えることを諦めないように自らを律していきたいと思っている。ほそぼそとでもやっていこう、そう思っている。

これまで支えてくれたすべての人々に、本当にありがとうございました。

Questions for interview

Date: / /

Interviewer: Ayako Sasaki

Interview is made by Ayako Sasaki, Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science, belonging to the Hitotsubashi University in Tokyo, Japan. The purpose is to explore how you perceive the current situation of victims of human trafficking in the United States, how you provide services for the victims, and how you think that the situation should be.

The results will be used only for the research purpose, and will not be used for others. Also, for the security purpose, your name, name of your organization, or name of your clients or cases will not be specified when those are published.

Thank you very much for sparing your busy time for the study.

Ayako Sasaki, MSW.

Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science.

Hitotsubashi University

Graduate School of Social Sciences

About Organization and Staff

1. Name:
2. Founded Year:
3. Kind of services provided regarding victims of human trafficking in the organization
4. Kind of services provided regarding victims of human trafficking with collaboration with others/other organizations.

About Trafficking Cases

1. Nationalities of the victims in the past three years.
- 1-2. Nationality of the biggest in number.
2. Number of cases per month in average(including continued cases).
3. Main Type of Trafficking in the past three years

4. Do you persuade victims to cooperate with prosecution process? If yes, how?
5. Do you have any specific considerations or cares depending on types of trafficking?
6. Total number of T-Visa facilitated until now(Number obtained and rejected)
7. Number of cases continued presence only (non-T):

Network and Collaborations for Trafficking Cases

1. Level of network mainly used for trafficking cases
2. In case of making a referral, what type of organizations and mainly for what reasons?
3. Do you collaborate with ethnic-based community? If yes, when do you mainly collaborate with?
4. Do you facilitate a self-help group for the victims?
5. What type of job training is offered (from your organization or with collaboration)?
- 5-2. Have victims obtained jobs in the United States? If yes, what kind of work?
6. What do you think the most difficult thing to collaborate with other organizations?

文献一覧

- 足立重和訳「クレーム申し立てのなかのレトリック—行方不明になった子どもという問題の構築」平英美 中河伸俊 2006『新版 構築主義の社会学 実在論争を超えて』世界思想社、PP.6-52.(=1990 Best, J., *Threatened Children: Rhetoric and Concern about Child-Victims*, The University of Chicago Press).
- Addams, J. 1912 *A new conscience and an ancient evil* New York The Macmillan Company.
- Agustin, L 2005 “Migrants in the Mistress’s House: Other Voices in the Trafficking Debate”, *Social Politics* 12 (1), pp.96-117.
- 赤川学 1995 「」江原由美子編『性の商品化』勁草書房。
- 赤川学「第二章 言説分析と構築主義」上野千鶴子編 2001『構築主義とは何か』勁草書房、pp.63-83.
- Best, J. 1990 *Threatened Children: Rhetoric and Concern about Child-Victims*, The University of Chicago Press.
- Boxill, N. and Richardson, D. 2007 “Ending Sex Trafficking of Children in Atlanta”, *Affilia*, 22(2), pp.138-149.
- Bruch E. 2004 “Models Wanted: The Search for an Effective Response to Human Trafficking” *Stanford Journal of International Law* Vol. 40, No.1, pp.1-45.
- Center for Women Policy Studies 2008 *Fact Sheet on State Anti-Trafficking Laws from US PACT [Policy Advocacy to Combat Trafficking] State Legislative Initiatives* http://www.centerwomenpolicy.org/programs/trafficking/documents/FactSheetonStateAntiTraffickingLawsDecember2008_001.pdf [2009/10/09]
- Chapkis, W. 2003 “Trafficking, Migration, and the Law: Protecting Innocents, Punishing Immigrants” *Gender and Society* 17(6), pp. 923-937.
- Clawson, H.J., Small J.D., Kevonne M., and Go, E.S. 2003 *Needs Assessment for Service Providers and Trafficking Victims*, National Institute of Justice <http://www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/grants/202469.pdf> [2009/06/18]
- Clawson, H., Salomon, A., and Grace, L.G. 2007 *Treating the Hidden Wounds: Trauma Treatment and Mental Health Recovery for Victims of Human Trafficking*, U.S. Department of Health and Human Services <http://aspe.hhs.gov/hsp/07/HumanTrafficking/Treating/ib.pdf> [2009/08/31]
- Destefano, A. 2007 *The War on Trafficking: U.S. Policy Assessed*, Rutgers University Press
- Donovan, B. 2006 *White Slave Crusades: Race, Gender, and Anti-vice Activism*

1887-1917, University of Illinois Press.

Farley, M. 2003 “Preface: Prostitution, Trafficking, and Traumatic Stress”, *Journal of Trauma Practice*, Vol.2 (3/4), pp. xvii-xxviii, p.xxiii.

Farley, et. al 2003 “Prostitution and Trafficking in Nine Countries: An Update on Violence and Posttraumatic Stress Disorder”, *Journal of Trauma Practice*, 2(3/4), pp.33-74

外務省「最近の米国情勢」(平成 17 年 3 月)

http://www.mofa.go.jp/Mofaj/area/usa/josei_200503.html [2009/10/12]

Galtung, J. 1969 “Violence, peace and peace research”, *Journal of Peace Research*, 6(3), pp. 167-191.

GAATW, *Sign the Petition! Support Recognise Rights!*

http://www.gaatw.org/index.php?option=com_chronocontact&Itemid=61

[2009/07/06]

Gozdziak, E. and Bump, M. 2007 *Data and Research on Human Trafficking: Bibliography of Research-Base Literature Final report*, September 2008, (NIJ Grand-2007-VT-BX-K002). <http://isim.georgetown.edu> [2009/07/10]

林千代 2004 「婦人保護事業の役割と意義」 林千代編『女性福祉とは何かーその必要性と提言ー』 ミネルヴァ書房、pp.62-78

Hodge, D. and Lietz, C. “The International Sexual Trafficking of Women and Children: A Review of the Literature”, *Affilia*, 22(2), pp.163-174

本庄しげ子 1954 『人身売買ー売られゆく子供たち』 同光社.

Hopper, E. 2004 “Underidentification of Human Trafficking Victims in the United States”, *Journal of Social Work Research and Evaluation* 5(2), p.141.

Huckerby, J.2007 United States of America. In Global Alliance against Trafficking in Women, *Collateral Damage: The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World*, pp.230-256

http://www.gaatw.net/Collateral%20Damage_Final/CollateralDamage_US.pdf

[2008/08/05]

人身取引禁止ネットワーク 2007 『人身売買「被害者」支援の連携の構築ー地域、国境を越えた支援に向けて 調査および活動報告書』 トヨタ財団 2005 年度地域社会プログラム助成事業.

Joel Brinkley, “Enslaved, by definition” *San Francisco Chronicle*, January 13, 2008.

<http://www.sfgate.com/cgi-bin/article.cgi?f=/c/a/2008/01/13/EDUPUDB4L.DTL>

[2009/07/03]

Jones, A. “Global slave trade prospers”, *National Catholic Reporter*, May 25, 2001,

http://www.natcath.com/NCR_Online/archives/052501/052501a.htm

[2009/08/05]

- ジョック・ヤング著、青木秀男他訳 2007『排除型社会 後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版 pp.309-314 (=1999, Young, Jock, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference on Late Modernity*, SAGE Publication.)
- ジョン・T・ピカレリー 2007「米合衆国と南北アメリカにおける人身売買」大久保史郎編『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社 pp.52-74.
- 景山ゆみ子 2005「女性センターにおける総合相談の取り組み」須藤八千代他『相談の理論家と実践』新水社、pp.130-75.
- 加納実紀代 1997「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約」と「慰安婦」問題『法学セミナー』No.512, pp.52-54.
- 加藤十八 2006『ゼロトレランス 規範意識をどう育てるか』学事出版.
- 柄谷利恵子 2007「女性移住労働者の『安全 (Security)』と『非・安全 (Insecurity)』: 国家、地域、グローバル」植木俊哉・土佐弘之編『国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会、pp.273-298.
- 川上園子 2007「外国人研修・技能実習制度—もう1つの人身売買?」反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)『講座 人身売買 さまざまな実態と解決への道筋』解放出版社.
- ケビン・ベイルズ著 大和田英子訳 2002『グローバル経済と現代奴隷制』凱風社 (=2000, Bales, K., *Disposable People: New Slavery in the Global Economy*, University of California Press.)
- 北澤毅 2001「少年事件における当事者問題: カテゴリー配置をめぐる言説と現実」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム: パースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版 pp.114-132.
- 草柳千早 2004『「曖昧な生きづらさ」と社会 クレーム申し立ての社会学』世界思想社.
- 小西友七 編集主幹 1995『ジーニアス英和辞典』《改訂版》大修館書店.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 2006『婦人相談諸における人身取引被害者支援の手引き』.
- Leidholdt, D. 2003 “Prostitution and Trafficking in Women: An Intimate Relationship”, *Journal of Trauma Practice*, Vol.2 (3/4), pp. 167-183.
- Leidholdts, D. 2004 *Demand and the Debate*
http://action.web.ca/home/catw/readingroom.shtml?x=53793&AA_EX_Session=f5a3ce9b6ebac5f5d1e165f8ec12904 [2009/07/02]
- Loseke, D. 1987 “Lived Realities and the Construction of Social Problems: The Case of Wife Abuse”, *Symbolic Interaction*, 10(2), pp.229-243.
- 宮地尚子 2005『トラウマの医療人類学』みすず書房.
- 宮地尚子 2007『「環状島」=トラウマの地政学』みすず書房.

- Musman, R. 1993 *Background to the USA*, Macmillan.
- Moore, C. 2006 “How Strong Collaboration Between Legal and Social Service Professionals will Improve Outcomes for Trafficking Survivors and the Anti-Trafficking Movement”, *Intercultural Human Rights Law Review* 1, pp.157-184.
- 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳 1990『社会問題の構築ーラベリング理論をこえて』マルジュ社 (=1977, Spector, B. & Kitsuse, *Constructing Social Problems*, Aldine de Gruyter) .
- 内閣府男女共同参画局 『第 14 回男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会議事録』
<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/gijiroku/bo14-g.html> [2009/06/11]
- 中川かおり 2005 「米国の人身取引対策：国内の取組みを中心に」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法 223』国立国会図書館
- 中河伸俊 1999『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』世界思想社
- 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳 『ソーシャルワークの社会的構築：優しさの名のもとに』明石書店 (= 1997 Margolin, L. , *Under the Cover of Kindness: Intervention of Social Work, the Rector and Visitors of the University of Virginia.*) .
- 中村佐織 2002『ソーシャルワーク・アセスメント：コンピュータ教育支援ツールの研究』相川書房.
- 岡村美保子、小笠原美喜 2005 「日本における人身取引対策の現状と課題」国立国会図書館『調査と情報 485 号』ISSUE BRIEF NUMBER 485(JUN.21.2005)
<http://www.ndl.go.jp/ip/data/publication/issue/0485.pdf> [2009/02/08]
- 大久保史郎 2007 「人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング」大久保史郎編『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社 pp.1-8.
- Osmańczyk, E. & Mango, A. 2003 *Encyclopedia of the United Nations and international agreements* Third Edition Vol.4: T-Z and Index. Taylor & Francis.
- 大津恵子 2004 「民間シェルターから見える日本社会の人身売買の実態」吉田容子監修・JNATIP 編『人身売買をなくすために 受入大国日本の課題』明石書店、pp.14-28.
- ラディカ・クマラスワミ著 VAWW-NET ジャパン翻訳チーム訳 2003『女性に対する暴力をめぐる 10 年 国連人権委員会特別報告者クマラスワミ最終報告書』明石書店 (=2003, Radhika Coomaraswamy, *Integration of the human rights of women and the gender perspective Violence against women and addendum 1*) .
- 佐々木綾子 2007 「人身取引と売春女性の『被害者性』：米国の取組みの意義と課題」『ジェンダー研究』10, pp.59-80.
- 佐藤千登勢 2008 「アメリカ合衆国における福祉国家再編と市民権ー1996 年福祉改革法の移民への影響」『つくば大学地域研究 29』pp.81-100.

- Saunders, P. 2005 Traffic Violations: Determining the Meaning of Violence in Sexual Trafficking Versus Sex Work, *Journal of Interpersonal Violence*, 20(3), pp.343-359.
- Seelke, C. & Siskin, A. 2008 *CRS Report for Congress Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress*, January 10, 2008 (Order Code RL34317).
- 千田有紀「序章 構築主義の系譜学」上野千鶴子編 2001『構築主義とは何か』勁草書房、pp.1-41.
- Sex Workers Project, 2009 *New York State Legislative Agenda*
<http://www.sexworkersproject.org/downloads/2009/20090531-swp-legislative-agenda-spring-2009.pdf> [2009/07/02]
- Sex Workers Project, (no date) *For immediate release, Report Finds that Raids are not an effective tool against human trafficking*
<http://www.sexworkersproject.org/downloads/20090109-swp-raids-report-pr.pdf>
 [2009/07/02]
- 志道好秀 1988「朝日新聞調査研究室報告要旨 52-1 人身売買とその対策」児童問題史研究会『現代日本児童問題文献選集 38』日本図書センター.
- 下河辺美知子 2000『歴史とトラウマ：記憶と忘却のメカニズム』作品社.
- 白井洋子 2006『ベトナム戦争のアメリカ もう一つのアメリカ史』刀水書房.
- Sloan, L. & Wahab, S. 2000 “Feminist Voices on Sex Work: Implications for Social Work”, *Affilia*, 15(4), pp.457-479.
- 鈴木透 2006『性と暴力のアメリカ』中公新書.
- 平英美、中河伸俊 2006「第9章 構築主義アプローチの到達点—エンピリカルな見地からの課題と展望」平英美、中河伸俊編『新版 構築主義の社会学 実在論争を超えて』世界思想社、 pp.285-328.
- 玉井桂子 2004「人身売買の根絶に向けた NGO ネットワーク—JNATIP」吉田容子監修・JNATIP 編『人身売買をなくすために 受入大国日本の課題』明石書店、pp.156-165.
- 常松洋 2006『ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治』昭和堂.
- 徳岡秀雄 1987『社会病理の分析視角：ラベリング論・再考』東京大学出版会.
- 上野千鶴子「構築主義とは何か—あとがきに代えて」上野千鶴子編 2001『構築主義とは何か』勁草書房、pp.275-305.
- 上野加代子 1996『児童虐待の社会学』世界思想社.
- U.S. Agency for International Development, Office of Women in Development 2004
Trafficking in Persons: USAID's Response, March 2004.
http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/wid/pubs/trafficking_in_person_usaids_response_march2004.pdf [2008/02/09] .
- U.S. Bureau of Justice Statistics 2009 *Characteristics of Suspected Human Trafficking Incidents 2007-08*, January 2009. NCJ224526.

- <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/cshti08.pdf> [2009/04/26]
- U.S. Bureau of Justice Statistics 2009 *More Than 1,200 Alleged Incidents of Human Trafficking Reported in the U.S.*, January 15, 2009.
- <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/press/cshti08pr.htm> [2009/08/16]
- U.S. Department of Justice 2003 *Assessment of U.S. Government Activities To Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2004 *Assessment of U.S. Government Activities To Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2005 *Assessment of U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2006 *Assessment of U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2007 *Assessment of U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2008 *Assessment of U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2006 *Attorney General's annual Report to Congress on U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2007 *Attorney General's annual Report to Congress on U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice 2008 *Attorney General's annual Report to Congress on U.S. Government Activities to Combat Trafficking in Persons*
- U.S. Department of Justice Civil Right Division 2006 *Report on Activities to Combat Human Trafficking Fiscal Years 2001-2005*
- U.S. Department of States 2001 *Trafficking in Persons' Report*
- U.S. Department of States 2002 *Trafficking in Persons' Report*
- U.S. Department of States 2003 *Trafficking in Persons' Report*
- U.S. Department of States 2004 *Trafficking in Persons' Report*
- U.S. Department of States 2005 *Trafficking in Persons Report*
- U.S. Department of States 2006 *Trafficking in Persons' Report*
- U.S. Department of States 2007 *Trafficking in Persons' Report*
- U.S. Department of States 2008 *Trafficking in Persons Report*
- U.S. Department of States Bureau of Public Affairs 2004 *The Link Between Prostitution and Sex Trafficking.*
- <http://www.state.gov/documents/organization/38901.pdf> [2008/06/24]
- U.S. Immigration and Customs Enforcement, Office of Investigations 2008 *Operation*

Predator: Targeting child exploitation and sexual crimes November 2008.
<http://www.ice.gov/pi/news/factsheets/operationpredator.htm> [2009/05/18]

U.S. Census Bureau, B02001. RACE - Universe: TOTAL POPULATION, Data Set:
2005-2007 American Community Survey 3-Year Estimates.
http://factfinder.census.gov/servlet/DTable?_bm=y&-geo_id=01000US&-ds_name=ACS_2007_3YR_G00_-mt_name=ACS_2007_3YR_G2000_B02001
[2009/08/13]

Valandra. "Reclaiming Their Lives and Breaking Free: An Afrocentric Approach to Recovery From Prostitution", *Affilia*, 22(2), pp.195-208.

Wahab, S. 2002 "For their own good?: sex work, social control and social workers, a historical perspective", *Journal of Sociology and Social Welfare*,
http://findarticles.com/p/articles/mi_m0CYZ/is_4_29/ai_95445129/ [2009/08/15]

Weitzer, R. 2005 "The Growing Moral Panic Over Prostitution and Sex Trafficking", *The Criminologist*, 30(5), pp.1-5.

Weitzer, R. 2006 "Moral Crusade against Prostitution", *Society*, March/April

William, M. 2004 "Traffic Counts, Symbols, and Agendas: A Critique of the Campaign Against Trafficking of Human Beings", *International Review of Victimology* 11, pp.143-176.

Zimmerman, C.& Watts, C 2003 *WHO Ethical and Safety Recommendations for Interviewing Trafficked Women*, WHO.

議会・公聴会資料

(時系列で掲載)

[103rd Congress:1993-1994]

H. Con. Res. 254: Expressing the sense of the Congress concerning the trafficking of Burmese women and girls into Thailand for the purpose of forced prostitution.

[104th Congress:1995-1996]

H. Con. Res.21: Expressing the sense of the Congress concerning the trafficking of Burmese women and girls into Thailand for the purpose of forced prostitution.

Sex Trafficking in Thailand (House of Representatives, June07, 1995), H5626.

S. Con. Res. 12: A concurrent resolution expressing the sense of the Congress concerning the trafficking of Burmese women and girls into Thailand for the purpose of forced prostitution

Senate Concurrent Resolution 12:Human Rights Abuse of Burmese Women and Girls

(senate- May 04, 1995), S6182.

[105th Congress:1997-1998]

H. Con. Res. 114: Expressing the sense of the Congress concerning the worldwide trafficking of women and girls, whereby women and girls are coerced, abducted, or deceived into migrating within or across national borders, and particularly the trafficking of Burmese women and girls in Thailand for the purposes of forced prostitution.

H. Con. Res. 239: Expressing the sense of Congress concerning the worldwide trafficking of persons, that has a disproportionate impact on women and girls, and is condemned by the international community as a violation of fundamental human rights.

S. Con. Res. 82: A concurrent resolution expressing the sense of Congress concerning the worldwide trafficking of persons, that has a disproportionate impact on women and girls, and is condemned by the international community as a violation of fundamental human rights.

H. Con. Res. 239, Summary as of 3/10/1998 introduced.

S. Con. Res. 82, Summary as of 3/10/1998 introduced.

Introduction of Resolution on The Worldwide Trafficking of Persons, A Violation of Fundamental Human Right-Hon. Louise Macintosh Slaughter (Extension of Remarks-March 10, 1998), E340.

[106th Congress:1999-2000]

S.600: A bill to combat the crime of international trafficking and to protect the rights of victims

S.1842. A bill to combat trafficking of persons in the United States and countries around the world through prevention, prosecution and enforcement against traffickers and protection and assistance to victims of trafficking

H.R. 1238: To combat the crime of international trafficking and to protect the rights of victims

H.R. 1356: To end international sexual trafficking, and for other purposes

The Sex Trade: Trafficking of Women and Children in Europe and the United States, Hearing before the Commission on Security and Cooperation in Europe, one hundred sixth congress, first session, June 28, 1999 [CSCE 106-1-9].

Trafficking of Women and Children in the International Sex Trade, Hearing before the Subcommittee on International Operations and Human Rights of the Committee

on International Relations, House of Representatives, one hundred sixth congress, first session, September 14, 1999 (Serial No. 106-66)

Markup of H.R.3244, H.Con.Res.165, H.Res.169, H.Con.Res.206, H.Con.Res.222, H.Con.Res.211, and H.Con.Res.200, Markup before Committee on International Relations House of Representatives, 106th Congress, First Session, Tuesday, November 9, 1999, Serial No. 106-96.

Trafficking Victims Protection Act of 1999, November 22, 1999, 106th Congress, 1st Session, House of Representatives, Rept. 106-487, Part 1.

International Trafficking in Women and Children, Tuesday, February 22, 2000, U.S. Senate, Subcommittee on Near Eastern and South Asian Affairs, Committee on Foreign Relations, Washington, DC., S. HRG. 106-705.

Trafficking Victims Protection Act of 2000, April 13, 2000, 106TH Congress, 2nd Session, House of Representatives, REPT. 106-487, Part 2.

Congressional Record, Proceedings and debates of the 106th Congress, Second Session, Vol. 146, No. 108, Washington D.C., Tuesday, September 14, 2000, House of Representatives, H7629.

Congressional Record, Proceedings and debates of the 106th Congress, Second Session, Vol.146, No.123, Washington D.C., Thursday, October 5, 2000, House Representatives, H8880.

[109th Congress:2004-2005]

“Combating Human Trafficking: Achieving Zero Tolerance”, Congressional Record, Proceedings and Debates of the 109th Congress, 1st Session, Vol. 151, No. 27. Washington, Wednesday, March 9, 2005.

[110th Congress:2006-2007]

H.Res.121: A resolution expressing the sense of the House of Representatives that the Government of Japan should formally acknowledge, apologize, and accept historical responsibility in a clear and unequivocal manner for its Imperial Armed Forces' coercion of young women into sexual slavery, known to the world as "comfort women", during its colonial and wartime occupation of Asia and the Pacific Islands from the 1930s through the duration of World War II.

新聞記事・報道スクリプト

The Los Angeles Times

”Trafficking in Humans Isn’t Behind Us Yet” (February 11, 2000)

The New York Times

“Sex Slavery, Thailand to New York: Thousands of Indentured Asian Prostitutes May be in U.S.” (September 11, 1995).

“What Modern Slavery Is, and Isn't” (July 27, 1997).

“Vatican Decries Fence Planned For U.S. Border” (November 15, 2006).

“In New York, Prosecutor Defends Spitzer Decision” (November 18, 2008).

“If This Isn't Slavery, What Is?” (January 4, 2009) .

The Washington Post

“Anti-Sweatshop Program Tailored for the Times” (May 30, 1996)

“Massage Parlor Off the Hook” (July 31, 1996)

“Trafficking in Persons” (January 30, 2000)

“Slavery in 2004” (January 1, 2004)

CNN.com/Law Center,

“Boy used in smuggling scheme can stay in U.S.” (July 24, 2001).

<http://archives.cnn.com/2001/LAW/07/23/human.trafficking/> [2009/08/13]